

平成19年度外務省政策評価書

【事務事業評価版】

(平成18年度に実施した施策に係る政策評価)

平成19年8月

外務省

目 次 [事務事業評価版]

基本目標Ⅰ 地域別外交

I—1	対アジア大洋州外交	1
I—2	対北米外交	43
I—3	対中南米外交	57
I—4	対欧州外交	69
I—5	対中東外交	91
I—6	対アフリカ外交	105

基本目標Ⅱ 分野別外交

Ⅱ—1	国際の平和と安定に対する取組	117
Ⅱ—2	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	147
Ⅱ—3	原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力	165
Ⅱ—4	国際経済に関する取組	175
Ⅱ—5	地球規模の諸問題への取組	193
Ⅱ—6	国際法の形成・発展に向けた取組	207
Ⅱ—7	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの 提供	221

<u>基本目標Ⅲ</u>	<u>広報、文化交流及び報道対策</u>	227
--------------	----------------------	-----

<u>基本目標Ⅳ</u>	<u>領事政策</u>	257
--------------	-------------	-----

<u>基本目標Ⅴ</u>	<u>外交実施体制の強化</u>	285
--------------	------------------	-----

<u>基本目標Ⅵ</u>	<u>政府開発援助</u>	295
--------------	---------------	-----

基本目標 I 地域別外交

施策目標 I — 1 対アジア大洋州外交

施策

I-1-1	東アジアにおける地域協力の強化	3
I-1-2	朝鮮半島の安定に向けた努力	7
I-1-3	未来志向の日韓関係の推進	9
I-1-4	未来志向の日中関係の推進	13
I-1-5	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	16
I-1-6	インドネシア及びマレーシア等との友好関係の構築強化並びに東ティモールの国造り支援	25
I-1-7	南西アジア諸国との友好関係の強化	34
I-1-8	大洋州地域諸国との友好関係の強化	38

I-1-1 東アジアにおける地域協力の強化

【事務事業名】①日・ASEAN協力

【事務事業の概要】

日・ASEAN協力は、東アジア地域協力の「運転席」を占めるASEANと、首脳レベルをはじめとする様々な対話や協力、統合支援を通して、日・ASEAN関係を強化するための基本的な枠組みである。日・ASEAN統合基金や日・ASEANセンター等がこの枠組みの下に存在し、日・ASEAN協力の実績が積み重ねられてきた。ASEANが地域協力の中心的存在として積極的な役割を果たすことは、我が国にとっても利益となり、日・ASEAN協力は、我が国とASEANの関係強化のみならず、東アジア地域統合の一層の発展に貢献することになる。

【有効性（具体的成果）】

(1) 平成18年度は、第10回日・ASEAN首脳会議（平成19(2007)年1月14日にセブで開催）、日・ASEAN外相会議（1月11日にセブで開催）、日・ASEANフォーラム（次官級：平成18(2006)年11月10日にビエンチャンで開催）をはじめ、個別分野に係るものも含め、多数の対話を行い、東アジア地域が直面する課題と我が国の協力について、相互理解を深めるとともに、地域・世界の諸課題についての我が国の政策に対するASEAN側の理解を深めることができた。

(2) 特に、1月の首脳会議では、安倍総理から、ASEANの域内格差是正のためのメコン地域への重点的協力策や、新型インフルエンザ対策の追加拠出等の支援策を表明した。また、日・ASEAN協力の中長期的な発展の方向性について検討する「日・ASEAN賢人会議」を設立して平成20(2008)年の首脳会議に報告させることや、日・ASEANセンター改革の実行に合意し、また、日・ASEAN包括的経済連携協定の実質的交渉を期限内に終了するために一層の努力をすることを確認した。また、ASEAN側からは、我が国は最も信頼でき、頼れるパートナーであり、日・ASEAN関係は戦略上重要である旨、また、30年に及ぶ我が国の貢献に対する感謝の意が表明された。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

日・ASEAN協力は、日・ASEAN関係のみならず、東アジアの地域協力全般にとって重要な基本的枠組みであり、これまで積み重ねられてきた協力の実績を維持し、更に発展させるため、これまでの体制を維持する必要がある。

【事務事業名】②ASEAN+3協力

【事務事業の概要】

ASEAN+3は、経済、文化や非伝統的安全保障等、東アジア地域協力の中で最も広い分野を扱っており、こうした広範な分野での実務的協力の推進を通じて、地域の発展に向けた共通の努力を強化する。

【有効性（具体的成果）】

(1) 平成18年度は、首脳会議（平成19(2007)年1月14日にセブで開催）、2回の外相会議（平成18(2006)年7月28日にクアラルンプール、平成19(2007)年1月11日にセブで開催）に加え、高級実務者協議、2回の局長級会合及び個別分野における各種会合が開催され、ASEAN+3における中長期的な協力の方向性について認識が深まると共に、様々な分野における協力が進められた。

(2) 「第二共同声明」の作成に包括的かつ建設的な貢献をするべく、我が国は、この共同声明を取りまとめるASEAN側に次のような提案を行い、各国の理解を深めることができた。①東アジア首脳会議やASEAN+

1を含めた全ての地域協力を重層的に推進すること、②開放性、透明性や普遍的価値を基礎とした協力を進めること、③協力の気運の高い分野から協力実績を積み重ねる「機能的アプローチ」を明確にすること。

【事業の総合的評価】

拡充強化 **今のまま継続** 内容の見直し 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

ASEAN+3は、現在東アジアで最も広い分野を扱う、地域統合の「主要な手段」とされており、我が国の地域協力への積極的姿勢を示すためにも、これまでの体制を維持する必要がある。

【事務事業名】③東アジア首脳会議

【事務事業の概要】

(1) 東アジア首脳会議参加国と地域の共通課題について戦略的議論を行うとともに、地域全体の利益となるような具体的協力を実施する。

(2) 我が国の地域協力の基本方針は、①基本的価値の共有、②開放性・透明性・包含性の原則、③具体的協力の積み重ねによって将来の地域共同体を目指す「機能的アプローチ」の3点であるが、東アジア首脳会議には、民主主義等といった価値を共有するインドや豪州等が参加すること、クアラルンプール宣言で開放性や透明性の原則が確認されたこと、また、近年、具体的協力が進展し、協力の気運が高まりつつあることから、我が国にとって極めて重要な地域協力枠組みである。

(3) 普遍的価値の共有を基本として具体的協力を進展させ、地域の協力及び統合を深化させる。

【有効性（具体的成果）】

(1) 平成18年度は、首脳会議（平成19(2007)年1月14日にセブで開催）、参加国外相会議（平成18(2006)年7月26日にクアラルンプールで開催）が行われた。首脳会議後は、エネルギー安全保障等の協力案件の実施やフォローアップのため、様々な事務レベル会合が開かれている。

(2) 参加国外相会議では、優先協力5分野（エネルギー、金融、教育、新型インフルエンザ及び防災）について合意された。

(3) 首脳会議では、議長国フィリピンの主導により、エネルギー安全保障をはじめ、EASの枠組みにおける具体的協力について議論された。安倍総理は、省エネやバイオ・エネルギーの活用を中心とするエネルギー協力、EAS参加国を中心に、今後5年間、毎年6000人の青少年を我が国に招く青少年交流事業や防災等について、具体的なイニシアティブを発表した。これに対して、ASEANをはじめとする加盟国からは、地域共通の課題に対する時宜に適した協力策であると、高い評価を得た。こうした取組を通じ、EASの枠組みの下での協力の気運を高めることができた。

(4) 同首脳会議後、安倍総理のイニシアティブを具体的な地域の共通利益につなげるため、エネルギー分野ではタスクフォースを開催し、また、青少年交流については、「21世紀青少年大交流計画」として、対象国とも調整を含め、青少年の受け入れ実施の準備を進めている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

東アジア首脳会議は、我が国が目標とする基本原則が共同声明で確認されており、インドや豪州といった、我が国と基本的価値を共有する国が参加する。EASにおける協力の気運は高まりつつあるが、今後、この気運を一層高めるため、新たな協力案件の実施や既存の協力案件フォローアップのため、資源を重点的に投下する必要がある。

【事務事業名】④日中韓協力**【事務事業の概要】**

日中韓は、お互いに直接的な影響を及ぼしうる隣国であり、東アジア全体の安定と繁栄のために責任を有する主要国であるため、我が国とアジア全体の安定と繁栄のためには、3国間で幅広い分野において協力することが不可欠である。特に、感染症や食料・農業問題といった国民生活にも重大な影響を与える分野や、貿易・金融や環境問題をはじめとする、地域の安定のために重要な分野において、3国間の協力を一層発展させる必要がある。

【有効性（具体的成果）】

- (1) 平成18年度は、首脳会議（平成19（2007）年1月14日）と外相三者委員会（外相級）（1月12日）がいずれもセブにて開催されるとともに、個別分野での閣僚会合等が開催された。
- (2) 1月に開催された首脳会議では、日中韓協力を一層強化していくことを確認するとともに、今後の日中韓協力を展望する共同プレス声明が採択された。この共同声明では、高級実務者協議の開催、日中韓投資協定交渉の開始、黄砂問題をはじめとする環境問題等への取組の促進等について合意され、日中韓協力を更に具体化することができた。また、平成15（2003）年の共同声明で、平成19（2007）年の提出が決められていた、「日中韓三国間協力進捗報告書」が採択され、経済、文化・人的交流・地域協力に関する幅広い協力の実績が取りまとめられ、今後の協力発展の土台を築くことができた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 **今のまま継続** 内容の見直し 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

日中韓協力は、アジア全域の安定と発展のために不可欠であり、また、2年間中断していたこの枠組みを再び軌道に乗せるため、これまでの体制を維持して取り組む必要がある。

【事務事業名】⑤地域の安定と繁栄を目指したその他の協力**【事務事業の概要】**

アジア協力対話（ACD）

アジア30か国の外務大臣が関心事項について定期的に議論を行うことで、既存の地域枠組みを強化・補完し、地域共通の課題についての協力を進める。

【有効性（具体的成果）】

- (1) 平成18年度は、5月24日に外相会議がドーハで開催され、エネルギー、金融をはじめとするACDの枠組みの下での具体的協力プロジェクトについて議論がされた。我が国からは、我が国が毎年主催している環境協力への参加の呼びかけや、その内容について説明を行った。また、ACDの枠組みにおける各種協力プロジェクトを今後とも推進していくこと、新規参加メンバー国を歓迎すること等を内容とする「ドーハ宣言」が採択された。
- (2) また、6月17日には、我が国が主催する、アジア協力対話（ACD）第3回環境教育推進対話が仙台で開催された。同対話では、「国連持続可能な開発のための教育の10年（ESDのための10年）」がテーマとされ、リサイクルやアスベスト問題に関し、我が国のEDSへの取組をアジアに向けて発信することができた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 **今のまま継続** 内容の見直し 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

ACDは、重要な域外国との貴重な対話の場であり、この枠組みにおいて、我が国の得意分野である環境

への我が国の取組を発信することによって、アジアにおける我が国の存在感を示す有効な手段であるため、今後ともこれらの事業に対する現在の体制を維持する必要がある。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 第10回日ASEAN首脳会議（概要）
- 第10回日ASEAN首脳会議・議長声明（英文）
- 安倍総理の東アジア・サミット等出席（概要と評価）
- 安倍総理の東アジア協力案件
- 第10回ASEAN+3首脳会議（概要）
- 第10回ASEAN+3首脳会議議長声明（英文）
- 第2回東アジア首脳会議（概要）
- 第2回東アジア首脳会議（EAS）における日本の協カイニシアティブ
- 第2回東アジア首脳会議議長声明（英文）
- 日中韓首脳会議（概要）
- 共同プレス声明2005～2006 日中韓三国間協力進捗報告書（仮訳）（英文）
- アジア協力対話概要
- アジア協力対話（ACD）第5回会合（概要）
- アジア協力対話第3回環境教育推進対話：我が国における「EDSの10年」実施計画の発表（概要と評価）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I - 1 - 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

【事務事業名】①核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組

【事務事業の概要】

北朝鮮の核問題及びミサイル問題は、我が国の平和と安定に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、六者会合及び日朝間の協議による平和的解決を図る。

【有効性（具体的成果）】

(1) 核問題については、北朝鮮による核実験実施発表を受け、我が国は、直ちに、北朝鮮籍船舶の入港禁止、北朝鮮からの輸入禁止措置等の制裁措置を発表・実施した。また、国連安保理議長国として、北朝鮮に「すべての核兵器及び既存の核計画等の放棄」を求める等の内容とする安保理決議第1718号の全会一致での採択を実現した。平成19年2月に開催された第5回六者会合第3セッションにおいて、北朝鮮による寧辺（ヨンビョン）の核施設の活動停止・封印等を明記した成果文書（「共同声明実施のための初期段階の措置」）を採択するなど、北朝鮮の非核化へ向けた第一歩となる措置に合意した。

(2) ミサイル問題については、北朝鮮による弾道ミサイル発射を受け、我が国は、直ちに、万景峰号の入港禁止措置等の制裁措置を発表・実施した。また、国連安保理において、北朝鮮のミサイル発射を非難し、北朝鮮及び国連加盟国に具体的な措置の実施を求める決議第1695号の全会一致の採択に向け積極的な外交努力を展開した。六者会合の下に設置された作業部会でミサイル問題を取り上げ、六者間で問題意識を共有すべく努力した。

(3) しかしながら、北朝鮮は核、ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとっておらず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 北朝鮮の核問題は、我が国の平和と安定に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。北朝鮮の核問題の平和的解決を図る上で、六者会合は、現時点において最も現実的かつ有効な枠組みである。今後とも、まずは「初期段階の措置」の早期実施、更には、六者会合共同声明の完全な実施に向けて、関係国との連携・協力を強化し、これまで以上の外交努力を傾注する必要がある。

(2) 北朝鮮のミサイル問題も、我が国の平和と安定に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。ミサイルの脅威を除去するためには、今後とも、この問題を六者会合をはじめとする各種会合で取り上げ、関係国との連携・協力を強化し、これまで以上の外交努力を傾注する必要がある。

【事務事業名】②拉致問題を含む日朝間の懸案解決や日朝関係の改善に向けた取組

【事務事業の概要】

(1) 北朝鮮による拉致問題は、我が国国民の生命と安全に関わる重大な問題である。北朝鮮側に対し、拉致問題の「進展」、更には「解決」に向けた具体的な行動を「日朝国交正常化のための作業部会」等を通じ求めていく。同時に、国際連合、六者会合、G8首脳会合等、あらゆる外交上の機会をとらえ、拉致問題解決に向けた国際的な連携の強化のために努力する。

(2) 拉致問題を含む諸懸案を包括的に解決した上で日朝国交正常化を実現する。

【有効性（具体的成果）】

(1) 平成19年2月に第5回六者会合第2セッションにおいて、「日朝国交正常化のための作業部会」を六者会合の枠組みの下に設置することが決定され、3月の第1回会合において、我が国よりは、①すべての拉致被害者及びその家族の安全確保と速やかな帰国、②真相究明、③容疑者の引渡し等を要求し、安倍政権の下での我が国の立場を明確に伝達できたことは一定の成果であった。しかしながら、北朝鮮は、未だに拉致問題の「進展」、更には「解決」に向けて何ら具体的な行動をとっていない。これは、北朝鮮側に責任がある。

(2) 他方、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたことは一定の成果であった。我が国の積極的な外交努力により、具体的には、平成18年12月の国連総会では、拉致問題を国際的懸念事項とする「北朝鮮の人権状況決議」採択され、平成19年6月のG8首脳会合では、北朝鮮に対し「拉致問題の早急な解決」を求める議長総括が発出されたことは評価できる。また、米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた支持・協力を再確認したことも成果。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

拉致問題は、我が国国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題であり、一刻も早い解決が必要である。また、安倍政権の最重要課題の一つであり、対応を強化する必要がある。これまでのところ、北朝鮮側から誠実な対応が示されていないため、具体的進展は得られていないが、国際社会は、これまで以上に明確に北朝鮮に拉致問題の早期解決に向けた具体的な行動を求めており、我が国としても、北朝鮮に対する働きかけを強化すると同時に、関係国との連携を強化する必要がある。

【評価をするにあたり使用した資料】

○平成19年版外交青書

○HP掲載の下記資料

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html (基礎データ)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/index.html (日朝関係)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/index.html (六者会合)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/seijyoka.html (第1回「日朝国交正常化のための作業部会」の概要(平成19年3月))

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/kakumondai0609.html (北朝鮮の核問題)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/missile.html (北朝鮮によるミサイル発射)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/rachi.html (日本人拉致問題)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/n_korea_02/index.html (小泉総理大臣の北朝鮮訪問)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I - 1 - 3 未来志向の日韓関係の推進

【事務事業名】①政治分野の対話の促進

【事務事業の概要】

首脳・外相レベルの会談を始めとした政府間の対話を緊密に実施し、日韓パイの諸問題に対応するとともに、北朝鮮をめぐる問題等日韓共通の課題に対する協力・連携の強化等を図る。

【有効性（具体的成果）】

平成18年10月安倍総理が就任後最初の外遊先の一つとして韓国を訪問し、盧武鉉大統領との首脳会談を行ったことは、ぎくしゃくしていた日韓関係を改善し、更なる高みへと導くための流れを作るきっかけとなった。また、外相会談についても、平成18年度の間計7回開催されるなど、日韓両国の政府間対話が頻繁に重ねられることにより、両国の政治分野の対話が大いに促進された。特に、北朝鮮問題に関して、また、拉致、核、ミサイルといった北朝鮮を巡る諸懸案について、六者会合等において日韓間の連携・協力を押し進め、北朝鮮による寧辺(ヨンピョン)の核施設の活動停止・封印、北朝鮮によるすべての核計画の完全な申告、すべての既存の核施設の無能力化等を盛り込んだ「共同声明実施のための初期段階の措置」の採択に当たってもこれが維持された。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

日韓関係を未来志向に発展させていくためには、政治分野での緊密な対話は不可欠である。多くの二国間の諸懸案を適切に解決し、日韓関係全体を大局的にマネージして行くとの観点から、また、北朝鮮問題等、日韓共通の課題に連携・協力していくために、今後も、より一層緊密な対話及び連携・協力の強化を進めていく必要がある。

【事務事業名】②人的交流の拡大

【事務事業の概要】

平成18年3月、我が国を訪問する韓国人に対する恒久的査証免除措置を実施したほか、「日韓交流おまつり2006」をはじめとする「ポスト友情年」事業や「日韓青少年対話の広場」、「21世紀東アジア青少年交流」等の各種文化交流・青少年交流事業も積極的に実施した。

【有効性（具体的成果）】

(1) 人的交流を拡大するための環境整備として、平成17年度に金浦ー羽田直行便の倍増、韓国人に対する無期限査証免除を実施したことを受け、平成18年には訪日韓国人が初めて年間200万人に達し、日韓間の往来者数が年間約450万人に達した。

(2) また、平成17年の「日韓友情年2005」で築かれた交流のモメンタムを維持すべく、平成18年9月に「日韓交流おまつり2006」を開催した。日韓両国から約1600名が参加し、5万人の観客が見守る中、日韓双方の個性ある演目を披露し、両国国民の相互理解の増進につながった。

(3) 未来志向の日韓関係を築くため、平成18年12月に安倍総理が発表した「21世紀東アジア青少年大交流計画」に基づき、今後5年間、日韓間の高校生、大学生を中心とする青少年1000名を日本に招聘する事業が展開される。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

人的交流の拡大は、日韓の相互理解促進と信頼醸成の基礎を構築して行く上で、不可欠である。「日韓交流おまつり」等の文化交流事業が円滑に実施されるよう支援するとともに、総理によって表明された「21世紀東アジア青少年大交流計画」に基づく青少年交流事業を着実にかつ効果的に実施し、引き続き両国の交流拡大とそのための環境整備に努めていく。

【事務事業名】③日韓間の過去に起因する諸問題への取組

【事務事業の概要】

過去に起因する諸懸案については、人道的観点から真摯に対応してきている。具体的には、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還に向けた作業の推進、在韓被爆者への対応、在韓ハンセン病療養所入所者への対応、在サハリン「韓国人」に対する支援など、多岐にわたる分野で真摯に取り組み、目に見える進展があった。日韓歴史共同研究を推進し、正確な歴史事実と歴史認識に関する相互理解促進に努める。

【有効性（具体的成果）】

(1) 朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還については、平成18年8月、旧民間徴用者等の遺骨の実施調査を初めて実施し（その後、平成19年5月までに計6回実施）、また、旧軍人・軍属の遺骨についても、祐天寺の遺骨の早期返還に向けて精力的に協議を行っている他、韓国人遺族による海外追悼巡礼を初めて実施（平成18年12月、サイパン、フィリピン、パラオ、平成19年3月、パプアニューギニア）した。

(2) 在サハリン「韓国人」支援については、永住帰国・一時帰国支援等を着実に実施した。

(3) 在韓被爆者問題については、在外公館での健康管理手当支給申請の受付を平成17年11月30日より開始した。これを受け、平成19年4月27日現在、各在外公館で受け付けた支給申請は355件に上り、このうち200件が在韓被爆者である。

(4) また、第2期歴史共同研究については、平成18年度中に日韓間で協議を重ね、平成19年4月にソウルで第1回共同研究委員長会合を開催し、6月に東京で第1回全体会合を開催することとなった。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

未来志向の日韓関係を更に発展させていく上で、韓国国民の過去を巡る心情を重く受け止めつつ、日韓の過去に起因する諸問題に人道的観点から真摯に対応していくことは不可欠である。今後も、諸問題の解決へ向けた進展を得られるよう、地道な外交努力の継続が必要である。

【事務事業名】④日韓間の懸案への対応

【事務事業の概要】

竹島問題や同問題に起因する海洋の問題等の日韓間の懸案を平和的に解決するため、粘り強く外交努力に努める。この際、我が国として主張すべきは主張しつつも、こうした日韓間の一部の問題をめぐる立場の相違が日韓の友好協力関係全般を後退させることのないよう、大局的な見地からの解決を図る。

【有効性（具体的成果）】

平成18年4月には、日韓双方のEEZの主張が重複する海域での我が国の海底地形調査の計画を巡り、日韓両国が対立し、7月には、EEZの主張が重複する海域及び竹島領海で韓国側が海流調査を行い、再び対立した。その後、我が方の放射能調査の計画を巡り対立したが、いずれにおいても日韓間で協議を重ね、問題を沈静化させた。10月には、EEZの主張が重複する海域において日韓共同で放射能調査が行われた。

また、問題の根本的解決のため、6月、9月及び平成19年3月にEEZ境界画定交渉が行われ、現在も交渉が継続中である。なお、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組みについても併せて協議が行われている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

これら諸懸案は、我が国の国益上重要な問題であると同時に、その帰趨如何によっては、日韓双方の国民感情にも影響を及ぼす。我が国としては、主張すべきは主張しつつ、これらの問題の解決のため粘り強く努力すると同時に、日韓両国の未来志向的な関係の発展のために大局的な判断に立って対応する必要もあり、更なる外交努力を傾けていくことが必要である。

【事務事業名】⑤経済緊密化のための各種協議の推進

【事務事業の概要】

日韓EPA交渉をはじめとする各種協議を通じ、東アジアの先進資本主義国たる日韓両国の経済関係をさらに深め、両国の経済発展のみならず地域の経済発展に寄与することを目指す。

【有効性（具体的成果）】

日韓間の貿易が増加する一方、我が国からの対韓投資も高い水準を維持し、企業間の提携、協力も進むなど、両国の経済関係は益々進化している。こうしたことを背景として、平成14年7月以来中断されていた日韓ハイレベル経済協議第5回会合が12月に開催され、中断している日韓経済連携協定(EPA)交渉、両国間の協力関係について意見交換が行われるとともに、今後も同協議を定期的開催することで一致した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

日韓両国の経済的連携の強化は両国のみならず、地域の経済発展や安定にとって不可欠であり、また、両国の経済関係が緊密化する中で、両国間の問題解決及び協力のために議論を行う必要性はより一層高まっている。

【評価をするにあたり使用した資料】

○平成19年版外交青書

○外務省HP掲載の下記資料

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html> (基礎データ)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/josei.pdf> (最近の韓国情勢)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/kankei.pdf> (最近の日韓関係)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/kankei_h.pdf (最近の日韓関係年表)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/keizai.pdf> (韓国経済の現状と日韓経済関係)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/visit/index.html> (要人往来)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/cv/index.html> (要人略歴)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/kaidan/index.html> (首脳・外相会談等)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/koryu/index.html> (日本と韓国間の交流)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/rekishi/index.html> (日韓歴史共同研究)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_korea/index.html（日韓EPA）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html>（竹島問題）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html（日本海呼称問題）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I - 1 - 4 未来志向の日中関係の推進

【事務事業名】①様々なレベルにおける率直な間断なき対話の実施

【事務事業の概要】

- (1) 政府ハイレベルを含む様々なレベルでの胸襟を開いた対話の実施。
(2) 平成18年10月の安倍総理訪中の際に合意された「戦略的互惠関係」の構築に向け、幅広い分野について、様々なレベルで対話を強化。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度においては、平成18年10月の安倍総理大臣の中国訪問（「日中共同プレス発表」を発出）や、平成19年2月の李肇星中国外交部長の訪日の他、第三国における国際会議の機会を利用して、計3回の日中首脳会談、計5回の日中外相会談を実施。この他、3回の日中総合政策対話（次官級）や日中安保対話（次官級、10月）、日中経済パートナーシップ協議（次官級、12月）、3回の東シナ海等に関する日中協議（局長級）など、様々な分野で事務レベルの意見交換も行い、「戦略的互惠関係」の構築に向けた具体的協力が話し合われている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成18年10月の安倍総理訪中の際に発出された「日中共同プレス発表」において、「両国の指導者の間の交流と対話が両国関係の健全な発展に重要な意義を有する」旨明記されるなど、頻繁な首脳間の対話をはじめ、経済閣僚間の定期的な対話、その他閣僚間の対話、政治、安全保障、経済、社会、文化等各分野の関係当局の協議を推進していくことで一致している。今後もアジア及び世界に貢献しながら両国が共通利益を拡大していく「戦略的互惠関係」の構築及び懸案の適切な処理に向けて、様々な分野においてより一層対話を強化していく必要がある。

【事務事業名】②新日中友好21世紀委員会の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進

【事務事業の概要】

日中両国の有識者による新日中友好21世紀委員会の開催をはじめとする日中間の民間有識者を含む重層的な交流を促進し、相互理解・信頼醸成に努める。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度は、新日中友好21世紀委員会第5回会合を青島（中国山東省）で開催。安倍総理訪中の成果を具体化し、日中関係の転換と改善の勢いを強固なものとするため、具体的な提言に向けた議論が行われた。また、日中歴史共同研究が立ち上げられ、歴史に対する客観的な認識を深めることによって相互理解の増進を図るべく、2回の会合が催された。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成19年度においても、新日中友好21世紀委員会第6回会合を秋田にて開催予定であり、日中歴史共同研究は、平成20年8月に両首脳に成果を報告すべく、第3回会合及び分科会等が行われる予定である。これらはいずれも日中首脳間の合意に基づき、日中双方の専門家が忌憚のない議論を重ね、実証的な共同研究を行う場であり、かかる交流・対話の場は、相互理解と信頼に基づく未来志向の日中関係の発展にとって極めて有意義。平成19年は、政府・民間・地方が連携して新しい日本像を伝える2007「日中文化・スポー

「交流年」にもあたり、特色のある事業を含め、幅広い交流が展開されることから、様々な形での民間有識者の交流も促進していく。

【事務事業名】③日中経済パートナーシップ協議をはじめとする各種経済協議

【事務事業の概要】

日中経済の今後のあり方につき、貿易・投資を中心として総合的な見地から議論を行い両国経済の相互補完関係を一層強化するとともに、両国間の経済分野における紛争の早期発見・未然防止をはかる。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度には、日中経済パートナーシップ協議（次官級）を1回、同協議事務レベル会合（局長級）を2回実施。二国間の貿易・投資に関わる問題を双方から提起し議論を行うとともに、中国の第三国援助、日中韓投資協定、WTOにおける協力や日中双方の経済状況等につき意見交換を行った。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

貿易総額や投資量の総計を見ても、我が国にとっての日中経済関係の重要性はますます増大している。日中経済関係が健全に発展していくために、日中間の対話を深め、知的財産権の問題等に適切に対処し、紛争の原因となる事象の早期発見、紛争の未然防止に努めることは重要である。平成19年4月の温家宝総理訪日の際には、「日中ハイレベル経済対話」を立ち上げ、閣僚レベルでの経済協議である同対話の第1回会合が平成19年中にも行われる予定となっている。

【事務事業名】④各種招聘事業の重層的実施による対日理解強化

【事務事業の概要】

各種招聘事業・知的交流事業の実施

（1）日中両国の国民レベル、特に若い世代の間の相互理解の促進のため、青少年交流を積極的に実施。また、日中関係をめぐる諸課題等に関する両国有識者による意見交換を支援し、両国国民に専門的な見地から分析された情報を発信することにより、両国国民間の相互理解を促進する。

（2）日中双方の国民レベルでの相互理解の不足が指摘されている中、両国の各界、学术界等の幅広い交流を促進し、両国国民の相互理解を促進する。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度においては、

（1）政府関係者、研究者、メディア関係者など100名規模の招聘事業を実施。日中双方の国民が直接交流することを通じ、両国間の人的チャネルの構築、特に中国の知日派の育成に寄与した。

（2）「知的交流支援事業」により合計40件の学術交流に対し助成を実施。両国の有識者による共同研究事業を促進し、その結果を両国国民に情報として発信し、両国国民の日中関係に対する理解を促進した。

（3）日中の高校生を中心とした若者が相手国で生活し、交流を通じて相互理解を深める「日中21世紀交流事業」を実施。短期では1086名、中長期では77名の中国の高校生等が我が国を訪問し、我が国からも150名の高校生が中国を訪問し、相互理解を促進した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

日中両国の国民間での相互理解の必要性が一層増している中、各招聘や日中知的交流事業の実施を通じて国民レベルの直接の交流を一層拡大していくことは極めて重要。平成18年10月の安倍総理訪中に際し、2007「日中文化・スポーツ交流年」を契機として両国民、特に青少年の交流を飛躍的に展開し、両国民の間の友好的な感情を増進することで両国首脳は一致しており、以後累次の機会に青少年交流等の重要性が確認されている。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 平成19年版外交青書
- 日中外相会談（概要）（平成18年5月）
- 日中外相会談（概要）（平成18年7月）
- 安倍内閣総理大臣の中国訪問（概要）（平成18年10月）
- 新日中友好21世紀委員会第5回会合（概要）（平成18年10月）
- 日中21世紀交流事業の概要（平成18年11月）
- APEC閣僚会議における日中外相会談（概要）（平成18年11月）
- APEC首脳会議における日中首脳会談（概要）（平成18年11月）
- ASEAN関連閣僚会議における日中外相会談（概要）（平成18年12月）
- 「日中経済パートナーシップ協議」（平成18年12月）
- 日中経済パートナーシップ協議（12月19～20日）の概要（平成18年12月）
- ASEAN関連首脳会議における日中首脳会談（概要）（平成19年1月）
- 李肇星外交部長の来日（概要）（平成19年2月）
- 日中歴史共同研究（概要）（平成19年3月）
- 日中歴史共同研究第1回会合（概要）（平成18年12月）
- 日中歴史共同研究第2回会合（概要）（平成19年3月）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましても当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-1-5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの 友好関係の強化

【事務事業名】①要人往来をはじめとする対話・交流の継続・促進

【事務事業の概要】

(1) タイ

(イ) 平成18年5月、カンタティ外務大臣（当時）は、タイ・フェスティバル出席のため訪日し、麻生外務大臣との外相会談を実施した。

(ロ) 平成18年6月、天皇皇后両陛下は、プミポン国王の即位60周年の記念式典等御出席のためタイを御訪問になった。

(ハ) ワチラロンコン皇太子同妃及び皇子殿下が、御一家では初めての海外訪問として平成18年1月に訪日された。シリントーン王女殿下は同8月、チュラポーン王女殿下は同10月及び同11月に訪日された。

(ニ) クーデター発生後の平成18年10月、浅野外務副大臣はタイを訪問し、安倍総理の親書をスラユット首相に手交した。

(ホ) 平成18年11月のアジア太平洋経済協力会議（APEC）に際して、麻生外務大臣はニット外相との外相会談を実施した。

(ヘ) 平成19年1月、岩屋外務副大臣はタイを訪問し、タイでの日タイ修好120周年開幕式典に出席したほか、平成19年2月、ニット外務大臣が日タイ修好120周年開幕式典出席のため訪日し、麻生外務大臣との外相会談を実施した。

(ト) 平成19年4月、スラユット首相が訪日し、安倍総理との首脳会談を実施し、日タイ経済連携協定に署名を行った。

(2) ベトナム

(イ) 平成18年には第11期第9回国会において国家主席、首相及び主要閣僚が交代したため、我が国として新体制との関係強化に注力した。

(ロ) 平成18年10月、ズン首相は我が国を訪問し、安倍総理と首脳会談を実施した。

(ハ) 平成18年11月、麻生外務大臣はベトナムにおけるAPEC閣僚会議に際して、キエム副首相兼外相と外相会談を実施した。

(ニ) 平成18年11月、安倍総理はAPEC首脳会議出席にあわせベトナムを訪問し、ズン首相との首脳会談を実施した。

(ホ) 平成19年3月、浅野外務副大臣はベトナムを訪問し、フック計画投資大臣、ビン外務次官と会談した。

(ヘ) 平成18年6月及び平成19年3月、杉良太郎日ベトナム親善大使はベトナムを訪問し、ズン首相をはじめとするベトナム政府要人との会談や「ベトナムにおける学生による映画選手権」のハノイ模擬大会への出席等を通じ、二国間の友好協力関係の促進に貢献した。

(3) カンボジア

(イ) 平成18年5～6月、ソー・ケーン副首相兼内相が外務省賓客として訪日、麻生外務大臣他我が国閣僚と会談を行った。

(ロ) 平成18年12月、浅野外務副大臣がプノンペンを訪問し、フン・セン首相、ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力相、ソック・アン副首相兼閣僚評議会担当相らと会談した。

(ハ) 平成19年2月、ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣が訪日し、麻生外務大臣との外相会談を実施した。

(4) ラオス

(イ) 平成18年には5年に1度の党大会が行われ、大統領、首相及び主要閣僚が交代したため、我が国として新体制との関係強化に注力した

(ロ) 平成18年12月、トンルン副首相兼外相が外務省賓客として来日し、麻生外務大臣との間で会談を行ったほか、我が国要人との会談等を行い、沖縄県を訪問した。

(ハ) 平成18年12月、浅野外務副大臣が、我が国円借款による第2メコン国際橋の開通式に出席するためタイ・ラオスを訪問し、その後ラオスの首都ビエンチャンでブアソーン首相、トンルン副首相兼外相他との会談を行った。

(5) ミャンマー

(イ) 平成18年9月、塩崎外務副大臣(当時)は、我が国の招待で来日したチョウ・トゥ外務副大臣と会談し、民主化についての働きかけを行った。

(ロ) 平成19年3月、藪中外務審議官は、日本アセアンセンター主催の投資セミナー出席のため来日したチョウ・トゥ外務副大臣と会談し、同国の民主化について働きかけを行った。

【有効性(具体的成果)】

(1) タイ

(イ) 平成18年6月にタイ政府主催で開催されたプミポン国王陛下の即位60周年記念式典等に参加するためにタイを御訪問された天皇后陛下は、タイ国民より暖かい歓迎を受け、良好な両国間関係を象徴する出来事となった。また、タイ王室による訪日も相次ぎ、両国の皇室・王室間の親密な関係により、我が国とタイの関係が強化された。

(ロ) 9月に発生したクーデターに対し、我が国は直後に民主化回復を期待する外務大臣談話を発出した。また、翌月には浅野副大臣よりスラユット暫定首相にタイして安倍総理からの親書を手交し、同暫定政権が新憲法の下で早期総選挙を実施することを望む旨表明した。タイの内政状況にかんがみれば、要人往来や国際会議等の機会を捉えて政府ハイレベルでの対話を維持・継続することは、タイの民主化を促進するとともに、外交上極めて重要な首脳・外相等政府要人間の信頼関係の醸成に必要である。

(ハ) スラユット首相の訪日に際して、タイ側の国内事情により署名が遅れていた日タイ経済連携協定に署名が行われたことで、今後の両国関係が一層進展する環境が整った。

(ヘ) 平成19年は、日本とタイが外交関係を樹立して120年目に当たっており、一年を通じて幅広い交流の促進と関係の強化について両国が合意している。両国における開幕式典には政府要人がそれぞれ出席し、修好120周年が華やかに幕を開けた。日タイ修好120周年記念事業は日タイ双方における相互理解増進に有効であり、両国に設立されている実行委員会を中心として、これを積極的に支援する。

参考1：日本からタイへの渡航者数

平成18年 131万人

平成17年 120万人

平成16年 121万人

参考2：タイから日本への渡航者数

平成18年 14万5千人

平成17年 13万6千人

平成16年 12万2千人

(2) ベトナム

(イ) 平成 18 年 10 月、安倍総理は、首相就任後初の二国間公式訪問として訪日したズン首相と会談を行った。本会談において、多様な分野で関係を促進し、両国関係をアジアの平和と繁栄のための戦略的パートナーとして高めていくことに合意し、首脳レベルで初となる共同声明を発出した。また、平成 19 年 1 月から二国間経済連携協定交渉を開始する旨発表し、投資・貿易関係の拡大を進めることに見解を共有した。さらに、国連等での協力、核実験・拉致等北朝鮮への対処を確認する等、国際場裡における協力促進を確認した。双方が日越両国関係を重視している姿勢を強調し、二国間関係を一層発展させる上で極めて有意義であった。

(ロ) 平成 18 年 11 月、麻生外務大臣はハノイにおける APEC 閣僚会議に際し、キエム副首相兼外相と二国間会談を行った。本会談において、両国首脳による相互訪問について意見交換を行うとともに、投資促進・貿易拡大のために日越共同イニシアティブ（フェーズ 2）を着実に実施し、協力していくことで合意した。また、APEC で行われている議論について、キエム副首相兼外相から、麻生外務大臣の北朝鮮に関する発言に賛成する旨が述べられるなど、二国間関係の一層の発展を促進する上で重要であった。

(ハ) 平成 18 年 11 月、安倍総理はベトナムを訪問しズン首相と会談を行った。二国間関係を戦略的パートナーとして高めていくため、二国関係の強化に加え、北朝鮮問題、安保理改革等地域・国際的課題につき幅広く議論し、協力を確認した。また日越両国の外相を共同議長として、日越協力委員会を実施することに合意した。さらに、新たな試みとして、御手洗経団連会長を団長とする 130 名を超える経済ミッションが同行し、官民一体となって日越経済関係の強化に取り組んだ。

(ニ) 平成 19 年 3 月、浅野外務副大臣はベトナムを訪問し、ビン外務次官、フック計画投資大臣と会談した。ビン外務次官との会談において「日越協力委員会」、日ベトナム経済連携協定等につき意見交換を行った。フック計画投資大臣との会談においては、二国間の経済協力や投資・貿易促進について協議を行った。

(ホ) 平成 18 年 6 月、杉良太郎日ベトナム親善大使はベトナムを訪問し、同大使の発案による「ベトナムにおける学生による映画選手権」にかかる機材供与のための草の根文化無償贈与契約署名式に出席した他、ズン副首相（現首相）等ベトナム政府要人を表敬、学生映画選手権をはじめとする日越の文化交流促進等につき意見交換を行った。平成 19 年 3 月、杉親善大使は再びベトナムを訪問し、「ベトナムにおける学生による映画選手権」のハノイ市模擬大会に出席するとともに、ズン首相等ベトナム政府要人との会談を通じ、青少年交流をはじめとする両国間の友好協力関係の促進に貢献した。

参考 1：日本からベトナムへの渡航者数（ベトナム観光総局）

平成18年 38万人（+13.4%）

平成17年 34万人（+26.7%）

平成16年 27万人（+27.5%）

(3) カンボジア

(イ) 平成 18 年 5～6 月、ソー・ケーン副首相兼内相が外務省賓客として訪日、麻生外務大臣他我が国閣僚と会談を行った。麻生大臣との会談においては、同副首相より、我が国のカンボジア和平・復興に対する支援及びクメール・ルージュ裁判への財政的・人的支援に対する謝意の表明がなされ、麻生大臣からは、引き続きカンボジアを支援していく旨表明するなど、両国の友好協力関係の強化を再認識する会談となった。

(ロ) 平成 18 年 12 月、浅野外務副大臣がプノンペンを訪問し、フン・セン首相、ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力相、ソック・アン副首相兼閣僚評議会担当相らと会談した。

フン・セン首相との会談においては、同首相より、我が国のカンボジアへの支援、メコン地域開発の枠組を通じた支援及び我が国のクメール・ルージュ裁判に対する貢献等に対する謝意が表明された。また、国連総会における北朝鮮の人権状況決議案について、従来の反対乃至棄権の立場を変更し、今後賛成する方針が表明される等、両国間の良好な二国間関係及び国際場裡での協力関係を再認識する会談となった。

(ハ) 平成19年2月、ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣が訪日し、麻生外務大臣との外相会談において、経済・経済協力、クメールルージュ裁判、北朝鮮情勢等について意見交換が行われた。

参考1：日本からカンボジアへの渡航者（カンボジア開発評議会）

平成18年 15.8万人

平成17年 13.8万人

平成16年 10.4万人

(4) ラオス

(イ) 5年に1度の大規模な人事異動により、新たに外交・通商等の要職に就いたラオス閣僚を訪日招待することにより、その知日化・親日化を促進するとともに、我が方要人との関係構築を行ったことは、今後の対ラオス外交を有利に進める上での重要な布石となった。

(ロ) 平成18年12月、トンルン副首相兼外相が外務省賓客として訪日し、麻生外務大臣と会談を行い、二国間及び国際場裡における緊密な協力関係を確認するとともに、二国間投資協定の開始を発表した。また、トンルン副首相兼外相より、日本国民への短期滞在査証の片務的免除が表明された。

(ハ) 平成18年12月20日、我が国が円借款を供与した第2メコン国際橋の開通式がラオス・タイの国境で行われ、浅野外務副大臣及び山本経済産業副大臣が出席した。同開通式にはタイのシリントーン王女、ラオスのブンニャン副大統領、及びラオス、タイ、ベトナムの首相が出席し、ラオス首相より我が国援助に対して深甚なる謝意が表明された。

参考1：ラオスにおける在留邦人数

平成18年 442名（企業関係者117名）

平成17年 436名（企業関係者104名）

平成16年 417名（企業関係者90名）

(5) ミャンマー

日本は、ミャンマーの民主化・人権状況を憂慮しており、ハイレベルの要人往来は限られているが、伝統的な二国間関係を基礎に、種々の機会を捉えてミャンマー政府に対し対話を通じた働きかけを実施している。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

相互訪問や二国間会談の実施を通じた政府首脳レベルの相互信頼関係の醸成は、二国間関係の重要な基盤となりうるものであり、今後とも積極的に継続していくこととする。この関連で、平成18年11月の安倍総理訪問に130名を超える経済ミッションが初めて同行したことは、官民連携した二国間関係強化の取組として特に大きな成果があった。

また、この地域との文化交流を通じた相互理解の促進も二国間関係強化に資するものとして積極的に取り進めていくこととする。

【事務事業名】②経済協議の推進と貿易投資環境の整備

【事務事業の概要】

経済成長の達成には民間企業の積極的な活動が不可欠であり、我が国の企業は、80年代以降、先進ASEAN諸国に直接投資を行い、現地における雇用拡大、技術移転を行ってきており、投資先の国が経済発展を達成する上で揺るぎない実績を上げている。

メコン河流域5カ国は天然資源や優秀な労働力に恵まれた高い開発ポテンシャルを有する地域であり、民間投資・貿易先として有望である。事実、近年メコン地域（特にタイ、ベトナム）は貿易投資活動を通じた我が国との経済関係も緊密化していることから、経済連携協定や投資協定を締結することで貿易投資の大きな法的枠組を整備するとともに、同時に日越共同イニシアティブや日ラオス官民合同対話などを通じて貿易投資を行う際に発生する具体的問題（輸出入手続、投資許可手続、税金、滞在資格取得手続等）の解決に取り組むことで、これら国々の貿易投資先としての潜在的な能力を更に引き出していくことが重要である。

【有効性（具体的成果）】

（1）タイ

平成15年12月の日タイ首脳会談で日タイ経済連携協定の交渉開始に合意し、累次の交渉の結果として、平成17年9月に大筋合意に達した。その後、平成18年2月には協定条文を基本的に確定するに至り、平成18年春の署名に向けて鋭意作業を進めていたが、タイ側の国内事情（下院解散、総選挙、選挙結果の無効・取消し、クーデター等）により、署名が延期されていた。その後、タイにおける新政権の発足を得て、タイ側において国内環境が整備されたとの申し出があったことを踏まえて、スラユット首相訪日の機会を捉えて平成19年4月3日に日タイ経済連携協定の署名を行った。今後は、我が国国会での批准及びタイ側での手続を経て発効に至る見通しであり、発効後は合同委員会や各分野での小委員会等を通じて、本協定の効果的な運用を行っていくことが課題となる。

参考1：日本の対タイ輸出額（財務省貿易統計）

平成18年 2兆6647億円

平成17年 2兆4777億円

平成16年 2兆1922億円

参考2：日本の対タイ輸入額（財務省貿易統計）

平成18年 1兆9639億円

平成17年 1兆7175億円

平成16年 1兆5253億円

参考3：日本からタイへの直接投資額（タイ投資促進委員会）

平成18年 1105億バーツ

平成17年 1753億バーツ

平成16年 1019億バーツ

（2）ベトナム

日越両政府及び在ベトナム日本商工会の三者による協議を通じてベトナムの投資環境を改善する「日越共同イニシアティブ」は、行動計画に記載された事項の85%が実現され、平成17年11月に成功裡に終了し

た。同イニシアティブが日越双方にとって具体的な成果があがったことを受けて、平成18年2月に同様の仕組みでフェーズ2を開始し、同年7月の合同委員会において行動計画を採択した。行動計画には、取締役会での議決方式、違法ストライキへの対応、知的財産権保護など46項目が盛り込まれており、今後日越双方は行動計画の実施状況をモニターし、平成19年末に最終評価を行うこととなる。近年の日本企業による対越投資の急増の背景には、政府のこのような取組も踏まえて、日本企業がベトナムを安定した投資先と評価していることの証拠であると考えられる。

また、ベトナムとの間の貿易投資促進のための大きな法的枠組の整備を目指して、ズン首相が訪日した平成18年10月に日越両首脳が日ベトナム経済連携協定の交渉を立ち上げ、平成19年1月に第1回会合を開催することを決定した。これを受けて、平成19年1月に第1回会合、同年3月に第2回会合が開催されており、今後とも鋭意交渉を進めていくこととする。

参考1：日本の対ベトナム輸出額（財務省貿易統計）

平成18年 4815億円
平成17年 3964億円
平成16年 3438億円

参考2：日本の対ベトナム輸入額（財務省貿易統計）

平成18年 6156億円
平成17年 5016億円
平成16年 4171億円

参考3：日本からベトナムへの投資額（ベトナム計画投資省）

平成18年 13.4億ドル
平成17年 9.4億ドル
平成16年 8.1億ドル

（3）カンボジア

平成18年9月にプノンペンにおいて日カンボジア両政府及びカンボジア及び周辺国の日系企業の参加をえて官民合同の貿易投資促進ワークショップを開催し、カンボジアの投資環境改善のために如何なる取組が可能かの対話を行った。右ワークショップでの議論を受けて、平成18年12月にカンボジアを訪問した浅野外務副大臣とフンセン首相との間で日カンボジア投資協定の交渉を開始することを決定し、平成19年1月及び3月に交渉会合を実施した。今後は本協定の早期署名・発効に向けて双方で努力を行っていく考えである。

参考1：日本の対カンボジア輸出額（財務省貿易統計）

平成18年 95億円
平成17年 86億円
平成16年 86億円

参考2：日本の対カンボジア輸入額（財務省貿易統計）

平成18年 140億円
平成17年 116億円
平成16年 108億円

(4) ラオス

平成18年9月にビエンチャンにおいて日ラオス両政府ならびにラオスや周辺国に投資している日系企業の参加を得て官民合同の貿易投資促進ワークショップを開催し、ラオスの投資環境改善の取組についての対話を行った。右ワークショップでの議論を受けて、平成18年12月に訪日中のトンルン副首相兼外相と麻生外務大臣との間で日ラオス投資協定の交渉の開始及び投資環境整備のための官民合同対話の立ち上げを決定し、平成19年3月には日ラオス投資協定第1回交渉会合を実施した。

参考1：日本の対ラオス輸出（財務省貿易統計）

平成18年 24億円

平成17年 22億円

平成16年 15億円

参考2：日本の対ラオス輸入（財務省貿易統計）

平成18年 14億円

平成17年 9億円

平成16年 9億円

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

両国間の物品、人、サービス、資本の自由な移動を促進することは、双方の経済関係の強化に大きな効果がある。潜在的に有望な貿易投資先であるメコン地域各国の投資・ビジネス環境の整備は、日本の経済的利益の確保にとって重要であり、政府として我が国民間企業の活動を支援することにつながることから、今後とも本事業を拡大強化していく。

具体的には、日タイ経済連携協定発効後の着実な運用を行うとともに、日越経済連携協定の早期締結のための協議を継続する。また、平成18年度の政策評価（平成17年度施策が対象）で今後の課題としてあげた二国間経済連携協定の交渉の対象となっていないカンボジア、ラオス、ミャンマーに対する経済連携のための施策として、平成18年度にカンボジアとの間で投資協定交渉開始、ラオスとの間で投資協定交渉開始及び投資環境改善のための官民合同対話に合意したことは成果であり、今後は協定の早期締結及び官民合同対話の立ち上げに向けての取組を継続していく。

【事務事業名】③メコン地域開発支援

【事務事業の概要】

メコン地域は第二次世界大戦から90年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民の源であり、アジア地域の大不安定要因であった。この時代の経験に鑑みれば、本地域を含むASEANの安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発によるASEAN新規加盟国に対する支援を通じて、ASEAN域内格差を是正し、ASEANの統合を促進してきた。また、我が国は、ユーラシア大陸の外周に自由・民主主義といった普遍的価値を基礎とした豊かで安定した「自由と繁栄の弧」を作りたいと考えており、メコン河流域の5カ国（カンボジア、ラオス、ベトナム、ミャンマー、タイ）が「自由と繁栄の弧」の最前線として経済的な統合と連携を深め、地域が一体として発展することができるよう、インフラ整備、制度整備、人材育成等を通じた包括的な支援としてのメコン地域開発の重要性は増している。

【有効性（具体的成果）】

平成15年12月の日ASEAN特別首脳会議において、メコン地域に対して「今後3年間で15億ドル」の支援を行うこと表明し、平成18年度はその最終年であった。平成19年1月にフィリピン・セブで開催された日ASEAN首脳会議において発表した「日ASEAN行動計画進捗報告書」には同目標の達成が盛り込まれ、各国首脳から高い評価を得て了承された。

平成17年12月の第2回日CLV首脳会談において小泉総理（当時）から同目標の達成後にはメコン地域開発のための新しいプログラムを用意するとの考えが表明されたことを受け、上記セブでの日ASEAN首脳会議等の場で、我が国としての今後3年間の新たなメコン地域開発の指針となる「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」を発表した。

「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」は、①我が国とメコン地域のパートナーシップの更なる強化、②メコン地域の持続的な経済成長の実現、③メコン地域の人々の生存・生活・尊厳の確保とその豊かな可能性の実現という3つの目標を掲げた上で、①地域経済の統合と連携の促進、②日本とメコン地域との貿易・投資の拡大、③価値観の共有と地域共通の課題への取組を3つの柱と位置づけている。

本プログラムの下での3つの新たな取組としては、①メコン地域に対するODAの拡充、②カンボジア、ラオスとの投資協定、③日本メコン地域閣僚会合がある。

メコン地域に対するODAの拡充としては、今後3年間、メコン地域を我が国経済協力の重点地域とし、カンボジア、ラオス、ベトナムの各国及び地域全体に対するODAを拡充する。これに加えて、日ASEAN経済連携の促進のための総額5200万ドルの日ASEAN統合基金への新規拠出を活用して、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）に対して約4千万ドルの支援を行うこととし、このうち約2千万ドルはCLVの国境貧困地帯である「開発の三角地帯」のための支援として新たに供与する。また、今後他のASEAN諸国と協議の上メコン地域に対する共同支援事業を大幅に拡大していく。

カンボジア、ラオスとの投資協定については、「事務事業②経済協議の推進と貿易投資環境の整備」の項目で記述したとおりである。

また、日本とメコン地域との政策対話の強化をはかるため、今年度の然るべきタイミングでメコン地域5カ国の閣僚が参加する日本メコン地域閣僚会合を我が国において開催すべく今後調整していく。

カンボジア、ラオス、ベトナム3カ国の国境貧困地帯である「開発の三角地帯」に対する支援に関しては、平成19年1月の第3回日CLV外相会談において（既述の日ASEAN統合基金への2千万ドルの新規拠出とは別に）「開発の三角地帯」に対して平成18年度は約16億円の支援を行うことを表明するなど、保健医療、教育、社会経済インフラなどの基礎的分野を中心に継続的な支援を行っている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成15年12月に表明したメコン地域開発に対する3年間で15億ドルの支援目標を平成18年度に達成したことは成果であり、今後は新たに表明した「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」の着実な実施に努めていく。また、アジア開発銀行（ADB）やタイがイニシアティブをとり進めているイラワジーチャオプラヤーメコン経済協力戦略（ACMECS）との連携も強化していく。

【評価をするにあたり使用した資料】

日越共同声明

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/visit/0610_sei.html)

日・タイ経済連携協定

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/index.html)

日越共同イニシアティブ

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/pdfs/report0312.pdf>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-1-6 インドネシア及びマレーシア等との友好関係の構築強化並びに東ティモールの国造り支援

【事務事業名】①要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流の継続・促進

【事務事業の概要】

天皇皇后両陛下の御訪問、お立ち寄り、各国との首脳会談、外相会談、その他の要人往来・招聘、周年事業等を通じ、様々なレベルでの対話・交流が活発に行われた。詳細は下記各論参照。

【有効性（具体的成果）】

（総論）インドネシア、マレーシアをはじめとする各国との間で、6回の首脳会談、6回の外相会談を含む多数の要人往来が行われ、2つの首脳レベルの共同声明が発表されたことにより、ハイレベルの有意義な対話・意見交換が行われた。また、天皇皇后両陛下のシンガポール訪問及びマレーシアお立ち寄り、シンガポール、フィリピン及びマレーシア3カ国との間での周年事業実施、各国からの招聘等を通じ、政治・経済・文化各分野での各国との交流が一層発展した。

（各論）

（1）インドネシアとの要人往来

日インドネシアの間で、首脳会談・外相会談を含む活発な要人往来・意見交換が行われ、「平和で繁栄する未来へ向けての戦略的パートナーシップ」は一層揺るぎないものとなった。

インドネシアからは、ユドヨノ大統領（11月）、ユスフ・カッタ副大統領（5月）、ハッタ・ラジャサ運輸大臣（8月）、ギナンジャール地方代表議会議長（平成19年2月20日、麻生大臣を表敬）等の政府要人が、我が国を訪問した。また、外務省の招聘プログラムにより、スンビリン・インドネシア福祉正義党総裁（平成18年3月末から4月冒頭）、クントロ・アチェ・ニラス復興庁長官（注）（5月）、及びゴルカル党（＝インドネシアの最大与党）若手政治家（平成19年2月）が我が国を訪れた。

一方、我が国からは、杢掛防災担当大臣（当時）（7月、防災に関する共同委員会出席のため（事務事業④参照）、額賀防衛庁長官（当時）（8月）、及び菅総務大臣（平成19年1月）等の政府要人がインドネシアを訪問した。また、麻生大臣は、ASEAN拡大外相会議等参加のため訪問したマレーシアにおいて、7月27日、ハッサン・ウィラユダ・インドネシア外相と外相会談を行った。

なお、主要要人往来の成果については、以下の通り。

（イ）ユドヨノ大統領は、11月26日（日）から29日（水）まで国賓として我が国を訪問し、天皇皇后両陛下とのご会見、安倍総理との首脳会談、日インドネシア議連・日インドネシア協会共催レセプション出席、慶應義塾大学から名誉博士号授与等各種行事に参加した。両国首脳は、共同声明「平和で繁栄する未来へ向けての戦略的パートナーシップ」を発出して、強固なパートナーシップの構築を合意し、更に、日インドネシア経済連携協定の大筋合意を確認した。

（ロ）ユスフ・カッタ副大統領は、5月24日（水）から27日（土）まで日経セミナー「アジアの未来」に参加するために我が国を訪問し、日経セミナーで講演を行ったほか、小泉総理（当時）を表敬した。また、ビジネスマン出身であり、ゴルカル党総裁を兼務するカッタ副大統領は、武部自民党幹事長（当時）と会談を行い、また福田康雄日本インドネシア協会会長、日経新聞社長及びトヨタ社長と会食を行うなど、政界・経済界との関係でも、日インドネシア関係が強化された。更に、カッタ副大統領の訪日がきっかけとなり、平成19年2月、外務省の招聘によりゴルカル党員が訪日した際には、自民党若手政治家との意見交換やトヨタ自動車の訪問が実現し、将来における日インドネシア関係発展の基礎作りにも貢献した。

（注）アチェ・ニラス復興庁（BRR）：平成16年12月26日に発生したスマトラ沖大地震及びインド洋津

波に対する各国、国際機関、及び NGO による支援の調整並びに承認を行う機関。平成 17 年 4 月設立。

(2) マレーシアとの要人往来及び日本・マレーシア友好年 2007 の開始

平成 18 年度は、首相及び外相の要人往来に加えて、天皇皇后両陛下のマレーシアお立ち寄りが実現し、また、平成 19 年 1 月から日本・マレーシア友好年が始まるなど、日マレーシア関係の発展にとり画期的な 1 年間となった。

天皇皇后両陛下は、シンガポール及びタイ訪問の途次、6 月 10 日（土）から 11 日（日）までマレーシアにお立ち寄りになられ、サイド・シラジュディン・マレーシア国王王妃両陛下との御会食を行われるとともに、アブドゥラ首相をご引見になった。

麻生大臣は、7 月 26 日から 28 日まで ASEAN 拡大外相会議（PMC）、ASEAN 地域フォーラム閣僚会合等に参加するためにマレーシアを訪問し、国際会議の合間に、サイド・ハミド・マレーシア外相等と会談を行った。

アブドゥラ首相は、5 月 22 日（月）から 28 日（日）まで日経セミナー「アジアの未来」に参加するために我が国を訪問し、日経セミナーで講演を行ったほか、天皇陛下に謁見するとともに、小泉総理（当時）を表敬した。

ナジブ副首相は、平成 18 年 6 月 15 日（木）から 18 日（日）まで、世界経済フォーラム東アジア会議に出席するために訪日した。また、平成 19 年 3 月 5 日（月）から 9 日（金）まで外務省賓客として再度我が国を訪問し、安倍総理を表敬し、麻生大臣、久間防衛大臣と会談を行った。また、国際問題研究所では東アジア外交に関する講演を行った。

また、ラフィダ国際貿易産業大臣も、7 月 13 日に開催された日マレーシア EPA 第 1 回合同委員会等に参加するため、我が国を訪問した。

また、平成 19 年 1 月より、両国の外交関係樹立 50 周年を記念し、「日本・マレーシア友好年 2007」が開始された。同年 1 月には、友好年実行委員会がマレーシアで立ち上がり、和太鼓公演（1 月）、立川談志氏による落語公演（2 月）等の事業が行われた。平成 19 年 12 月まで、引き続き様々な事業が行われる予定である。

(3) その他の国との要人往来等

シンガポール、フィリピン及びブルネイの間でも、活発な要人往来、ハイレベル会談、周年行事等が行われ、幅広い意見交換・交流が行われた。

(イ) シンガポール

天皇皇后両陛下は、日シンガポール国交樹立 40 周年に当たる平成 18 年の 6 月に、シンガポールを公式訪問され、ナザン大統領、リー・シェンロン首相、リー・クァンユー顧問相をご引見になり、各種行事に参加された。国交樹立 40 周年の末尾にあたる同年 12 月には、麻生大臣がシンガポールを訪問し、外相会談等を行った。それ以外の我が国要人としては、北側国土交通大臣（当時）（5 月 3 日から 4 日まで）、額賀防衛庁長官（当時）（シャングリラ・ダイアログ参加のため 6 月 3 日から 4 日まで）及び谷垣財務大臣（当時）（G 7 財相・中央銀行総裁会議出席のため 9 月 15 日から 16 日まで）がシンガポールを訪問し、シンガポール側要人との意見交換を行った。

シンガポールからは、リー・シェンロン首相が、公式実務訪問賓客として平成 19 年 3 月 18 日（日）から 21 日（水）まで我が国を訪問し、安倍総理との間で 2 回目の首脳会談を行った（1 回目の首脳会談は、平成 18 年 11 月 17 日にベトナムで開催された APEC 首脳会議の合間に開催。）。また、リー・クァンユー顧問相が日経セミナー「アジアの未来」に参加するため平成 18 年 5 月 20 日から 26 日まで訪日し、日経セミナーで講演を行った他、小泉総理（当時）を表敬し、安倍官房長官（当時）等の要人と会談を行った。

上記要人往来に加え、国交樹立 40 周年を記念して、我が国及びシンガポールの双方で様々な文化行事が行われた。特に、7月にシンガポールで開催された日シンガポール・シンポジウムにおいては、我が国から塩崎外務副大臣（当時）他が参加し、東アジアの将来像について有意義な意見交換が行われた。

（ロ）フィリピン

日フィリピン国交正常化 50 周年に当たる平成 18 年度は、総理及び外相がそれぞれ 2 回フィリピンを訪問した点で特筆すべき年となった。安倍総理大臣は、平成 18 年 12 月 8 日から 10 日までフィリピン公式訪問し、更に平成 19 年 1 月 14 日及び 15 日まで、延期された第 2 回東アジア・サミットに参加するため再度フィリピンを訪問した。平成 18 年 12 月の公式訪問に際しては、両首脳は「親密な隣国間の包括的協力パートナーシップ」に署名し、政治、経済、地域協力、平和構築等で二国間協力を進めていくことに合意された。日フィリピン国交正常化 50 周年の最後に、二国間関係を更に発展させていくための基礎が築かれた。また、麻生大臣は、7 月 22 日から 24 日まで、フィリピンにおける日フィリピン友好デー記念式典に出席するため、フィリピンを訪問し、12 月 8 日から 9 日まで、ASEAN 関連外相会議に参加するため再度フィリピンを訪問した。いずれの訪問に際してもロムロ外務長官と会談するなど、活発な意見交換が行われた。フィリピンからは、ロムロ外務長官（外務省賓客として 4 月 3 日から 6 日まで訪日）、デ・ベネシア下院議長（衆議院議長招待で 5 月 24 日から 29 日まで訪日）が我が国を訪問し、それぞれ小泉総理（当時）を表敬し、我が国の要人と会談を行った。更に、9 月には、ASEM 首脳会談（於：フィンランドのヘルシンキ）の合間に、日フィリピン首脳会談が行われ、日フィリピン EPA の署名が行われるなどの成果をあげた。また、日フィリピン国交正常化 50 周年を記念し、両国で様々な文化行事等が開催された。

（ハ）ブルネイ

麻生外務大臣は、平成 18 年 5 月 23 日、第 5 回アジア協力対話に参加するために訪問していたカタールでモハメッド・ブルネイ外相と会談し、日ブルネイ EPA の交渉開始に合意するなど、有意義な外相会談を行った。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成18年度には、インドネシア、マレーシアをはじめとする各国との間で、6 回の首脳会談、6 回の外相会談を含む多数の要人往来が行われ、2 つの首脳レベルの共同声明が発表され、天皇皇后両陛下のシンガポール訪問及びマレーシアお立ち寄りや、シンガポール、フィリピン及びマレーシアとの間での周年事業が実施されるなど、質量共に優れた成果を達成した。平成19年度においても、引き続き、ハイレベルの要人往来、周年事業、招聘等を活発に実施する。

【事務事業名】②各国とのEPA協議・実施等二国間経済協議等の推進

【事務事業の概要】

平成 18 年度中、2 本の EPA について大筋合意がなされ、1 本の EPA 及び 1 件の改正議定書に署名がなされ、1 本の EPA が発効するなど、各国との EPA の協議・実施について大幅な進展が見られた。

（協定の交渉に関しては、経済連携課（サブスタンス全般）と南東アジア第二課（協力分野等のサブスタンス及び交渉の支援）との間で業務を分担し、発効後の協定実施は南東アジア第二課が担当する。）

【有効性（具体的成果）】

（１）日インドネシア EPA

平成 17 年 6 月に交渉開始が合意された日インドネシア EPA は、平成 18 年 11 月にユドヨノ・インドネシア大統領が国賓として我が国を訪問した際に、両国首脳により、大筋合意の達成が発表された。協定の早期署名実現に向け、精力的な交渉が行われている。

（２）日シンガポール EPA

日シンガポール EPA は、平成 14 年 11 月に発効したが、シンガポール政府からの強い要請を受け、両国は平成 18 年 4 月に改正交渉開始を合意した。同年 6 月から平成 19 年 1 月まで、7 回の専門家会合が開催された結果、平成 19 年 1 月に改正議定書の内容について大筋合意がなされた。更に、同年 3 月に、リー・シェンロン・シンガポール首脳が公式実務訪問賓客として我が国を訪問した際に、両国首脳は改正議定書に署名した。なお、右改正議定書により、日本側の一部産品関税が引き下げられ（シンガポール側は現行協定締結時に全産品の関税を撤廃）、また、両国における金融サービス自由化促進等の改正が行われた。

（３）日フィリピン EPA

平成 18 年 9 月、フィンランドで開催された ASEM 首脳会議の機会に、日フィリピン首脳会談が行われ、両国は日フィリピン EPA に署名した。更に、同協定に付随する共同声明に定められた二国間協力の一環として、外務省は、平成 19 年 2 月 25 日から 3 月 6 日の間、フィリピン政府の行政官及び NGO 関係者を日本に招聘し、人材育成・ジェンダーに関する研修を実施した。

（４）日ブルネイ EPA

平成 18 年 5 月、カタールで開催されたアジア協力対話外相会合の機会に、日ブルネイ外相会談が行われ、両国は日ブルネイ EPA の交渉を開始することに合意した。平成 18 年中に 3 回の首席代表レベルの会合を開催するなど、精力的に交渉が進められた結果、両国交渉団は同年 12 月に大筋合意に達し、安倍総理とボルキア国王が右大筋合意を確認した。署名の早期実現に向けて、平成 19 年 3 月に 4 回目の首席代表レベル会合が開催されるなど、両国は精力的な交渉を継続した。

（５）日マレーシア EPA

平成 17 年 12 月に署名された日マレーシア EPA は、両国の国内手続終了に伴い、平成 18 年 7 月に発効した。協定発効の際には、第 1 回日マレーシア EPA 合同委員会（マレーシア側議長：ラフィダ国際貿易産業大臣、日本側議長：外務、財務、農水、経産の 4 大臣）が東京で開催され、運用上の手続規則の採択等が行われた。また、平成 19 年 3 月には、第 1 回ビジネス環境整備小委員会がマレーシアで開催された。

EPA 発効後、日マレーシア間の貿易及び我が国の対マレーシアへ投資は大きな増大を見せた。平成 18 年下半年（7 月—12 月）と平成 17 年下半年を比較すると、我が国のマレーシアからの輸入（9490 億円）は 14.3%の増、輸出（7985 億円）は 11.3%の増を記録した。また、我が国からマレーシアに対する投資は、7 月以降大幅に増加した。（我が国の対マレーシア投資は、平成 18 年度上半期の投資額が 132 億円だったのに対し、同下半期の投資額は 2031 億円と大幅に増額している。）

また、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングは、日マレーシア EPA の効果について、「現時点でみる限り、進出企業にとっての協定の実体的なメリットは、自動車・部品における関税削減等、限定的なものに留まる（かつ、その効果は未発現である）。むしろ、企業が個別交渉により取得してきたインセンティブや投資保護の明文化、ビジネス環境改善に係わる制度的枠組みができたことによる貿易投資環境の透明化・安定化が評価されるべきと考えられる。」と述べている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

日マレーシアEPAに続き、各国とのEPA及びその改正議定書についても、平成19年度以降順次発効していく見通しである。各国とのEPAが、二国間経済連携の実をあげるためには、協定の発効後も、各協定の規定に従い、総括委員会或いは合同委員会、各分野の小委員会、各種作業部会等の数多くの会合を二国間で開催するなど、きめ細かな実施が必要となる（注）。こうした多量の業務に対応すべく、適切な体制を準備する必要がある。

（注）例えば、日マレーシアEPAでは、全体を総括する合同委員会が1、各分野を担当する小委員会が10（物品の貿易、原産地規則、税関手続、基準認証、SPS、投資、サービスの貿易、知的財産権、ビジネス環境整備、協力等）、及び協力小委員会の下に作業部会が5グループ（農林水産業、教育・人材養成、科学技術、中小企業、観光）設けられおり、おおむね年1回程度の開催が協定上定められている。また、他のEPAについても類似の実施メカニズムが置かれている。

【事務事業名】③頻発する自然災害の被災国に対する支援

【事務事業の概要】

東南アジア島嶼諸国では、その地理的特性により毎年頻繁に自然災害が発生している。我が国は、平成18年度中、自然災害等に対し、インドネシアに対し3件、フィリピンに対し3件の緊急援助を行い、我が国の迅速な支援は両国から深く感謝されている。

【有効性（具体的成果）】

1. 東南アジア島嶼諸国では、地震、津波、洪水、地滑り、火山活動等頻繁に大規模な自然災害が発生している。平成18年度においても、我が国はインドネシア及びフィリピンに対し、下記の通り、迅速な緊急援助を実施した。

（1）ジャワ島中部地震（インドネシア）

5月27日（土）現地時間午前6時頃（日本時間午前8時頃）、ジャワ島ジョグジャカルタ南南西沖合20キロで発生した大規模地震（M6.3）により、死者約5800人、負傷者約3万9000人、避難民約230万人、被害家屋約60万戸の被害が発生。我が国は、避難民向け物資購入等のための緊急無償支援（500万ドル）、国際緊急援助隊（医療チーム計25名及び自衛隊医療援助隊計約150名）の派遣及び緊急援助物資の供与（約2000万円相当）等の援助を実施。

（2）ジャワ島南西沖地震・津波（インドネシア）

7月17日（月）現地時間午後3時過ぎ（日本時間午後5時過ぎ）、ジャワ島沖で発生した大規模地震（M7.7）により、高さ1～5メートルの津波が発生し、死者650人、負傷者520人、避難民約6700人、被害家屋約2400戸の被害が発生。我が国は、約1300万円の緊急援助物資を供与した。

（3）マヨン山火山活動（フィリピン）

マヨン山は、7月上旬より小規模な噴火活動を繰り返し、同山周辺の住民約4万3000人（約9200世帯）が避難生活を強いられた（8月16日時点）。我が国は、8月16日（水）約1000万円相当の緊急援助物資を供与した。

（4）ギマラス島沖における油流出海難事故（フィリピン）

8月11日（金）、ギマラス島の南西沖約20キロ地点での小型タンカー沈没により、大量の重油（推定約20万トン）が流出し、ギマラス島の約200キロ長の海岸に被害を与え、少なくとも1万人のギマラス島民が被害を被った。我が国は、同21日（月）、フィリピン側の油除去等の作業を評価し、指導及び助言を行

うため、4名の専門家チームを現地に派遣した。

(5) ルソン島南部における台風による泥流災害（フィリピン）

11月30日（木）から12月1日（金）にかけての台風による大雨により、ルソン島南部において大規模な泥流災害が発生し、死者約734名、行方不明者762名、避難住民約9万6000人（12月16日（土）時点）の被害が発生した。我が国は、同2日、約2000万円相当の緊急援助物資を供与し、また、同26日には、100万米ドルの食料援助を実施した。

(6) ジャカルタ洪水（インドネシア）

平成19年2月1日、ジャカルタ特別州及びその周辺地域にて、豪雨による洪水が発生し、死者18人、被災者約34万人等の被害が発生。我が国は、約1500万円の緊急援助物資を供与した。

2. こうした我が国の緊急援助は国内及び国外で高く評価されている。インドネシアは、平成18年11月にユドヨノ大統領が我が国を訪問した際に、共同声明「平和で繁栄する未来へ向けての戦略的パートナーシップ」の中で謝意を表明した。また、平成18年12月に安倍総理がフィリピンを訪問した際に、共同声明「親密な隣国間の包括的協力パートナーシップ」のなかで、アロヨ・フィリピン大統領は、我が国の援助を「迅速かつ寛大である」として高く評価した。更に、平成18年5月30日の毎日新聞社説は、ジャワ島中部地震に対する我が国の緊急支援等に関し、「被災者救済にはスピードが求められるだけに、素早い対応ぶりは好ましい限りだ。」と述べている。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

インドネシアやフィリピンを含む開発途上国の多くは、災害に対して脆弱であり、災害に対して極めて深刻な被害を受ける。また、貧困層が大きな被害を受けて災害難民となることが多く、衛生状態の悪化等の二次災害を防ぐためにも、緊急支援の重要性は高い。平成19年度以降も、引き続き、東南アジア島嶼国の自然災害等に対し、相手国の要請に応じて適切な緊急支援を行っていく。

【事務事業名】④地域の共通課題（海賊対策、地域の安定、防災等）での協力の推進

【事務事業の概要】

我が国は、海賊対策協定発効に伴う情報共有センターの立ち上げへの協力や、同センターへの事務局長の派遣、ミンダナオ和平や東ティモールの国造りへの人的・物的支援、インドネシアやフィリピンとの防災協力等を通じ、地域の様々な共通課題に積極的に貢献した。

【有効性（具体的成果）】

東南アジア島嶼諸国の繁栄を持続するためには地域全体の安定が極めて重要である。近年、東南アジア諸国は、海賊対策、テロ対策、鳥インフルエンザ、防災、紛争地域の平和構築等、伝統的な国家間の安全保障とは異なる性格を有する、様々な課題に直面している。平成18年度においても、我が国は、東南アジア諸国との良好な二国間関係、マラッカ海峡の主要使用国としての立場、自国の過去の災害経験から培われた優れた防災技術等を活用し、海賊対策、防災、平和構築等の面で大きな役割を果たした。

(1) 海賊対策

平成18年9月4日、マラッカ海峡の海賊対策のため、沿岸国及び使用国の間での情報共有強化を目指すアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)が発効した(協定の規定により、協定締約国が10カ国に達した

ことに伴い協定が発効したもの)。同年 11 月 29 日、シンガポールに情報共有センターが設立され、初代事務局長に我が国の伊藤嘉章氏が選任された。

現在、同協定の締結国は、我が国以外に、インド、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中国、バングラデシュ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー及びラオスの 14 カ国に達しているが、マラッカ海峡の沿岸国であるインドネシア及びマレーシアが未加盟である。我が国は、平成 18 年度、事務レベルでの協議に加えて、首脳会談、外相会談等の機会も利用し、各国に対して ReCAAP への加入を働きかけてきたが、平成 19 年度においても、引き続き未加盟のインドネシア及びマレーシアに対して協定に加入するよう働きかけを続けて行く必要がある。

日本国際問題研究所は、同協定について、「東アジア共同体の議論と絡めて考えても、安全保障問題における機能的な面での積み上げとして、また我が国のイニシアティブが発揮されたものとしても期待をいだかせるものである。東アジアにおける多国間協力が経済的側面から安全保障の対象まで進む協力へと進化できるかどうかのテスト・ケースとなると考えられる。(中略) マレーシアとインドネシアへ、海賊問題に対する多国間枠組みへのより積極的な参加を働きかける必要があるだろう。」と述べている。

(2) 地域の安定への貢献

平成 18 年度を通じ、我が国は、ミンダナオ和平及び東ティモールの国造りを人的及び経済的貢献を通じて積極的に支援した。

(イ) ミンダナオ和平

フィリピン南部のミンダナオは、フィリピン政府と反政府イスラム勢力との長年の紛争で、開発が遅れ、貧困とテロが深刻な地域である。平成 15 年に、フィリピン国軍とモロ・イスラム解放戦線 (MILF) の間で停戦合意が成立し、それ以後、フィリピン政府と MILF の間で和平交渉が続けられている。

我が国は、東南アジアの平和と安定の確保、国際的なテロとの闘い、フィリピン国内の治安情勢と投資環境改善等の観点から、ミンダナオ和平の進展を重視しており、平成 18 年度においても、和平プロセスを強力に支援した。7 月に麻生大臣のフィリピン訪問の際に、①ミンダナオ和平国際監視団への我が国開発専門家の派遣、②草の根・人間の安全保障無償資金協力のミンダナオ地域への集中的な実施、及び③在フィリピン大、JICA 及び JBIC のマニラ事務所より構成される「ミンダナオ・タスクフォース」の創設を発表した。また、12 月に安倍総理がフィリピンを訪問した際には、アロヨ大統領との間で、「ミンダナオ和平の一層の推進」を含む日フィリピン共同宣言に署名した。

こうした我が国のミンダナオ和平への貢献は内外で高い評価を受けている。日フィリピン共同宣言においても当然ながらフィリピン側より我が国の貢献に対する謝意が表明されている。また、我が国においても、例えば、毎日新聞が「ミンダナオでは純粋な復興支援を一層強化しなければならない。(中略) 日本は憎悪の連鎖を断ち切る「平和の推進役」を果たすことができる。」と述べるなど、我が国のミンダナオ支援は高く評価されている。

(ロ) 東ティモール

東ティモールにおける我が国の取組の詳細については、事務事業⑤を参照。

(3) 防災

平成 18 年度において、インドネシア及びフィリピンとの間で、頻発する自然災害に対する緊急支援に加えて、防災に関する様々な協力が推進された。

(イ) インドネシア

ユドヨノ・インドネシア大統領が平成 17 年 5 月に訪日した際、両国首脳が署名した「自然災害の被害を減らすための二国間の協力に関する共同発表」に従い、防災に関する協力が進められた。平成 18 年 7

月 24 日、ジャカルタで第 2 回「日・インドネシア防災に関する共同委員会」（我が方：杢掛防災担当大臣、先方：バクリー国民福祉担当調整大臣）が開催され、同委員会は、日インドネシア両国の防災分野における協力を確認し、報告書を採択した。右報告書は、11 月ユドヨノ大統領訪日時に発表された共同声明においても言及された。

（ロ）フィリピン

平成 18 年 12 月に安倍総理がフィリピンを訪問した際に発表された共同声明「親密な隣国間の包括的協力パートナーシップ」において、自然災害発生時の迅速かつ効果的な緊急支援実施のための手続の簡素化及び円滑化を進めることが合意された。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成 19 年度において、海賊対策に関しては、ReCAAP の実効性確保のため、インドネシア及びマレーシアの協定加入に向け、両国への働きかけを一層強化する必要がある。また、ミンダナオ和平に関しては、停戦合意の安定化により、平成 19 年度以降、ミンダナオ地域の開発・復興支援が本格化することが予測されており、開発・復興分野の支援に強みを有する我が国に対し、フィリピン側は更なる貢献を期待している。防災に関しては、日インドネシア防災共同委員会により報告書が採択されたが、引き続き各種協力を進めていく必要がある。

【事務事業名】⑤ 治安の悪化による国家の危機に直面する東ティモールの国造り支援

【事務事業の概要】

我が国は、東ティモール政府や国連等の治安回復及び国造りの努力に対し、外務大臣談話の発出や遠山政務官（当時）の派遣等を通じて支持を表明し、また、500 万ドルの緊急支援や国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）への文民警察要員の派遣等を行うことにより、物心両面から強力な支援を行った。

【有効性（具体的成果）】

我が国は、東南アジア地域の安定と発展に資するべく、また、国連等の場における平和構築外交の展開の一環として、東ティモールの国造り支援を重視してきた。平成 18 年には、東ティモール情勢は急速に悪化したが、我が国は、東ティモール政府や国連等による治安回復及び開発・復興のための努力を、物心両面から強力に支援した。

平成 18 年 2 月、国軍兵士の大量離脱事件以降、東ティモール情勢は急速に悪化した。同年 4 月 28 日、東ティモール首都のディリ市内の離脱兵デモに対し、政府は軍を投入してその鎮圧した。5 月下旬、ディリ周辺で国軍・国家警察を巻き込んだ武力衝突が発生した。5 月 25 日以降の国際治安部隊の東ティモール展開により、ようやく治安は回復に向かったが、6 月以降、豪州においてアルカティリ首相（当時）が武力衝突を扇動していたとの報道がなされ、同首相が退陣に追い込まれるなどの政治的混乱が続いた。7 月 1 日に、グスマン大統領がラモス・ホルタ外相を首相代行に任命した後、ようやく事態は収束に向かい始めた。

同国の政治的混乱がピークを迎えた 6 月に、外務大臣談話の発出（6 月 8 日）、麻生外務大臣とグスマン大統領の電話会談（6 月 8 日）、遠山政務官（当時）の東ティモール派遣（6 月 19 日から 21 日、グスマン大統領、アルカティリ首相（当時）、ラモス・ホルタ外相（当時）等と会談）及びその結果を踏まえた「遠山政務官レポート」の国連安保理への提出等を通じて、グスマン大統領による秩序回復の努力と同国の国造りを一貫して力強く支持し続けた。また、6 月 13 日には、我が国は、4～5 月の騒乱による治安悪化の結果発生した約 15 万人の国内避難民に支援に関する国連緊急アピールに対し、ドナー中最大規

模の500万ドルの支援を実施することを表明した。また、平成19年1月26日には、国連からの要請を受け、国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）に対して文民警察要員及び連絡調整要員3名を同国に派遣することを決定した。

こうした我が国の一連の貢献は東ティモール政府のみならず、我が国においても高く評価されている。平成19年5月13日の読売新聞社説は「東ティモールが再度、国造りに取り組むには当面、国際社会の手厚い支援が欠かせない。（中略）独立前から主要な支援国となってきた日本への期待はとりわけ大きい。治安維持を担ってきた豪州などと連携しながらより効果的な支援に努めるべきだと述べている。」と述べている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 **今のまま継続** 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

東ティモールでは、平成19年5月に大統領選挙が行われ、同年6月に議会選挙が行われる。これらの選挙を平穩に実施し、民明的で透明性の高い政府を樹立することが、東ティモールの新たな国造りにとって試金石となるため、引き続き強力に東ティモールを支援していく必要がある。

【評価をするにあたり使用した資料】

- ・ 外務省ホームページ
- ・ 内閣府ホームページ
- ・ 国際問題研究所ホームページ
- ・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 外務省委嘱調査「経済連携協定の効果」
- ・ 読売新聞 平成19年5月13日 朝刊社説
- ・ 毎日新聞 平成19年5月14日 朝刊7面「東論西談＝ミンダナオ考」
- ・ 毎日新聞 平成18年5月30日 朝刊社説

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-1-7 南西アジア諸国との友好関係の強化

【事務事業名】①要人往来をはじめとする対話の継続・促進

【事務事業の概要】

政府要人の往来は、所掌分野における協力を総括し、新たな協力を進める絶好の機会を総括し、新たな協力を推進するという意味で、さらには国同士の関係を強化するという意味で、南西アジア諸国との二国間関係、特にインドとの戦略的グローバル・パートナーシップを強化する基本手段として必要不可欠である。また、国会議員の往来については、政府間の関係強化のみならず、層の厚い関係を構築する上で必要である。

【有効性（具体的成果）】

(1) インドを中心に、主な要人の往来は以下のとおり。

【インド】

平成18年4月 遠山外務大臣政務官（当時）訪印

5月 谷垣財務相（当時）訪印

5月 ムカジー国防相（当時）訪日

6月 ナート商工相訪日

6月 シンデ電力相訪日

6月 ラジャ森林・環境相訪日

7月 北側国土交通相（当時）訪印

7月 塩崎外務副大臣（当時）訪印

7月 パスワン化学・肥料相訪日

10月 シバル科学技術相訪日

10月 ナラヤナン国家安全保障顧問訪日

12月 ナート商工相訪日

12月 マンモハン・シン首相訪日

平成19年1月 菅総務相訪印

3月 浅野副大臣訪印

3月 ムカジー外相訪日

【その他の南西アジア諸国】

平成18年4月 ドルジ国会議長訪日（ブータン）

5月 サマラウィーラ外相訪日（スリランカ）

5月 ボーゴラガマ産業開発・投資促進大臣訪日（スリランカ）

7月 シャヒード外相の訪日（モルディブ）

7月 塩崎外務副大臣（当時。ネパール訪問）

7月 遠山外務大臣政務官（当時。スリランカ訪問）

7月 麻生外務大臣（バングラデシュ訪問）

10月 ティンレイ内務・文化大臣訪日（ブータン）

平成19年1月 関口外務大臣政務官（パキスタン訪問）

3月 トブゲ高等裁判所長官訪日（ブータン）

(2) 以下のように、様々な分野における政治レベルの合意が形成され、南西アジア諸国、とりわけインドとの関係強化が実現した。

(イ) 平成18年12月のマンモハン・シン首相訪日に際して、両国首脳は、日印間に「戦略的グローバル・

パートナーシップ」を構築することに合意し、政治・安全保障、経済、国民交流、地域的・国際的協力の分野における具体的取組を示す「日印戦略的グローバル・パートナーシップに向けた共同声明」に署名した。

(ロ) ムカジー外相訪日の際に、第1回外相間戦略対話が実施され、更なる関係強化が実現した。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

インドを含む南西アジア諸国との関係は、民間部門の活動により自然に強化される状態ではなく、程度の差こそあれ政府が主導的な役割を果たし、関係強化に対する政治的コミットメントを示すことが必要である。特に日印戦略的グローバル・パートナーシップを実現し、協力分野の拡大、内容の強化を図っていくためにも、要人往来を引き続き実施し、政治レベルでの関係強化を図っていく。

【事務事業名】②南西アジア諸国との外務次官級政務協議等各種協議の実施

【事務事業の概要】

各種協議の実施は各々の所掌分野における協力を総括し、新たな協力を進める絶好の機会を提供するものであり、政府間の幅広い分野での協力を推進、ひいては二国間関係の強化に資するものである。特にインドとの戦略的グローバル・パートナーシップを実現していく上で進展状況のフォローアップ等のために各種協議を実施することは必要不可欠。

【有効性（具体的成果）】

首脳レベル、外相レベルでの国際会議開催の機会を活用した協議の他、事務レベルでの定期的な協議を実施することが、関係強化に向けたモメンタムを維持する上で効果があった。

主要な協議は以下のとおり。

【政治レベル】

- 平成18年7月 日モルディブ外相会談（シャヒード外相訪日時に実施）。二国間関係、国連改革等の国際的課題について協議。
- 7月 日印首脳会談（サンクトペテルブルクにおけるG8サミット開催時に実施）。経済関係、日印交流年、国際的課題について協議。
- 7月 日バングラデシュ外相会談（麻生外務大臣のバングラデシュ訪問時に実施）。二国間関係対話の強化、SAARC・国連改革等の国際的課題について協議。
- 12月 日印首脳会談（シン首相訪日時に実施）。安保・防衛、経済連携、経済協力、地域的国際的課題について幅広く協議し、協力を確認。
- 平成19年3月 日印シンポジウム「アジア地域統合の時代における日印戦略的パートナーシップ」を主催日印両国の政・財界を含む著名人の参加を得て開催し、新しい時代の日印協力のあり方につき議論。外務省からは浅野副大臣が出席。
- 3月 日印外相会談（ムカジー外相訪日時に実施）。第1回外相間戦略的対話を実施され、二国間関係、地域的・国際的課題について協議。

【事務レベル】

- 平成18年5月 日印軍縮・不拡散協議
- 7月 日パキスタン第2回軍縮・不拡散協議
- 9月 日印査証協議
- 9月 第2回日パキスタン安保対話

10月 日印科学技術協力イニシアティブ会合

11月 日印外務次官級政務協議

平成19年1月 日印EPA交渉第1回会合

3月 日スリランカ政策協議、日スリランカ経済協議

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

インドを含む南西アジア諸国との関係は、民間部門の活動により自然に強化される段階にはなく、ある程度政府が主導し、関係強化に対する政治的コミットメントを示すことが必要である。その最も有効な手段としての政治レベルでの協議、また、政治レベルでの合意形成あるいはフォローのための事務レベルでの協議を引き続き積極的に実施していく。

【事務事業名】③日印経済関係強化

【事務事業の概要】

南西アジア諸国に対する経済協力を積極的に実施することにより同地域の安定的発展に貢献しうると共に、我が国と南西アジア諸国の関係緊密化を図ることが可能となる。特に、目覚ましい経済発展を続けるインドをはじめとする南西アジア諸国に対するインフラ整備支援は、我が国との貿易の増加、我が国企業の進出につながるものであり、南西アジア諸国との経済関係の緊密化に資するものである。また、経済協力を通じた人材育成・人的交流の実施により南西アジアの民主化、平和構築の流れを支援することが可能となる。

【有効性（具体的成果）】

日印両首脳は、物品の貿易、サービスの貿易、投資の流れ、経済パートナーシップ、経済協力を促進する上での我が国の政府開発援助（ODA）の役割及びその他の経済関係の協力分野について提言した日印共同研究会（JSG）の勧告に基づき、二国間のEPAの締結に向けた交渉を速やかに開始することを決定し、およそ2年のうちの可能な限り早期に交渉を実質的に終了させることを目指すことで合意した。両首脳間の合意を受けて、EPA交渉の第1回会合が平成19年1月から2月にかけてデリーにて開催された。EPAが締結されれば、両国間で貿易・投資の自由化・円滑化が促進されるのみならず、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、更には二国間協力を含む包括的な経済連携が強化されることになる。大きな潜在性を指摘されつつも顕在化していない日印経済関係を拡大するために不可欠である。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

日印間でEPAを締結することは、物品、サービス、資本の自由な移動を促進し、双方の経済関係の強化に大きな効果がある。急速な勢いで市場が拡大するインドにおける投資・ビジネス環境の整備は、我が国の経済利益の確保にとって極めて重要なものであり、政府として我が国民間企業の活動を支援していくことは重要である。今後は、可能な限り早期に協定を完成させるべく協議を実施するとともに、協定締結後はその着実かつ有効な協力の実施及び運用を確保する。

【事務事業名】④経済協力

【事務事業の概要】

経済協力は南西アジア諸国に対する外交政策の重要な柱であり、積極的な経済協力の実施は、我が国の南西アジア諸国との友好協力促進に少なからず肯定的影響を及ぼす。特に、インフラ整備を通じた経済成長促進を重点目標の一つに位置付けるインドに対する経済協力については、貿易・投資関係を促進する上で重要な役割を果たすのみならず、対インドODAは「日印グローバル・パートナーシップ」に基づく日印関係強化に向けた主要なツールの一つ。また、経済協力を通じた人材育成・人的交流の拡充は強固な二国間関係構築の礎である。

【有効性（具体的成果）】

経済協力は南西アジア諸国に対する我が国外交政策上の重要なツールであり、積極的な経済協力の実施は、我が国の南アジア諸国との友好協力促進に少なからず肯定的影響を与えた。特にインフラ整備を通じた経済成長促進を重点目標とするインドへの積極的な経済協力（同国は4年連続で最大の円借款受け取り国）については、同国との貿易・投資関係を促進する上で重要な役割を果たしている。また、和平・民主化プロセスが進展しつつあるネパールに対する選挙支援等を通じて、同国の安定に貢献するとともに、我が国の「価値の外交」を具現化することが可能となった。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

依然として世界最大の貧困人口を抱える南西アジア（例えばインドでは国民の約3割が貧困層に属する）に対する積極的な経済協力はMDGs達成及び持続的成長の条件である環境保全の観点からも重要であるのみならず、二国間関係の強化や地域の安定的発展という我が国の南アジアに対する外交政策目標の実現の観点からも必要である。また、インフラ整備を含む投資環境整備支援は、南西アジア諸国の持続的成長及び成長を通じた貧困削減に資する。

【評価をするにあたり使用した資料】

（注）以下の資料は全て外務省ホーム・ページに掲載。

- サマラウィーラ・スリランカ外相の訪日（概要）
- シャヒード・モルディブ外相の来日（概要）
- G8サミットにおける日本・インド首脳会談（概要）
- 麻生大臣のバングラデシュ訪問（概要）
- 日印科学技術イニシアティブ会合（概要）
- マンモハン・シン首相及び同令夫人の来日（概要）
- 「日印戦略的グローバル・パートナーシップ」に向けた共同声明
- 日印シンポジウム「アジア地域統合の時代における日印関係」
- ムカジー・インド外務大臣の来日（概要）
- 日本・インド経済連携協定

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-1-8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

【事務事業名】①様々なレベルでの日豪及び日ニュージーランドの対話の実施

【事務事業の概要】

(1) 我が国と豪州は、共通の価値観及び戦略的関心を共有し、これまで、政治・経済等幅広い分野において、包括的な戦略的関係を構築してきたが、アジア太平洋地域の平和と安定に資するよう日豪関係を更に発展させるためには、引き続き様々なレベルでの対話の実施が不可欠である。

(2) また、ニュージーランドについても、アジア太平洋地域に自由な社会の輪を広げていくため、同地域において民主主義等共通の価値観を共有する国として、様々なレベルでの対話を実施し日・ニュージーランド関係の強化を図る必要がある。

【有効性（具体的成果）】

(1) 日豪間の対話

(イ) 平成18年3月の麻生大臣の訪豪の際に開催された日豪外相会談及び日米豪閣僚級戦略対話の成果を引き継ぐべく、平成18年7月アジアに関する局長級政策会議、8月ダウナー豪外相の訪日及び日豪外相会談、9月日米豪戦略対話高級事務レベル協議、10月日豪次官協議、11月日豪首脳会談・外相会談、平成19年3月ハワード豪首相の訪日及び日豪首脳会談の他、首脳・外相間の電話会談や日米豪戦略対話作業部会等を累次開催した。

(ロ) この結果、政治・安全保障分野においては、平成18年8月の日豪外相会談で一致した安全保障分野における日豪協力の強化を実現するため、平成19年3月の日豪首脳会談において、安全保障分野での日豪協力を飛躍させる包括的な枠組である「安全保障協力に関する日豪共同宣言」に署名した。また、イラク復興や北朝鮮問題等において日豪間の緊密な協力関係を実現した。

(ハ) 経済分野においては、それまで累次開催してきた日豪経済関係強化のための共同研究の結果を踏まえ、平成18年12月の日豪首脳電話会談において日豪EPA交渉の開始に合意した。また、日豪両国の経済関係の更なる強化及び投資環境の改善に向け、平成19年1月には日豪租税条約の改正交渉を開始した他、2月にはこれまでの3回の政府間交渉を経て日豪社会保障協定への署名を行った。

(2) 日・ニュージーランド間の対話

(イ) ニュージーランドとの間では、平成18年5月のピーターズ外相訪日（第4回太平洋・島サミット）時の日NZ外相会談、同月の局長級の会合、9月の外務審議官級の会合、10月のラウンドテーブル会合（事務レベル）、11月の日NZ高級事務レベル経済協議、平成19年1月のピーターズ外相・浅野副大臣の会談、同月オケロア副大臣・浅野副大臣の会談等政治・事務レベルでの対話を開催した。

(ロ) この結果、経済分野においては、11月の日NZ高級事務レベル経済協議において、両国経済関係を更に強化するために作業部会を設置することとし、平成19年2月に第1回会合を行った。また、政治分野においても、上記（イ）の会合において、APEC、EAS（東アジア首脳会談）等のフォーラム等を通じ、アジア太平洋地域の繁栄に向けて日・ニュージーランド両国間で協力していくことで一致した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

豪州及びニュージーランドとのこれまでの対話の結果を着実に実施し、アジア太平洋地域及び国際社会の平和と持続可能な発展のため、今後更に両国との対話を拡充強化していく必要がある。

【事務事業名】②日豪交流年事業の実施及び支援**【事務事業の概要】**

平成18(2006)年が「日豪友好協力基本条約」署名30周年等の節目の年に当たるため、同年を「日豪交流年」として、日豪両国間で様々な交流行事が行われた。

【有効性（具体的成果）】

平成18(2006)年1月～12月の通年で、日豪間で多くの文化紹介事業等が行われた。特に草の根レベルでの交流年事業は、日本側が豪州国内で行ったものが477件、豪州側が日本国内で行ったものが392件、合計で約869件に上り、従来より活発であった日豪間の人的交流及び文化交流が更に促進され、日豪両国間の理解の増進に寄与した。本件日豪交流年に際しては、日・豪それぞれで実行委員会を立ち上げたが、日本側実行委員会は、募金活動を行い、上述の447件の草の根事業と共に、「日本語教師招聘」「日豪交流歴史回顧写真展」「パースロイヤルショー」及び「ワンダーバスツアー」といった大型行事を支援した。外務省としては、本件日豪交流年が成功裡に実施されるよう各種事業の連絡調整や事業認定手続き、広報などの全体調整業務を担った。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

本件事業は、平成18(2006)年単暦年事業であり、平成19(2007)年6月末で日豪交流年日本側実行委員会の解散が予定されている。

【事務事業名】③第4回日・PIF（太平洋諸島フォーラム）首脳会議及び同会議のフォローアップ**【事務事業の概要】**

(1) 第4回日・PIF首脳会議（太平洋・島サミット）

平成18年5月26・27日、沖縄県において小泉総理（当時）・PIF議長国であるソマレPNG首相共同議長の下で開催した。前回サミットの成果である「沖縄イニシアティブ」のレビューをふまえ、参加各国首脳は、日・PIF各国の新たなパートナーシップの構築につき意見交換を実施した。

(2) 第18回PIF域外国対話への積極的な参加

平成18年10月26日から28日まで有馬政府代表はフィジーを訪問し、第18回日・PIF域外国対話に参加した。フィジー滞在中、ヒル米国務次官補、ツポウ・トンガ首相、トン・キリバス大統領、アデアン・ナウル首相、タボラ・フィジー首相と二国間会談を実施した。

【有効性（具体的成果）】

(1) 第4回日・PIF首脳会議（太平洋・島サミット）

(イ) 首脳宣言「より強く繁栄した太平洋地域のための沖縄パートナーシップ」を採択。

(ロ) 向こう3年間で総額450億円規模の支援を目指すことを中核とし、以下5つの項目を重点分野とする支援策を発表。

- ・ 経済成長：貿易、投資、インフラ、漁業、観光等の分野における協力。
- ・ 持続可能な開発：環境、保健、水と衛生、教育・職業訓練等の分野における協力。
- ・ 良い統治：行政能力向上、制度整備等の分野における協力。
- ・ 安全確保：防災、組織犯罪対策等の分野における協力。
- ・ 人と人との交流：人物交流及び文化交流の促進。

(ハ) 沖縄パートナーシップの着実な実施のためのメカニズムとして合同委員会を設置。

(ニ) 支援の効果的実施の観点から、日・豪・NZによる3カ国協力強化に関する共同ステートメントを

発表。

(2) 第18回PIF域外国対話

(イ) 5月の第4回太平洋・島サミット後、初めてのハイレベル協議であり、PIF側より同サミットを開催した我が国のイニシアティブに対する謝意表明と高い評価がなされた。

(ロ) 「沖縄パートナーシップ」の着実な実施に向け、日・PIF合同委員会の第一回会合が開催され、今後の具体的な協力の進め方につき意見交換を実施。

(ハ) 本域外国対話では、5カ国と二国間協議を実施することができ、ハイレベルの二国間協議を継続する良い機会となった。

(ニ) PIFがコミュニケで北朝鮮の核問題をとりあげ、拉致問題を含め、北朝鮮問題に対する我が国の取組について、引き続きPIF側の支持と理解を求め、PIF側の更なる理解が得られた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 日・PIF首脳会議 (太平洋・島サミット)

(理由)

太平洋島嶼国は、伝統的に親日的な国々であり、国連改革をはじめとする国際場裡において我が国の立場を積極的に支持している。これらの太平洋島嶼国との外交関係を強化し、幅広い分野での友好・協力関係を推進し、絆を深めることは我が国にとって非常に重要であり、太平洋島嶼国首脳と我が国総理が一堂に会し、直接対話をする機会を得ることは、日・島嶼国の関係強化にとって非常に効果的であると言える。

(今後の方針)

本首脳会議のホスト国として、より充実したプログラム、内容を盛り込み、今まで以上に成果を得られる会合となるよう、アレンジを行う。

(2) 域外国対話

(理由)

本件対話への参加は、太平洋島嶼国地域への我が国の協力の効果的実施のため有益であり、3年間隔で開催される太平洋島サミットの会期間の会合として、フォローアップおよび次期サミットを検討するという重要な機会となるため。

(今後の方針)

毎年行われる同対話に、引き続き我が国政府要人の派遣を行い、ハイレベルでの意見交換を継続するとともに、日・PIF合同委員会を同時に実施していく。

【事務事業名】④人的交流の拡大（日・PIF未来創造高校生交流等）

【事務事業の概要】

日本・PIF未来創造高校生交流事業は、平成7年より11年間実施された「日本・太平洋島嶼国若人交流事業」を発展的に継承する事業として実施されている。過去11年の間、両事業で訪日した各国高校生（含、引率者）は99人、日本より各国を訪問した日本人高校生（含、引率者）は75人であり、過去11年間の交流実績は174人にのぼる。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度における本事業では、愛知県立田口高校の生徒をサモア独立国に（青年海外協力隊）派遣し、サモア独立国政府関係者や元首へ表敬訪問を行ったほか、職業訓練校、廃棄物処理場等のJOCV活動現場を見学し、同国が直面する諸問題を考察すると共に、現地高校生宅でのホームステイ等を通じ、現地の生活及び文化等に関する理解及び地元の人々との交流を深めた。また、サモア・アベル高校から生徒を招聘し、愛知県設楽町内の見学を行い、日本への理解を深めた他、田口高校の訪問高校との交流及び同高校生宅でのホームステイを体験し、人と人とのふれあいを通じ、日本国民への親近感を更に深めることができた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

（理由）

太平洋島嶼国の青年層における対日理解者を増やしていくことは、我が国の対島嶼国外交を強化する上で非常に意義がある。毎年合計10名程度の高校生を派遣・招聘してきており、今後も同数程度の規模で着実に実施していく。

（今後の方針）

第4回太平洋・島サミットで我が国が示した「人と人との交流：3年間で1000人以上の青少年交流」実現の一環として、本高校生交流事業を今後も継続していく。

【評価をするにあたり使用した資料】

○外務省ホームページ

・ 各国・地域情勢・大洋州：

オーストラリア

ニュージーランド

○ 政府開発援助（ODA）白書2006年度版

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策目標 I—2 対北米外交

施策

I-2-1	米国との政治分野での協力推進	45
I-2-2	米国との経済分野での協力推進	48
I-2-3	米国との安全保障分野での協力推進	51
I-2-4	カナダとの政治分野での協力推進	53
I-2-5	カナダとの経済分野での協力推進	56

I - 2 - 1 米国との政治分野での協力推進

【事務事業名】① 政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施

【事務事業の概要】

共通の諸課題に関し、首脳・外相レベルを含む政府間の協議を多数実施した。

【有効性（具体的成果）】

首脳・外相レベルでは、種々の国際会議等の機会を捉えて日米首脳会談（2回）、外相会談（5回）を実施したほか、電話会談を頻繁に実施し、北朝鮮、イラク、中東和平をはじめとする日米間に共通する諸課題について緊密な協議を行い、日米両国に共通する政策課題について調整を行った。また、平成19年2月にはチェイニー米副大統領が来日し、相互信頼や共通の価値観・利益に基づく日米同盟の重要性及びその更なる強化を確認した。

また、日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が以下のとおり一層強化された。

（1）日米戦略対話

日米両国は、地域・国際社会の諸課題についての中長期的観点からの情勢認識や共通の戦略の摺り合わせの場として、日米戦略対話を活用している。平成18年3月の戦略対話をふまえ麻生大臣は5月の訪米時に「東アジアの将来の安定と繁栄を目指して」との政策スピーチを行い、同地域における日米の共通目標や協力の在り方について論じた。また、9月には高級事務レベルで日米・日米豪戦略対話が行われ、日米共通の関心事項につき議論がなされた。

（2）対北朝鮮政策

北朝鮮が7月に弾道ミサイルを発射すると、我が国は米国とともに安保理会合の開催を要請するとともに、日米首脳電話会談や日米外相電話会談等を通じて国際社会の結束に尽力した。その結果、北朝鮮の弾道ミサイル発射を非難し、加盟国に対し北朝鮮のミサイルやWMD計画へのモノや技術の移転規制等を要求する国連安保理決議第1695号が全会一致で成立した。

続いて10月に北朝鮮が核実験実施を発表すると、我が国は直ちに日米韓外相電話会談、日米首脳電話会談、北朝鮮を除く六者会合参加国との外相電話会談等を通じた米国との緊密な連携を図り、その結果、北朝鮮の核実験への非難、北朝鮮によるすべての核兵器等及び既存の核計画の放棄、すべての加盟国に対する北朝鮮の核関連等の物品等の移転等の防止の義務を含む国連安保理決議第1718号が全会一致で成立した。

また、その後も10月の日米外相会談、11月のハノイAPECの際の日米外相会談及び首脳会談を通じて対北朝鮮政策における日米の緊密な連携を確認した。

（3）イラク

サマーワに派遣していた陸上自衛隊は活動を終了したが、航空自衛隊による輸送支援を拡大し、最大35億ドルの円借款等による経済活動の基盤整備支援を強化するなど、イラクの復興努力を引き続き積極的に支援している。特に7月以降、「イラク・コンパクト」の策定に向け、我が国はこれを積極的に支持し、早い段階から米国と強調しつつその策定プロセスに参画した。

（4）テロとの闘い

日米両国は、出入国管理・交通保安体制の強化、国際的法的枠組みの強化、テロ資金対策等のテロ対策に関する協力の継続を行っている。また、我が国は、テロ対策特別措置法（注：11月に1年間延長）に基づくインド洋上での多国籍軍に対する補給活動の継続等の形でテロとの闘いに米国と共に従事しており、そうした活動は、米国を含む各国から高く評価されている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

政治分野での日米間の協力を日本政府として推進し、政治・安全保障上の諸課題への取組における日米両国間の連携を強化する上で、両国政府間のハイレベルでの対話を現状の頻度で継続することは不可欠である。

【事務事業名】② 民間有識者を含む対話及び米国の諸政策への決定に直接参画又は影響力を有する各界の人物の招聘**【事務事業の概要】**

議会関係者等の招聘を行い、また、日系米国人を全米規模で招聘した。

【有効性（具体的成果）】

米国連邦議会との関係強化事業として、議会関係者9名（民主・共和党の有力議員直属スタッフほか）を招聘した（平成19年2月）。また、日系米国人との継続的関係強化のため、全米日系人博物館と協力し、全米規模での招聘事業を実施した。

有識者の招聘時には、関係各省、国会議員及び我が国企業等との意見交換の場を設け、被招聘者の多面的な対日理解促進に努めた。また、日本国際問題研究所における少人数会合を開催し、日米関係全般について我が国有識者等との直接対話を行った。被招聘者よりは、招聘を通じて日本に対する関心を強めるとともに、拉致問題等に対する理解を深め、右問題の正確な事実関係を伝えるべく行動することを独自に検討するなど、招聘を通じて得た経験を日米二国間関係の発展に積極的に活用しようとする姿勢が見られるなど、招聘を通じて一定の成果が得られた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

議会スタッフ招聘参加者の対日理解が進み、我が国政府関係者とのチャンネルも多様化し（東アジア関係者のみならず、国連、欧州等）、頻度も増大している。日系人招聘者については、対日理解の増進に加え、米国における日系人ネットワーク形成にも貢献してきており、伝統的に日系人コミュニティが活発なハワイ、カリフォルニア、ワシントン、オレゴン州等の西海岸に加え、中西部、東海岸の日系人の組織化・活性化につながり、全米規模に拡大しつつある。

また、親日派の育成、日米関係の文脈で将来有望視される人物の発掘及び我が国との人的つながりの構築・強化のためには、民間有識者その他の米国各界の人物を対象とする対話や招聘事業により、よりよく我が国を理解し、あるいは直接に我が国の日常を体験してもらうことが不可欠であると考えられる。

【事務事業名】③ 政府間レベル・草の根レベルを含む重層的な日米交流の促進**【事務事業の概要】**

研修計画、招聘プログラム等を通じ、政府間レベル・草の根レベルでの重層的な交流を実施した。

【有効性（具体的成果）】

(1) 平成15年度に引き続き、米国行政官が日本の官公庁・民間で1年間勤務するマンフィールド研修計画（平成18年度は5名が訪日）、米国高校生の訪日招聘を行う日米若人計画（長期、短期）を実施。マンフィールド研修計画は、平成18年度に第11期生を受け入れたが、参加者の多くが米国政府内の意志決定過程で重要なポストに就くようになってきており、米国政府の実務レベルにおける知日派・親日派の育成に効果を上げている。

(2) 在米日系人との交流については、平成 18 年度も、在米日系人リーダー13 名（外務省分 10 名と国際交流基金分 3 名を同時に招聘）の招聘を行い、在米日系人とのネットワークの拡充や若い世代のリーダー発掘に寄与した。また、本件招聘プログラムの広報を強化した結果、国内のマスメディアでも多数取り上げられ、我が国の国民による日系人及び米国の多様性についての理解の増進に寄与した。

(3) 日米若人交流計画では、若年層の対日理解に効果をあげている。さらに、平成 16 年 7 月 1 日に行われた日米外相会談では、平成 17 年より日米外交官交流計画を開始することで合意がなされ（日米各々 1 名ずつ。期間 1 年。）、平成 17 年 10 月より 1 年間、米國務省から外務省に外交官が 1 名派遣された。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

日米関係は政府間の関係のみならず、民間の各種チャンネルでの幅広くかつ深みのある相互交流の積み重ねにより醸成された相互理解によって支えられている。日本外交の要である日米関係を取り進めるに当たり、行政官交流や高校生交流、日系人の招聘などを含む様々な交流事業や周年事業を実施することで、日米間の重層的な交流に努力することは、日米間の相互理解を促進する上で不可欠である。

【評価をするにあたり使用した資料】

○外務省HPに掲載されている日米外相会談、首脳会談などの概要等。

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-2-2 米国との経済分野での協力推進

【事務事業名】①「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営

【事務事業の概要】

(1) 平成13年6月の日米首脳会談の際に両首脳間で合意された日米間の経済対話の枠組みである「成長のための日米経済パートナーシップ」の下には次官級経済対話、官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ、投資イニシアティブ、財務金融対話、貿易フォーラムの6つの枠組みがある。平成18年度は、次官級経済対話、規制改革及び競争政策イニシアティブ等を開催した。

(2) 日米両国は世界の二大経済大国であり、両国間の経済に関する事項は多岐にわたっているため、日米間で密接かつ双方向の対話を行うには、種々の対話の枠組みが必要である。このような枠組みを利用して対話を行うことは、日米両国の持続可能な経済成長のために各種の政策分野での協調の推進に資すると考えられる。

【有効性（具体的成果）】

(1) 事務事業を実施した結果、平成18年度において、日米両国の経済分野での協調は深化しており、深化の度合いは二国間の貿易や投資額、人的交流等に現れている。具体的には以下のようなデータが得られている。

(イ) 米国に在留する日本人の数は平成18年10月1日現在、37万386人であり、国別在留邦人総数で第1位となっている。平成17年10月1日の時点では、35万1668人、平成16年10月1日の時点では、33万9387人であり、近年増加が続いている。

(ロ) 日米間の貿易総額は、平成18年は2077億ドル（米商務省統計）であり、日中の貿易総額に香港を含めない場合、米国は日本の最大の貿易相手国である。また、平成17年は1935億ドル、平成16年では1840億ドルであり、近年増加が続いている。

(2) また、平成18年12月に行われた日米次官級経済対話において、日米両国は、法の支配の強化とビジネス環境の改善という共通の課題への対処のための協力を強化し、その具体的協力分野として、①テロ対策と円滑な貿易の両立、②エネルギー安全保障、③知的財産権の保護等における協力を強化していくことで一致した。

(3) 最近では、日米間でいわゆる「貿易摩擦」は表面化していないが、両国の経済規模の大きさと両国間の貿易・投資規模の大きさから考えても、今後摩擦につながり得る問題は常に存在する。「成長のための日米経済パートナーシップ」の下の建設的な対話の推進は、「摩擦」の芽を摘み取り、日米間の協調を推進するという意味において大きな成果を上げているといえる。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

「成長のための日米経済パートナーシップ」は上述のように既に一定の成果をあげているが、良好な日米経済関係の維持・発展のためには絶え間ない努力が不可欠。平成18年6月の日米首脳会談において発出された「新世紀の日米同盟」で米国と一致したとおり、「成長のための日米経済パートナーシップ」を基礎として、二国間経済関係を更に深化させるとともに、地域や世界の経済的課題に関する協力を強化する方針を探っていく方針である。

【事務事業名】② 日米経済関係強化に向けた取組

【事務事業の概要】

「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営や、個別問題への対処に当たり、日米双方が提起する諸課題について関連企業と随時率直な意見交換を行う。

【有効性（具体的成果）】

規制改革及び競争政策イニシアティブ等の対話における議論を、民間部門の問題意識を十分踏まえたものとする事は、在米企業の経済活動のための環境を整備し、日米間の経済分野での協調を推進する上で極めて重要である。この観点から、平成18年度においては、具体的に以下の事業を実施した。

(1) 規制改革及び競争政策イニシアティブにおいて米国に対する要望を行うに当たり、全在米公館を通じて在米日本企業の問題意識を聴取し、それを踏まえて日本国内における査証申請受付公館の拡大を要望してきた結果、平成18年4月19日、査証手続の厳格化により査証申請受付を停止していた在札幌米国総領事館において、査証申請受付のパイロット・プログラムが開始された。これにより、テロ対策の観点から米国が強化している入国管理措置が、日米間の人的交流の妨げとならない方向で一定の改善が図られた。

(2) 民間企業のニーズを踏まえ、日米両国政府は、約1年間の正式協定交渉の結果、平成19年2月16日に日米相互承認協定に署名した。本協定は通信端末機器等に関し、自国の適合性評価機関が実施した相手国向けの検査等の結果を相手国政府が受け入れることを定めるもので、検査等に必要な費用及び期間が節減されることにより、海外でも使用可能な通信端末機器等の製造・開発が促進され、経済活動の活性化が期待される。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

今後も、民間部門の問題意識を聴取する場を設け、政策に反映させていくことは極めて重要であり、このような方針は在米日本企業などの民間部門からも高く評価されている。引き続き、民間部門との緊密な連携を図っていく方針である。

【事務事業名】③ 個別通商問題への対処

【事務事業の概要】

協動的・建設的な日米経済関係を維持していく上で、米国産牛肉の輸入手続再開問題などの個別案件についても、関係省庁と連携しながら二国間での協議によって問題解決を図っている。

【有効性（具体的成果）】

日米間の牛肉貿易問題については、平成18年1月20日、米国から到着した子牛肉から特定危険部位であるせき柱が発見されたため、我が国は全ての米国産牛肉の輸入手続を停止した。その後、我が国は国民の食の安全・安心の確保を大前提として、科学的知見に基づいて判断するとの方針に基づき協議を行ってきた結果、6月の日米局長級テレビ会合、6月～7月の対日輸出施設の現地調査の結果を踏まえ、7月27日、米国産牛肉の輸入手続を再開するに至った。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

このような個別問題は、牛肉貿易問題に止まらず、今後とも多岐に亘る分野で生じる可能性がある。このような個別問題の解決のためには、日米関係の維持・強化の観点から、引き続き緊密かつ地道な協議の

継続が求められる。今後とも、現在の日米間に存在する懸案事項の解決を図るべく二国間の協議を継続する。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 「成長のための日米経済パートナーシップ」（平成13年6月30日）
- 「新世紀の日米同盟」（平成18年6月29日）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-2-3 米国との安全保障分野での協力推進

【事務事業名】①安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続

【事務事業の概要】

我が国をとりまくアジア太平洋地域には、依然として不確実性・不安定性が存在することから、安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議を継続していくことは、我が国及びアジア太平洋地域においても平和・安定と繁栄のために資する。

【有効性（具体的成果）】

（１）平成18年5月に開催された日米安全保障協議委員会（「2+2」）では、平成17年10月の「2+2」会合以降の調整を経て作成された兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画（「再編実施のための日米のロードマップ」）に合意した。この再編案の実施は、同盟関係における協力が新たな段階に入ったことを示し、地域における日米の同盟関係の能力向上につながるものである。

（２）弾道ミサイル防衛（BMD）システムについては、平成18年には、米軍によるXバンド・レーダー（長距離型監視用レーダー）の展開、迎撃能力を有する米イージス艦「シャイロー」等の西太平洋地域への展開及びパトリオット・ミサイル（PAC-3）の嘉手納配備、並びに日米間のBMD共同開発を可能にする交換公文等の締結等の取組を進めた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

我が国が安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議を継続することは、我が国の安全と繁栄、ひいては国際社会全体の平和・安定と繁栄を実現するために極めて重要と考えられる。

【事務事業名】②日米地位協定の運用改善、信頼性の向上

【事務事業の概要】

施設・区域周辺の住民の負担を軽減すべく、政府が取り組んでいる日米地位協定の運用の改善に関しても、国民の目に見える形で、一つ一つ成果を上げていくことが重要であるとの考えに立ち、具体的な取組を進めてきている。

【有効性（具体的成果）】

在日米軍施設・区域を使用することが必要な災害時において、都道府県又は他の地方の当局の人員等が、救助、医療サービス、緊急輸送等の活動を在日米軍施設・区域で実施できるよう、又は災害に備えた防災訓練等を実施できるよう、在日米軍施設・区域へ立入るための手続を定めるべく日米で交渉を行い、平成19年4月に日米間で合意（予定）。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

日米地位協定の運用改善に引き続き取り組むことは、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用に資する。

【事務事業名】③SACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告の着実な実施の推進

【事務事業の概要】

在日米軍施設・区域が集中する沖縄県の県民の負担を軽減することが重要であることについては、日米首脳会談、日米外相会談等の累次の機会に確認されている。

日本政府は、平成8年12月にとりまとめた沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告の着実な実施に取り組んでおり、今後も引き続き沖縄の負担軽減に努めていく。

【有効性（具体的成果）】

平成18年12月には、楚辺通信所及び読谷補助飛行場が全面返還された。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ○そのまま継続 内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用のためには、引き続きSACO最終報告の着実な実施に取り組み、沖縄の負担軽減に努めていくことが重要である。平成18年5月に開催された日米安全保障協議委員会において、抑止力の維持と地元の負担軽減を目的とする「再編実施のための日米のロードマップ」が承認されたことを踏まえ、今後は、SACO最終報告の実施を含む在日米軍再編等の着実な実施の推進に取り組んでいくことが重要である。

【評価をするにあたり使用した資料】

平成19年版 外交青書

「再編実施のための日米のロードマップ」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I - 2 - 4 カナダとの政治分野での協力推進

【事務事業名】①政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する緊密に協議・政策調整を実施

【事務事業の概要】

政府間（首脳、外相レベルを含む）で、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施。

【有効性（具体的成果）】

以下のとおり、日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層と強化された。

（１）平成18年6月、小泉総理（当時）が日本の総理として6年振りに訪加し、オタワにてハーパー加首相と日加首脳会談を行った。その際に、日加両国の民間有識者で構成される日加フォーラムが、日加関係の更なる強化へ向けた諸提言を含む報告書を両国首脳に提出した。

（２）平成18年度を通じて、APECやG8サミット等国际会議等の様々な機会を捉えて日加に共通の諸課題に関する首脳間及び外相間をはじめとする協議・政策調整を行った。（具体的には、平成18年6月、11月日加首脳会談（立ち話を含む。）、平成18年3月、6月、10月、11月、平成19年3月外相会談（電話会談及び立ち話を含む。）が実現された。）また、様々なレベルにおいて、共通の諸課題に関する協議・政策調整を行った。

（３）平成18年3月に、日加フォーラム第4回会合が開催され、日加の有識者が政治、経済、教育、文化等幅広い分野にわたって両国間の相互理解増進のために意見交換を行い、今後の日加関係を増進するための諸施策を提言する内容の報告書の作成が行われた。同年6月の小泉総理（当時）訪加の際に、日加両国首脳に対し、同報告書が提出された。

（４）平成18年4月、伊藤外務大臣政務官（当時）が訪加し、加政府関係者と意見交換を行った。

（５）平成18年9月、オコナー加国防大臣が訪日し、額賀防衛庁長官（当時）と日加間での防衛面に関する意見交換を行った。

（６）平成18年9月、第5回「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」がバンクーバーで開催され、日加両国政府関係者及び有識者等約40名の参加を得て、東アジアにおける日加協力、軍縮不拡散、人間の安全保障等様々な分野に関する議論が行われた。（平成17年1月の首脳会談の成果である、共同声明の付属文書である「平和及び安全保障に関する協力のための日加計画」において、日加両首脳は、「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」の毎年開催に合意。）

（７）平成18年11月、ケディ加日議員連盟共同議長他加日議員連盟一行が訪日し、日本・カナダ議員連盟のメンバーと年次総会を行い、様々な分野における意見交換を行うと共に交流を深めた。また、平成19年3月、ケディ加日議員連盟共同議長及びコーワン上院議員（加日議連メンバー）が訪日した。

（８）平成18年9月、ビソネ・ケベック州議会議長の招聘（オピニオンリーダー招聘）及び平成19年3月、ハンブソン・カールトン大学教授の招聘（21世紀パートナーシップ招聘）が行われ、国政及び地方の政界関係者及び学術関係者との意見交換を通じ、我が国に対する見聞を広げることに貢献した。

（９）さらに、観光等幅広い分野に亘る政府間協議（平成19（2007）年は日加観光交流年と位置づけ）、JETプログラム、ワーキング・ホリディ制度等を通じた草の根レベルの交流まで幅広い交流が行われている。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

諸課題への取組における日加両国間の連携を強化する上で、両国政府間のハイレベルでの対話を現状の頻度で継続することは不可欠である。

【事務事業名】②民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸施策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘

【事務事業の概要】

民間有識者で構成された賢人会議である日加フォーラムの会合の実施、及びカナダの諸施策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘を実施した。

【有効性（具体的成果）】

より緊密かつ効果的な二国間の協力関係を構築することを目的に設立された民間有識者で構成された賢人会議である日加フォーラムの会合の第4回会合（最終会合）が開催され有意義な対話が行われ、今後の日加関係を増進するための諸施策を提言する内容の報告書が作成された。

また、加世論形成に大きな影響力を有する有識者等を我が国に招聘し、我が国政府関係者・有識者との懇談や各地の視察を通じて我が国について理解を深めてもらうことができた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

日加フォーラムに関しては、報告書を小泉総理（当時）訪加の際に、両国首相に提出したことにより、現在の委員からなる同フォーラム現体制は終了した。今後は、提出された提言を参考に、政府が種々の政策をとっていくことになる。

また、加世論形成に大きな影響力を有する有識者等を我が国に招聘し、我が国政府関係者・有識者との懇談や各地の視察を通じて我が国について正しい理解を深めてもらうと共に、帰国後我が国に関する情報の発信者となってもらうことは有意義であると考えられる。

【事務事業名】③日加及び国際社会の平和と安全保障に関する協議の実施

【事務事業の概要】

「平和と安全保障に関する日加協カシンポジウム」の開催。

【有効性（具体的成果）】

平成18年9月、第5回「平和と安全保障に関する日加協カシンポジウム」がバンクーバーで開催され、日加両国政府関係者及び有識者等約40名の参加を得て、東アジアにおける日加協カ、軍縮不拡散、人間の安全保障等様々な分野に関する議論が行われた。平成17年1月の「平和及び安全保障に関する協カのための日加計画」において、日加首脳は、日加安保シンポジウムの毎年開催に合意しており、毎年の開催により、両首脳が合意した平和及び安全保障分野でさらなる協カを推進した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

平和及び安全保障は、日加両国が積極的な国際貢献を行っている分野であり、また、テロ対策、国際組織犯罪防止に向けた取り組みにおける協カ強化、アフガニスタンにおける平和構築、人間の安全保障の分野での対話強化、軍縮・不拡散促進のための国際的取り組みにおける協調等は平成17年に日加両首脳により更なる協カ促進が合意されている。日加安保シンポジウムは、これらの分野を含む平和と安全保障

に関する日加協力の具体化を目指し、両国政府関係者・有識者等の出席によりあり得べき協力の方途につき議論するものであり、今後とも有効性が高く、継続は不可欠であるとする。

【評価をするにあたり使用した資料】

○外務省HPに掲載されている日加外相会談、首脳会談などの概要等。

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I - 2 - 5 カナダとの経済分野での協力推進

【事務事業名】① 日加経済枠組みに基づく日加経済関係の強化

【事務事業の概要】

平成17年11月に日加首脳により署名された「日加経済枠組み」文書に基づき、個別分野での協力を促進するとともに、貿易・投資の潜在力を最大限に引き出すことを検討する共同研究の実施により、二国間の対話が継続された。

【有効性（具体的成果）】

日加経済枠組みは、日加経済関係の深化・活性化することを目的に、既存の日加次官級経済協議の強化、その下での個別の協力優先分野をフォローする「協力作業部会」の設置並びに貿易及び投資の潜在力を最大限に引き出すことを検討する「共同研究作業部会」の設置が規定された。平成18年度はこれら作業部会が日本及びカナダにて開催され、民間部門からの意見聴取も行う等、さまざまなレベルにおいて日加経済関係の強化に向けた議論が行われた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

現在、カナダ側と日加経済枠組みに基づく日加経済の深化・活性化のための共同研究が行われており、日加経済関係の強化に向けての日加間の協力・信頼関係が築かれている。引き続き日加経済関係の深化・活性化に向けて精力的に諸施策を実施していく必要がある。

【評価をするにあたり使用した資料】

- ・ 平成17年1月19日の日加共同声明(外務省ホームページ)
- ・ 平成17年11月19日の日加経済枠組み文書(外務省ホームページ)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策目標 I—3 対中南米外交

施策

- | | | |
|-------|--|----|
| I-3-1 | 中米諸国地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との協力及び交流の強化（南米諸国及びカリブ共同体（カリコム）諸国との協力・交流の強化に関するものを除く）・・・・・・・・・・・・・・・・ | 59 |
| I-3-2 | 南米諸国及びカリブ共同体諸国との協力・交流の強化・・・・・・・・ | 63 |

I-3-1 中南米地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との協力及び交流の強化（南米諸国及びカリブ共同体（カリコム）諸国との協力・交流の強化に関するものを除く）

【事務事業名】① 中南米地域全般並びにメキシコ及び中米統合機構諸国等との経済関係再活性化のための取組の強化

【事務事業の概要】

メキシコとの経済連携協定（EPA）については、5月にビジネス環境整備委員会及び合同委員会の第二回会合が開催され、9月には協定発効後に両国間で協議することとされていた鶏肉、牛肉、オレンジ生果の関税割当の枠内税率等について合意した。また、9月には、企業間交流の場を設定することを主目的とする日・中米ビジネスフォーラムをエルサルバドルにおいて開催し、我が国・中米間の経済関係の強化に努めた。

【有効性（具体的成果）】

メキシコとのEPAの具体的成果としては、平成18(2006)年度の我が国・メキシコ間の貿易総額が1兆4666億円となり、発効前の貿易額と比較して70%以上増加した。また我が国からの直接投資についても、発効前の2.6倍という高い伸び率を示している。第2回合同委員会では、こうしたEPAの効果が両国間の経済関係の強化に大きく貢献していることを確認し、今後も二国間協力やビジネス環境整備の分野で取組を強化していくことで合意した。また、ビジネス環境整備委員会においては、更なるビジネス環境の改善に向けた我が国民間企業の要望をメキシコ政府に伝達、日本人を狙った犯罪の発生件数が減少する等、目に見える具体的成果があがった。メキシコに進出した民間企業からも高い評価を受けた。

日本・中米ビジネスフォーラムには、官民併せて約500名が参加、我が国からも合計44社（約80名）が参加し、パナマ運河の拡張計画や中米統合の進展などについて、中米関係者との意見交換や、個別の商談が多数行われた。中米・我が国双方の民間企業から、具体的なビジネスチャンスに結びつくよい機会になったとの高い評価を受けた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

メキシコとのEPAに関しては、貿易額が発効後の2年間で76.3%増えており、今後も、ビジネス環境整備委員会等の枠組みの中で、両国の間にある諸問題を取り除いていくことで、今以上の経済関係の緊密化を達成することができる。日・中米ビジネスフォーラムに関しては、両地域間の経済関係を活性化するためには、両地域の政府が仲介役となって、日本企業に中米の実態、変化、中米側の貿易投資関係活性化への熱意を実感してもらい、中米側には日本企業の関心事ないし懸念を理解してもらうことが必要であり、同様の取組が引き続き有益である。

【事務事業名】②中南米地域全般並びにメキシコ及び中米統合機構諸国等との国際場裡における連携・協力関係強化

【事務事業の概要】

6月には議長国としてFEALAC（東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム）の枠組みの下、第4回経済社会作業部会を議長国として開催。7月には、「日・中南米 新パートナーシップ構想」の具体化、中南米地域における我が国の存在感の維持及び日・中南米関係の強化、中南米地域における人脈形成等を目的として、アジアの国として初めて国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）に正式加盟を果たした。また、日・中米共通の関心事項全般についての意見交換を行い、我が国及び中米諸国双方の外交政策についての相互理解の促進を図ることを目的として、第10回日・中米フォーラムを東京において開催した。

【有効性（具体的成果）】

ECLACとは、中南米地域の経済社会発展を促進することを目的に、各国の経済問題を調査・分析開発計画の形成への助言を実施するとともに、その時々課題を積極的に取り上げ、加盟国の経済社会政策に有益な助言を行う国連経済社会理事会の下部組織であり、その権限内のあらゆる問題に関して加盟国・準加盟国に直接勧告する権限を有している。ECLACへの加盟を達成したことは上述したような目的達成にとって非常に大きな意義を有するものであるといえる。

また、FEALAC第4回経済社会作業部会（WG）には、全加盟国32カ国より政府代表及び有識者が出席し、経済社会分野における具体的なプロジェクト・提案が発表され、有益な意見交換が行われた。今後は、今次会合において決定された（イ）「持続可能な開発（特に、クリーン開発メカニズム協力）」（ロ）「ICT協力」、（ハ）「中小企業支援」及び（ニ）「貧困撲滅」という4つの重点的に取り組むべき分野（コア・プログラム）における協力を推進することで、FEALACの枠組みで効果的な協力が進み、各国がより積極的に活動へ参加し、国際機関や有識者、ビジネス界に対するアピール力が向上することが期待される。特に、今次会合においてFEALAC諸国間でCDM（クリーン開発メカニズム）協力を更に推進していく道筋が出来たことは、我が国の国益に資するものであり評価される。これに加えて、今次WGでは、多くのセッションにおいて我が国が外部の専門家及び有識者に委託して作成した各種調査・報告書をベースに議論が行われた。このように日本側が会合をリードする形でイニシアティブを発揮したことは、我が国のプレゼンスをアピールする上で有意義であった。

日・中米フォーラムは、80年代の内戦を克服して経済復興と民主化を目指す中米諸国と、これを支援する我が国との間の政策対話の場として重要な役割を果たしてきた。そして、この政策対話の集大成として、平成17（2005）年8月、初の本格的な首脳会議を開催し、日・中米関係の中・長期的指針である「東京宣言」、「行動計画」を採択したところ、本件第10回会合の開催はこれら採択文書のフォローアップを行い、平成17（2005）年に高まった日・中米関係強化の機運を維持・発展させるためにも意義の大きいものであった。加えて、対米輸出基地としての重要性の高まり、パナマ運河拡張計画による国際物流の変化、中国、韓国の中米進出といった観点からも本件政策対話において情報収集を行い、我が国の関心事項を表明し、また、今後も国連改革や各種支持要請において我が国に対して極めて協力的な姿勢が表明されたことは非常に意義のあることであった。

中南米地域の民主主義の進展や経済社会開発、治安、教育といった諸問題の解決に取り組む米州唯一の国際機関である米州機構（OAS）には我が国はオブザーバーとして参加、これまで地雷除去や麻薬対策といった活動に拠出金を支出し貢献してきた。しかしながら、平成17（2005）年以降、個別のプロジェクトに対する拠出が打ち切られ、我が国からの対OAS支援が減少したことにより、OASにおける我が国支援のプレゼンスが低下する場面も見られた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ○**今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

ECLACへの新規加盟は大きな成果であったといえるが、加盟で終わることなく、加盟国としての役割を果たすとともに、ECLACの枠組みを十分に活用して、人脈形成や情報収集に努め、中南米地域における我が国の存在感を高めていくことが今後は重要となると考えられるため。

FEALACについては、我が国がこれからも中南米地域と東アジア地域の架け橋として重要な役割を果たすことで、両地域における我が国への信頼感の醸成に繋がること、さらに日・中米フォーラムについては、中米地域との政策対話の強化により、地域全体による我が国立場への理解の促進や我が国への信頼感の醸成につながり、国際場裡における我が国立場へのまとまった支持を得やすいと考えられるため。

【事務事業名】③ 周年事業の活用を含む人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解促進の強化

【事務事業の概要】

各国で大統領選挙が行われた平成18(2006)年には、新政権との良好な関係を築くという目的の下、メキシコの大統領就任式に派遣された中川秀直衆議院議員を始め、各国の大統領就任式に特派大使を派遣した。議員交流も活発であり、平成18(2006)年8月、片山虎之助参議院議員を団長とする参議院公式議員派遣団を始め、多くの議員が中南米を訪問した。一方、中南米諸国からは、ドミニカ共和国のフェルナンデス大統領(7月)、エルサルバドルのサカ大統領(10月)を始め、パナマのルイス・ナバロ第一副大統領兼外相(7月)等の要人が我が国を訪問した。また、平成18(2006)年はドミニカ共和国への移住50周年にあたり、移住50周年を記念する式典が開催されるとともに、11月には「ドミニカ移住者に対する特別一時金の至急に関する法律」が成立した。また、7月には、バランスのとれた形での二国間関係の緊密化を目指すためには、文化面を含む幅広い分野で交流を促進することが不可欠であるという観点から、日本・メキシコ両国文化人の交流を一層促進するため、金沢にて第二回日墨文化サミットが開催された。

【有効性(具体的成果)】

平成18(2006)年に政権交代がなされたメキシコ及びコスタリカには、大統領就任式特派大使として、それぞれ、中川秀直衆議院議員および大野功統衆議院議員が派遣され、メキシコのカルデロン新大統領及びコスタリカのアリアス新大統領就任式に参加した。中川秀直衆議院議員は、カルデロン大統領との会談を行った。加えて、小泉総理(当時)が打ち出した「戦略的外交」の一環として、8月には、猪口邦子内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画。当時)がニカラグア及びトリニダードトバゴを訪問し、これ以外にも、片山虎之助参議院議員を団長とする参議院公式議員派遣団がキューバ及びパナマを、金田勝年外務副大臣(当時)が5月にパナマ、メキシコ及び米国を訪問するなどした。また、中米地域各国の政府要人も訪日し、7月にはフェルナンデス・ドミニカ共和国大統領が、我が国政府の招待により来日、天皇皇后両陛下との御会見、小泉純一郎総理大臣(当時)及び河野洋平衆議院議長との会談等を行った。加えて、サカ・エルサルバドル共和国大統領も10月に訪日し、天皇皇后両陛下との御会見を始め、安倍晋三総理大臣との首脳会談等を行った。これらの要人往来を通して、我が国と中米地域各国との良好な関係の維持・強化の必要性が確認され、貿易・投資促進に向けてのアピール、国際場裡における我が国への支持の確認等がなされた点で非常に大きな意義のあるものであった。

ドミニカ共和国移住50周年記念式典に関しては、同国の移住問題の複雑性に鑑み、周年事業に対し前向きに対応することが、これまでの移住者の功績を称えるのみならず、今後も移住者を通じたドミニカ共和国と日本との両国友好関係を発展させ、我が国の国益に資するものであるとの観点から、ドミニカ共和国における移住50周年記念式典への前向きな対応をし、11月には「ドミニカ移住者に対する特別一時金の至

急に関する法律」も成立した。

日墨文化サミットに関しては、日墨双方の第一線で活躍する文化人がそれぞれの専門的視点から意見交換を行った。今次第二回サミットでは、自然や文化的多様性に対する感性や伝統的な捉え方、非西欧世界としてのアイデンティティの形成等の面で、我が国とメキシコが多く類似点・共通点を有していることが確認され、ベルムデス国家文化芸術庁（CONACULTA）総裁（メキシコ側座長）より、日墨の文化人、知識人の間でより一層の関係緊密化、相互理解の促進を図るための具体的な戦略の提案もなされた。バランスのとれた二国間関係の強化という目的を達成する上で、非常に有意義なものであったと同時に、今後の日墨関係の文化面での緊密化のためにも非常に示唆に富む内容であったと言える。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

良好な二国間関係を維持・発展させるための「対話」と「相互理解」の促進のため、政府要人の往来は非常に有効であり、不可欠の要素であるため。

日墨文化サミットに関しては、経済面・文化面・政治面でのバランスのとれた日墨関係を構築する上で、文化的な交流事業を行うことは非常に意義のあることであるため。

【評価をするにあたり使用した資料】

メキシコ

「日本・メキシコ経済連携強化」

「日本・メキシコ経済連携協定に基づき設置されたビジネス環境整備委員会第二回会合にて発出された勧告（平成18年5月）」

「日本・メキシコ経済連携協定に基づき設置された合同委員会第二回会合に関する共同プレス発表（平成18年5月）」

「東アジア・ラテンアメリカフォーラム（FEALAC）第4回経済社会作業部会（WG）会合（結果概要）」

「プレスリリース：第二回日墨文化サミットの開催」

中米

「フェルナンデス・ドミニカ共和国大統領の来日（概要と成果）」

「サカ・エルサルバドル共和国大統領訪日に際する日・エルサルバドル共同プレス発表」

「FEALAC（東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム）」

「東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム」

「東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム（FEALAC）第4回経済社会作業部会（WG）会合（結果概要）」

「第10回日本と中米「対話と協力」フォーラム」共同声明（仮訳）

「金田外務副大臣のメキシコ、パナマ、米国訪問について」

「主な要人の来日日程（平成18年7月、10月）」

「外務省：各国地域情勢 中南米」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-3-2 南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化

【事務事業名】① 南米諸国との経済関係再活性化のための取組

【事務事業の概要】

要人往来の機会を捉えての対話、経済協議、経済連携協定の署名、新たな経済分野における協力の推進等を通じ、経済関係の再活性化に努めた。詳細は下記各論参照。

【有効性（具体的成果）】

(1) 大統領、政府高官、議員等を含む活発な要人往来、経済協議（アルゼンチン）、経済合同委員会（アルゼンチン、ブラジル、チリ）、日チリ賢人会議、日ブラジル（伯）21世紀協議会等様々なレベルの対話が行われ経済関係の再活性化の具体的方策について議論された。

(2) 平成18年4月のブラジルのアモリン外相、フルラン開発商工相、コスタ通信相訪日において政府・民間要人との協議が行われた他、種々外交的努力により、同年6月地上デジタルテレビ放送の日本方式がブラジルで採用された。

(3) 平成19年3月のモラレス・ボリビア大統領の訪日においては、日ボリビア首脳会談を始め官民関係者と主に資源エネルギー分野における建設的な議論が行われた。

(4) 日チリEPAについては、平成18年2月に交渉が開始して以来、精力的に交渉が行われ、同年9月に大筋合意に達し、同年11月のAPECの際に行われた日チリ首脳会合において交渉の終結が宣言され、平成19年3月には、フォックスレイ・チリ外相が訪日し、日シンガポールEPAに次ぐ早さで署名が行われた。

(5) 地球温暖化対策において、CDM分野における協力が進んだ。また、ブラジルとの間では、代替エネルギーとして注目されているサトウキビを原料としたエタノールについて、平成18年3月、日・ブラジルの合弁企業が設立され、同年4月には両政府間で日伯バイオマス・ワーキング・グループ第1回会合が開催される等、官民双方で協力の気運が高まった。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

【総論】

(1) 資源エネルギーの国際価格の高騰、南米地域における資源エネルギーに対する国家管理強化や、中国の台頭等の動きが継続する見込みのところ、今後も政府として積極的な取組が必要。

(2) 平成19年もハイレベルの要人往来、各国との経済協議、有識者会合を実施するとともに、民間のイニシアチブによる経済合同委員会の開催を側面支援し、経済関係を更に活発化させる方針。

【具体例】

(1) 地上デジタルテレビ放送日本方式については、今後は、ブラジルと協調しつつ、他の南米諸国への日本方式の拡大に向けて努力するほか、今後日本企業がテレビ受像器の製造で優位に立ち、送信機、携帯端末等の周辺機器や、ソフトウェア等の販路拡大できるよう側面支援する必要がある。

(2) バイオ・エタノールについては、急速な世界的関心の喚起、国際市場の活性化、我が国の国家的目標等大きな動きが見られるところ、今後も、我が国国内の動きを注視しつつ、資源の安全保障の観点から、関係省庁・機関及び民間企業と連携しつつ、本件分野における協力を強化する必要がある。

(3) 日チリEPAの発効に向け、各種作業、各種手続規則の作成、委員会及び小委員会の開催準備を行うと共に、EPA発効後にはビジネス環境整備小委員会の開催を含むその着実な運用により、更なる経済関係の強化を目指す。

【事務事業名】② 南米諸国との国際場裡における協力の強化のための取組

【事務事業の概要】

ブラジル等の主要国を始めとする南米諸国と、ハイレベルの要人往来や政策対話を通じ、国連、WTO等の国際場裡における協力関係の強化に努めた。

【有効性（具体的成果）】

我が国は、下記のハイレベルの要人往来や政策対話の機会を通じ、国連・安保理改革、北朝鮮問題、WTO、環境問題等について、様々なレベルで対話・働きかけを行い、国際場裡における協力を確認・強化した。

(1) 山中外務大臣政務官（当時）のペルー及びパラグアイ訪問（平成18年7月のペルー大統領就任式特派大使及び同9月のパラグアイ日本人移住70周年）

(2) 中川農水大臣（当時。5月）

(3) 竹中総務大臣（当時。6月）

(4) 金田外務副大臣（当時）のコロンビア訪問（8月、大統領就任式特派大使）

(5) 扇参議院議長一行のブラジル、アルゼンチン訪問（8月）

(6) 浅野外務副大臣のエクアドル訪問（平成19年1月、大統領就任式特派大使）

(7) ブラジルのアモリン外相、フルラン開発相、コスタ通信相の訪日（4月）

(8) ボリビアのチョケワンカ外相訪日（11月、日ボリビア外相会談）

(9) ペルーのガルシア・ベラウンデ外相訪日（11月、日ペルー外相会談）

(10) 日チリ首脳会談（11月、ベトナムAPEC）、

(11) ボリビアのモラレス大統領訪日（平成19年3月、日ボリビア首脳会談）

(12) チリのフォックスレイ外相訪日（3月、日チリ外相会談）

(13) 各種政策対話（アルゼンチン、ブラジル、チリ）

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

国際場裡において益々発言力を増すブラジル等の南米諸国と、ハイレベルの要人往来や各国との政策対話を通じ、引き続き、国連、軍縮・不拡散、WTO、環境等の分野において協力関係を強化することは重要。平成19年度には引き続き南米諸国からハイレベルの要人往来が見込まれる他、平成19年8月にはブラジルにて東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム第3回外相会合が開催される予定である。

【事務事業名】③ 周年事業の活用を通じた相互理解の促進

【事務事業の概要】

外交関係樹立や日本人の移住に係わる周年事業を活用しつつ、人物交流及び文化交流を促進することにより、様々なレベルにおいて南米における対日理解、及び日本における対南米理解の増進を図った。

【有効性（具体的成果）】

平成18年にはパラグアイへの日本人移住70周年を迎え、秋篠宮殿下が同国をご訪問されたほか、山中外務大臣政務官（当時）が記念式典に出席した。平成19年には、日チリ修好110周年、日ガイアナ修好40周年、平成20年には、日本ブラジル交流年（日本人ブラジル移住100周年）、日コロンビア修好100周年を迎えるところ、各種要人往来、二国間協議等を通じて準備作業を推進した。特に、日本ブラジル交流年については、外務省を事務局としつつ、麻生大臣（日伯国会議員連盟会長）を名誉会長とする日本ブラジル交流年実行委員会を立ち上げ、ブラジル側実行委員会、日系団体記念協会等と調整しつつ、実施に向けた各種準備を開始した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

地理的に遠距離にある中南米との関係強化においては、各種周年行事の機会を有効活用し、人物・文化交流事業を積極的かつ集中的に実施することによる相互理解の促進が効果的・効率的である。平成19年には、日チリ修好110周年、日ガイアナ修好40周年、平成20年には、日本ブラジル交流年(日本人ブラジル移住100周年)、日コロンビア修好100周年等多数の周年事業が予定されており、これらを活用することが適当。

【事務事業名】④ 南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組**【事務事業の概要】**

南米諸国出身の在日外国人は、90年代より増加を続け、現在、約36万人の南米出身者が我が国に滞在しており、新たな交流の一翼を担い始めている。しかし、中には、文化、習慣、言語の相違により、地域社会との摩擦、我が国での就労・教育をめぐる問題、犯罪等の課題が顕在化している例がある。特に、逃亡犯罪人問題に関しては、TV・新聞等マスコミにおいても累次にわたり取り上げられ、また自治体首長レベルからの累次の申し入れがあるなど国民の関心が大きく高まっている。これに対し、マスコミへの対応、南米諸国出身者の本国政府、国内関係官庁、地方自治体、国会議員等との連携・協議等を通じて諸課題に取り組んだ。

【有効性(具体的成果)】

(1) 平成18年度の通常国会においては、南米出身者の逃亡犯罪人問題に関する国会質問が相次ぎ、参議院において犯罪人引渡条約締結に係る請願も採択されるなど、政治レベルの関心も非常に高く、与野党議員・被害者遺族による麻生大臣及び浅野副大臣訪問の際には遺族より日ブラジル犯罪人引渡条約の早期締結について約70万人分の署名が手交された。我が国は、国外犯罪人処罰を実現するため、外交チャンネルを通じた支援を行ったほか、平成18年6月、ブラジル政府と個別具体的事件について、両国の捜査当局間の協力を促進することを優先課題とした協議を開催することを提案し、ブラジル側から基本的な賛意を得た。

(2) 平成17年5月のルーラ・ブラジル大統領訪日の際に合意された「在日ブラジル人コミュニティーに関する共同プログラム」に基づき、社会分野については、医療保険・年金未加入問題、社会保障協定締結の可能性などについて平成17年9月にブラジルにて第1回社会保障作業部会を開催し、教育分野についても、日本の公立学校への受け入れに伴う在日ブラジル人子弟の日本語能力不足、不登校・就学などの問題に関し、関係省庁と共に、平成17年10月に第1回日ブラジル政府間協議、平成18年3月に第2回協議を実施した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

在日ブラジル人逃亡犯罪人問題を含む、南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に対する国民の関心は引き続き高い。今後も関係機関や政府と緊密に連携しつつ、問題解決に向けて取組を強化していく必要がある。

【事務事業名】⑤ カリコム諸国との対話の促進と国際場裡における協力強化

【事務事業の概要】

カリコム諸国14カ国は基本的価値を共有するパートナーであり、緊密な二国間関係を維持している。要人往来や国際会議等の機会を活用して、これら諸国との対話を促進するとともに、国際場裡における我が国の立場に対するカリコム諸国の理解・支持の確保に努めた。

【有効性（具体的成果）】

平成18年5月にスペンサー・アンティグア・バーブーダ首相が訪日したほか、山中外務大臣政務官（当時）のハイチ訪問（5月、大統領就任式、7月、ハイチ支援国会合）、猪口内閣府特命担当大臣（当時）のトリニダード・トバゴ訪問（8月）が行われ、これらの機会に緊密な対話や働きかけを行った。その結果、我が国は、カリコム諸国とは緊密な関係を築いており、海洋生物資源の持続的利用、国連安保理改革等において多くの国が我が国の立場を支持している。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

我が国と基本的価値を共有するカリコム諸国とは、国際場裡における協力を中心に友好協力関係を構築しており、引き続き、重要なパートナーとして関係を維持していくことが重要である。そのため、引き続き、ハイレベルの要人往来や過去11回開催した日カリコム事務レベル協議等の機会を活用し、対日理解及び対日関心の増進や親日感の醸成を図っていく。

【事務事業名】⑥ メルコスール、カリコム等の地域国際機関との協力の促進

【事務事業の概要】

南米・カリブ地域においては、メルコスール、カリコム等の地域共同体の統合が進んでおり、地域ブロック単位でも発言力を増しているところ、これらの地域国際機関との対話及び連携の強化に努めた。

【有効性（具体的成果）】

平成18年4月に第7回日メルコスール高級事務レベル協議を実施し、投資環境の整備、経済の強化について意見・情報交換を行ったほか、WTO等国际場裡における協力について協議した。カリコム諸国との関係では、9月、カリコムに対する初代の日本政府常任代表を任命した。また、平成18年2月の日・カリコム事務レベル協議のフォローアップを通じ、カリコム諸国との協力関係及び相互理解を深め、特に、海洋生物資源の持続的利用については、我が国の立場に対するIWC関係加盟国から引き続き支持を得た。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

地域ブロックは国際社会において益々重要な地位を占めつつあり、我が国としても、国連安保理改革、北朝鮮問題等の外交課題や経済関係について、協力関係を維持・強化することが重要である。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 「南米は左傾化、反米化しているのか」（「世界週報」、2006年8月）
- 「日伯交流年」 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brazil/jb2008/index.html>)
- 「南米共同体」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/csn/index.html>)
- 「金田副大臣のコロンビア、モロッコ訪問」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/fuku/kaneda/clb_mrc_06/gaiyo.html)
- 「山中政務官のハイチ、ペルー、エクアドル訪問」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/yamanaka/hpe_06/gaiyo.html)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策目標 I—4 対欧州外交

施策

I-4-1	欧州地域との総合的な関係強化	71
I-4-2	西欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進	75
I-4-3	中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進	78
I-4-4	ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び、幅広い分野における日露関係の進展	82
I-4-5	中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	88

I - 4 - 1 欧州地域との総合的な関係強化

【事務事業名】①欧州地域との政治面での対話・協力の継続・推進

【事務事業の概要】

欧州連合(EU)は拡大に伴い、外交・安全保障等の分野でも統合を進め、国際社会における発言力と存在感を強めている。北大西洋条約機構(NATO)は国際的な平和と安定のための取組を強化し、我が国とNATOの取組は大きな方向性で合致が見られる。欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州評議会(CE)は選挙支援活動、セミナー等を通じ民主化支援を積極的に実施している。このように欧州地域では我が国との協力に向けた機運が高まっており、今後とも民主主義等の基本的価値を共有するEU、NATO、OSCE、CEとの認識の共有、協力関係構築に向け、政治面での対話・具体的協力を継続・促進していく。

【有効性（具体的成果）】

(1) 我が国がEUと協力して取り組むことが、我が国が外交政策を進めていく上で有益である課題(イラン、中東和平、北朝鮮問題等)につきあらゆるレベルで日・EU間で対話を行い、相互理解を深め、認識の共有を図ることができた。

日・EU間には、日・EU定期首脳協議(年1回)、日・EUトロイカ外相協議(年2回)、日・EUトロイカ政務局長協議(年2回)、日・EU行動計画運営グループ会合(年2回)、日・EUトロイカ政策担当者協議(8つの分野毎に随時開催)等の定期的な対話の枠組みがある。平成18年度は、首脳協議を1回(平成18年4月、東京)、政務局長協議を2回(平成18年3月、東京。平成18年11月、ヘルシンキ)、運営グループ会合を2回(平成18年11月、東京、平成19年3月、ベルリン)、日・EU政策担当者協議を6分野計10回それぞれ実施した。

(2) NATOについては、平成18年5月に麻生外務大臣がNATOを訪問、平成19年1月には安倍総理大臣がNATOを訪問し、日本の外務大臣、総理大臣としてそれぞれ初めて演説を実施。安倍総理は演説において日・NATO関係は新たな段階に移行すべきとアフガニスタンをはじめとする平和と安定のための取組において一層関係を強化していくことを求め、各国常駐代表の賛同を得た。また、平成19年3月にはエルドマン事務総長補が訪日し、日・NATO間の具体的な協力関係強化につき協議した。

(3) OSCEについては、平成18年12月、外相理事会に岩屋外務副大臣が出席し、ステートメントを行い、「人間の安全保障」の重要性に言及し、OSCE域内において、「人間の安全保障」の考え方を広める努力を進めることを訴えた。

また、OSCEとの協力に関しては、平成18年にマケドニア、ベラルーシ、ウクライナ及びセルビア・モンテネグロ、平成19年にはセルビアへのOSCE選挙監視団へ我が国より要員を派遣し、これらの国への選挙支援を実施。

(4) CEについては、我が国の拠出により、中・東欧、西バルカン諸国、NIS諸国等のCE加盟国においてCEが実施する民主化支援事業を支援(若手指導者養成を目的とする「政治研究スクール」事業(ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア・モンテネグロ、ウクライナ)や、地方自治体のキャパシティ・ビルディングを目的とする事業(ルーマニア、ブルガリア、マケドニア、モルドバ)等)。さらに、我が国拠出事業を実施する際、日本人専門家を派遣する等により、我が国の支援を事業参加者の目に見える形でアピールし、欧州諸国に我が国の民主化支援への貢献を認識させる機会として効果的な活用を行っている。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) EUとの事業は、平成13年からの「日欧協力の10年」における日・EU間の協力の内容を規定する基本的な方針であり、日・欧協力の10年終了後に日・EU間でその成果がレビューされ、新たな日・EU間の基本文

書が作成されるまでは、毎年の評価及び次の10年間の優先分野の確定を通じた着実な実施及び促進が必要である。この施策は、EU側からも日・EU間の協力を推進する上で重要な事業と認識されており、今後も継続する必要がある。

日・EU間の既存のスキームである、日・EU定期首脳協議、日・EUトロイカ外相協議、日・EUトロイカ政務局長協議、日・EU行動計画運営グループ会合を通じて、次回日・EU定期首脳協議に向けて、達成された成果をレビューし、優先分野を確定していく。

(2) NATO が冷戦終了後の役割・位置付けの変化に伴い域外国との関係を再整理している中で、基本的価値を共有する我が国との関係強化に対する NATO の期待は高く、このような中、NATO 加盟国との間で広い意味での安全保障分野における認識の共有を促進し、我が国の取組に対する NATO 加盟国の理解と協力を得ることは極めて有効であり、今後とも本施策は継続して実施されるべきである。

本事業における既存の対話のスキームである日・NATO 高級事務レベル協議、日・NATO ハイレベルセミナー等を通じて緊密な意見交換を行い、我が国が進めるグローバルな平和定着への取組に関する分野での協力の可能性等につき引き続き協議を行うとともに加盟国との対話の強化を検討していく。

(3) OSCEについては、我が国は「協力のためのパートナー国」として、OSCE活動への積極的な協力が期待されるとともに、OSCEが中央アジアをも含むフォーラムであることを踏まえ、我が国が全欧州的な安全保障に関する議論の動向を把握し、アジアと欧州の安全保障環境について相互理解を深めるためにもOSCEとの関係の維持及び強化は極めて重要であり、今後も本事業を継続して実施する必要がある。

今後もOSCE各種会合への出席、要人往来の機会を利用した意見交換、種々のOSCE主催セミナーへの参加を通じ我が国の取組に対するOSCE加盟国の理解を得るとともに、OSCE選挙監視団への要員派遣等OSCEとの協力を推進し、我が国の実施する西バルカン支援、対中央アジア・コーカサス政策の遂行にOSCEの活動を活用していく。

(4) CEについては、我が国は平成18年に米・加とともにCEのオブザーバー・ステータスを認められたアジアで唯一の国であり、欧州諸国よりCEの活動への積極的な関与と協力が期待されている。

CEのオブザーバー・ステータスは、欧州と民主主義・人権分野での価値観と基準を同じくする国にのみ認められるものであり、我が国が欧州にとり信頼できるパートナーであることを象徴的に示すものであることを踏まえ、引き続きCEの場を活用し、欧州46カ国に向け、我が国の意見をアピールしていくことが有益。

CEの各種会合への出席により、欧州諸国のスタンダード・セッティングや各種施策策定にあたり、我が国の意見を反映していく。また、ウクライナの他、ロシア、バルカン諸国等11カ国で実施される「政治研究スクール」事業等の優良事業へ拠出金を活用することにより、CEとの協力を推進し、我が国の民主化・人権の保護・促進への貢献と日・欧協力を欧州の有力者・市民に対して効果的にアピールしていく。

【事務事業名】②欧州地域との法的枠組みに関する協議の実施

【事務事業の概要】

日本にとって欧州地域は、米国に次ぐ直接投資先となっており、こうした緊密な経済関係を更に促進する上で、特に我が国経済界からも強い要望のある租税条約及び社会保障協定の締結・改訂作業を継続していく必要がある。

【有効性（具体的成果）】

租税条約については、英国との間で、平成18年2月、新条約に署名を行った（平成19年4月現在、国会承認中）。また、オランダ及びフランスとの間でそれぞれ改正交渉を行った（平成19年4月現在、交渉中）。

社会保障協定については、ベルギーとの協定が平成19年1月1日に発効したことに加え、オランダとの間で鋭意交渉を行っている、イタリア、チェコ、スペインとの間で、将来的な協定締結を視野に入れた意見交換等を行った。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

国際社会におけるEUの重要性及び影響力にかんがみ、欧州地域との法的枠組みを構築することは、国際問題の我が国にとって望ましい解決を生み出す観点から重要であり、本件施策は引き続き継続的に実施されるべきである。特に租税条約及び社会保障協定についての締結・改正交渉の要望は多く寄せられていることから、我が国との経済関係の深度等の様々な要素を勘案の上、できる限り多くの国との間で順次交渉を行う方針。

【事務事業名】③欧州地域との知的交流の推進

【事務事業の概要】

知的交流事業は、我が国と欧州の安全保障分野における研究者等間の人脈を構築、発展させる事業として極めて重要である。

【有効性（具体的成果）】

知的交流事業としては、福島安紀子・国際交流基金特別研究委員、吉崎知典・防衛研究所第5研究室長等の専門家を、カザフスタン、ドイツ、フランス、イギリス、セルビア等に派遣し、各国の安全保障分野における研究者等と安全保障環境の相互理解の促進をテーマに意見交換を行い研究者間のネットワークの基礎を構築。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

知的交流事業については、欧州各国に対し我が国周辺の安全保障環境への理解を深めさせるとともに我が国の外交政策への賛同を取り付ける基盤を形成する。従って、本件事業は継続的かつ拡充して実施されるべきである。

具体的には、安全保障分野におけるより多くの専門家を欧州各国に派遣し、各国の専門家と意見交換を実施し、同分野における人脈を構築し、我が国と欧州の認識を共有させるための基盤を形成していく。

【事務事業名】④欧州地域と草の根交流の推進（含む 日・EU市民交流年のフォローアップ）

【事務事業の概要】

欧州青年招聘、高校生交流事業の実施。

【有効性（具体的成果）】

平成18年10月及び11月には、EU加盟国から29名ずつ計58名を招聘。我が国の政治、経済、文化を多面的に理解させることができた。高校生については、EUをはじめとする欧州34カ国を対象として、短期30名、長期29名の計59名を招聘。日本人家庭でホームステイをしつつ高校への体験留学を行った。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

日欧協力の10年のための具体的措置として採択された日・EU行動計画では、人と人の交流を日・EU関係の基盤とし、人物交流の促進を重視するとしている。目標達成のためには、市民交流年により活性化した日欧市民の交流を引き続き促進することが効果的である。

具体的には、欧州青年招聘、高校生交流事業を引き続き実施する。

【評価をするにあたり使用した資料】

- ・ 日・EU協力のための行動計画

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/keikaku.html>)

- ・ 対話の枠組み

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/taiwa.html>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-4-2 西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

【事務事業名】①西欧主要国との対話の継続・促進（西欧諸国との政治レベル、事務レベルの対話を通じた二国間関係の強化）

【事務事業の概要】

日英外相会談、日仏首脳会談をはじめ様々な対話の機会を設定し、協議、交渉の実質的進展が見られた。詳細は下記各論参照。

【有効性（具体的成果）】

（総論）様々な対話の実現により様々な対話の機会を設定し、協議、交渉の実質的進展が見られた。

（各論）

（１）英国、フランスとの関係では、麻生外務大臣は、平成18年6月のG8外相会合出席のために訪露した際、様々な国際的課題について意見交換を行うとともに、北朝鮮を巡る諸問題に関して、電話会談を行うなどして、二国間関係を強化することができた。また、小泉総理（当時）は7月にサミット出席のためサンクト・ペテルブルクを訪問した際にはブレア首相と短時間の意見交換を行い、また、安倍総理は平成19年1月に訪問した英国ではブレア首相と親しく意見交換を行い、共同声明を発出するとともに、フランスではシラク大統領と食事を交えて親しく意見交換を行い、両国との友好関係を一層強固なものとする事ができた。また、次官級、局長級など事務レベルの協議も頻繁に実施されており、様々な分野での協力関係が構築された。

（２）イタリアとの関係では、平成18年5月に発足したプローディ政権との間で、活発な交流が進展した。6月のG8外相会合の際に日伊外相会談が行われたほか、平成19年2月にはダレーマ副首相兼外相、3月にはルテッリ副首相兼文化財・文化活動大臣が相次いで訪問し、両国関係を強化することができたほか、平成19年4月にはプローディ首相の訪日が予定されている。

（３）新たな外交関係開設15周年を迎えたバルト三国の間では、5月に我が国から麻生外務大臣が我が国閣僚として初めてリトアニアを訪問したほか、ラトビアからは4月にカルビーティス首相が訪日し、在京大使館を開館、リトアニアからは8月にキルキラス首相が訪日するなどし、これまでになく活発な交流が実現し、「自由と繁栄の弧」に係るこれらの国々との協力関係を一層強固なものとする事ができた。

（４）北欧諸国との関係では、外交関係開設50周年を迎えたアイスランドからは、スベリスドットイル外相が訪日し、外交関係開設記念日を祝福、スウェーデンには、5月に小泉総理（当時）が我が国総理として初めて訪問、スウェーデンからは3月にカール16世グスタフ国王王妃両陛下及びビルト外相が訪日し、友好親善関係を強化、フィンランドには、9月に小泉総理が約20年ぶりに総理として訪問、デンマークからは、11月にラスムセン首相が訪日するなど、極めて活発な往来が続き、先進国としての知見と課題、そして基本的価値を共有するパートナーとして、協力関係を一層強固なものとする事ができた。

（５）なお、平成19年5月には、バルト三国及びスウェーデン、英国への天皇皇后両陛下の訪問が予定されている。

（６）この他、アイルランドの関係では、アハーン外相の訪日やワーキングホリデー制度の導入実現により、平成19年の外交関係開設50周年に向けて協力を促進することができた。また、ポルトガルからは、平成19年2月にアマード外相を外務省賓客として招待し、平成19年後半にEU議長国になることを踏まえ、二国間関係の強化を図った。

（７）ベルギーとの関係では、5月に麻生外務大臣が、平成19年1月には安倍総理が訪問し、それぞれヴェルホフスタット首相と意見交換を行い、二国間関係の強化を図った。

（８）また、多くの国との間で、事務レベルの協議を数多く実施し、国際社会の直面する喫緊の課題につ

いて、時宜を得た意見交換を行い、我が国外交政策の策定に生かすことができた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 西欧諸国との対話は、英国、フランス、イタリアの場合、同じG8の一員として常に国際問題に対する政策に関する意見交換を行う必要があるのみならず、国際社会にとっても強い影響力を有するこれらの国々との間では、今後とも一層緊密な関係を構築していく必要がある。

(2) 北欧諸国その他多くの先進西欧諸国との間では、先進国として先進的な取組を行っている分野が多くあることから、相互の知見を共有し、協力関係を更に強化していく必要がある。

(3) 「自由と繁栄の弧」を実現するために、バルト三国との間で、様々な分野での交流を一層活発化させていく必要がある。

【事務事業名】② 共通の諸課題に関する協議・政策調整

【事務事業の概要】

国連安保理改革に対する支持、北朝鮮によるミサイル発射、核実験宣言などの国際社会の喫緊の課題において、安保理を含む様々な国際場裡で我が国の立場への支持を得るなど、様々な場面での協力関係を構築した。詳細は下記各論参照。

【有効性（具体的成果）】

(1) 国連改革等の国際的課題に関する共通認識の形成

(イ) 安保理改革に関する我が国の立場について、多くの国から継続して支持を得られた。

(ロ) IEAの事務局長選挙など、我が国の立候補に関して多くの国から支持が得られた。

(2) 国際情勢特に安全保障環境に関する共通認識の形成

(イ) 北朝鮮を巡る諸問題について、安保理の場を含め、我が国の立場に対し多くの国から支持を得た。

(ロ) EUの対中武器禁輸措置解除については、立場の違いはあるものの、多くの国と二国間の場で率直に意見交換を重ね、理解の醸成に努めた結果、現時点で発動されていない。

(ハ) イランの核開発問題については、EUの各国との間で認識を共有して協力している。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 国連改革等の国際的課題に関する共通認識の形成に関し、国連改革や様々なフォーラムにおける議論は、我が国の国益であるのみならず国際社会の共通の課題であり、我が国としては国際社会の共通関心事項に今後とも関わっていく必要がある。

(2) 国際情勢特に安全保障環境に関する共通認識の形成については、西欧諸国と我が国は共通の価値観を有しているが、相互の冷戦後の安全保障環境には相違がある。様々な機会に相互の安全保障環境について十分に意見交換を行い、共通の認識を醸成することは、二国間のみならず国際社会の共通の関心事項として今後とも関わっていく必要がある。

【事務事業名】③ 人的、知的交流、民間交流の維持・促進

【事務事業の概要】

各種招聘事業、日本・スペイン・シンポジウム、日英 21 世紀委員会等、多種多様な事業を行った。詳細は下記各論参照。

【有効性（具体的成果）】

（1）様々な招へいの枠組みにより各国において影響力ある人物、将来影響力ある地位につくことを目指す青年を招待し、様々な交流を通じ我が国に対する知識を深め、将来の親日派を形成する基礎となった。21 世紀パートナーシップとしてはマクミラン・イーストアングリア大学学長（英国）、ホイクストッティル・アイスランド大学教授、ベネディクトソン議員（アイスランド）、オピニオンリーダー招聘としてはアラン・クロスビー TCH 社社主（アイルランド）、高級実務者招へいとして、リンノイ・カーン ING 銀行頭取（オランダ）などを招待し、日本側関係者との意見交換や文化体験プログラム等の日程をこなした。

（2）知的交流としては、平成 18 年 10 月にマドリッドで開催された日本・スペイン・シンポジウム、平成 19 年 2 月に日本で開催された日英 21 世紀委員会では、それぞれ両国の政官財からの多くの参加を得て、様々な課題について意見交換を行い、提言をまとめ関係強化につなげた。

（3）英国とオランダの関係では、平和交流事業を実施し、第二次世界大戦中の捕虜及びその関係者を招へいし、視察や市民との交流を行い、我が国に対する理解を促進し、二国間関係の強化を図った。

【事業の総合的評価】

拡充強化 **今のまま継続** 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

（1）招聘事業は親日派を形成し国際社会の諸側面における国益の確保に有益であり、今後とも招聘事業を通じた交流の拡大深化が必要。

（2）特に、英国やフランス、スペインなど国際社会で重要な役割を果たしている国との有識者による賢人会議は、相互理解を深め二国間関係をより実質的なものにするため不可欠である。

【評価をするにあたり使用した資料】

平成19年版外交青書（第2章第4節）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-4-3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

【事務事業名】① 中・東欧主要国との対話の継続・促進

【事務事業の概要】

中・東欧主要国との間で、要人往来の機会、国際会議や各種協議の枠組みにおいて、政治対話を通じた二国間関係の強化を図る。

【有効性（具体的成果）】

（総論）要人往来の際の政治対話、各種協議を通じて、二国間関係の強化が確認され、我が国の政策に対する理解と支持が得られた。

（各論）

（１）平成18年４月にはメレル・ポーランド外相を、５月にはムスタファイ・アルバニア外相をそれぞれ外務省賓客として招待し、外相会談において二国間関係及び国際情勢について意見交換を行い、二国間関係の強化を目指していくことで一致した。

（２）５月、南東欧協力プロセス外相会合に出席するため、ギリシャ（テッサロニキ）、セルビア・モンテネグロ、コソボを訪問した山中外務政務官（当時）は、セルビア・モンテネグロ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、アルバニア、ギリシャの各外相と二国会談を行った他、同会合に出席した要人と二国間関係やコソボ情勢等の国際問題について意見交換を行った。

（３）６月、山中政務官（当時）は、セルビア・モンテネグロから独立したモンテネグロに小泉総理（当時）特使として訪問し、モンテネグロとの二国間関係の礎を築いた。

（４）６月30日及び７月１日、麻生外相はウクライナを訪問し、タラシューク外相との間で第１回日・ウクライナ協力委員会（外相会談）を開催した。両外相は、日・ウクライナ協力委員会の活動に関する覚書に署名した。ヤツェニューク経済相との間では文化無償案件の交換公文への署名を行った。麻生外相のウクライナ訪問は、平成16年末の大統領選挙を巡る「オレンジ革命」の流れを汲む３勢力による連立合意が成立した直後のタイミングでの訪問であり、民主化を進めるウクライナに強い支援のメッセージを伝え、二国間関係を一層強化する契機となった。

（５）平成19年１月、対EU外交重視の一環として安倍総理は英・仏・NATOとともにドイツを訪問、麻生外相はルーマニア・ブルガリア・ハンガリー・スロバキアを訪問した。

ドイツにおいて安倍総理は、メルケル首相と首脳会談を行った。同会談で両首脳は、民主主義や人権等の基本的価値を共有する日独両国が戦略的パートナーとして協力していくことが重要との認識で一致した。また、両首脳は、構造改革、少子高齢化等の共通の課題に関して、政府間のみならず、「ベルリン日独センター」や「日独フォーラム」を活用し、様々なレベルで対話と交流を深めていくことで一致した。

麻生外相のルーマニア・ブルガリア訪問は我が国外相として24年ぶりであり、我が国が一貫して民主化・自由化を支援してきた両国の体制移行完了を象徴するEU加盟直後のタイミングにおいて行われた。麻生外相はルーマニア・ブルガリアにおいて、それぞれウングレアーヌ外相及びカルフィン外相と外相会談を行い、基本的価値を共有するパートナーとして協力関係を強化することで一致した。また、我が国外交の新機軸である「自由と繁栄の弧」について両国より理解と支持を得た。

麻生外相はハンガリーにおいて、ゲンツ外相と外相会談を行い、二国間関係及び国際情勢について意見交換を行った。また、基本的価値を共有するパートナーとして協力関係を強化することで一致するとともに、我が国外交の新機軸である「自由と繁栄の弧」について理解と支持を得た。

麻生外相は我が国外相として初めてスロバキアを訪問し、クビシュ外相と外相会談を行った。会談で両外相はV4+1外相会合の開催に向け日程を調整すること、外務省局長レベルでの政務協議の定例化につ

き一致し、また、基本的価値を共有するパートナーとして協力関係を強化することで一致するとともに、我が国外交の新機軸である「自由と繁栄の弧」について理解と支持を得た。

(6) 2月、クラス・チェコ大統領を公式実務訪問賓客として招待した。安倍総理との首脳会談において両首脳は、V4+1の枠組みでの対話と協力を進めていくこと、基本的価値を共有するパートナーとして協力関係を強化することで一致した。また、我が国外交の新機軸である「自由と繁栄の弧」について理解と支持を得た。日・チェコ国交回復50周年を迎える年にクラス大統領が訪日したことは、両国の友好関係を象徴するものであり、共通の価値を有するパートナーとしての協力関係を一層推進する契機となった。

(7) 2月、タリチャーヌ・ルーマニア首相を実務訪問賓客として招待し、安倍総理との首脳会談を行った。タリチャーヌ首相はルーマニア首相として初めて訪日し、かつEU加盟後最初の外国訪問先が我が国であったことは両国友好関係の象徴であり、二国間関係発展に大きな弾みとなった。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 我が国の重視する国際問題において協力し、我が国の政策に対する理解と支持を得るためには、要人往来の機会、国際会議や各種協議の枠組みにおいて、政治対話を通じた二国間関係の強化を図ることが引き続き重要である。

(2) 我が国は、ドイツと基本的価値観を共有し、国際の平和・安定、繁栄の実現に責任を有する重要な政治的パートナーとして協力関係を発展させていく必要がある。

(3) 我が国との投資・貿易・観光分野での関係が急速に発展しているチェコ、ハンガリー、スロバキア、ポーランドとはV4+1の枠組み等を利用して、二国間関係の更なる発展に努めていく必要がある。

(4) 西バルカンや旧ソ連欧州諸国に対しては、今後とも民主化のための支援が国際社会の平和と安定に必要であり、二国間関係強化の観点からも協力を継続する必要がある。

【事務事業名】② 共通の諸課題に関する協議・政策調整

【事務事業の概要】

西バルカン地域の安定化、旧ソ連欧州地域の民主化、その他国際情勢特に安全保障環境といった国際社会の共通の課題について、各国と協力して対処する。

【有効性（具体的成果）】

(1) 西バルカン地域の安定化に向けた支援

(イ) 平成18年5月、山中政務官（当時）はギリシャ（テッサロニキ）で開催された南東欧協力プロセス外相会合に議長国ギリシャより招待を受け出席した。山中政務官は同会合において西バルカン支援に関する我が国の立場について説明し、各国より理解と支持を得た。また、コソボ地域を含むセルビアを訪問し、セルビアからの独立を巡り不安定化しているコソボ情勢について、UNMIK（国連コソボ暫定行政ミッション）、コソボPISG（暫定自治政府諸機構）関係者等と意見交換を行った。

(ロ) 10月、オーストリアとの共催にてウィーンにおいて「西バルカン経済発展フォーラム」を開催し、日澳両国関係者の他、南東欧安定協定、OSCE（欧州安全保障・協力機構）、EBRD（欧州復興開発銀行）の関係者及び民間企業関係者の参加を得て、西バルカン地域に対する我が国を含む外国からの投資促進のため何が必要かにつき意見交換、情報交換する機会を提供できた。

(ハ) 平成19年3月、「西バルカン経済発展フォーラム」のフォローアップとして、我が国主催にて「V4・南東欧投資促進セミナー」を開催。我が国及びオーストリアの他、外国投資誘致に成功しているV4

諸国から政府関係者が参加し、説明を行った。投資誘致を経済発展の梃子としたい西バルカン諸国に対して具体的に実務上の留意点について情報提供できたことは有意義であり、今後の投資誘致政策に生かされていくことが期待される。

(2) 旧ソ連地域の民主化支援

ウクライナ、モルドバ、ベラルーシに対しては、経済社会の安定が民主化の達成に不可欠との観点から、従来から行ってきた人道支援、チェルノブイリ原発事故に関する技術支援、非核化支援、原子力安全支援、資金協力、金融支援を継続して行った。

(3) 国際情勢特に安全保障環境に関する共通認識の形成

(イ) 7月の北朝鮮によるミサイル発射、10月の北朝鮮による核実験の際には、我が国と同じく国連安保理非常任理事国であったギリシャ及びスロバキアは、我が国提出の北朝鮮に対する安保理決議案において共同提案国となり、我が国の立場に理解と支持を示した。

(ロ) 様々な二国間の協議の場において、安保理改革や東アジアの安全保障環境等に関する我が国の立場について理解と支持が得られた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 西バルカンの安定に対する我が国の貢献は中・東欧諸国を含む国際社会から高く評価されており、中・東欧への経済進出が活発化する我が国権益の保護・推進にとっても重要である。コソボの最終的地位について協議が続いている現在、特に安定化に向けた支援が重要である。

(2) 東アジアの安全保障環境、国連安保理改革は我が国の国益に直結するのみならず、我が国を含む国際社会の共通関心事項であり、国際社会の一員として引き続き関わっていく必要がある。

(3) 「自由と繁栄の弧」

11月に麻生大臣より打ち出された我が国外交の新機軸である「自由と繁栄の弧」を実現することが、今後の我が国の外交政策の優先的事項となる。その直接の対象となっている旧ソ連欧州地域の民主化及び経済発展に対する支援については、これまで以上に力を入れる必要があり、また、そのために民主主義や法の支配といった普遍的価値を共有する諸国と一層協力関係を進めていく必要がある。

【事務事業名】③ 人的、知的交流、民間交流の維持・促進

【事務事業の概要】

各種招聘枠組みによる人的交流、各種賢人会議における知的交流を促進し、民間交流を側面から支援する。

【有効性（具体的成果）】

(1) 人的交流としては、21世紀パートナーシップ招聘の枠組みを利用して、5月にハジムシッチ・ボスニア・ヘルツェゴビナ外務省総局長、12月にネミーリャ・ウクライナ最高会議議員をそれぞれ訪日招待した。また、中・東欧諸国から青年招聘を行った。さらに、オピニオンリーダー招聘の枠組みを利用して、3月にスモラル・ポーランド国際関係センター長、コチ・ハンガリー日本友好議連会長を訪日招待した。7月には高級実務者招聘の枠組みを利用してキリヤス・マケドニア旧ユーゴスラビア共和国外務次官を訪日招待した。また、9月に南東欧諸国から政府実務者を招待し、南東欧諸国における重要課題の一つである「国際組織犯罪」をテーマに研修を行った。

これら各種招聘枠組みにより訪日し、様々な交流や視察などを行った被招待者は、各国において影響力を有する人物、将来影響力ある地位につく可能性のある人物であり、将来の親日派としての活動が期待さ

れる。

(2) 知的交流としては、日墺21世紀委員会、日独フォーラム及び日ハンガリー協力フォーラムにおいて、我が国とそれぞれの国の官民の有識者が様々な問題に関する意見交換を行い、二国間関係の質的な強化が達成された。

(3) 12月、近年日本人旅行者数が急増しているV4諸国との間で、更なる観光促進を目的とした「V4+1観光振興に関するワークショップ」を開催した。これにより更なる交流促進が期待され、二国間関係の強化が期待される。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 招聘事業は親日派を形成し、国際社会の諸側面における国益の確保に有益であり、今後とも招聘事業を通じた交流の拡大深化が必要である。また、これまで南東欧地域に限定していた南東欧実務者招聘事業については、外交の新機軸である「自由と繁栄の弧」実現のため、ウクライナやモルドバ等の旧ソ連欧州諸国も対象とするよう機動的に活用していくことが重要である。

(2) 特にドイツやオーストリアなど国際社会で重要な役割を果たしている国との有識者による賢人会議は、相手国との相互理解を深め、二国間関係を質的に強固なものとする上で不可欠である。

【評価をするにあたり使用した資料】

各国概況（外務省HP）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-4-4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び、幅広い分野における日露関係の進展

【事務事業名】①平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備

【事務事業の概要】

(1) 平和条約交渉の推進

日露両国のあらゆるレベルにおける可能な限り頻繁な平和条約締結交渉の実施。

(2) 領土問題解決に向けた環境整備

日露両国民の相互理解の促進、ロシア人の我が国に対する信頼感の向上、平和条約締結に前向きなロシア国内世論の形成のため、以下の施策を実施。

(イ) 四島交流、自由訪問及び北方墓参

内閣府等との協力の下、年間計画に沿って実施。

(ロ) 世論啓発事業

インターネット等を通じた我が国政府の立場の啓発事業の実施。

(ハ) 北方四島住民支援

北方四島住民の患者受入れ及び健康診断、北方四島への人道支援物資支援。

【有効性（具体的成果）】

(1) 平和条約締結交渉

首脳レベル（計2回）、外相レベル（計4回）、事務レベル（次官級、局長級協議等）で精力的に交渉が行われた。その結果、平成18年11月のベトナムにおけるAPEC首脳会合の際の日露首脳会談において、両首脳が平和条約締結問題につき、これまでの諸合意及び諸文書に基づき、日露両国が共に受け入れられる解決を見出す努力を行うことで一致した。

(2) 領土問題解決に向けた環境整備

四島交流では、13回の我が国訪問団による四島訪問事業（534名参加）及び8回の四島居住ロシア人受入事業（352名参加）を通じ、計886名が参加した。自由訪問では、4回の訪問で計196名が北方四島を訪問した。北方墓参では、4回の訪問で計166名の元島民及び関係者が墓参を行った。これらの訪問が円滑に行われたことは、訪問事業の継続的な実施により培われた日露間の信頼と実績によるところが大きい。

各種世論啓発事業では、平成18年度も（社）北方領土復帰期成同盟を通じて北方領土相互理解促進対話交流使節団をロシアに派遣し、モスクワ及びユジノサハリンスク訪問を実施したほか、インターネット啓発事業を行った。また、北方領土問題に関し英語及びロシア語で歴史的経緯や我が国政府の考え方等をわかりやすく記した資料を広く配布し、啓発に努めた。このように積極的に世論啓発に努めていることで、ロシア（特にサハリン、極東）では、日露間の閣僚・首脳レベルの会談前後だけでなく、日露関係、平和条約問題に関し日本側の動きをフォローした細かな報道がなされている。

平成19年2月末に行われたフラトコフ首相の訪日の際、北方四島を含む日露の隣接地域において防災分野の協力を具体化させることで一致し、協力プログラムが署名された。協力プログラムの着実な実施は、自然災害の予測や対処のみならず、平和条約締結に係る交渉の進展のための環境整備にも資するものとして重要である。

北方四島住民支援では、平成18年度は、国後島、択捉島、色丹島在住の患者12名を市立根室病院、2名を町立中標津病院、2名を北海道大学病院にて受け入れた。また、現地のニーズに応じ、国後島、択捉島及び色丹島に対し人道支援物資を供与した。患者の受入れ、健康診断及び人道支援物資の供与については、四島側から謝意が表明される等、高い評価が得られている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

日露間では、北方領土問題が未解決の最大の懸案として残っている。北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという一貫した方針の下、引き続き精力的に交渉を継続するとともに、領土問題解決に向け一層の環境整備に努めることが不可欠である。

【事務事業名】②政治対話の積極的な実施**【事務事業の概要】**

- (1) あらゆる機会を捉えた、首脳・閣僚レベルを始めとするあらゆるレベルにおける会談の実施。
- (2) 日露両国の国会議員による相互訪問。

【有効性（具体的成果）】

(1) 平成 18 年度においては、首脳会談を計 2 回、電話首脳会談を 1 回、外相会談を計 4 回、電話外相会談を計 4 回それぞれ行った他、平成 19 年 2 月のフラトコフ首相訪日の際には、安倍総理と同首相との会談も行われた。

また、既存の外交当局間の協議に加え、外務省事務方トップによる戦略対話を新たに設置することで合意し、平成 19 年 1 月に第 1 回日露戦略対話が行われた。

(2) ロシアからは、コサチョフ国家院国際問題委員長、オルロワ連邦院副議長、メーゼンツェフ連邦院副議長他が訪日し、我が国からは、武部勤自民党幹事長（当時）、河野洋平衆議院議長他が訪露する等、1 年間で日露双方で延べ 50 名以上の議員が相互に訪問した。これらの機会を通じ、相互の信頼と理解が深められた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

首脳及び閣僚レベルをはじめとする重層的な政治対話は、平和条約締結問題の解決及び幅広い分野における協力推進のための重要な機会である。今後とも、政治対話を積極的に実施していくことが重要である。

【事務事業名】③貿易経済分野における協力の推進**【事務事業の概要】**

- (1) 貿易経済政府間委員会
日露間の経済問題に関する意見交換の実施。
- (2) エネルギー協力
サハリン I・II プロジェクト、太平洋パイプライン・プロジェクト等。
- (3) 運輸、情報通信、農業・水産業等の分野での協力
各分野での両国政府当局及び企業間の交流の促進。
- (4) 貿易投資の促進のための諸措置
日露貿易投資促進機構を通じた、我が国企業の対露貿易投資上直面するトラブルへの対処。
- (5) 漁業分野の協力
漁業交渉、ロシア船舶による水産物の密漁・密輸出対策における協力。
- (6) 対露技術支援

日本センターを通じたロシアにおける改革促進のための技術支援。

【有効性（具体的成果）】

（１）貿易経済日露政府間委員会

平成 19 年 2 月、東京で日露政府間委員会共同議長間会合が開催され、平成 15 年 1 月に採択された「日露行動計画」に基づき、日露の貿易投資関係がめざましく発展したとの認識、及び、両国経済の潜在力を更に活かすため、政府の後押しが必要である点を確認した。また、エネルギー等の従来の協力分野に加え、運輸、情報通信等の新たな分野において今後とも一層の協力を進めていくことで一致した。

（２）エネルギー協力

我が国企業が参画しているサハリン・プロジェクトについては、サハリン I において平成 17 年 10 月より石油・天然ガスの生産が開始され、平成 18 年 10 月は原油の輸出が開始される等、具体的な進展が見られた。また、サハリン II については、民間ビジネスの円滑な実施のための環境整備につき露側に働きかけを行った。

太平洋パイプライン・プロジェクトについては、首脳会談や外相会談を含め様々なレベルにおいて協議が行われ、フラトコフ首相訪日の際には、必ず太平洋側まで建設される旨確認するとともに、日露間の協力についての話し合いを継続することを確認した。

またフラトコフ首相訪日の際に、日露原子力協力協定の交渉を開始することでロシア側と合意した。

（３）運輸、情報通信、農業・水産業等の分野での協力

各分野での協力を重点的に推進していくことで露側との間で一致した。

（４）貿易投資の促進のための諸措置

我が国企業が対露貿易投資上直面するトラブル（通関制度、税制、債務未払い等）につき、公平、公正かつ透明なかたちで解決されるよう、累次にわたり露側政府関係者に働きかけを行った。

また、平成 17 年 4 月に正式に立ち上げられた日露貿易投資促進機構の活動を通じて、日露両国の企業に対し、他方の国の企業や制度に関する情報提供、コンサルティング（企業紹介、初期的な進出支援）等の支援を行った。こうした支援が、日露企業間の信頼感を高め、日露間の貿易投資の一層の活性化に寄与している。

（５）漁業分野の協力

平成 18 年 10 月、モスクワにおいて北方四島周辺操業枠組協定に基づく政府間協議を実施し、協定の効力の 1 年間延長及び協定に基づく互恵的な協力の維持・発展を確認するとともに、銃撃・拿捕事件の再発防止に向けて両国の関係当局間の連携・協力を一層緊密化していくことで一致した。また、同時に開催された民間交渉において、平成 19 年の操業条件につき妥結した。

平成 18 年 12 月、東京において日ソ地先沖合漁業協定に基づく日露漁業委員会第 23 回会議を実施し、ロシア 200 海里水域における我が国漁船の平成 19 年の操業条件につき妥結した。

平成 19 年 3 月、モスクワにおいて日ソ漁業協力協定に基づく日露漁業合同委員会第 23 回会議を開催し、我が国 200 海里水域におけるロシア系サケ・マスの同年の操業及び漁業関連の協力につき妥結した。

政府間協定等に基づく我が国漁船の操業につき、ロシア側内部手続の遅れにより我が国漁船の操業開始が遅延する事態が発生したことを受けて、外相会談等あらゆる機会を通じて同様の事態の再発防止に向け種々の申入れを行った結果、手続の迅速化等において一定の成果が見られた。

（６）対露技術支援

ロシアにおける改革の促進のための技術支援を行う日本センター事業は、「日露行動計画」において、「ロシア連邦の市場経済への移行を促進した」との意義が明記されており、ロシア各地でも高い評価を得ている。平成 18 年度においては、ロシア側においてニーズの高い各種事業（経営関連講座、訪日研修、日本語講座等）を実施し、日露間の貿易経済関係の発展に資する人材の発掘及び育成を促進できた。平成 6

年に日本センターが設立されてから平成18年度までの間に、約3万7000名が日本センターの各種講座を受講し、約3100名が訪日研修に参加した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

今後とも「日露行動計画」の着実な実施を通じて、貿易経済分野での日露協力を進展させ、日露関係を全体として発展させていくことは、我が国の経済的利益の増進のみならず、両国間の信頼感を深め平和条約交渉の進展に資する観点からも重要である。

貿易投資促進機構の活動に対する我が国企業からのニーズは高まっている。特に、ロシア国内で日本側機構の支部として活動する日本センターは、企業関係者からも高い評価を得ているが、現在7つの日本センターのうち4センターにしか機構関連の活動の予算がついていないため、十分な活動を行えておらず、予算の拡充が必要。

【事務事業名】④国際舞台における協力の推進

【事務事業の概要】

(1) グローバルな問題の解決のための協力分野

環境分野における協力、国連安保理改革に関する意見交換。

(2) 地域情勢に関する対話

北朝鮮、イラン、中央アジア等に関する意見交換の実施。

【有効性（具体的成果）】

(1) グローバルな問題の解決のための協力分野

地球温暖化対策等の観点から、「極東・シベリア森林保全作業部会」の設置が日露間で合意される等、環境分野における日露間の協力が進められた。

また、安全保障理事会を含む国連改革に関しては、累次の会談において意見交換が行われ、加盟国の広範囲な合意を得つつ行っていくことで意見の一致をみた。

(2) 地域情勢に関する対話

イランの核問題、北朝鮮の核実験・ミサイル発射問題をはじめとする緊急かつ重要な問題に関し、首脳レベル、外相レベルで、電話会談も含め種々の機会に精力的に協議が行われたほか、事務レベルにおいても中央アジア情勢に関する協議等数多くの協議が行われ、我が国の対外政策を策定していく上で非常に有益であった。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

「行動計画」の重要な柱の一つである「国際舞台における協力」は、国際的な平和と安定の維持及び強化に資するのみでなく、幅広い分野での日露関係全体の進展に資するものであり、引き続き推進していくことが重要である。

【事務事業名】⑤人的交流・文化交流の推進

【事務事業の概要】

(1) 日露草の根交流事業

(イ) 対日友好団体等の協力を得て草の根レベルで実施する文化交流事業の実施。

(ロ) 文化人派遣事業

(ハ) 文化人招聘事業

(2) 日露スポーツ交流事業

スポーツ交流による両国国民間の友好、信頼等の深化の一層の促進。

(3) 日露青年交流事業

日露青年交流委員会による日露間の若い世代の交流事業。

(イ) 短期招聘・派遣事業

(ロ) 日露学生フォーラム

(ハ) 日本語教師派遣事業

(ニ) フェローシップ供与事業

【有効性（具体的成果）】

平成17年11月のプーチン大統領訪日の際、日露両首脳が日露間の人々の交流を今後3年間で3倍に増加し、約40万人を目指すことで一致したことを踏まえ、本年度も着実に日露間の人的交流を促進した。

(1) 草の根交流事業

平成18年度においては、在ロシア5公館において、日本食紹介事業、茶道、生け花等幅広い分野での交流事業を実施し、大きな広報効果を得ることができた。また、山下泰裕東海大学教授、日本食の講師他を派遣し、ロシアにおける草の根レベルでの対日理解の醸成や、ロシアの対日友好団体と各館との間でのさらなる関係構築をはかることができた。

(2) 日露スポーツ交流事業

平成18年度は、サンクトペテルブルク柔道ジュニアチーム（9名）を招聘した他、学校占拠事件の被害にあった北オセチア共和国のベスランからのジュニア柔道チーム（9名）の訪日を支援し、両国の国民間の友好、信頼及び相互理解の深化を一層促進することができた。

(3) 日露青年交流事業

平成18年度には、モスクワ大学において、我が国から学生47名が参加し、同大学の学生との間で、幅広い分野で交流し相互理解を図った「日露学生フォーラム」が行われた他、日本語教師14名のロシアの高等教育機関への派遣、日露若手研究者に対するフェローシップの供与、ロシア青年団体グループ、日本語履修学生グループ等の招聘が実施され、約100名にのぼる交流が実施され、人的交流の促進、交流分野の裾野の拡大に大きく貢献した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

現在、「日露行動計画」が着実に実施され、日露間の文化交流及び人的交流が拡大傾向にある。上記の施策は、日露関係の更なる発展及び強化に資するものであり、今後とも両国間の相互理解の増進に努めることは重要である。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 平成19年版外交青書（第2章第5節 ロシア、中央アジアとコーカサス）
- 最近の日露関係（外務省ホームページ→各国・地域情勢→欧州→ロシア）
- 北方領土問題について（同上）
- 北方領土問題の経緯（同上）
- 日本の対ロシア支援事業（同上）
- 日露青年交流事業（同上）
- 日露経済関係（同上）
- フラトコフ・ロシア首相の訪日概要（同上）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-4-5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

【事務事業名】①「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域内協力の促進

【事務事業の概要】

「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域内協力の促進

【有効性（具体的成果）】

（１）「中央アジア+日本」対話を実施することは、我が国と中央アジア諸国との二国間関係の強化に加え、各国一国では解決が困難な地域共通の課題の解決に取り組むことにより、我が国と中央アジア全体との関係を強化・増進する上で有効な手段である。

（２）平成18年6月の「中央アジア+日本」対話第2回外相会合での「行動計画」署名により、協力の具体的方向性につき合意出来たことは、目標の達成に向けた大きな進展であった。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

我が国が地域共通の課題への中央アジア諸国の取組に協力することは、我が国と中央アジア諸国との関係を強化・増進する上で有効な手段である。中央アジア諸国は、「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける協力の具体的な進展に大きな期待をかけており、本対話のプロセスを拡充強化し、「行動計画」の着実な実施を進めることが極めて重要な時期に来ている。

【事務事業名】②各国との対話の継続、経済協力等を通じた各国の市場経済化支援

【事務事業の概要】

経済協力等を通じた同地域における市場経済化の一層の促進

【有効性（具体的成果）】

（１）我が国は、ソ連崩壊後の新たな国際情勢の下、中央アジア諸国の地政学的な重要性を考慮し、これら諸国の民主化及び市場経済化を積極的に支援していくことを目的として、人材育成のための技術協力や、インフラ整備、経済改革に伴う困難を緩和するための資金協力を一貫して実施してきている。

（２）「中央アジア+日本」対話の「行動計画」においても、民主化及び市場経済化を推すことの重要性につき確認し、具体的方策についても合意した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

中央アジア諸国の安定を図りつつ民主化及び市場経済化の一層の促進を図るためには一貫した取組が不可欠であり、経済協力を継続する必要がある。

【事務事業名】③人的、知的交流の促進**【事務事業の概要】**

人的、知的交流の促進による我が国と中央アジア諸国の相互理解の促進

【有効性（具体的成果）】

我が国と中央アジア地域諸国との関係を真に強固なものとするためには、政府レベルでの政治対話に加え、幅広い分野で人的、知的交流を積極的に推進し、相互理解を深めることが重要である。このような観点から、様々な分野にわたる各種招聘事業の実施及びシンポジウム等の開催を通じた人的、知的交流を促進することは、有効である。

【事業の総合的評価】

拡充強化 **今のまま継続** 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成16年以降、様々な招聘事業を通じて中央アジア諸国から800名以上が訪日し、又、シンポジウム（平成10年度、平成11年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度に実施）等を通じて我が国と中央アジア諸国との間の相互理解を深めているが、今後とも本施策の目標の達成に向けた継続的な取組が求められている。

【評価をするにあたり使用した資料】

「中央アジア+日本」対話「行動計画」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策目標 I—5 対中東外交

施策

I-5-1	中東和平実現に向けた働きかけ	93
I-5-2	イラクの平和と安定のための支援	96
I-5-3	アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援	99
I-5-4	中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大	101

I - 5 - 1 中東和平実現に向けた働きかけ

【事務事業名】① イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ

【事務事業の概要】

中東和平の実現に当たっては、紛争当事者及び関係諸国に対する政治的働きかけが最も効果的であり、我が国は、首脳レベル、外相レベル、事務ハイレベル等の要人往来の機会を活用して、イスラエル、パレスチナ双方の政府首脳及び主要閣僚との直接かつ忌憚のない意見交換を通じた双方間の対話の促進を図ると共に、和平の実現に不可欠な周辺アラブ諸国との対話を通じ、和平プロセスの前進に向けた貢献を行っている。特に、有馬政府代表（中東和平担当特使）は、累次に亘ってイスラエル、パレスチナをはじめとする中東地域や関係諸国を訪問するなど、累次の要人往来の機会を捉え、和平に向けての積極的な働きかけを行っている。

【有効性（具体的成果）】

イスラエル・パレスチナ両当事者のみならず、米国やアラブ諸国の政府ハイレベルからも、我が国のこれまでの取組を高く評価するとともに、今後我が国による一層の積極的関与への期待が繰り返し表明されている。

首脳レベルでは、平成18（2006）年7月に小泉総理（当時）がイスラエル、パレスチナ及びヨルダンを訪問し、歴史的に負の遺産を持たない我が国から、イスラエルとパレスチナの共存共栄に向けて、対話を通じた和平の実現を働きかけた。また、中長期的な課題として、地域協力を通じてヨルダン渓谷の開発を図る「平和と繁栄の回廊」構想を提案し、各首脳より賛同を得た。また、平成18（2006）年12月にアブドゥラー・ヨルダン国王が来日し、中東和平の進展に向け協議を行った。

外相レベルでは、平成18（2006）年5月にアブルゲイト・エジプト外相が来日したほか、平成19（2007）年1月にリヴニ・イスラエル外相が来日し、和平の進展に向け、直接当事者に働きかけを行った。

さらに、有馬政府代表（中東和平担当特使）は、平成18（2006）年度に、6回に亘り中東地域を訪問し、アッパース・パレスチナ自治政府大統領、ムバラク・エジプト大統領を含む首脳との会談回数延べ7回、リヴニ・イスラエル外相を含む外相との会談回数延べ12回、ペレス・イスラエル副首相を含むその他の閣僚との会談回数延べ4回、その他政府要人等との会談回数延べ8回を行い、和平の進展に向け、直接当事者に働きかけを行うとともに、我が国の取組について説明し、各国首脳より、我が国の取組に対する高い評価を得た。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

平成18（2006）年7月に小泉総理が中東を訪問した際、イスラエル・パレスチナより、日本の中東和平への関与を歓迎、中東には日本への深い信頼感がある（オルメルト首相）、日本の支援に感謝する（アッパース大統領）との発言にあるとおり、我が国の中東和平への関与は歓迎されており、引き続き今後の状況を注視しつつ、累次の要人往来の機会や有馬中東和平担当特使を引き続き関係諸国に派遣するなど要人往来を積極的に行う。

【事務事業名】②対パレスチナ支援

【事務事業の概要】

パレスチナ独立国家の樹立を通じたパレスチナ問題の解決のためには、パレスチナ人による国造りの努力に対する我が国を含む国際社会からの対パレスチナ支援が不可欠である。

我が国は、人道、パレスチナ自治政府改革、信頼醸成の3分野に重点を置いた支援を実施している。この3分野に加え、パレスチナ自立化のための中長期的な支援も行っている。

【有効性（具体的成果）】

我が国による対パレスチナ支援は、パレスチナ側のみならず、イスラエル、米、アラブ諸国等関係諸国からも高く評価されている。特に、平成18（2006）年7月に小泉総理がイスラエル及びパレスチナを訪問した際、中長期的な取組として、域内協力を通じてヨルダン渓谷の開発を図る「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、各首脳より賛同を得た。平成19（2007）年3月には、信頼醸成会議の機会に、同構想4者協議の閣僚級会合を開催し、この構想の推進のため、引き続き4者間で高い政治的関心を払っていくことなどが合意された。

また、我が国は、対パレスチナ支援の一環として、国連開発計画の下に日・パレスチナ開発基金を設置し、この基金を通じてパレスチナの行政能力向上や経済開発等、将来の国造りに資する支援並びに双方間の信頼醸成のためのプロジェクトについて支援を実施している。平成18（2006）年度は、小泉総理の中東訪問にあわせて、アッバース大統領の和平への取組を支援するために、大統領府機能強化支援を表明した。

このような我が国の取組は、平成18（2006）年7月に小泉総理がイスラエル及びパレスチナを訪問した際、アッバース・パレスチナ自治政府大統領より、「日本の長年に亘るパレスチナ支援に感謝している。その支援分野はインフラや人材育成、雇用や環境など多岐に亘って」との謝意表明があった。また、オルメルト・イスラエル首相より、我が国のパレスチナ人の生活の質向上に向けた支援への評価の表明があった。

さらに、「平和と繁栄の回廊」構想については、オルメルト首相、アッバース大統領、アブドゥラー・ヨルダン国王をはじめとする当事者や関係諸国より、累次の高い評価が表明されている。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

対パレスチナ支援は、平成5（1993）年のオスロ合意以降、これまで約9億ドルに上り、米、EUに次ぐ規模となっている。同支援の大きさは、中東和平問題において我が国の発言力を確保する源泉のひとつであり、直接の受益者たるパレスチナ側のみならず、パレスチナ国家樹立を通じ二国家の平和共存を実現することにより本紛争を解決したいとの立場のイスラエル側にも高く評価されている。他方、パレスチナ自治政府が、イスラエルとの共存共栄を目指すのかその具体的行動を引き続き注視する必要がある。

イスラエルとの和平努力を続けるアッバース大統領を目に見える形で支援し、パレスチナの人道状況の悪化を防ぎ、和平を志向する民意を強化するため、国際機関等を通じた人道支援や大統領府機能強化支援を継続する。その他の支援については、パレスチナ自治政府が、イスラエルとの共存共栄を目指すかどうか見極めつつ、具体的に検討する。

【事務事業名】③信頼醸成措置

【事務事業の概要】

イスラエル、パレスチナ側いずれに対しても中立的な立場にあり、こうした立場を活かし、イスラエル、パレスチナ双方間の信頼醸成に資する事業を実施する。

【有効性（具体的成果）】

我が国による信頼醸成措置は、イスラエル、パレスチナ双方の関係者より高く評価されている。信頼醸成措置の積み上げを通じ、イスラエル、パレスチナ双方の民衆が互いに理解し合い、将来、イスラエル、パレスチナ二国家の基盤が形成されることが期待される。

平成19（2007）年3月には、第3回イスラエル・パレスチナ和平信頼醸成会議を東京で開催し、イスラエルよりペレス副首相、パレスチナよりエラカートPLO交渉局長、ヨルダンよりカスラウィ国王特別顧問、我が国からは有馬政府代表、立山防衛大学校教授の他、学識経験者、経済界等から有識者が参加した。同会合は、和平への動きは停滞している中、我が国が過去二回のイスラエル・パレスチナ和平信頼醸成会議の経験を踏まえ、二国家平和共存に向けたイスラエル・パレスチナ間の対話促進の場を提供し、両者間の相互信頼醸成に寄与するものである。具体的には、①和平交渉再開に向けて、②パレスチナ経済活性化に向けたイスラエル・パレスチナ間経済協力の可能性、③二国家平和共存に向けた域内経済協力の可能性（特に、「平和と繁栄の回廊」構想）などについて、参加者の間で自由闊達な議論が行われた。参加者からは、本件会合に対し、高い評価が表明され、また、会合の継続に高い期待が表明された。

イスラエル・パレスチナ合同青年招聘は、イスラエル、パレスチナ自治区に在住する、将来それぞれの社会において指導的立場につくことが期待される青年を同一日程で招聘することを通じ、普段接触の機会が少ない両者間の相互理解の進展を図り、双方の中長期的な信頼醸成の促進を目指すものであり、平成9（1997）年度から毎年継続している。平成19（2007）年1月にも、双方よりそれぞれ5名ずつ招待した。各参加者からは、帰国後、イスラエル・パレスチナ間の信頼醸成の必要性に関する意識を高めるとともに、実際に各参加者間で連絡を取り合うなど交流が続いている。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

和平プロセスが停滞している中、紛争当事者の直接の対話と交渉を促進するために、紛争当事者間の信頼醸成を促進することは有意義である。これまで実施してきた信頼醸成会議やイスラエル・パレスチナ合同青年招聘を着実に継続していくことにより、両者間の信頼醸成の促進に貢献する。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 麻生外務大臣演説「わたしの考える中東政策」
- 外務省ホームページ
- 平成19年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-5-2 イラクの平和と安定のための支援

【事務事業名】① 人道・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、復興の進展）

【事務事業の概要】

イラクの再建は、イラク国民にとって重要なことは言うまでもなく、中東地域及び国際社会の平和と安定にとって極めて重要であり、我が国にとっては、中東地域に石油資源の9割近くを依存しているという意味においても、国益に直結する課題である。イラクの復興は、まずはそこで生活する人々の生活水準を改善し希望を持って国の再建に当たることができるようにすることが、人道的観点からも第一に必要である。このような認識に基づき、我が国は、ODAによる支援と自衛隊による人的貢献を「車の両輪」として進めてきた。

ODAによる支援では、平成15（2003）年のマドリード会合で、最大50億ドルの支援等を表明した。そのうち15億ドルの無償資金による支援については、電力、教育、水・衛生、保健、雇用創出などイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善などの分野に全て実施・決定した。35億ドルの円借款については、既に10件（約21億ドル）分の実施の意図をイラク側に伝達済みであり、内8件（16億ドル）の交換公文（E/N）に署名した。また上記50億ドルに加え、平成19年2月23日に、我が国は、国際機関を通じ、基礎的生活分野（BHN）、治安、人材育成等の人道復興支援案件に対し、総額1億450万ドルの支援（緊急無償）を決定した。

イラク特措法に基づき、サマーワを中心とするムサンナー県において、道路、学校等の公共施設の補修事業及び医療分野における技術指導等の人道復興支援活動等を行っていた陸上自衛隊は任務を完了し、平成18年7月にサマーワから撤収した。航空自衛隊は、概ね週4回から5回程度運航しており、バグダッドへの運航（平成18年7月31日開始）として概ね週1回程度、バグダッド経由のエルビルへの運航（平成18年9月6日開始）として概ね週1回程度、空輸を実施している。

平成19年5月3日には、イラク政府と国際社会との新たなパートナーシップ構築のためのイニシアティブである「イラク・コンパクト」が発足し、今後、国際社会によるイラク復興支援が加速されることが期待される。

【有効性（具体的成果）】

我が国の支援の結果として、主に生活基盤の改善に直結する分野においてこれまでに以下のような成果が想定されている。

（イ）電力：サマーワ大型発電所の建設、発電所の復旧、変電整備などの供与の結果、約520MW（イラクの供給電力量の約10%に相当）が復旧する。

（ロ）医療・保健：全国11病院の整備を支援することによって年間延べ400万人程度の利用体制が整備される。

（ハ）水・衛生：バグダッドの浄水設備及びムサンナー県の給水能力向上を支援することによって、延べ約600万人程度の人々が裨益する。

（ニ）教育・文化：校舎の再建・学用品の供与等の支援を行った結果、延べ約610万人程度の生徒・学生が裨益する。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

現状においては、復興は道半ばであり、イラク政府等からも強く支援を求められている。さらに、国際社会においても復興調整メカニズムを構築し、支援を強化しようとしている現状において、今後、我が国

としては、状況変化を見極めつつ支援を継続していく必要がある。

【事務事業名】② 政治プロセス及び治安分野での協力（イラクにおける挙国一致の維持・拡大、治安の改善）

【事務事業の概要】

政治プロセスの推進と治安の改善は、イラクの国家再建の一部であり、不可欠である。これらと経済復興は互いに密接不可分であり、イラクの政治体制が安定し、治安が改善しなければ、復興に対するイラク国民の努力や我が国をはじめとする各国の支援も十分な効果を発揮することができない。

我が国は、このような認識に基づき、イラクでの政治プロセスの推進や国際社会の十分な関与の確保に向けて働きかけを行っている。具体的には要人間での対話において治安改善や政治プロセスについての意見交換や選挙に対する支援、無償資金協力による警察車両の供与等を行っている。

具体的には、以下のとおり。

(1) イラク情勢打開のためには、治安対策のみならず、イラク政府による自発的な国民融和促進のための政治的努力も重要との観点から、平成19年3月に来日したハーシミー副大統領（スンニー派）及び4月に来日したマーリキー首相（シーア派）に対し、国民融和に向けた働きかけを実施した。また、3月25日から31日まで、イラク各派から国会議員等有力者を招聘し、「国民融和セミナー」を開催した。

(2) 我が国は治安面に関し、我が国に相応しい方法による支援として、ODAを通じて、イラクの治安組織の能力向上のために支援を行ってきた。これらの支援は米、NATO等が行う訓練、施設整備等の支援と相俟って、イラク政府の治安能力向上に貢献した。平成18年に決定した具体的な案件例は次のとおり。

- ・イラク南部における統合的国境管理計画（700万ドル、IOM経由）：イラク南部の不法な人や物資の流れを阻止するためのイラク国境管理関係当局に対する支援。
- ・イラク人間の安全保障及び安定化計画（1000万ドル、IOM経由）：イラクの治安改善の障害となっている退役軍人や民兵等に対する職業訓練等の社会復帰支援。

【有効性（具体的成果）】

(1) イラクでは憲法に基づいて初めて実施された国民議会選挙の結果が平成18年2月10日に確定し、3月16日に国民議会の初会合が招集された。4月22日に開催された国民議会では、新政府の国民議会議長にマシュハダーニー氏、大統領にタラバーニー氏が選出され、同大統領が首相にマーリキー氏を指名した。5月20日には国民議会において首相を含む40名の閣僚名簿が承認され、任期4年のイラク新政府が発足した。これによりイラク正式政府発足に至るまでの安保理決議1546に基づいた一連の政治プロセスが完了した。これらの進展の背後には、イラク政府が政治プロセスを進展させることについて強い意思を有していただけでなく、国際社会からの高い関心と大きな支援があった。平成19（2007）年5月には、エジプトのシャルム・エル・シェイクにおいて、イラク安定化に関する拡大周辺国外相会合が開催され、イラク及びイラク周辺国、国連安保理常任理事国、G8各国などが参加し、イラクの治安改善を含むイラクの安定化について議論した。我が国からも麻生外務大臣が出席した。

(2) イラク政府は各国の協力を得て治安能力を強化している。

治安部隊は、平成17（2005）年1月には約13万人であったのが平成19（2007）年3月末には約32万人まで増加した。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

政治プロセスは完了したが、国民融和促進及び、治安の改善に取り組む必要がある。このため、イラクは国際社会の支援を必要としており、我が国としても支援を行っていく必要がある。

【事務事業名】③ 二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進）

【事務事業の概要】

我が国が行っている支援が十分にその効果を発するためには、イラク国民に我が国の人道復興支援の内容や目的を理解してもらい、協力を得ることが必要である。イラク文化・教育・スポーツ面での支援を行うことは、イラク国民が希望を持って再建に取り組むことができるよう、精神面での支えとして重要な意味を持つのみならず、そのような支援を行っている我が国に対する「友人」としての親近感をイメージを醸成することにもつながり、二国間の相互理解に資する有効な手段である。サウジアラビア、イランに次ぐ世界第三位の石油埋蔵国であるイラクとの良好な関係は、我が国の国益に欠かせない。

また、中東地域全体、ひいては国際社会の安定に今後とも大きな影響を与えるイラクとの二国間関係の強化は、エネルギー安全保障の観点も含め、国際社会のみならず、我が国自身の安定と繁栄に関わる重要な施策である。平成18年度においては二国間関係強化のために、頻繁に要人が往来するなど、積極的に取り組んできた。

【有効性（具体的成果）】

平成18年8月3日、麻生外務大臣はバグダッドを訪問し、ズィーバーリー外相次いでマーリキー首相と会談した。同会談では、ズィーバーリー外相、マーリキー首相から日本の支援に対する謝意が表明された、麻生外務大臣からは自衛隊の撤収後も引き続きイラクを支援する姿勢に変わりはない旨を伝えた。

平成18年10月23日の麻生外務大臣とシャハリスターニー石油相の会談では、シャハリスターニー石油相から改めて我が国の支援に対する謝意が伝えられ、我が方からも引き続きイラクを支援する姿勢に変わりはない旨を伝えた。また戦略的なパートナーシップ、互恵的な関係の構築について意見交換を行った。

平成19年3月、安倍総理に宛てた書簡にてマーリキー首相は、我が国の様々な分野にわたる取組に謝意を示しつつ、復興分野とともに、空自の支援継続を要請している。

平成19年3月のハーシミー副大統領来日、同4月のマーリキー首相来日の際には、安倍内閣総理大臣、麻生外務大臣とそれぞれ会談を行い、我が方から国民融和促進を働きかけると共に、「長期的・戦略的パートナーシップ」の構築に向けた意見交換を行った。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

イラクに新政府が発足したことに伴い、今後とも要人間の関係を緊密に保っていく必要がある。また、今後イラクの国家再建が進むとともに、文化交流等を通じ国民レベルの長期的な相互理解増進が一層重要になる。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 外務省ホームページ
- 平成19年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-5-3 アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援

【事務事業名】① アフガニスタンの安定への我が国の貢献

【事務事業の概要】

(内容と必要性)

アフガニスタンは、我が国をはじめとする国際社会の協力・支援を受け、新政府が発足するなどの進展もみられるが、中央政府の統治が行き届いていない地域を中心に、未だ治安情勢は不安定であり、復興は道半ばである。今後、新政権の下で国家統一が促進され、アフガニスタンに真の平和が定着し、再びテロの温床となることがないように、我が国として引き続き和平プロセス、治安、人道・復興分野を中心に支援を実施していくことが必要である。支援の決定・実施に当たっては、アフガニスタンという紛争後の国家を効果的に支援するため、従来型の復旧・復興支援だけでなく、その前提となる治安や和平プロセスに対する支援も念頭に置いている。

(平成18年度の実績)

平成18年度においては、具体的には以下のような支援を実施した。

- DIAG支援
- 地方総合開発
- 麻薬対策
- 空港ターミナル建設計画
- 幹線道路整備計画
- 「平和の定着に関する第2回東京会合」開催

【有効性（具体的成果）】

(1) これまでの支援の結果、以下のような成果が得られている。

(イ) 教育分野（学校の修復や教師の育成など）：500校以上の学校を復興・整備

(ロ) インフラの復旧（道路の修復など）：カブール・カンダハール間幹線道路の内50キロを整備済み。カンダハール・ヘラート間幹線道路の内114キロの整備を実施中。

(ハ) 難民・避難民への支援：UNHCRが平成14（2002）年3月からアフガン難民帰還事業を開始して以来、平成19（2007）年4月時点で500万人以上のアフガン難民がUNHCRの支援等により帰還している。我が国は平成13（2001）年以降でUNHCRを通じたアフガン難民支援として総額約9850万ドルの拠出を実施しており、難民及び国内避難民の大規模な帰還に大いに貢献している。

(ニ) 保健・医療分野（ワクチン供与や医療器材、医薬品の供与など）：小児感染症予防医療器材、医薬品等に対し47.6億円の支援を実施（その他、草の根・人間の安全保障無償資金協力で8件を実施）。

(ホ) DDRプログラム：旧兵士約6万人の武装解除・動員解除・社会復帰が平成18（2006）年6月末に完了した。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

アフガニスタンの平和と安定は国際社会の平和と安定に資するものであり、我が国の繁栄に影響を及ぼす重要な問題である。同国をテロと麻薬の温床としないためにも、和平・復興のこれまでの成果を確実なものとしつつ、我が国は引き続き国際社会と協力し道半ばである同国の復興を支援していく。

【事務事業名】② 二国間関係の強化の状況

【事務事業の概要】

(内容と必要性)

アフガニスタンとの二国間関係の強化、相互理解増進の観点から、アフガニスタン問題に関するセミナーの開催、人物交流（要人間の会談等を含む）等を行っている。

アフガニスタンの平和と安定の実現は、中東や中央アジア地域だけでなく、世界全体の平和と安定、さらにはテロの根絶・防止にもつながり得る重要な課題である。我が国の支援が最大限の効果を発揮するような環境を整備するという観点から、アフガニスタンとの対話を密にし、二国間関係を強化し、交流を深めることは、我が国と中東・中央アジア・イスラム地域との相互理解の促進に資するものであり、将来的に良好な対日感情を醸成する上でも有効である。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度においては、以下のような取組を行った。

6月にスパンタ外相が「中央アジア+日本」対話第2回外相会合出席のため来日し、小泉総理大臣（当時）、麻生外務大臣と会談した。7月にはカルザイ大統領が来日し、天皇陛下と会見したほか、小泉総理大臣（当時）、麻生外務大臣と会談した。また、11月には関口外務大臣政務官が総理大臣特使としてアフガニスタンを訪問し、カルザイ大統領、ハリリ第二副大統領と会談した。また平成19年2月には、スタナクザイ大統領顧問が来日し、麻生外務大臣と会談した。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

二国間関係の強化・相互理解の増進のためには、中・長期的に取組を実施していく必要があり、特に、両国のハイレベル同士の緊密な意見交換が重要である。中東・中央アジア・イスラム地域に属すアフガニスタンをテロと麻薬の温床としないためにも、相互理解を深めつつ同国の復興を促進することに資する日本としての努力が必要である。アフガニスタンとの対話を密にし、二国間関係を強化するため、特に首脳・閣僚レベルの往来・意見交換を活発化させていく。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 外務省ホームページ
- 外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-5-4 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大

【事務事業名】①中東諸国との交流・対話の深化・拡大

【事務事業の概要】

我が国が中東の諸問題に積極的に関与していく上で、中東諸国からの理解と支持を得ることが重要であり、そのため、中東諸国と、幅広い分野（政治、経済、文化）において政策対話を行うことが必要。また、より重層的なコミュニケーションをとる観点から、有識者同士の非公式かつ率直な意見交換の場を設けることも重要。

（１）要人往来

首脳レベル、大臣レベル、事務ハイレベル等における中東諸国との活発な要人往来。

（２）人物交流

様々な分野及び様々な国々からの招聘プログラム。

（３）日・アラブ対話フォーラム

エジプト及びサウジアラビアの指導者に近い立場の有力者との間で政治、経済、文化の幅広い分野について自由な意見交換を行う非公式の場（いわゆるトラック２）。日本側座長は橋本元総理（但し、平成18年7月逝去、後任の新座長は中山元外相）。会議の結果はそれぞれ各国の首脳に報告され、各国の政策に適宜反映されることが期待されている。

【有効性（具体的成果）】

（総論）各種要人往来、人物交流、対話事業を開催し、中東諸国との間の双方向的コミュニケーションの拡大について実質的進展が見られた。

（各論）

（１）要人往来

アブドゥラー・ヨルダン国王、スルタン・サウジアラビア皇太子、マーリキー・イラク首相、カルザイ・アフガン大統領、アブルゲイト・エジプト外相、モッタキ・イラン外相、アブダッラー・チュニジア外相、ベナイッサ・モロッコ外相、ペレス・イスラエル副首相等の訪日、小泉総理（当時）のイスラエル、パレスチナ、ヨルダン訪問（平成18年7月）など中東諸国との活発な要人往来が行われた。

（２）人物交流

我が国は、平成8年より「日本・ヨルダン・エジプト・パレスチナ女性交流」（平成19年度より「日本・アラブ女性交流」と名称を変更）プログラムを毎年行っており、平成18年度も、ヨルダン、エジプト、パレスチナ自治区から各1名、計3名の指導的立場にある女性を我が国に招聘し、また他方で、我が国の指導的立場にある女性3名をヨルダン、エジプト、パレスチナ自治区に派遣した。

イスラムの戒律が厳しく女性の行動に制約のあるアラブ諸国の女性を訪日招待し、女性の社会参画等の問題について我が国の女性と意見交換することは、アラブ世界における女性の権利拡大に向けた国民レベルの問題意識の中長期的な浸透に資するという点で有意義。平成18年度は、東京、長崎と2回に亘り、シンポジウムが開催され、本プログラムの重要性に関する認識が深まった。

また、中東若手外交官招聘、イスラエル・パレスチナ青年招聘等を実施し、各種人物交流が活発化した。

（３）日・アラブ対話フォーラム

我が国、エジプト及びサウジアラビアの指導者に近い立場の有力者の間で政治、経済、文化の幅広い分野について自由な意見交換を行う非公式の場（いわゆるトラック２）として、「日本・アラブ対話フォーラム」が平成15年から4回開催されているが、平成18年5月には、東京で第4回会合が開催された。第4回会合は、イラク情勢や中東和平情勢について自由な意見交換が行われた他、経済、文化分野でも幅広い

議論が行われた。

フォーラム自体は非公表であるが、議論の結果は、参加者から各国首脳に報告があり、また一部プレスを通じて好意的に広報されるなど、我が国とアラブ諸国との間の対話事業、双方向的コミュニケーションが着実に深まっている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 **今のまま継続** 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

政治家、財界人、知識人同士の繋がりや成果を蓄積し広く共有化させる作業を通じて、中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を図り、それを真に人々の間に根付かせていくことが今後も必要となってくる。

【事務事業名】②イスラム世界との交流・対話の深化・拡大

【事務事業の概要】

平成13年1月に河野外務大臣（当時）が湾岸アラブ諸国を訪問した際に提案し賛意を得た河野イニシアティブの三本柱のひとつである「イスラム世界との文明間対話」を実現するもの。グローバル化の潮流の中、お互いの文明を一層深く知り、他者に対する理解と寛容を養っていくことが重要であるとの認識に基づくもので、セミナー参加者は自由な個人の立場から意見交換する。

第1回会合は、「イスラム世界と日本」をテーマに平成14年3月にバーレーンで、第2回会合は、「平和と人間開発」をテーマに平成15年10月に東京で、第3回会合は、「人間の尊厳」をテーマに平成16年11月にテヘランで、第4回会合は平成18年1月に「人間社会の多様性」をテーマにチュニジアで、第5回会合は平成19年2月に「文明の共存と調和」をテーマに東京で開催された。

【有効性（具体的成果）】

(総論) イスラム世界との間の双方向的コミュニケーションの拡大について実質的進展が見られた。

(各論)

(1) 「イスラム世界との文明間対話」セミナーが平成19年2月に東京で開催された。世界人口の約5分の1を占め、国際社会の多くの局面で強い影響力を発揮しているイスラム世界との我が国の関わりについて、中東及び東南アジアにまたがるイスラム諸国の有識者を東京に招いて、我が国の有識者との間で、双方が関心を有する「開発と教育」、「環境と生命」、「文化の多様性とメディア」という3つのサブテーマの下で全員が議論を行い、相互理解増進が行われた。

この会合の開会式には本イニシアティブの提唱者である河野衆議院議長の挨拶が行われたほか、今回のセミナーは全セッションを一般に公開し、参加者の生の議論に触れる機会を提供した。また、殆どの参加者からは本件対話の意義に加えその継続の重要性が力説され、次回はイスラム世界の大国であるサウジアラビアのホストが要請された。

(2) 我が国は、これまで「イスラム世界との文明間対話」促進の核となる「知識人ネットワーク」を構築している。同ネットワークを構築する我が国とイスラム諸国双方の知識人が知的交流を行う場を設けるとともに、「イスラム世界との文明間対話」の成果を対外的に発信するために、同ネットワーク・ホームページの運営・管理を行って、有効に活用されている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 **今のまま継続** 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成13（2001）年の米国同時多発テロ、平成15（2003）年のイラク戦争以降、国際社会において「文明間対話」やイスラムへの理解の必要性が叫ばれる中、極めて時宜に適ったものとして、多数の関係者より評価され、対話を一層深めるためにセミナー継続の必要性が指摘されている。上記次回ホストの要請を受け、サウジアラビアは本年4月、正式にホストすることを決定し、今年度中の実施に向け調整を進めていくことになっている。

【事務事業名】③我が国の立場と支援姿勢の積極的広報

【事務事業の概要】

我が国の対中東政策を国内外に積極的に広報し、また中東地域の開発、改革に対する支援を広報することで、我が国国民、諸外国、特に中東の人々の理解を深めることで、実質的な進展がみられた。詳細は下記各論参照。

【有効性（具体的成果）】

（総論）各種対話事業や我が国の取組を広報し、国内外の理解を深めることについて実質的進展が見られた。

（各論）

（1）中東情勢に関する大臣談話、外務報道官談話等を数多く発出し、右内容をホームページ、国内では邦人記者あるいは在京大使館、海外では我が国の大使館を通じた積極的広報を行い、我が国のメッセージを内外に対して積極的に伝えた。また、中東アフリカ局長による定例記者懇、在京大使ブリーフ等で、我が国の中東政策に対して説明を行った。これらの広報活動によって、国内外における我が国の中東政策の理解が深まった。

（2）平成18年2月に麻生大臣が講演「わたしの考える中東政策」を行い、大きな反響を呼んだ。我が国の外相が中東に焦点を絞って政策スピーチを行ったことは希有であり、中東アラブ諸国を中心に好意的な評価を受けた。

（3）「拡大中東・北アフリカ（BMENA）のもと毎年開催されている「未来のためのフォーラム」閣僚会合について、平成19年12月にヨルダン死海で第3回会合が開催された。我が国からは、浅野外務副大臣が出席し、我が国の中東地域におけるこれまでの改革支援を説明し、出席国から高い評価を得た。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

広報のない政策はその効果を大きく減ずるため、迅速に明確なメッセージを発出することが、我が国の中東政策の対外PRを行う上で効果的である。従って、今後も、機会を捉えた談話発出、プレスとの交流、ホームページの活用、在京アラブ外交団との活発な交流等を引き続き着実に実施していく。

【評価をするにあたり使用した資料】

麻生外務大臣演説「わたしの考える中東政策」（平成19年2月28日）

「第5回イスラム世界との文明間対話セミナーの開催について」（平成19年2月15日）

「第19回日本・ヨルダン・エジプト・パレスチナ女性交流」（平成19年2月）

麻生外務大臣談話「米国政府による対イラク政策の発表について」（平成19年1月11日）

麻生外務大臣談話「イランの核問題に関する国連安全保障理事会決議の採択について」（平成18年12月24日）

麻生外務大臣談話「イスラエル・レバノン情勢に関する安保理決議の採択について」（平成18年8月12日）

「日本・アラブ対話フォーラム ー第4回会合ー」（平成18年5月26、27日）

麻生外務大臣談話「イラク新政府の発足について」（平成18年5月20日）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策目標 I—6 対アフリカ外交

施策

I-6-1	TICAD プロセスを通じたアフリカ開発の推進、平和と安定の実現のための支援の推進	107
I-6-2	G8、国連等マルチの国際的枠組みにおけるアフリカに対する協力の強化	112
I-6-3	アフリカとの重層的な交流の実施	114

I-6-1 TICAD プロセスを通じたアフリカ開発の推進、 平和と安定の実現のための支援の推進

【事務事業名】① TICADプロセスの着実な推進と制度化

【事務事業の概要】

平成19年2月の第四回アフリカ・アジア・ビジネスフォーラムの開催、平成19年3月のTICAD「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会議の開催により、TICADプロセスの着実な推進を行った。

【有効性（具体的成果）】

（総論）アフリカ開発に関してテーマを絞り込んだ大型会議を我が国主導の下実現し、TICADプロセスの実績の積み上げとアフリカ開発の議論の進展に寄与した。

（各論）

（1）第四回アフリカ・アジア・ビジネスフォーラムの開催（平成19年2月）

（イ）平成19（2007）年タンザニアのダル・エス・サラームにて開催。参加企業数はアフリカ123社、アジア30社（内、日本企業は10社）。

（ロ）参加国は、アフリカから16カ国、アジアから7カ国。ホスト国のタンザニアから最多の66社が参加。主たる商談分野は農産品、繊維、化学、建設の各分野。

（ハ）MOU件数は113件（過去最高）。総額は1億4千万米ドル（過去3回のAABF（アフリカ・アジア・ビジネス・フォーラム）の総額に匹敵する数値）となった。また、50件がアフリカ企業同士のものであり、最近のイントラ・アフリカでの貿易投資の増加の著しさが示された。（数値等は平成19（2007）年2月14日のもの）

（ニ）初めて日本企業が参加。また、我が国政府及び我が国政府関係機関がオール・ジャパンとしてプレゼンスを示した。また、JETRO及びUNIDOからの技術的協力が得られた。

（2）TICAD「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会議（平成19年3月）

75カ国（うちアフリカ45カ国、アフリカから23名の閣僚級が参加）、約30国際・地域機関、約40団体（NGO・市民社会等）から500名以上が参加。我が国から岩屋外務副大臣（全体会合議長）、西村地球環境問題担当大使（分科会議長）等が参加。

アフリカ開発の文脈における環境及びエネルギー問題の双方に対して横断的に焦点を当て、①オーナーシップの構築、②地域協力の推進、③パートナーシップの深化という基本的視点に基づき、アフリカ内外でのベスト・プラクティスを共有し、今後の取組の具体的方向性について議論を行った。

（3）TICAD-AATIC（アジア・アフリカ貿易投資会議）フォローアップ

外務省、財務省、経済産業省、JBIC、JETRO、JICA、NEXI（日本貿易保険）、AOTS（（財）海外技術者研修協会）等の諸機関がいわば「チーム・オール・ジャパン」として、TICAD-AATIC時に我が国が示した「4つの提案」に沿った具体的フォローアップを実施し、アフリカの貿易投資支援を促進した。平成18年9月に開催した「アフリカン・フェア」（経済産業省・JETRO主催）は、これら関係機関の協力の成果の一つとして好例。

（4）TICADIV準備プロセス

平成20（2008）年開催予定であるTICADIVの準備プロセスを加速化させてきており、国内的には上記（3）の枠組みを中心とする関係省庁・機関を、国際的には、各共催者やアフリカ諸国、その他主要ドナー国、関係国際機関等とTICADIVのあり方について議論を深めてきている。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

TICADプロセスを通じたアフリカ支援は、我が国対アフリカ外交の基軸であり、とりわけアフリカ開発に関する国際社会の関心が高まってきている今日、平成15年以降一貫して同分野での主導的役割を果たしている我が国として更なる取組強化が重要となっている。

平成20年に開催されるTICADIVに向けて国際社会のリソースを最大限動員し、またこの成果を同年我が国で開催されるG8首脳会議に反映していくこと等を通じて対アフリカ政策を強化していく意義は大きい。

【事務事業名】②我が国の対アフリカ協力の基本方針（平和の定着、経済成長を通じた貧困削減、人間中心の開発）に基づく包括的な支援の推進

【事務事業の概要】

我が国は、TICADプロセスで議論された成果を、我が国の対アフリカ開発政策の基本理念と位置づけ、アフリカ向けODA事業や各種施策の計画、実施に反映させており、TICADⅢ以降、以下の3分野を中心とした取組を行っている。

- (1) 平和の定着～開発の基盤造りのため、紛争地域の和平推進、切れ目のない復興支援のための包括的な取組
- (2) 経済成長を通じた貧困削減
 - (イ) アジアの開発経験を踏まえた対アフリカ貿易・投資の促進
 - (ロ) 農業・農村開発支援
- (3) 人間中心の開発～アフリカの持続的発展のための人的基盤造り

【有効性（具体的成果）】

(総論) アフリカ開発に関してテーマを絞り込んだ大型会議を我が国主導の下実現し、TICADプロセスの実績の積み上げとアフリカ開発の議論の進展に寄与した。

(各論)

平成17(2005)年を「アフリカの年」と位置づけ、積極的な対アフリカ外交を展開した我が国は、平成17(2005)年4月のアジア・アフリカ会議において、2005年以降5年間のODA事業量100億ドルの積み増し、3年間のアフリカ向けODAの倍増を表明したが、平成18年度は右に基づき着実にアフリカ支援を実施。各分野における支援の具体例は以下のとおり。

- (1) 平和の定着
 - (イ) 平和維持活動への貢献
 - (a) アフリカで現在活動している国連PK07ミッションの費用の20%負担。
 - (b) 年間(2005/2006年(単年))7億5800万ドル貢献。ダルフル問題に関するアフリカ連合(AU)の活動を支援するため600万ドル拠出。
 - (ロ) 平和の定着のための支援

前年度(平成18年2月)に開催したTICAD「平和の定着」会議をフォローアップする形で、アフリカの平和の定着のための支援を平成18(2006)年4月から平成19(2007)年3月までに約2億ドルの支援を実施。

- (2) 経済成長を通じた貧困削減
 - (イ) アジアの開発経験を踏まえた対アフリカ貿易・投資の促進

平成16(2004)年11月に実施されたTICAD貿易投資会合のフォローアップとして、以下を実施。

- (a) アジア・アフリカ間の貿易投資拡大のための官民パートナーシップ強化

・JETROの対日輸出支援、セミナー開催、日本貿易保険（NEXI）による貿易・投資保険引受の拡充、JBICの投資金融制度による日本企業支援など、日本企業の対アフリカ貿易・投資促進

・平成18年度に第4回アフリカ・アジア・ビジネス・フォーラム（AABF）を開催。

（b）産業振興のための適切な政策の策定・産業育成支援

・政策策定支援：JBICによる投資環境整備・改善のための政策提言（ブルー・ブック）策定、投資促進のセミナー開催、OECDでの「アフリカ投資イニシアティブ」強化

・民間セクター支援及びインフラ整備：TICAD I（1993年）以降、アフリカで約50億ドルのインフラ支援を実施。アフリカ民間セクター開発のための共同イニシアティブ「EPSA」（5年間で最大12億ドル）、NEPAD短期行動計画（STAP）に基づくインフラ整備支援

・人材育成支援：アジア青年海外協力隊の創設、アジア生産性運動のアフリカへの伝播

（c）比較優位に基づく商品開発の推進

・JETRO・JICA連携による輸出可能性のある商品の特定と産業育成支援（ガーナの「シア・バター」）、第一次産業のインフラ整備支援（ベナンの綿花産出地帯の農道整備等、水資源開発、灌漑等）

（d）地場中小企業の振興・人材育成

・AOTSの民間企業の人材育成協力

・「アフリカ版一村一品運動」の伝播

（ロ）農業・農村開発支援

（a）農業は、アフリカの経済の成長の鍵（人口の約7割が農村で生活）であり、農民の生計向上、食糧安全保障の観点から、農村の基盤整備、農業開発戦略の策定への支援、農業技術普及体制強化、農業生産性向上のための農業試験研究、小規模灌漑等の支援を推進。

（b）「緑の革命」実現のためのネリカ稲の品種開発・普及促進

・ネリカ稲基礎調査団の派遣（第1次：マリ、セネガル、ガーナ、エチオピア、ウガンダ、タンザニア、ケニア、第2次：ナイジェリア、マダガスカル、モザンビーク）

・西アフリカ稲開発協会（WARDA）、ウガンダへ専門家を派遣

（c）アフリカン・ビレッジ・イニシアティブ（AVI）

地方農村の自立のための基盤整備や能力強化等を組み合わせ、地域社会の開発を支援する取組。セネガル、ケニア、エチオピア等の各国において実施。

（3）人間中心の開発

（イ）TICADⅢの際に、今後5年間で10億ドルの無償資金協力（保健医療、水、教育、食糧等の分野）を実施する旨発表したことをフォローアップ

（ロ）保健・医療分野

（a）平成18（2006）年5月、「対アフリカ感染症行動計画」を発表。

（b）マラリアの脅威を軽減するため、長期残効型蚊帳を07年までに約800万帳供与。

（c）鳥・新興インフルエンザ委対策として、啓発活動支援、機材供与、専門家派遣等のために約460万ドルを支援。

（d）アフリカでの感染症等の疾病対策のための研究、医療活動で顕著な功績を挙げた者を表彰する野口アフリカ賞を創設。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

TICADプロセスを通じたアフリカ支援は、我が国対アフリカ外交の基軸であるが、アフリカ諸国の自助

努力に基づきつつ、TICADで打ち出されるアフリカ政策の方向性・方針に沿って我が国自身が具体的アフリカ支援の成果を挙げてこそ、他の開発パートナーも巻き込んでアフリカ開発を推進していくことが可能となる。

平成20年に開催されるTICADIVに向けて国際社会のリソースを最大限動員し、また平成27（2015）年に向けたミレニアム開発目標も視野に入れて未来志向的に取組を進め、この成果を同年我が国で開催されるG8首脳会議に反映していくためにも、具体的アフリカ支援施策を強化していく意義は大きい。

【事務事業名】③パートナーシップの拡大（南南協力、特にアジア・アフリカ協力の推進）

【事務事業の概要】

我が国は、アフリカ開発のパートナーとしてアジア諸国を重視しており、アジアの経験のアフリカへの伝播を目的として、TICADプロセスを通じた各種事業の開催や、技術支援などを行っている。

平成18年度は、平成16年度に東京で開催したTICAD-アジア・アフリカ貿易投資会議（AATIC）の具体的フォローアップを行う中で、アジア・アフリカ間の貿易投資拡大のための官民パートナーシップの強化を図り、具体的にはアフリカン・フェア（平成18年9月、於：東京）及び第四回アフリカ・アジア・ビジネスフォーラム（平成19年2月、於：タンザニア）を開催した。また、TICAD「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会議の場においても、アフリカ開発にとっての環境・エネルギー分野での南南協力の重要性が確認された。

【有効性（具体的成果）】

（1）第四回アフリカ・アジア・ビジネスフォーラム（平成19年2月）

小泉総理（当時）から平成18（2006）年に「より大規模な」第4回アフリカ・アジア・ビジネス・フォーラムを開催する旨発表したほか、ITを活用したビジネス情報の発信を目的とした「TICADエクステンジ・ネットワーク」の立ち上げを表明した。

（2）TICAD-AATIC（平成16年11月）のフォローアップ

JETROによるアフリカ製品の対日輸出支援やビジネスセミナー開催、TICADエクステンジ・ネットワークの設立、「アジア青年海外協力隊」（アジアの若者をアフリカに派遣し、青年交流と人造りを推進）の創設など、アジア・アフリカ間の貿易投資拡大のための官民パートナーシップの強化が図られた。

（3）TICAD「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会議（平成19年3月）

アフリカ開発の文脈における環境及びエネルギー分野の取組の重要性を議論する際、アジアの開発経験をアフリカにという考え方の下、マレーシア・ボルネオ島における包括的生物多様性戦略、メコン川流域開発におけるエネルギー戦略、及びアジア生産性本部による緑化推進運動（Green Productivity：環境に優しい取組が生産性を向上させ、開発に資するとの考え方）などの紹介がなされ、アフリカ諸国より高い評価がなされた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

TICADプロセスを通じたアフリカ支援は、我が国対アフリカ外交の基軸であり、とりわけアジア・アフリカ協力を中心とした南南協力の推進は、TICADが創出してきた付加価値の大きな要素である。「アジアの経験をアフリカに」との考え方が、日本のみならずアフリカ諸国自身の口から積極的に聞かれ始めているなかで、新興ドナー諸国も巻き込みながら南南協力を推進していく意義は今まで以上に大きい。

平成20年に開催されるTICADIVに向けて国際社会のリソースを最大限動員し、またこの成果を同年我が

国で開催されるG8首脳会議に反映していくことを視野に入れ、アジア諸国を中心としてパートナーシップの強化を更に推し進めることは有意義。

【評価をするにあたり使用した資料】

- TICADプロセス（外務省HP）
- 平成19年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-6-2 G8、国連等マルチの国際的枠組みにおけるアフリカに対する協力の強化

【事務事業名】① G8 グレンイーグルズ・サミット文書「アフリカ」、「G8 アフリカ行動計画」の着実な実施

【事務事業の概要】

G8 が採択・提唱したアフリカに対する下記の支援の枠組みを、G8 の一員として着実に実行する。
『G8 アフリカ行動計画』: 「アフリカ開発のための新パートナーシップ」(NEPAD) に対する G8 としての支援の枠組みとして、平成14 (2002) 年カナナスキス・サミットで採択された行動計画。

『アフリカ』: アフリカ開発の必要性に G8 として引き続き焦点をあて、共に取り組むことを要請した平成17 (2005) 年グレンイーグルズ・サミットの成果文書。

(いずれも平和・安全保障、ガバナンス、貿易・投資、経済成長、持続可能な開発、教育、保健、農業等、幅広い分野が対象となっている)

【有効性 (具体的成果)】

平成18 (2006) 年サントペテルブルク・サミットにおいては、これまで G8 各国がコミットメントしてきたアフリカ開発支援の履行につき各分野ごとに進捗状況がレビューされ、「アフリカに関する進捗」声明が採択された。アフリカ問題解決への着実な取組が確認されたことに加え、翌年のサミットで更に進捗状況を議論することが合意された。この声明には我が国がこれまで一貫して主張してきているアフリカの自助努力の尊重や、感染症対策の重要性などが盛り込まれた。

また、平成19 (2007) 年2月には、フランス政府主催で行われた第24回アフリカ・フランス首脳会議へ我が国から森元総理が独のメルケル首相とともに域外国として初めて参加、アフリカ問題に関する議論を行う等、G8 各国との協調を深めた。

その他、下記の会合等を通じて他の先進国等の協調を深めることができた。

- ・ G8 プロセス、アフリカ・パートナーシップ・フォーラム (APF) でのアフリカ問題の議論への貢献
- ・ 国連首脳会合における MDGs レビューへの貢献
- ・ 安保理におけるアフリカ問題に関する議論への貢献
- ・ 各種ドナー国会合への貢献
- ・ EU 等先進諸国との協議においてアフリカに関する議論を実施

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

アフリカに対する効果的な支援及び国際社会におけるアフリカ問題における我が国の指導力強化のためには、G8 諸国との協力が不可欠。我が国として、引き続き同行動計画を踏まえた支援を着実に実施していく。

【事務事業名】② その他国際場裡におけるアフリカ問題解決のための努力への参画 (MDGs への貢献等)

【事務事業の概要】

貧困・感染症・飢餓・紛争等の「アフリカ問題」の解決のため、アジアでの経験・知見を活かし、国際社会と協力しつつ、我が国として積極的な支援を行う。

【有効性 (具体的成果)】

平成18年度は、「アフリカの年」であった平成17年に高まった国際社会のアフリカへの関心を維持し、その成果を確かなものとするために各種イニシアティブ (「アフリカの平和の定着のための新イニシアテ

ィブ」、「対アフリカ感染症行動計画」、「野口英世アフリカ賞の創設」等）を打ち出すとともに、過去に打ち出してきた施策（「2005年から3年間でのアフリカ向けODA倍増」、「開発イニシアティブ」、「保健と開発に関するイニシアティブ」等）を着実に履行した。

なお、サブサハラ・アフリカにおける平和・安定、社会経済開発の促進状況は外部要因に大きく左右されるため、我が国の貢献の効果のみ、また単年度のみで評価することは困難であるが、平成18年はサブサハラ・アフリカにおいて以下のような好ましい状況がみられた。これらの現状に、我が国を含めた国際社会全体の取組が寄与したことは確実である。

- ・ 独立以来45年を経て、初の本格的な民主的選挙の実施（コンゴ民主共和国）
- ・ 政府と反政府勢力の間で歴史的な停戦合意（ウガンダ、ブルンジ）
- ・ サブサハラ・アフリカの実質GDP成長率5.3%（2006）（参考：5.3%（2005）、5.3%（2004）、4.0%（2003）、3.6%（2002）（いずれもEconomic Intelligence Unitより引用））
- ・ 地域協力・経済統合の試みの進展（2006年7月のAU総会において地域経済共同体（RECs）の統合が主要議題となった）

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成20年には我が国においてG8サミット及びTICADIVの開催が予定されており、アフリカ問題解決に向けた国際社会の取組の中での我が国の存在感を一層高め、また国際社会の取組自体を促進させる好機である。平成20年に向け、平成18年度までに発表した対アフリカ支援コミットメント等を着実に実行に移しつつ、引き続き積極的な支援を行い、国際社会におけるアフリカ問題解決への気運を維持・促進していく。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 平成19年版外交青書
- サントペテルブルク・サミット：概要
- サントペテルブルク・サミット：アフリカに関する進捗
- サントペテルブルク・サミット：議長総括
- 第24回アフリカ・フランス首脳会議（概要）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-6-3 アフリカとの重層的な交流の実施

【事務事業名】① 各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進

【事務事業の概要】

各種招聘スキームや交流事業の機会を活用して、日・アフリカ間の様々なレベル・分野における交流を促進することで、相互理解・相互信頼を増進し、友好関係を深める。

特に、民間・草の根レベルでの日・アフリカ間の交流が十分とは言えない現段階では、政府がイニシアティブをとって日・アフリカ間の交流の促進を図ることが重要である。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度においては、元首級（11カ国）、外相（14カ国）を含む様々な被招へい者が来日した。来日中は、政府要人等との会談はもちろん、民間企業関係者、NGOとの会談等を通じ、相互理解を深めるとともに、平成20年開催予定のTICADIVに向け着実に各二国間関係を強化することができた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ○そのまま継続 内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

平成18年11月に北京において開催された「中国・アフリカ協力フォーラム」へ元首級41名を含むアフリカ各国の要人が招待された影響を受け、当該フォーラム前後に元首級要人が我が国を相次いで訪問した結果、例年に比べアフリカ各国要人の訪問件数が増加した（平成17年度は元首級の訪日実績は4件、外相の訪日実績は10件）。したがって、要人訪日件数のみに注目すれば平成19年度の事業規模は縮小する見込みであるが、引き続き我が国の招聘スキーム、交流事業等のより効果的な活用を模索しつつ、平成20年開催予定のTICADIVに向け交流の一層の促進・充実を図っていく。

【事務事業名】② 我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進

【事務事業の概要】

政府関係者等の我が国要人をアフリカ諸国に派遣することで、我が国の友好的姿勢や高い関心を示すとともに、我が国の立場や政策に関する先方の理解を促進する。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度には、4～5月にかけて小泉総理大臣（当時）がエチオピア、ガーナを訪問したほか、閣僚の戦略的外遊を含め6閣僚がサブサハラ・アフリカの8カ国を訪問した。また、外務副大臣は同3カ国、外務大臣政務官は同7カ国を訪問する等、平成18年度はこれまでになく我が国要人によるアフリカ訪問が積極的に行われた。特に小泉総理のアフリカ訪問の際には、日本の現職総理大臣として初めてアフリカ連合(AU)本部を訪問しアフリカに関する政策スピーチを行う等、訪問国との二国間関係のみならずアフリカ全体との関係の強化につき大きな成果が得られた。総理以外の要人についても、訪問先では先方要人との会談等を行い、安保理改革、北朝鮮人権決議、TICADプロセス、経済協力をはじめとする二国間関係強化などにつき、我が国の取組・立場等を説明し、我が国の対アフリカ政策に対して先方から高い評価や期待の表明がなされた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 そのまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

平成18年度には総理のアフリカ訪問、閣僚の戦略的外遊、またアフリカ各国で大統領選挙実施後の就任式典などが多く行われたこと等が影響し、我が国要人がこれまでになく多くのアフリカ諸国を訪問した。平成19年度にもアフリカ各国で大統領選挙が複数実施される見込みであることから、引き続き閣僚の戦略

的外遊等を通じ、我が国要人のアフリカ訪問の機会を多く設け、もって我が国とアフリカ諸国との関係強化につなげていく。

【事務事業名】③ アフリカ関係広報活動の積極的な推進

【事務事業の概要】

アフリカの紹介や我が国の対アフリカ政策に関する政策広報を積極的に行うことで、地理上も歴史上も一見関連の薄いアフリカに対する日本国民の関心・理解や対アフリカ政策に対する支持を適切なレベルに維持し、政府が適切な対アフリカ外交を進めていくための基盤づくりをする。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度の活動実績は以下の通り。これらを通じて、国民の関心・理解を促進することができた。実際、内閣府実施の外交に関する世論調査（平成18年10月実施）では「アフリカ諸国に親しみを感じる」人の割合が24.9%と過去最高となった。また、平成18年7月に実施した内閣府国政モニター課題報告「今後の対アフリカ政策の在り方について」では、回答者375名の約7割が「アフリカに関心がある」と回答し、「全く関心がない」と回答したのはわずか2%であった。

- ・アフリカンフェスタ開催（過去最高の入場者数6万9,000人を記録）
- ・民間レベルのアフリカ関連イベント（森美術館で開催された「アフリカ・リミックス展」等）への協力、後援名義の付与
- ・「日本とアフリカ」パンフレット改訂・増刷（参考資料参照）
- ・プレスとの積極的な交流（特に小泉総理アフリカ訪問に際しての報道強化）
- ・アフリカ関係の雑誌への協力

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

内閣府が実施した世論調査の結果や、例年東京で開催しているアフリカン・フェスタの入場者数が明確に示すように、アフリカに対する国民の興味・関心は年々高まりつつある。平成20年開催予定のTICADIVを1つの大きな契機としてアフリカに対する国民の関心・理解をさらに促進するため、各取組をさらに強化していく。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 平成19年版外交青書
- 内閣府ホームページ（<http://www.cao.go.jp>）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>）のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標Ⅱ 分野別外交

施策目標Ⅱ—1 国際の平和と安定に対する取組

施策

Ⅱ-1-1	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	119
Ⅱ-1-2	日本の安全保障政策に関する外交政策	122
Ⅱ-1-3	国際平和協力の拡充、体制の整備	125
Ⅱ-1-4	国際テロ対策協力	128
Ⅱ-1-5	国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現	131
Ⅱ-1-6	国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強	134
Ⅱ-1-7	国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進	137
Ⅱ-1-8	国際組織犯罪への取組	144

Ⅱ－１－１ 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

【事務事業名】① 委託調査、会合の実施を通じた外部有識者（国問研、IISS等）との連携強化

【事務事業の概要】

中長期的かつ総合的な外交政策の政策構想力強化のため、知見の蓄積を目的として、委託調査や会合を実施することにより、外部有識者との連携を強化する。

【有効性（具体的成果）】

（１）委託調査の実施

「自由と繁栄の弧」実現に向けた政策提言を外部有識者から得ることを目的として、(財)国際問題研究所に対し、「我が国のユーラシア外交」、及び「黒海地域協力」をテーマとした研究調査委嘱を実施した。また、太平洋アジア、北米、欧州の3地域の政界、経済界、学会、言論界を代表する指導者から成る民間・非営利の政策協議グループである三極委員会のアジア太平洋委員会に対し「エネルギー安全保障と気候変動」に係る研究調査委嘱を実施した。

（２）会合の実施

平成11（1999）年に開始された日米中三カ国の民間有識者による対話の枠組みである「日米中会議」の毎年の会合開催を日本側事務局である(財)日本国際問題研究所に委託して実施した。平成18年度にはワシントンD.C.において第10回会合が開催された。

故福田元総理の提唱により、各国の元首経験者が地球規模の問題につき議論し政策提言することを目的とするインターアクション・カOUNシル（IAC、通称：OBサミット）の会合が昭和58（1983）年以来開催されており、平成18年度は「イスラム世界と西側」をテーマに5月にヨルダンにて総会が開催された。

英国に所在する民間シンクタンクである国際戦略問題研究所（IISS）に対し、平成18年度に、アジア安全保障会議（「シャングリラ・ダイアログ」）の会合開催や、アジア欧州の民間有識者によるラウンド・テーブル（テーマ「東アジア共同体の形成」）の会合開催に協力するなど、IISSとの連携を強化した。

平成18（2006）年10月、日独外務省間で民間有識者も交えて人口動態と外交に関するシンポジウムを開催（於ベルリン）し、日本人専門家2名を同シンポジウムに派遣した。また、平成19（2007）年2月には、人権人道課と共管で「自由と繁栄の弧をめざして－日本の人権・民主主義外交の新たな展開」と題しシンポジウムを開催した（於東京）。

他にも、省内において、民間有識者も交えて中・長期的な我が国の対中央ユーラシア（中央アジア、アフガニスタン、パキスタン、コーカサス）外交について研究会を開催し意見交換を行うなど、外部有識者との積極的な連携強化を図った。

（３）その他

国際問題を中長期的視野に立って研究する総合的な研究機関として昭和34（1960）年に設立され、外交政策シンクタンクとしての機能・役割強化を図っている(財)日本国際問題研究所に対し、平成18年度には4億4千万円の補助金を交付した。補助金による研究事業として、「米国外交の諸潮流」などのテーマでの研究が実施されており報告書が提出される予定である。また、同研究所で毎月開催される外交懇談会に外務省より参加し有識者の意見を聴取するなど、連携を強化した。

平成8（1996）年に発足したアジア太平洋地域のシンクタンク・研究機関の国際コンソーシアムであるAPAP（アジア太平洋知的交流促進計画）に対し、4千万円の拠出金を支出した。

外交政策調査員の採用、政策研究大学院大学（GRIPS）の博士課程へ外務省より教授及び学生を派遣した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成18年度には、従来から開催してきている会合の実施のみならず、時宜を得た課題に関する委託調査やシンポジウム・研究会の実施など、国内外の外部有識者とのより積極的な意見交換が図られた。今後も、中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案の強化のためには、一層の連携強化を継続し、外部有識者からの政策提言等を総合的な観点から分析・評価した上で政策構想につなげていくことが必要である。

【事務事業名】② 中長期的・戦略的外交政策の対外発信**【事務事業の概要】**

政策スピーチや外交青書の作成など中長期的・戦略的外交政策の対外発信事業の実施。

【有効性（具体的成果）】

(1) 外務大臣の政策スピーチや寄稿等を通じて中長期的外交政策の戦略的発信に努めた結果、平成18年度は合計10回の政策スピーチが実施された。特に、11月30日に行われた『『自由と繁栄の弧』をつくるー拡がる日本外交の地平』と題するスピーチにおいては、日米同盟、国際協調、近隣諸国との関係強化といった従来の日本外交の柱に加えて、自由、民主主義、基本的人権、法の支配、市場経済といった「普遍的価値」を重視して「自由と繁栄の弧」を形成することを新たな日本外交の柱として位置付け、外交の新機軸として打ち出すことができた。その後も、平成19年3月12日に行われたスピーチ『『自由と繁栄の弧』について』等において、新機軸についての詳細な対外発信を様々な機会を捉えて実施した。

(2) 平成18年度初めにおいては、平成17年の国際情勢と日本外交に関する平成18年版外交青書の製本版について、和文及び英文それぞれ約4000部を国内、国外関係方面に配布した。また、同年度末にかけて作成した平成18年の国際情勢と日本外交に関する平成19年版外交青書においては、第1章概観において日本外交の新機軸について詳細に記述した。平成19年版外交青書は和文4000部、英文5000部、計9000部を国内、国外関係各方面に製本次第配布予定である（平成19年度初）。外交青書の関連では、依頼のあった大学に職員を派遣し、外交青書についての講義も実施した。

(3) 平成19年度の我が国の重点外交政策を策定し、平成18年7月に外務省HP上で発表した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成18年度においては、従来以上に外務大臣の政策スピーチ等を積極的に活用した外交政策の戦略的発信を実施することができた。今後とも、大臣の政策スピーチなどを有機的に活用しつつ、一層積極的な中長期的・戦略的外交政策の対外発信事業を実施していく必要があり、特に、各々の政策スピーチ等における発信内容の企画・検討に加え、一連の政策スピーチ等の発信事業全体を総括する担当官を増員する必要がある。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 「価値の外交」の推進と「自由と繁栄の弧」の形成に向けた取組
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/free_pros/index.html)
- 外交青書 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html>)
- 平成19年度 我が国の重点外交政策 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/jg_seisaku/j_gaiko_19.html)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－１－２ 日本の安全保障政策に関する外交政策

【事務事業名】①ASEAN地域フォーラム（ARF）及び各国との安保対話の実施を通じた地域安全保障の促進に関する事業

【事務事業の概要】

（１）ARF

地域の安全保障の促進のため、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、アジア太平洋地域の主要国が参加する全地域的な政治・安全保障の枠組みであるARFを活用する。ARFは、①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実という三段階のアプローチを設定し、漸進的な進展を目指している。

（２）各国との安全保障対話

各国の安全保障担当部局との間で安全保障に関する対話を行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。

【有効性（具体的成果）】

（１）ARF

次のように閣僚会合を始めとするすべてのARFセミナー及びワークショップに参加し、地域安全保障の促進に努めている。

- 2006年4月 第4回テロ対策及び国境を越える犯罪に関するARF会期間会合（中国）
- 2006年5月 ARF高級事務レベル会合（マレーシア）
- 2006年5月 安全保障政策会議（マレーシア）
- 2006年6月 第1回ARF専門家・賢人会合（韓国）
- 2006年7月 第13回ARF閣僚会合（マレーシア）
- 2006年9月 国防大学長等会議（マレーシア）
- 2006年9月 サイバーセキュリティに関するARFワークショップ（インド）
- 2006年9月 感染症対策における軍民協力の役割に関するARFセミナー（ベトナム）
- 2006年9月 災害救援に関するARF会期間会合（中国）
- 2006年10月 エネルギー安全保障に関するARFセミナー（ベルギー）
- 2006年10月 携帯対空ミサイル及び小型武器の管理に関するARFワークショップ（タイ）
- 2006年11月 信頼醸成・予防外交に関するARFインターセッション支援グループ（ISG）（インドネシア）
- 2006年12月 海上安全保障沿岸演習準備会合（シンガポール）
- 2007年1月 海上安全保障沿岸演習（シンガポール）
- 2007年2月 第2回ARF専門家・賢人会合（フィリピン）
- 2007年2月 国連安保理決議1540号に関するARFセミナー（米国）
- 2007年3月 第1回ARF平和維持専門家会合（マレーシア）
- 2007年3月 信頼醸成・予防外交に関するARF・ISG（フィンランド）

（２）各国との安全保障対話

各国との間で次のような安全保障対話及び防衛交流を行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係の進展に貢献している。

- 2006年6月14日 日独外務・防衛当局者会合
- 2006年8月24日 日豪外務・防衛当局者会合

2006年8月29日 日英外務・防衛当局者会合

2007年2月12日 日仏外務・防衛当局者会合

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) ARF

アジア太平洋地域唯一の政府間の安全保障面での対話と協力の場であるARFは「信頼醸成」の段階から「予防外交」の段階に前進しており、予防外交に本格的に取り組む(具体的な行動の促進)ための体制強化が求められている。我が国としてもこれに積極的に関与する必要がある。

(2) 各国との安全保障対話

各国の安全保障政策を正確に理解しつつ将来の動向を見据えて我が国の対応を検討し、またアジア・太平洋地域の安全保障に関する我が国の立場について各国の理解を深めることとする。これは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する上で重要かつ必要である。

【事務事業名】②イラク・アフガニスタンでの復興・テロ対策、平和活動への自衛隊派遣に関する事業

【事務事業の概要】

中東地域の平和と安定は、我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する問題であり、イラクやアフガニスタンの復興が失敗しこれらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。こうしたことを踏まえ、イラクでは30か国弱、アフガニスタン及びその周辺では約40か国強が部隊を派遣し治安の確保、人道復興支援等を実施している中で、我が国としては、我が国自身の安全を確保するためにも、自らにふさわしい活動を実施する。具体的には、イラクにおいては、依然として治安情勢が予断を許さない状況が続き民間部門の活動はできないことなどを踏まえ、イラク人道復興支援特措法に基づき自衛隊が人道復興支援活動等を行う。また、インド洋でテロリスト捕捉のための作戦を継続しているコアリション各国への支援を行うため、テロ対策特措法に基づき自衛隊艦船がインド洋で各国艦船への給油等を行う。

【有効性(具体的成果)】

(1) イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の活動のうち、サマーワを中心とした医療、給水、学校等の公共施設の復旧・整備といった人道復興支援活動等に当たっていた陸上自衛隊については、平成18年7月、活動目的を達成したとしてその活動を終了した。この陸上自衛隊の活動を含む我が国の支援により、ムサンナー県内の学校32校の改修、道路合計113キロメートル程度の改修、県内プライマリー・ヘルス・センター21箇所の改修等の成果が得られている。

航空自衛隊については、従来の多国籍軍への支援を継続するとともに国連への支援も行うこととし、クウェートのアリ・アルサレム飛行場を拠点に、おおむね週4～5便程度の運行頻度でイラク国内のアリ(タリル)飛行場、バグダッド飛行場及びエルビル飛行場の間でC-130機による物資・人員の輸送を実施している。

こうした自衛隊の活動について、国連の潘基文事務総長・カジ事務総長特別代表、イラクのマーリキー首相・ハーシミー副大統領、米国のチェイニー副大統領・ネグロポンテ国務省副長官等の要人から謝意が表明されている。

(2) テロ対策特措法に基づく給油支援活動として、インド洋に海上自衛隊の補給艦1隻及び護衛艦1隻を派遣し、インド洋において海上阻止活動を実施している米国、英国、フランス、ニュージーランド、イタリア、オランダ、ギリシャ、カナダ、スペイン、ドイツ及びパキスタンの合計11か国に対し、これまで

合計約47万キロリットル以上の給油を実施してきている（平成19年3月現在）。

こうした日本の自衛隊の活動について、米国のブッシュ大統領・チェイニー副大統領、アフガニスタンのカルザイ大統領・スタナクザイ大統領顧問、パキスタンのカスーリ外務大臣、フランスのアリオ＝マリ国防大臣、NATOのデ・ホープ・スケッフェル事務総長等の要人から謝意が表明されている。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ○**今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

イラク及びアフガニスタンがテロの温床となれば、我が国を含む国際社会が深刻なテロの脅威にさらされることとなる。そのような事態を避けるため、国際社会と協力しつつイラク人道復興支援特措法及びテロ対策特措法に基づく自衛隊による人的貢献を通じこれらの国の安定と復興を支援し、テロとの闘いを継続する必要がある。なお、自衛隊の具体的な活動としては、イラクについては空自部隊による空輸活動、また、アフガニスタンについてはインド洋上でテロリストに対する海上阻止活動を行う各国艦船への給油活動等を継続する。

【評価をするにあたり使用した資料】

【外務省ホームページ】

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/index.html> (ARF 関係)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku_08.html (テロ対策特措法関係)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq/josei.html> (イラク人道復興支援特措法関係)

【官邸ホームページ】

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anpo/houan/tero/index.html> (テロ対策特措法関係)

<http://www.kantei.go.jp/jp/fukkosien/iraq/index.html> (イラク人道復興支援特措法関係)

【政府公報オンライン】

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg818.html> (テロ対策特措法関係)

<http://www.gov-online.go.jp/topics/iraq.html> (イラク人道復興支援特措法関係)

【防衛省ホームページ】

<http://www.mod.go.jp/j/iraq/index.html> (イラク人道復興支援特措法関係)

【関係国等ホームページ】

<http://www.unama-afg.org> (国連アフガニスタン支援ミッション)

<http://www.uniraq.org> (国連イラク支援ミッション)

<http://www.state.gov> (米国国務省)

<http://www.fco.gov.uk> (英国外務省)

<http://www.defence.gov.au> (豪州国務省)

<http://www.nato.int> (NATO)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－１－３ 国際平和協力の拡充、体制の整備

【事務事業名】① 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、他の支援との連携の強化

【事務事業の概要】

宗教や民族間の対立など、紛争の原因・影響は各地域で異なることから、各地域の抱える状況に応じ、官民、人的・経済的支援等の我が国の有するリソースのバランスも考慮しつつ、国際社会の平和と安定に向けての我が国の国際平和協力を推進・拡大する。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度には、下記（１）の従来からのゴラン高原における取組に加え、下記（２）以下のとおり、近年にないほど、数多くの紛争案件に対し多様な支援を実施することができた。

（１）ゴラン高原において停戦監視業務を行うPKO（UNDOF）に対し平成8（1996）年以来継続的に要員45名を派遣し輸送業務等を実施している。平成18（2006）年7月及び平成19（2007）年1月には派遣期間を各6カ月間延長した。これは我が国の中東和平への貢献の一環であり、この地域の和平プロセスの促進に資するものであって、施策目標の具体例そのものである。

（２）コンゴ民主共和国の大統領選挙・国民議会選挙（平成18年7月）及び大統領選挙決選投票（同年10月）への選挙監視要員の派遣

（３）スリランカにおけるUNMCRに対する物資協力（同年10月）

（４）国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）に対する文民警察要員の派遣（平成19年1月）

（５）ネパール政治ミッション（UNMIN）に対する軍事監視要員の派遣（部隊等の派遣を伴わない自衛官の個人派遣は今回が初めて）（同年3月閣議決定）

（６）東ティモールの大統領選挙への選挙監視要員の派遣（同年3月閣議決定）

（７）上記の他、スーダンのミッション（UNMIS）に平成17年度から引き続き省員を1名派遣している他、新たにアフガニスタンのミッション（UNAMA）にも省員を1名派遣するなど、他の支援とも連携しつつ、我が国として包括的な取組を実施することができた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

冷戦終結後、国内紛争の増加等により、紛争終結から復興までを切れ目なく包括的に取り組む平和構築の必要性が増大しており、また、紛争の原因・影響は各地域で異なることから、平成18年度に引き続き、対象国・地域において変化する現地情勢や各国・機関等の動向を睨みつつ、我が国が有する様々なリソースを適切に投入していく必要がある。

【事務事業名】② 国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進

【事務事業の概要】

我が国の国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進（含む平和構築分野の人材育成）を含め、国際平和協力の推進・拡大を実現するための国内基盤を整備・強化する。

【有効性（具体的成果）】

国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促

進、啓発活動と関係者間の連携の推進に係る取組に関し、国際平和協力懇談会の報告書（平成14年）や人材育成検討会（平成16年）以降、平和構築分野における人材育成の推進に向け、特に具体的な形で目立った進展は見られずにいたが、平成18年度には、以下のように近年にないほど、各種事案を具体的な形で進めることができた。

（１）平成18年8月、平和構築分野の人材育成のための有識者会議を政務官の下で実施した。

（２）同年8月、元国連事務総長特別顧問のブラヒミ氏をはじめ国内外の有識者を招聘し、国連大学と平和構築関連のセミナーを共催し、平和構築を巡る国際社会の最先端の議論を行うと共に、この分野における国内外の有識者・実務家・政府関係者の交流を図った。

（３）また、上記セミナーにおける大臣の政策スピーチ（「平和構築者の寺子屋を作ります」）において、外務省のイニシアティブの下、日本人とアジア人の文民を対象として、平和構築分野において世界の第一線で活躍する内外の講師陣における国内研修及び海外実務研修等を中心とする事業（平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業）を平成19年度から実施するべく表明した。これに基づき、「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」については、各種ヒアリングや関係省庁との調整を含め、平成19年度からの事業立ち上げに向け具体的な諸準備を進めてきた（予算：約1億8千万円）。

（４）日比首脳会談（平成18年12月）や東アジアサミット（平成19年1月）の場において、東アジア地域協力のための我が国の具体的取組の一つとして、平和構築分野の人材育成構想を表明。更に、政府一体としての取組の推進を働きかけ、内閣官房を中心とした関係省庁連絡会議を立ち上げ（平成18年12月）、検討を進めている。

（５）加えて、平成17年から開始した国際平和協力調査員を活用しつつ、各種セミナー開催等を契機として有識者やNGO関係者とのネットワークの整備・拡充、平和活動の現場における課題の最新状況について認識を共有し、政策的議論への反映を試みている。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

冷戦終結後、国内紛争の増加等により、紛争終結から復興までを切れ目なく包括的に取り組む平和構築の必要性が増大しており、また、紛争の原因・影響は各地域で異なることから、平成18年度から準備を重ねてきた平和構築分野の人材育成に関し、外務省のパイロット事業及び関係省庁連絡会議における取組を着実に進展させていく必要がある。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 官邸HP
- 「国際平和協力懇談会報告書」（平成14年12月18日）
- 「国際平和協力分野における人材育成検討会の『行動計画』及びアドバイザー・グループからの『提言』」
- 「国際平和協力分野における人材育成セミナー」報告書
- 「国際協力に関するセミナー：平和構築における様々な主体の役割、日本型支援の将来像」報告書、及び参加者アンケート結果（上記外務省HP上に掲載）
- 外務省各種プレスリリース

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ—1—4 国際テロ対策協力

【事務事業名】① 途上国のテロ対処能力向上支援

【事務事業の概要】

①出入国管理、②航空保安、③港湾・海上保安、④税関協力、⑤輸出管理、⑥法執行協力、⑦テロ資金対策、⑧CBRN（化学、生物、放射性物質、核）テロ対策、⑨テロ防止関連諸条約等の分野において、研修員の受入、専門家の派遣、機材の供与などを実施した。具体的には、東南アジア諸国等を対象にCBRNテロ対策セミナーやテロ関連防止条約締結促進セミナーを実施した。こうした取組は、我が国の権益が、東南アジアを始めとする途上国等にも多く存在すること、途上国を拠点としたテロリストが国際的な活動を展開している場合が多いこと、途上国にはテロ対策に必要な資源が不足がちであること等にかんがみ必要不可欠である。具体的には、以下の事業を行った。

（１）「日 ASEAN テロ対策対話」の開催

2006年6月、東京において ASEAN との間でテロ対策を正面から取り上げた初めての協議として、第1回日 ASEAN テロ対策対話を開催し、日 ASEAN 間での具体的なテロ対策協力の方途につき、包括的かつ実質的な意見交換を行った。ASEAN 側より、テロ対策協力のアイデアを積極的に提案し、テロ対策への高い関心・熱意と本件対話への期待が示された。日本側も、新設のテロ等治安無償、日 ASEAN 統合基金等の支援スキームを含めテロ対策を強化していくとの今後の取組方針を説明した他、6つの優先協力分野及び各提案のリード国が設定され、本件対話を継続し、毎年開催することに合意した。本協議によって日 ASEAN 間のテロ対策の枠組みを立ち上げることができた。

（２）「生物テロの事前対処及び危機管理セミナー」の開催

2006年7月、東京において、ASEAN及び中国、韓国等参加各国の生物テロ対策における対処能力向上を目的としたセミナーを開催し、国際テロ対策に貢献した。

我が国、米、豪、加及びWHO等の各専門家による生物テロの脅威、生物テロに対するそれぞれの取組や生物テロ発生時の対応における関係機関の体制整備等につきプレゼンテーションを行い、知見の共有及び国際的な協力に必要な機会を提供した。また、事態対処の机上演習を実施し、テロ発生時の対応における課題を把握・分析し、対策及び必要な国際的メカニズムにつき議論を行うことで参加者の生物テロ対策に対するより深い理解の増進を図った。

最終的に、生物テロ対策には包括的かつ分野横断的な取り組み並びに机上演習により課題及び解決策を分析するプロセスが重要とのセミナーの成果を「討議と提言のサマリー」という形でまとめた。

（３）途上国等のテロ防止関連諸条約の批准促進

2007年3月、東京において、今年で4回目となるテロ防止関連条約締結促進セミナーを開催した。テロ防止関連諸条約の締結促進のため、条約の締結及び関係国内法規を通じた履行の重要性を報告するとともに、我が国のほか、豪及び米より、テロ防止関連諸条約の国内的履行について、自国の法整備の経験を紹介し、参加各国とこれら経験を共有した。

アジア太平洋諸国は、少しずつ進展をみせてはいるものの、他の地域に比べ、テロ防止関連諸条約の締結・履行が未だ遅れている状況であり、テロ対策における経験と知見を共有し、国際協力を推進させていく重要性が改めて認識された。また、参加者による積極的な議論を通じ、各国のテロ対策への真剣な取り組み、課題を克服しようとする意思が強化されていることが確認された。

セミナーの終わりに、議論において挙げられた提案等を含む成果文書（サマリー）を採択した。

【有効性（具体的成果）】

国際テロ対策が強化され、一定の効を奏しつつあることに対応し、テロの主体、手口等は多様化する傾向にある。また、アル・カーイダの思想、手法の影響を受けた各地の地元過激派組織や細胞による脅威は依然として高いとされる一方、必ずしも国際テロ組織との関係が明らかではない移民第二・第三世代や改宗者が主体となったいわゆる「ホーム・グロウン・テロリスト」の脅威も生じ、「テロとの闘い」は複雑で、引き続き息の長い取組が求められる課題となっている。

かかる観点から、継続的に我が国の有する知見、技術、資金を投入することは、テロの防止及び根絶のために必要不可欠なものである。他方、我が国のテロ対処能力向上支援は、各国のテロ対処能力の向上に相応の成果を挙げていると認識しており、また各国よりも高い評価を受けているところであることから、テロの防止及び根絶のために有効であるといえる。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

テロの脅威は依然として高く、特に、我が国の権益が集中する東南アジア地域においては、テロ対処能力が依然として脆弱な面があり、当該地域を拠点としたテロリストが国際的なテロ活動を展開している場合も見られる。また、途上国は、テロ対策に必要な知識・資源が不足がちであること等にかんがみ、APEC、テロ対策行動グループ（CTAG）、二国間の枠組み等を活用しつつ、当該地域のテロ対処能力を向上することは依然として重要であるところ、平成19年度も引き続き、当該地域がテロ対策の抜け穴とならぬよう、支援を拡充強化していくことが必要である。

【事務事業名】② 多国間、二国間協議等を通じたテロ対策強化の働きかけ

【事務事業の概要】

国連のテロ対策関連委員会やG 8の専門家会合等の多国間枠組みに積極的に参画するとともに、日ASEAN、日米豪、日トルコ等の二国間・地域レベルでの協議を開催し、国際的なテロ対策の強化について、引き続き協力を進めることを確認した。本施策は、国際社会がより実効的なテロ対策を実施し、テロに対する脆弱性を克服するために、出入国管理、交通保安、法執行の分野で隙のない協力体制を構築・強化するとの観点から極めて重要である。具体的には、以下の事業を行った。

（１）第2回日米豪テロ協議

2006年10月、東京において、第2回日米豪テロ協議を開催した。2005年9月に実施した第1回日米豪テロ協議の枠組みの第2回会合として、国際的なテロ情勢に関する意見交換、テロ対処能力向上支援を中心としたテロ対策に関する政策協調を行う場として、有意義な議論ができた。

（２）第1回日・トルコ・テロ協議

2006年12月、アンカラにおいて、トルコとの間では初となる日・トルコ・テロ協議を開催した。トルコにおけるテロ対策への取組みの他、周辺国を含む中東地域のテロ問題について広く意見交換を行い、日トルコ両国の協力の可能性を引き続き探っていくこととなった。

（３）地域テロ協議

2007年2月、東京において東南アジア地域テロ対策協議を開催した。同協議には、地域のテロ対策において重要な役割を果たしているインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ5カ国の治安、インテリジェンス関係者の出席を得て、我が国の権益が集中する東南アジアのテロ情勢について、集中的な議論を行った。本件会合は今回で11回目を迎え、参加各国の治安、インテリジェンス当局間及び、我が国との間の協力関係が着実に深化していることは、域内で連携を強めるテロ組織に対処する上で

有効である。またテロ情勢に関する情報共有は、我が国としての確かなテロ対策協力を行うためにも有意義であった。

【有効性（具体的成果）】

国際テロの脅威は依然として高く、その主体・手口は多様化・複雑化する傾向にある。また、テロリストが、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限利用し、国境を越えネットワークを張り巡らせて、資金や武器等の調達を行うとともに、影響力の拡大を図っていることから、国連、G8等の枠組みへの参画並びにより多くの国との多国間及び二国間協議の実施によって、様々な枠組みにおける幅広く実効的なテロ対策協力体制を構築し、推進強化することは有効である。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

国際テロの脅威は依然として高く、また、多様化・複雑化する傾向にあることから、その脅威を防止するためには、幅広い分野において国際社会が一致団結し、息の長い取組を継続することが重要であるところ、引き続き、国連、G8によるテロ対策に積極的な貢献を行い、多国間及び二国間協議を通じた実効的で隙のない協力体制を構築、強化することが必要である。

今後も、(1) 国連での包括テロ防止条約交渉への積極的参加や、G8においても、平成19年度は議長国(平成20年1月より)として、テロ対策の基準設定の議論をリードするなどテロ対策面における国際的な基準作り及び(2) 新たに立ち上げた日ASEANテロ対話の枠組みや、テロ対策等治安無償、日ASEAN統合支援基金等を活用しつつ、より多様かつ具体的なテロ対策の実施に踏み込む、日米豪テロ協議をはじめ、テロ支援供与国との間での情報共有、政策調整をより具体的な措置の次元で進めるなど、途上国に対するテロ対処能力向上支援を拡充強化。

【評価をするにあたり使用した資料】

平成19年版外交青書

外務省ホームページ：重点外交政策

首相官邸ホームページ：安倍総理施政方針演説

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－１－５ 国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現

【事務事業名】① 安保理改革及びその他の国連改革の議論の推進、安保理改革及びその他の国連改革についての我が国の立場・考え方に対する理解の促進・支持の拡大を図ること

【事務事業の概要】

国連は、設立後 60 年を経ており、その組織は現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益をも実現していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう国連改革を進めることが必要不可欠となっている。

我が国は、第 2 位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図を反映すべき立場にあるところ、安保理を始めとする国連の諸機関の改革推進に率先して貢献する。

【有効性（具体的成果）】

安保理改革については、平成 17 年に我が国がインド、ドイツ、ブラジルと共同で G 4 決議案を提案したことを契機とし、同決議案自体は採択されるに至らなかったが、安保理改革に向けた国際的な機運はかつてなく高まることとなり、現在もその認識は国際社会において共有されている。そのような中で、我が国は、G 4 決議案の経験を活かし、米国、中国、アフリカとの一層の連携を図りつつ、幅広い支持が得られる具体案の検討を進めた。また、非常任理事国としての地位を活かし、安保理の作業方法の改善にも率先して取り組んだ。

マネジメント・事務局改革については、予算・財政・人事制度の見直し、5 年を越えたマンデート（業務）の見直し、国連の監査機関の役割等の見直し等について主要国と強調して議論を主導したが、まだ具体的成果は得られていない。その他、国連の財政面で分担率交渉が行われ、我が国がより衡平かつ公正な分担率とすべきことを主張し交渉を続けた結果、の分担率は平成 18 年までの 19.468% から平成 19 年以降 3 年間は 16.624% に引き下げられることが決まった。その他、平成 17 年秋に設立が合意された平和構築委員会及び人権理事会は、ともに平成 18 年に活動を開始したが、その際、我が国は創設及び活動内容について建設的に議論に参加し、創設後も主要なメンバー国の一つとして積極的に関与してきている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

国連の改革の必要性は引き続き存在しており、事業として継続することが適当。

【事務事業名】② 安保理改革を含む国連改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた国内的理解の促進、人材の育成

【事務事業の概要】

我が国の外交政策の重要課題の一つである、安保理改革の早期実現の必要性に関し、日本国内、更には諸外国における理解を高めるべく、必要な事業を行う。

その他、国連改革全般については、平成 18 年が我が国の国連加盟 50 周年であったことも踏まえて、国連の活動及び我が国の国連政策に関して様々な啓発、広報活動を行った。詳細は下記各論参照。

【有効性（具体的成果）】

（総論）

我が国の国連加盟50周年の機会に、安保理改革を始めとする国連改革の取組や様々な国連の活動に対する我が国の考え方の啓発、広報活動を行い、これら改革の必要性に対する理解を訴えた。

（各論）

加盟以来50年間の国連に関する我が国の取組を紹介するパンフレットの作成（2万部作成）やシンポジウムの開催（「国際連合加盟50周年記念 人間の安全保障国際シンポジウム：紛争後の平和構築における人々の安全保障－人道支援から開発への移行」）、テレビ・雑誌等の媒体を通じて我が国の国連に関する取組の普及・啓発に努めたほか、加盟50周年に当たる12月18日には、天皇皇后両陛下のご臨席の下、安倍総理大臣を始めとする三権の長、麻生外務大臣、田中国連事務次長（国連事務総長代理）等を来賓に迎え、国連加盟50周年記念式典を（財）日本国際連合協会とともに開催した。

また、国連広報センターとも協力して、小・中・高校生による子供絵画コンテストを共催する等、様々な広報活動を実施した。また在ニューヨーク国連代表部においても各種コンサート、写真展等を開催し、国連本部のあるニューヨークにおいても広報を行った。

これにより、我が国における国連に対する関心は高まり、その一環で国連における我が国の活動、主張についてもある程度理解が深まったものと考えられる。

さらに、国連改革の中核をなす安保理改革については、各種スピーチや演説等でその必要性について訴え、またパンフレットを作成し配布することにより、日本国内及び諸外国における理解がある程度促進されたと考えられる。

更に、国連政策研究会、安保理改革ネットワークといった有識者との意見交換の場を通じて、我が国の国連政策に関する研究者との連携もより一層深めることができた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ○今のまま継続 内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成18年度は、国連加盟50周年という特別な年であったことから、それに合わせた広報を行ったが、次年度は状況が異なる。他方、我が国が国連を重視し、国連を通じて我が国の国益、国際社会共通の利益を実現していくとの方針を継続していることから、国連改革推進等の我が国の国連政策に対する理解を深めることは引き続き肝要であり、今後とも十分な啓発・広報活動を行っていくことが必要。

【事務事業名】③ 安保理非常任理事国としての、国際の平和と安全の維持に係る積極的な取組

【事務事業の概要】

我が国は、安保理が扱う国際の平和及び安全に関する事案について、従来より積極的な取組を行っている。今後とも、選出された場合には、安保理非常任理事国として、その知見を活用し、安保理の議論に貢献すると共に、我が国の政策により望ましい議論が行われるように努める。

また、常任理事国入りを目指す国に相応しい役割を果たすため、非常任理事国として安保理の議論に積極的に参画する中で、存在感を示すことを通じて、我が国の常任理事国入りに対するより幅広い支持の獲得に努める。

【有効性（具体的成果）】

我が国は、安保理非常任理事国として国際社会の平和及び安全の維持に係わる諸問題に積極的に取り組んできた。例えば、北朝鮮情勢に関し、北朝鮮による平成18年7月のミサイル発射及び10月の核実験実施の発表の際に、我が国は、安保理理事国として本件を安保理に提起し、決議の早期採択を通じた国際社会の断固たる対応を主導した。

その他にも、我が国は、アジア・グループからの非常任理事国として、アフガニスタン及び東ティモールに関する安保理の議論をリードする等、数多くの決議や議長声明の採択において主導的役割を果たした。また、我が国は、安保理の下部機関である文書手続作業部会及びPKO作業部会においても、議長として議論をリードした。

こうした我が国の取組は、他の安保理理事国からも高く評価されるに至った。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ○今のまま継続 内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

我が国の通算9回目となる安保理非常任理事国としての任期は平成18年末で終了した。我が国は、安保理改革の動きを踏まえつつ、可能な限り安保理議席を占めるべく、平成20年の安保理非常任理事国選挙に立候補を表明した。今後、同選挙に当選することを目指す。同選挙に当選を果たした暁には、平成21年から再び非常任理事国としての任務を果たす。

また、理事国に就任するまでの間は、引き続き、安保理理事国と緊密に連携しつつ、国際の平和及び安全に関わる諸課題に関する安保理での審議状況に関し情報収集に努めることとする。

同時に、平成21(2009)年からの非常任理事国、更には常任の理事国としての地位を担うに相応しい資質を国連において示すとの観点からは、我が国が既に主要なメンバーとして参加している機関において、積極的に貢献することが望ましい。特に、平成17(2005)年に創設された国連平和構築委員会は、将来的には、安保理と補完的な役割を果たすことが期待されているところ、同委員会の活動がより活発になるよう、現メンバー国として積極的に貢献を行う。

【評価をするにあたり使用した資料】

外務省HP（日本の国際連合加盟50周年、安保理改革）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－１－６ 国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強

【事務事業名】① 国際機関職員となる人材の育成及び中堅以上の国際機関職員となる人材の発掘

【事務事業の概要】

成果重視事業としての目標を達成するために、国際機関職員となる人材の育成及び中堅以上の国際機関職員となる人材の発掘を事務事業として、以下を実施した。

(1) アソシエート・エキスパート（AE）等派遣制度の実施

国際機関への就職に際し、採用する国際機関側では、国際機関勤務経験者を優遇する傾向が見られることを踏まえ、国際機関勤務を希望する若手邦人を一定期間国際機関に派遣し、勤務経験を積ませることで、その後の正規採用への途を開くためのもの

(2) ロスター登録制度の周知

国際機関への就職希望者の経歴等をあらかじめ登録し、個々人に合致すると思われる空席ポストが公募された際に応募を勧めるシステムへの登録を呼びかけ、充実させることで、特に中堅以上の国際機関空席ポストへの人材発掘を可能にするもの

【有効性（具体的成果）】

国連等国際機関における専門職以上の邦人職員数は、平成18年1月に671名となって、当初予定よりも早く成果重視事業としての目標を達成しており、平成19年1月には676名となっている。

676名中、アソシエート・エキスパート（AE）等派遣制度による派遣経験者は約4割を占めており、当該派遣制度の有効性を示している。また、平成18年度実施の派遣候補者選考試験においては、約721名の応募者があり、このうち40名が合格している。

また、ロスター登録制度の平成18年度末の登録者数は968名となっており、平成18年度当初（850名）から1割以上増加した。

これらは、国連等国際機関における専門職以上の邦人職員を目指すわが国の人材の裾野の拡大を示すものであり、本件事務事業実施は有効である。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

本件施策の目標については、外部要因の存在等から、一時的な達成を以て満足できる性質のものではないことを十分に踏まえ、現在行っている事務事業を着実に継続実施していく必要があるが、当面、中長期的に邦人職員数の増加に有効と考えられる、アソシエート・エキスパート（AE）等派遣制度を着実に実施していくとともに、ロスター登録制度についても、引き続き周知していく必要がある。

【事務事業名】② 各種資料配付やHPによる国際機関職員に関する広報及び情報提供

【事務事業の概要】

成果重視事業としての目標を達成するために、各種資料配付やHPによる国際機関職員に関する広報及び情報提供を事務事業として、国際機関勤務に関心を有する人々を対象に、国際機関人事センターホームページ等オンラインを通じて、国際機関の空席情報や国際機関就職に係る各種イベント等に関する情報提供を行った。

【有効性（具体的成果）】

国連等国際機関における専門職以上の邦人職員数は、平成18年1月に671名となって、当初予定よりも

早く成果重視事業としての目標を達成しており、平成19年1月には676名となっている。

具体的には、平成18年における国際機関人事センターホームページへのアクセス件数自体は、対前年比で微減となっているものの、当センターからのメール配信サービスの配信件数は引き続き増加しており、平成18年末には、同サービス開始後初めて14,000件を越すなど、確かな増加傾向にある。

国際機関就職への関心が高まることによって、真摯に国際機関への就職を目指す邦人が増加し、その結果として、実際に国際機関に採用される可能性が高くなると考えられることから、本件事務事業実施は有効である。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

本件施策の目標については、外部要因の存在等から、一時的な達成を以て満足できる性質のものではないことを十分に踏まえ、現在行っている事務事業を着実に継続実施していく必要があることから、引き続き国際機関人事センターホームページ等オンラインを通じて、国際機関の空席情報や国際機関就職に係る各種イベント等に関する情報提供を地道に行っていく必要がある。

【事務事業名】③ 国際機関への働きかけ

【事務事業の概要】

成果重視事業としての目標を達成するために、国際機関への働きかけを事務事業として、国際機関側に対する一般的・個別具体的な働きかけを随時実施した。

国際機関への就職に際しては、応募者側の努力もさることながら、採用側である国際機関に対しても一定の理解を求める努力が必要であり、ことに多くの国際機関に対して大きな財政的貢献を果たしている我が国の事情とも関連づけて、優秀な邦人候補者の採用を求める努力が不可欠であり、各国際機関幹部の訪日時を捉えて、優秀な邦人候補者を積極的に採用するよう、精力的な働きかけを実施した。

また、一般的に、国際機関への採用の選考手続は、「空席公告への応募」→「書類選考」→「面接」→「採用」の順序で行われているところ、このうち「面接」段階まで進んだ邦人候補者については、本人の希望に基づき、在外公館を通じて該当する国際機関側に応募状況のフォロー等側面支援を実施した。

【有効性（具体的成果）】

国連等国際機関における専門職以上の邦人職員数は、平成18年1月に671名となって、当初予定よりも早く成果重視事業としての目標を達成しており、平成19年1月には676名となっている。

平成18年度中においても、国連開発計画（UNDP）、国連世界食糧計画（WFP）、国連児童基金（UNICEF）、国連人口基金（UNFPA）の幹部職員訪日時を捉えて、邦人職員の積極的な採用を呼びかけ、理解を求めたほか、随時国際機関で発出される空席公告へ応募した邦人のうち、選考過程において面接段階まで進んだ者については、応募者本人の希望を踏まえて、在外公館を通じて該当国際機関側に選考状況のフォロー等側面支援を行ってきている。

これらは、直接・間接的に、国連等国際機関における専門職以上の邦人職員の増加に効果を及ぼすものであり、本件事務事業実施は有効である。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

本件施策の目標については、外部要因の存在等から、一時的な達成を以て満足できる性質のものではないことを十分に踏まえ、現在行っている事務事業を着実に継続実施していく必要があることから、引き続き

き必要に応じて国際機関側に、優秀な邦人候補者の採用のための働きかけを、粘り強く実施していく必要がある。

【評価をするにあたり使用した資料】

外務省国際機関人事センターホームページ (<http://www.mofa-irc.go.jp>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－１－７ 国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進

【事務事業名】① 国連の各種人権・人道フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論への積極的参画

【事務事業の概要】

我が国は、国際的な人権規範の発展・促進、各国の人権状況の改善に向けた取組を進展させるために、人権に関する議論を行う国連総会第三委員会や新設された人権理事会（注. 平成17（2005）年9月の国連首脳会合成果文書において、開発や安全保障と並び、人権が国連の主要な柱として再確認されたのを受けて（「人権の主流化」、平成18（2006）年3月にそれまでの人権委員会に代わり、創設。）をはじめとする国連フォーラムに積極的に参加している。

このような多国間の枠組みにおける人権分野の議論に我が国が積極的に参画することは、国際社会において人権の保護・促進の推進に寄与するものであり、人権分野での国際的なルールづくりの促進にも寄与するものである。

【有効性（具体的成果）】

（1）新設された人権理事会においては、既存の手續やメカニズムの見直し等にかかる議論が行われている。我が国は初代理事国として、人権理事会における議論や会期間における他の理事国や関係国との意見交換を積極的に行い、人権理事会が国際社会における人権の保護・促進に向けて、期待された役割を果たせるよう、その組織作りに貢献している。

（2）平成18（2006）年12月の国連総会において、我が国が積極的に交渉に参加してきた強制失踪条約（仮称）や障害者権利条約（仮称）が採択された。我が国は、上記国連総会において、両条約の採択を支持するとともに、平成19（2007）年2月にパリで開催された強制失踪条約（仮称）の署名式においては、署名（我が国より浜田大臣政務官が署名）を行った。

（3）また、上記国連総会においては、我が国とEUが共同で提出した、拉致問題への言及を含む「北朝鮮の人権状況」決議が前年よりも多数の支持を得て採択された。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

（1）我が国としては、人権理事会の既存の手續やメカニズムの見直し等にかかる議論に今後とも積極的に参加する方針である。

（2）我が国としては、強制失踪条約（仮称）の採択・署名、障害者権利条約（仮称）の採択を歓迎するものであり、今後、強制失踪条約（仮称）の締結、障害者権利条約（仮称）の署名、さらには締結に向けて、国内法との整合性や国内の実施措置の要否等、必要な検討を進める予定。

（3）国連総会において、2年連続で、拉致問題への言及を含む「北朝鮮の人権状況」決議が採択されたことにより、北朝鮮の人権状況について国際社会の関心を更に高めることができた。

【事務事業名】② 社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加

【事務事業の概要】

我が国は、国際社会における人権の保護・促進を図るにあたり、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）保護を重視し、国連フォーラム等の場において積極的に発言を行っているほか、国際的なルール作りや社

会的弱者の権利の保護・促進を目的とした、各種基金に拠出を行っている。

【有効性（具体的成果）】

（１）平成18（2006）年11月、安保理公開討論の場で、大島国連代表部大使より、児童を紛争から遠ざけ保護する重要性について訴えたほか、平成19（2007）年2月には、パリで開催された児童兵に関する国際会議（仏政府及びユニセフ共催）で、浜田大臣政務官がスピーチを行い、児童兵の問題への取組の重要性を各国に訴えた。

（２）平成18（2006）年10月、我が国は、安保理議長国として、平和の定着における女性の役割をテーマとして「女性・平和・安全」に関する安保理公開討論を開催した。

（３）障害者権利条約（仮称）（事務事業①参照）の作成交渉においては、NGOと緊密に協力しつつ、我が国は議論を積極的にリードし、同条約は、平成18（2006）年12月の国連総会において採択された。

（４）社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした、国連婦人開発基金（UNIFEM）（平成18（2006）年度分として、7千843万円を拠出）、国連障害者基金（平成18（2006）年度分として、約569万円を拠出）への拠出を行った。（事務事業⑥参照）。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

今後とも、我が国としては、国際的な人権の保護・促進を図るにあたり、様々な形で、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の保護を重視していくことが適切である。

【事務事業名】③ 人権担当大使の積極的活用

【事務事業の概要】

我が国は、北朝鮮拉致問題解決への国際的連携の強化を含め国際的人権分野への取組を強化するため、齋賀富美子駐ノルウェー兼アイスランド大使・女子差別撤廃委員会委員を、人権担当大使に任命し、国連等の各種人権フォーラムへの参加や各国のカウンターパートとの意見交換を積極的に行っている。

【有効性（具体的成果）】

平成18（2006）年度における人権担当大使の活動状況は以下のとおり。これら活動を通じ、我が国の人権分野への取組を国際社会に対し発信し、各国の人権状況改善に向けて働きかけた。また、北朝鮮拉致問題の早期解決に向けて国際的連携の重要性を訴えた。

4月24日 国連強制的失踪作業部会出席（ジュネーブ）

4月25日 カーン国連人権高等弁務官代行と会談（ジュネーブ）

4月25日 ケレンベルガー赤十字国際委員会(ICRC)総裁と会談（ジュネーブ）

5月2～4日 独外務省主催女子差別撤廃委員会非公式会合（ベルリン）

5月9～11日 北朝鮮の人権・難民問題国際会議出席（ベルゲン（ノルウェー））

5月15日～6月2日 女子差別撤廃委員会出席（NY）

5月24日 北朝鮮人権問題セミナー出席（NY）

5月31日 レフコウィッツ米北朝鮮人権特使と会談（NY）

6月23日 女子差別撤廃委員会委員に2位当選（再選）（NY）

8月7～25日 女子差別撤廃委員会出席（NY）

8月17日 レフコウィッツ米北朝鮮人権特使と会談（NY）

9月25日～27日 第2回国連人権理事会出席（ジュネーブ）

9月26日 ムンタポーン国連北朝鮮の人権状況特別報告者と意見交換（ジュネーブ）

12月10日～16日 北朝鮮人権問題侵害週間・ムンタボン国連北朝鮮の人権状況特別報告者訪日に係る会議・会談等に出席（東京）
1月15日～2月2日 女子差別撤廃委員会出席（NY）
2月24日 シンポジウム「自由と繁栄の弧をめざして－日本の人権・民主主義外交の新たな展開－」出席（東京）

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

今後とも、北朝鮮拉致問題解決への国際的連携の強化を含め国際的人権分野への取組を推進すべく、人権担当大使の積極的活用を図っていく。

【事務事業名】④人権対話及び人権協議を通じた各国の人権の保護・促進に向けた働きかけ

【事務事業の概要】

人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であることを踏まえ、我が国は人権状況に深刻な問題がある国については、国際フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとの立場をとるとともに、二国間の友好関係を基礎に具体的な人権状況の改善を促すことが適切な国については、人権対話を実施している。また、先進国との間では、人権協議を実施している。

【有効性（具体的成果）】

インドネシアとの間で、初めて二国間の人権対話を行い（平成18（2006）年7月）、両国の国内での人権問題に対する取組や相互の関心事項について話し合いを行い、理解を深めた。

また、EU との間では、第2回及び第4回人権理事会の開催と合わせて人権協議を行い、人権理事会の既存の手続きやメカニズムの見直し等につき、意見交換を行った（平成18（2006）10月、平成19（2007）年3月）。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

今後とも人権対話・人権協議を実施する。特に人権対話については、我が国が、価値観を一方的に押しつけることなく、各国独自の事情を考慮しつつ具体的改善策を共に追求するとの基本姿勢に立脚し、対話を通じて当該国の人権状況の改善を図っていることは、各国より高く評価されており、また当該国との信頼関係の強化にも役立っている。

人権や民主主義といった普遍的価値に基づく外交の重視を強調した、平成18（2006）年11月の麻生大臣の外交演説「自由と繁栄の弧をつくる」を受けて、我が国の人権・民主主義外交の強化に向けた取組の一環として、人権対話・人権協議を拡充・強化することが適切である。

【事務事業名】⑤セミナーや国際法模擬裁判の開催、パンフレット発行等を通じた国際人権・人道法の啓発及び意見交換

【事務事業の概要】

平成18（2006）年度は、我が国の人権・民主主義分野での外交政策に関する啓発・意見交換、国際人権・人道法の普及及び理解の増進等を目的とし、以下の事業を行った。いずれも、国際社会における人権保護・促進及び我が国国内での啓発をめざしており、我が国の人権・民主主義分野での外交政策の立案、国

際人権・人道法の広報・啓発のために必要な施策である。

平成18（2006）年11月の麻生大臣の外交演説「自由と繁栄の弧をつくる」を受けて、平成19（2007）年2月に、外務省主催でシンポジウム「自由と繁栄の弧をめざして－日本の人権・民主主義外交の新たな展開」（於：国連大学）を開催した。同シンポジウムにおいては、3つのテーマ（「自由と繁栄の弧をめざして」、「人権外交と国連」、「若い民主主義国の伴走ランナーとして」）ごとにパネルを設け、国内の有識者、実務家を交えた議論を行うとともに、会場からの質疑応答を受け付けた。

平成18（2006）年8月には、例年どおり、国際法模擬裁判「2006年アジア・カップ」（外務省主催）を開催した。国際法模擬裁判は、アジア諸国の学生を招聘し、人権・人道分野の国際法に関わる係争を題材とする模擬裁判を開催するものである。

平成19（2007）年3月に、人権諸条約の広報パンフレット「国際社会と人権」の増刷（5千部）及び「児童の権利に関する条約」リーフレットの増刊（7千部）を行った。

【有効性（具体的成果）】

上記シンポジウムにおいては、日本が国際社会における人権・民主主義の保護・促進により積極的に貢献していくための今後の日本の人権・民主主義外交のあり方等について、パネリスト（国内の有識者、実務家）、モデレーター（外務省）のみならず、会場からも質疑がなされ、活発な議論がされた。

国際法模擬裁判には、我が国及びアジア諸国からの学生が参加し、人権・人道分野の国際法に関わる紛争を題材とする模擬裁判において書面陳述及び弁論能力を競うことによって、国際人権・人道法に関する知識及び理解の増進等の点で大きな成果が得られた。

広報パンフレットについては、関係省庁・行政法人等、地方自治体、教育委員会のほか、シンポジウム・イベント等を通じ、一般市民への配布を予定している。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

シンポジウムの開催により、我が国の人権・民主主義外交に関する関心を高めたほか、今後の政策形成の上で示唆となる議論が行われた。このような試みを一回限りとするのではなく、平成19年度についても、同様のシンポジウムを行い、同分野に関する議論を喚起するとともに、外交政策立案の上で役立てていくことが適切である。

国際人権・人道法を広く国民に広報・啓発することは、人権の保護・促進のために重要であり、引き続き、国際法模擬裁判やパンフレットの配布を継続することが適切である。なお、平成19(2007)年8月には、外務省、赤十字国際委員会(ICRC)、国際法学会共催で、国際人道法セミナーを開催する予定である。(事務事業⑧参照。)

【事務事業名】⑥国連人権・人道関係機関への拠出

【事務事業の概要】

国連には、人権に関する国際フォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のような国連事務局の人権担当部門や、社会的弱者の権利や民主主義の保護・促進を目的とした各種の基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等が活動を行う際に不可欠な拠出を行い、人権の保護・促進のための支援を行うことが必要である。

【有効性（具体的成果）】

国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)(平成18(2006)年度分として、約1千780万円を拠出、なお平成17(2005)年度も、約1千780万円)のほか、国連婦人開発基金(UNIFEM)(平成18(2006)年度分と

して、7千843万円を拠出、なお、平成17(2005)年度は、8千525万円)、国連障害者基金(平成18(2006)年度分として、約569万円を拠出、なお、平成17(2005)年度は、約549万円)、国際事実調査委員会(IHFFC)(平成18(2006)年度分として、約496万円を拠出、なお、同委員会への拠出は初めて)への拠出を行った。

さらに、普遍的価値に基づく外交を重視する立場から、国連民主主義基金(UNDEF)に対して、新たに1千万米ドル(邦貨11億1千万円)の拠出を決定した(平成19(2007)年2月)。同基金において、我が国は米国に次ぎ、第2位の拠出国となった(平成19(2007)年2月)。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国の厳しい財政事情の下、各種国連基金への拠出についても厳しい査定が行われているが、拠出の削減は、各国際機関・基金の活動にも響くのみならず、我が国にとって人権や社会的弱者の保護・促進はもはや優先課題ではないとの誤ったメッセージを送ることにつながりかねないこと、また、国際機関においては国際場裏における我が国の影響力や信頼性にも関わることから、各国際機関・基金への拠出を継続していく必要がある。

また、国連民主主義基金(UNDEF)への我が国の新規拠出決定に対しては、同基金を管理するドッサル国連パートナーシップ基金(UNFIP)常務理事や米をはじめとする各国からも、我が国の民主主義へのコミットメントへの現れとして、高く評価されている。

【事務事業名】⑦主要人権条約の履行

【事務事業の概要】

我が国は、6つの国連の主要人権条約(①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)、②市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)、③女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)、④児童の権利に関する条約、⑤あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)、⑥拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約))を締結している。

我が国は、同条約の下に置かれ、個人資格の委員にて構成される委員会の委員の擁立を通じ、人権条約の発展に寄与しているほか、条約の下で義務づけられている政府報告の作成・提出を通じて、主要人権条約の履行に積極的に努めている。

【有効性(具体的成果)】

平成18(2006)年6月の女子差別撤廃委員会委員選挙では、齋賀富美子人権担当大使、平成18(2006)年9月の自由権規約委員会選挙では、岩澤雄司東京大学法学部教授が当選した。

平成18(2006)年12月には、自由権規約の第5回政府報告を国連に提出した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国としては、国際社会における人権の保護・促進のため、引き続き、条約の委員会で委員を務める専門家の活動や政府報告の作成・提出を通じて、今後とも主要人権条約の履行に積極的に努めることが必要である。

【事務事業名】⑧国際人道法の実施及び啓発**【事務事業の概要】**

我が国は国際人道法の履行を確保・促進するという観点から、ジュネーヴ諸条約及び同第1追加議定書に定める重大な違反行為その他のジュネーヴ諸条約又は同第1追加議定書に対する著しい違反であると申し立てられた事実を調査することを主な任務とする国際事実調査委員会の活動に積極的に関わっていくことが重要であると考え、同委員会へ拠出を行っているほか（平成18(2006)年分として、約496万円を拠出）、同委員会の委員選挙に、真山全防衛大学校教授を我が国候補として擁立した。

【有効性（具体的成果）】

国際事実調査委員会の委員選挙のために、早い段階から同委員会権限受諾国に対し支持要請を行った結果、平成18(2006)年12月7日にスイス・ベルンにおいて実施された国際事実調査委員会委員選挙において、我が国候補である真山教授は当選を果たした。任期は5年である。今後、真山教授が同委員会での活動で得た経験を我が国の法制にフィードバックすることなどにより、国際人道法の的確な国内実施に資することが期待できる。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

ジュネーヴ諸条約及び同追加議定書の遵守の確保及び周知は、条約上、締約国の義務であり（同第1追加議定書第80条及び第83条）、今後とも国際事実調査委員会の活動を支援していくほか、既に作成しているパンフレットの配布等を通して、広く国民に対して国際人道法の普及に努めることは極めて重要である。なお、平成19(2007)年8月には、外務省、赤十字国際委員会(ICRC)、国際法学会共催で、国際人道法セミナーを開催する予定であり、これを通して政府としても国際人道法に関する知見を蓄積し、国際人道法の的確な国内実施及び普及活動の展開に役立てる。

【事務事業名】⑨難民の本邦定住促進等のための事業の実施、及び関係省庁、UNHCR、NGO等との連携**【事務事業の概要】**

(1) 我が国は昭和54(1979)年以降インドシナ3国（ベトナム、ラオス、カンボジア）からのインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族を政策的に受け入れており、これに合わせてこれらの者の我が国定住のための各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）を、難民事業本部の下に庇護施設として国際救援センターを開設し、実施してきた。平成15(2003)年からは、法務大臣に難民として認定された者（条約難民）等も右事業の支援対象に加えた。しかし、国際救援センターにおけるインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族に対する支援事業は、平成6(1994)年のインドシナ難民国際会議での合意を受けて、我が国も同年3月、ポートピープルへの特別措置を廃止したことから、平成17(2005)年度をもってその任務を果たし、業務を終了した。平成18(2006)年度からは、条約難民等のみを支援対象とし、従来の国際救援センターに代わる新たな事業実施施設において我が国定住支援事業を開始している。

(2) 昭和58(1983)年から難民認定申請者のうち生活に困窮する者に対する生活支援（生活費・住居費・医療費等の支援、緊急宿泊施設の提供（平成15(2003)年以降）等）を実施。

(3) これらの事業は、我が国における難民や難民認定申請者等に対する人道支援という目的の達成上重要なものである。（財）アジア福祉教育財団難民事業本部に業務を委託の上、関係省庁、NGOとの連携により適切な運営を図っている。

【有効性（具体的成果）】

（１）条約難民等のみを対象とした定住支援事業の実施初年度である平成18（2006）年度は、19名の対象者に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業実施施設であるRHQ支援センターにおいて実施した。

（２）これまで国際救援センターでの定住支援事業は合宿方式で運営していたが、新たに条約難民等向け事業実施施設として開設したRHQ支援センターでは、条約難民等のニーズに合致した支援が容易となるよう原則として通所型施設として運営（但し、希望者に対しては無償の宿舎を斡旋）。

（３）難民認定申請者に対しては、生活困窮者向け保護措置（生活費、住居費、医療費等の支給）のほか、来日後間もない等の理由で住居を探すことが困難な者に対する緊急宿泊施設の提供を平成15年度より実施している。平成18（2006）年度は26名が同施設を利用した。

（４）難民・難民認定申請者に対する各種支援の実施においては、経常的な関係省庁との協力、緊急宿泊施設の連絡人業務の実施、海外における難民発生・受入状況に関する実態調査及び難民に対する各種セミナーや講演会の開催等においてはNGO等と緊密な連携を図っている。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

（１）条約難民等に対する適切な支援の実施は、難民条約に加入している我が国としての当然の責務であり、今後ともその目的のより良い達成に向け事業を継続していく必要がある。また、我が国において難民認定を申請している者に対しても、当該者が生活に困窮している場合には、人道的な配慮から出来る限りの支援を行っていく必要がある。これらの事業の継続及び一層の推進に当たっては、難民支援事業の運営に関係を有する各省庁や当該分野に知見と経験を有するNGO等との連携を引き続き適切に図っていくことが必要。

（２）他方インドシナ難民及び同呼び寄せ家族向け支援においては、我が国受け入れ事業は平成17（2005）年度限りで終了したが、既に我が国に定住している1万1千人余の者に対するアフターケアについては、現行の難民相談事業を主軸として、前掲の条約難民等向け我が国定住支援事業や難民認定申請者向け生活支援事業と同様に、今後もその施策を充実させつつ継続していくことが必要。

【評価をするにあたり使用した資料】

平成19年版「外交青書」

外務省総合外交政策局人権人道課パンフレット「国際社会と人権」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましても当該外交政策を選び、資料を探してください。

II - 1 - 8 国際組織犯罪への取組

【事務事業名】① 人身取引対策等、国際組織犯罪対策としての国際協力の取組

【事務事業の概要】

人身取引撲滅のための国際協力の推進をはじめとし、国際組織犯罪を防止するための国際的な法的枠組み強化への貢献を行い、国連、G 8、FATF等における国際的な取組への参加・貢献を行うもの。

国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧の基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を破壊するものであり、我が国の経済、社会、市民生活に直接に影響を及ぼすものである。我が国は、国益を守る観点からも、国際社会と一致協力してこの問題に対処する必要がある。

【有効性（具体的成果）】

(1) 国際的な法的枠組み強化への貢献

(イ) 国際犯罪を防止するための国際的な法的枠組みとしては、国際組織犯罪防止条約、人身取引議定書、密入国議定書、銃器議定書、サイバー犯罪条約、国連腐敗防止条約があげられる。我が国は、国際組織犯罪防止条約については平成15年5月に、サイバー犯罪条約については平成16年4月に、人身取引議定書及び密入国議定書については平成17年6月に締結につき国会の承認を得、国連腐敗防止条約についても平成18年通常国会において締結につき承認を得た。銃器議定書については、早期の締結を目指し、国内担保法の整備等につき関係省庁とともに検討を行っている。また、平成19年3月の国連麻薬委員会において我が国は、薬物の密造・密売の取締りを強化し、薬物情勢の分析を推進するため、薬物の分類と成分分析情報の共有、情報交換を促す決議案を提出し、全会一致で採択されるなど、国際的なルールづくりに貢献した。また、マネーロンダリング、証券関連犯罪の防止・対策に資する情報交換枠組みの設定にも参画している

(ロ) 外務省から出向している国連薬物犯罪事務所（UNODC）の尾崎久仁子条約局長は平成18年2月就任以降、国際組織犯罪を防止するための国際的な法的枠組み強化を促進する役割の一翼を担っている。これに加え、平成18年度においては、国際組織犯罪防止条約の第3回締約国会議がウィーンで、また、国連腐敗防止条約の第1回締約国会合がアンマンでそれぞれ開催され、我が国も出席して国際組織犯罪を防止するための国際的な法的枠組み強化に貢献するとともに、国際的な協力を積極的に参加した。

(ハ) 国連、G 8、FATF等における国際的な取組への参加・貢献

国際組織犯罪を防止するための国際的な取組については、国連麻薬委員会、犯罪防止刑事司法委員会、国連薬物犯罪事務所主要拠出国国会合、G 8司法内務閣僚会合、G 8リヨン・グループ全体会合（年3回）、FATF全体会合（年3回）、アジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）年次会合等があげられる。我が国はこれらの会合全てに参加し、他国の司法・法執行当局関係者とともに、国際組織犯罪防止対策として国際社会が一致して取るべき措置及び各国の実施体制・状況等につき協議・意見交換を行い、国際的な取組の促進及び体制の構築に貢献した。

(ニ) 人身取引撲滅のための国際協力の推進

人身取引については、平成16年12月に策定された政府としての包括的な「人身取引対策行動計画」に基づき、人身取引の防止・撲滅及び被害者保護に向けた諸施策を関係省庁と協力して推進し、平成17年度に人身取引議定書の締結につき国会の承認を得た。また、平成16年度のフィリピン、タイ、コロンビア、米国、平成17年度のロシア、ウクライナ、ルーマニア、フランスに続き、平成18年度にはタイ、インドネシア、ラオス、カンボジアに政府協議調査団を派遣した。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

国境を越える組織犯罪が一層複雑化・深刻化している今日、それぞれ異なる刑事・司法制度を有する世界各国が一丸となって犯罪の防止に取り組むためにも、国際的な法的枠組み強化を促進することが効果的な対策であり、引き続き関連条約締結及び国際的取組に貢献する。

また、国連、G8等の国際的な各種の会合は、各国の外交当局のみならず刑事・司法当局関係者も出席し、国際社会が一致して効果的な対策につき協議される場であることから、我が国としても引き続きこれらの取組・会合に参加することが有益である。

人身取引は我が国において現実には発生している重大な犯罪及び人権侵害であり、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護に向けて関係省庁との緊密な連絡の下、また、関係国との緊密な連携の下取組体制を確立し施策を実施していく必要がある。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 外交青書
- 警察白書
- World Drug Report, UNODC(http://www.unodc.org/unodc/world_drug_report.html)
- 日本の人身取引対策 ―人身取引のない世界へ向けて―
- 外務省HP
 - ・ 国連国際組織犯罪防止条約及び三議定書について
 - ・ 薬物問題に対する国際的取組みと日本による支援
 - ・ 人身取引対策行動計画
- 警察庁HP
 - ・ 平成18年中における人身取引事犯の現状について
- 法務省HP
 - ・ 平成18年における人身取引の被害者について

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策目標Ⅱ—2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

施策

Ⅱ-2-1	大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散・・・・・・・・・・	149
Ⅱ-2-2	地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化・・・・・・・・・・	161

Ⅱ—2—1 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散

【事務事業名】①G8先進国首脳会議及び関連会合への積極的参加

【事務事業の概要】

G8においては、平成13(2001)年9月11日の米国における同時多発テロ以降、大量破壊兵器の不拡散問題に大きな重要性が与えられている。これは、大量破壊兵器の拡散、中でもテロリストへの拡散が国際社会における最大の脅威であるとの認識を背景としている。こうした認識を反映して、平成14(2002)年のカナダ・サミット以来、不拡散に関する独立の首脳文書が採択されてきており、また、G8における不拡散関連事項をより集中的かつ効率的に協議するため各種関連会合が設立されている。国際的な軍縮・不拡散の取組に対しては、G8各国は核兵器国及び非核兵器国の主要国でもあってそれぞれに影響力を有しているため、国際的な軍縮・不拡散の促進には、G8先進国首脳会議やG8の枠組みにおける軍縮・不拡散関連会合等の場で、軍縮・不拡散に関する様々な新たな試みのための議論を行って政策協調を行うことが、国際社会における取組の弾みとして非常に重要である。そのため、我が国として、G8の場で積極的に議論に貢献することが必要である。

【有効性（具体的成果）】

(1) 平成18年度は、露及び独議長国下のG8不拡散関連会合に参加し、現下の国際社会の緊急の課題である大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散を防ぐための方途をG8諸国と協議した。

(2) 平成18年7月に開催されたサンクトペテルブルク・サミットでは不拡散に関する首脳声明を採択した。右声明では、NPT・BTWC・CWCへの加入呼びかけ、G8によるNPTへのコミットメントの再確認、核不拡散を確保した上での原子力の平和的利用の促進、NSGでの濃縮・再処理の技術・移転の制限に関するガイドラインの改正のための協議、IAEA追加議定書の普遍化のためのG8共同の各国への働きかけ等が謳われた。長期的に、これらの取組を促進することにより、軍縮・不拡散関係国際条約の普遍性を高め、核不拡散義務を遵守した上での原子力の平和的利用を促進し、濃縮・再処理に関連する技術の拡散を防ぎ、IAEA追加議定書の締約国を増加させることにつながり、軍縮・不拡散の推進に貢献することが期待される。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国のG8の不拡散関連会合への積極的な参加・対応は、G8各国及び国際社会の取組強化に一定の貢献をしていると考えられるが、目標の達成に向けては長期的な取組が必要であり、長期的に継続して事業に取り組んでいく必要がある。今後は、NPT体制の維持強化に向けた取組、濃縮・再処理の技術・移転の問題、IAEA追加議定書の一層の普遍化のための努力等を強化する必要がある。我が国は、引き続き、G8での不拡散関連の取組に積極的に貢献する。

【事務事業名】②核兵器不拡散条約（NPT）運用検討プロセスへの積極的な参加

【事務事業の概要】

NPT運用検討会議は、5年に1度、NPTの運用状況を検討するために開催される国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に重要な会議であることから、右会議の成功を確保することは、国際的な軍縮・不拡散の推進に極めて重要である。

【有効性（具体的成果）】

平成17年（2005年）に行われたNPT運用検討会議の結果が芳しくなかったこと、また北朝鮮やイランの核問題にみられるようにNPT体制を巡って深刻な問題が存在することから、核軍縮・不拡散体制の礎たるNPT体制の維持・強化のための努力が一層必要である。

そのような努力の一環として、我が国は平成22年（2010年）NPT運用検討プロセスの成功に資するため、平成19年4月末より開催される予定の2010年NPT運用検討会議第一回準備委員会の議長に天野ウィーン代表部大使を擁立し、内定した。また、第一回準備委員会そのものの成功に一層貢献するため、平成19年2月にはウィーンにてNPT日本セミナーを開催し、各国より高い評価を得た。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

NPTを巡る深刻な問題が存在する中、我が国は唯一の被爆国としてNPT体制を維持・強化する責務があり、今後もそのために努力する必要がある。

【事務事業名】③NPT、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准国増加のための働きかけや、核実験モラトリアム継続のための働きかけ

【事務事業の概要】

軍縮・不拡散政策の推進のためには軍縮・不拡散体制の礎であるNPTやCTBTへの批准国を増加させ普遍化させることが不可欠であり、NPTやCTBT批准国増加への働きかけは、軍縮・不拡散の実現のために重要かつ有効な手段である。我が国は、これまでもNPT及びCTBTの普遍化のための取組を積極的に行ってきた。

【有効性（具体的成果）】

CTBT署名国・批准国数は着実に増加しており、平成18年3月にはCTBTの発効要件国であるベトナムがCTBTを批准し、発効要件国は残り10か国となった。なお、平成18年10月に北朝鮮が核実験を実施したものの、その他の国は核実験モラトリアムを維持している。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

CTBTの早期発効、核実験モラトリアムの継続は、我が国の軍縮・不拡散分野における政策の重要事項であり、CTBT未署名国・未批准国に対し早期署名・批准を働きかけ、核兵器を保有している国に核実験のモラトリアムを働きかけることが必要。

現在の取組は着実に成果を挙げつつあるが、米国等の発効要件国がCTBTを批准することによって実現されるCTBTの早期発効、インド、パキスタン、イスラエル等のNPT加入の実現のためには長期的な取組が必要であり、従来の方針を継続する。

【事務事業名】④軍縮・不拡散に関する調査、研究及び教育普及

【事務事業の概要】

現在の核軍縮の停滞を打開するためには、若い世代の教育から精力的に取り組む必要があるという問題提起のもと、国連の政府専門家グループにより軍縮・不拡散教育に関する報告書が提出されたところ、唯一の被爆国として我が国は本件事業を推進することにより、現在の停滞を打開するとともに、将来軍縮・不拡散を推進するような人材育成を期待できる。

【有効性（具体的成果）】

1. 国連軍縮フェローシップ

昭和58年（1983年）以来毎年、約30名を本邦へ招聘しており、平成18年には24回目を迎え延べ620名を超える各国外交官等が我が国を訪問した。例年と同じく広島・長崎を訪問することにより、各参加者からは被爆の実相に触れ非常に感銘を受けたとの感想があった。

2. 軍縮教育家招聘

平成18年3月、軍縮・不拡散分野の専門家で小型武器問題にも精通しているオーウェン・グリーン英ブラッドフォード大学教授を招聘し、小型武器に関する講演会を開催した。本件講演会には60名を超える聴衆の参加を得、講演会後に実施したアンケートではほとんどの参加者からは「有意義であった」との回答を得た。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

国連軍縮フェローシップにより、唯一の被爆国として、国際社会に対し自身の被爆体験に基づいて核兵器の非人道性を訴えていくことができ有意義であり、今後も本件事業の継続が重要である。

軍縮教育家の招聘は、日本国民に対し軍縮・不拡散の重要性に関する啓蒙事業として有意義である。

【事務事業名】⑤生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化・国内実施強化のための支援

【事務事業の概要】

生物・化学兵器の軍縮・不拡散を推進するためには、これらの兵器の開発、生産、貯蔵等を禁止しているBWC及びCWCの締約国数を増加させることで普遍化を図ると同時に、締約国の中で特に途上国等に対し条約上の義務の国内実施を十分に履行させることが不可欠である。

【有効性（具体的成果）】

BWC については、これまで専門家会合及び締約国会合において積極的に我が国の知見を紹介。また第6回運用検討会議（平成18年）でも我が国からの積極的インプットもあり、国内実施強化の重要性について締約国の合意を得た。

CWC についても他の締約国や化学兵器禁止機関（OPCW）とともにイラク（未締結国）の締結支援を実施したり（平成18年12月）、インドネシア（締約国）の国内実施支援を実施した（平成19年2月）。こうした我が国の働きかけは普遍化・国内実施強化というOPCW全体の雰囲気が高めることに貢献し、平成18年度には4か国（中央アフリカ等）が新たに締結するとともに（これにより現在の締約国数は182か国にまで増加）、国内実施強化に取り組んだ国が増加した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

普遍化及び国内実施の強化は両条約の最大の課題であり、我が国の平和と安全にとって最も影響を及ぼすアジア地域においても未締約国や国内実施が不十分な国もあるので、今後とも同事業を継続する必要がある。

【事務事業名】⑥ジュネーブ軍縮会議（CD）への積極的参加

【事務事業の概要】

国際社会において唯一の軍縮条約の交渉の場であるCDにおいて、新たな軍縮条約を策定するために、CD参加国に積極的に働きかける。CDは、国際的な軍縮の推進のための軍縮関連規範の策定に不可欠であり、我が国として、軍縮の推進を目指し、新たな軍縮条約策定のための議論をリードする必要がある。

【有効性（具体的成果）】

CDにおいて、我が国が大量破壊兵器関連規範の設定として重視する兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始については、平成17年度まで停滞していた観があった。しかし、我が国を含むFMCT早期交渉開始に積極的な国の働きかけの結果、FMCTの早期交渉開始の必要性に対する理解が浸透し、平成18年度はFMCTに関する集中討議が行われ、多くの作業文書や条約案が提出されるなど、FMCT交渉開始に向けた機運が高まった。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

FMCT早期交渉開始の必要性に対しかつてなく機運が高まっている現状を捉え、交渉開始実現を達成できるようCDの場において積極的に働きかけていく必要がある。

【事務事業名】⑦核軍縮決議案の国連総会への提出・採択

【事務事業の概要】

(1) 平成6年以降、我が国は、現実的、漸進的に核軍縮・不拡散を進めるために、毎年、国連総会に核軍縮決議を提出して国際社会で核軍縮・不拡散に関するコンセンサスの形成に努めてきている。

(2) 平成18年は、10月9日の北朝鮮による核実験実施発表を非難する内容を含む簡潔で力強い核軍縮決議案（「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」）を国連総会に提出した。

【有効性（具体的成果）】

(1) 決議案「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」は、国連総会本会議において、賛成167、反対3、棄権8の平成6年の提出以来最多の支持を集め採択された。

(2) 我が国の核兵器国を含む全ての国に対する核廃絶に向けた核軍縮・不拡散分野における外交努力が国際社会において一層強調されるとともに、平成17年5月のNPT運用検討会議及び9月の国連総会首脳会合において軍縮・不拡散分野で実質的な内容の合意ができなかったことから、我が国提出の核軍縮決議が平成18年も核軍縮分野における、国際社会で最も幅広い支持を得られた政治的意思となるなど、国際的にも重要な役割を担った。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国の核軍縮決議は国際世論の形成に大きな役割を果たしてきており、今後とも、唯一の被爆国とし

て、核廃絶に向けた国際社会での積極的なイニシアティブをとるという意味で継続する必要があるので、今後も、核廃絶に向けた決議案を国連総会に提出し、核廃絶に向けての国際世論の形成に主導的な役割を果たすこととする。

【事務事業名】⑧旧ソ連諸国に対する非核化協力（ロシア退役原潜解体事業「希望の星」等）の実施

【事務事業の概要】

【対ロシア】

(1) 日露非核化協力委員会を通じ、極東ロシアにおける退役原潜の解体に協力する事業。
(2) 現在、極東ロシアには、約20隻の退役原潜が未処理のまま海上に係留されており、艦体の腐食による放射能汚染や艦内に残された核燃料の盗難の危険性がある。退役原潜の解体は、第一義的にはロシアの責任で実施すべきであるが、ロシアのみの資金で解体するのは時間がかかるため、核軍縮・不拡散及び日本海の実環境保護の観点から、国際的な協力が必要である。

【対カザフスタン、ウクライナ、ベラルーシ】

これら3か国に対する非核化協力を進めるため、各非核化協力委員会を通じ、各国の国内計量管理システム・核物質防護システム・医療器材等の整備を行うという事業。

【有効性（具体的成果）】

【対ロシア】

(1) 平成18年9月、平成17年11月に署名された5隻の原潜解体に関する実施取決めに基づき、そのうちの1隻について解体に関する契約が署名され、解体作業が実施されている。また残りの4隻についての協議が進められている。
(2) 平成19年1月、極東ロシアに建設中の原子炉区画陸上保管施設に対する建設に協力することを決定した。

【対カザフスタン、ウクライナ、ベラルーシ】

医療機材供与案件（カザフスタン、ウクライナ）及び退役軍人職業訓練センター機材供与案件（ベラルーシ）のフォローアップについて先方と協議した。

【事業の総合的評価】

【ロシア】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

日本海の実環境保全及び放射性核物質等の不拡散の観点から、本件事業を継続する必要性があり、今後とも原潜解体及びその関連事業に協力していく。

【対カザフスタン、ウクライナ、ベラルーシ】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

これら3か国の核不拡散、またIAEA追加議定書の批准及び実施を促進するとの観点から、本件事業を継続する必要性があり、今後とも各国の国内計量管理システム及び核物質防護システムの整備の分野での協力を検討していく。

【事務事業名】⑨CTBT国内運用体制整備・強化

【事務事業の概要】

我が国は、平成9年にCTBTを批准した。同条約の規定では、国内10か所の国際監視制度(IMS)施設を建設・運用すること、及びCTBT発効後に設立される執行理事会に選出される理事国として核実験の探知に係る独自の解析・評価能力を備えることが責務とされている。

【有効性（具体的成果）】

国内2か所の国内データセンターにおける解析・監視プログラムの整備が着実に進んだ。また、国内10か所のうち、沖縄放射性核種監視観測所及び東海実験施設が、CTBT準備委員会より新たに認証を受けた。未だ認証を受けていない5施設についても認証に向けた整備が発展した。平成18年10月の北朝鮮の核実験の際、CTBT国内運用体制の有効性が明らかになった。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

国内データセンターにおけるデータ解析・監視プログラムを作成し、自動監視・識別解析システムを整備する必要がある。また、条約上未認証の5施設の整備が求められている。今後も未認証のIMS国内施設や国内データセンターの整備を目指す。

【事務事業名】⑩個別の国・地域における懸念動向への適切な対応

【事務事業の概要】

大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散に対しては、関連する諸条約の普遍化や適切な検証の実施と輸出管理による移転防止が必要である一方、こうした取組から逸脱する案件については、単に当該事案を防止するのみならず、他の諸国に対しても国際社会の不拡散に対する強い姿勢を示すためにも、厳格な対応が必要である。近年では特に北朝鮮の核・ミサイル問題とイランの核問題の解決が大きな課題となっている。

【有効性（具体的成果）】

(1) 平成18年7月の北朝鮮によるミサイル発射を受けて、我が国は国連安保理理事国として主導的な役割を果たして安保理決議1695の採択に貢献するとともに、HCOC総会やMTCR総会などのミサイル不拡散に関する各種会合や二国間会合の機会に北朝鮮のミサイル問題を説明し、国際社会の対応を引き出すための環境を整えた。

(2) 平成18年10月の北朝鮮による核実験実施発表を受けて、我が国は国連安保理議長国として主導的な役割を果たして安保理決議1718の採択に貢献するとともに、各種多国間会合及び二国間会合の機会を通じて、北朝鮮の核問題への理解を深めるための努力を行った。また、実験実施発表直後に開催されたNSG会合では、北朝鮮の核実験を非難するNSG議長声明が発出された。

(3) 平成18年12月に再開された六者会合では、平成19年2月に採択された成果文書で設置された「非核化作業部会」の場を含め、北朝鮮の核廃棄に向けた具体的作業でも技術的な分析と検討に積極的に参加した。

(4) イランの核問題について、天野在ウィーン国際機関代表部大使がIAEA理事会議長（平成17年10月から平成18年9月まで）を努めるなど、IAEAにおける同問題への対応で主導的な役割を果たすとともに、安保理理事国として安保理決議1696及び同1737の採択に貢献した。

(5) 北朝鮮及びイランに関する国連安保理決議で盛り込まれた制裁措置について、我が国は定められた期限内に措置を履行するとともに、各国に対しても早期実施を働きかけた。特にアジア地域においては、平成19年1月の第4回アジア不拡散協議等の機会を通じて、関連する国連安保理決議の履行について意見交換し、本件の重要性和履行方法に対するアジア諸国の不拡散政策担当者の理解を深めることが出来た。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 北朝鮮及びイランの不拡散上の諸問題は依然として解決にいたっておらず、引き続き平和的解決に向けた国際社会の努力が必要であり、国連安保理において拘束力ある決議が出されるなどしている中、同問題に対する国際社会の一層の理解を促し、関連する安保理決議の履行促進に向けた協力を実施するとともに、六者会合を通じて北朝鮮の核廃棄のための議論に積極的に貢献する。

(2) アジア諸国をはじめとする各国は、依然として国連安保理決議に基づく制裁措置の実施に政治的・技術的な困難を抱えていることが多く、不拡散政策担当者やその他の関係者に決議履行の重要性和履行の実例に関する情報交換は引き続き重要である。

【事務事業名】⑪アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組**【事務事業の概要】**

大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資・技術の拡散は、アジア地域及び国際社会の平和と安定にとって現実の脅威となっており、我が国の安全保障にも直結する問題である。また、北朝鮮及びイランの核問題等をめぐって国連安保理決議が発出されるなど、取組の重要性は増している。しかしながら、アジアにおける不拡散体制の強化は十分に進展しておらず、これを強化することが喫緊の課題になっている。

このような認識に基づき、我が国は、特に(1)大量破壊兵器関連条約の締結促進及び国内履行強化、(2)輸出管理体制の整備・強化及び(3)拡散に対する安全保障構想(PSI)を3つの大きな柱として、アジア諸国を対象とするアウトリーチ活動を積極的に展開している。二国間・多国間の協議やセミナー等を行うことにより、不拡散体制の強化のための各種取組について、アジア諸国の理解と認識が深まるとともに、これらの諸国が抱える問題点やニーズが明らかになり、今後の協力・連携のあるべき方向性を提供することが期待される。

【有効性(具体的成果)】

(1) 平成19年1月にはアジア地域における不拡散問題を包括的に議論する「第4回アジア不拡散協議(ASTOP)」を開催。

(2) 平成19年2月にアジア諸国の輸出管理に対する共通理解を深めるための「第14回アジア輸出管理セミナー」を経済産業省との共同委託事業として(財)安全保障貿易情報センターの主催で開催。

(各セミナーの成果)

(1) 第4回ASTOPにおいては、IAEA追加議定書締結に向けた取組の参加国間での共有、北朝鮮とイランの核問題等と関連する国連決議の履行について各国の義務と実務上の困難等に関する有益な議論、PSI活動の具体的なイメージをつかむ機会の提供等がなされた結果、これらの分野における具体的な内容を伴った理解が進展され、今後の積極的な取組を促進する効果が生まれた。

(2) 第14回アジア輸出管理セミナーでは、アジア諸国の問題意識の高まり、インド等の新規参加、MTCR議長を招待して国際輸出管理レジームとの連携を図ったこと等により、輸出管理先進国による事例等の紹介にとどまらず、アジア諸国からの問題意識の提起と輸出管理レジームや域外輸出管理先進国からの豊富なインプットが交差する、双方向的で充実した議論が交わされた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

不拡散の取組強化に関するアジア諸国の理解や認識が高まっている一方で、その国内的履行に際しては各国がそれぞれ困難な問題に直面しており、これらは一律に解決できるものではない。したがって、今後とも引き続き不拡散体制の強化を粘り強く働きかけていく一方で、アジアの各国のニーズにきめ細かく対応できるような協力のあり方について精査し、具体的な諸施策に反映させていくことが求められている。

アジアにおける不拡散問題に関する更なる認識の強化と具体的な協力に向けたニーズの精緻化に取り組む。

【事務事業名】⑫国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化と適切な実施

【事務事業の概要】

国際社会の平和と安全に対する脅威である核兵器の拡散を防止するためには、原子力が平和的目的から核兵器等の軍事目的に転用されないことを確保する必要がある。核物質等の軍事転用がないことを検証する措置として存在するのが、IAEAの保障措置であり、核物質の計量管理報告の検認を中心とする包括的保障措置と、より広範な検証活動を可能にする「追加議定書」に基づく保障措置がある。IAEAの保障措置の強化に向けた手段のうち、外務省としては、特に「追加議定書」の普遍化を重視しており、そのための努力を継続することが重要である。

「追加議定書」は、申告された核物質の検認のみならず、未申告の核物質及び原子力活動の探知をも目的とするものである。「追加議定書」締結国においては、秘密裡に核開発を行うことが極めて困難となるため、「追加議定書」が国際社会において広く実施されることは、IAEAの保障措置体制、ひいては国際的な核不拡散体制を大幅に強化することになる。

核不拡散体制の強化は、現下の国際社会が取り組むべき緊急かつ最も重要な課題の一つであるが、我が国は「追加議定書」の普遍化が最も現実的かつ効果的な方途であると確信しており、平成16年のシーアイランド・サミットにおいて未締結国に対する「追加議定書」締結促進のG8の共同での働きかけの実施が決定され、G8議長国の主導により継続的に実施されるなど、G8諸国の共通認識ともなっている。我が国は、厳格な保障措置を適用している原子力先進国として、国際社会に範を示し、同時に、国際的な不拡散体制の強化に尽力する責務がある。

【有効性（具体的成果）】

（1）追加議定書の署名国及び締結国は、平成18年3月時点でそれぞれ107か国及び75か国であったが、平成19年3月時点ではそれぞれ112か国及び78か国になった。我が国単独及び他国と共同での働きかけの結果、多くの場合、「追加議定書」の締結に向け肯定的な回答を得た。

（2）平成19年1月に我が国が主催した第4回アジア不拡散協議（ASTOP）の場で、最近追加議定書を署名したタイ、シンガポール、マレーシアや署名に向けて具体的に動き出したベトナムの取組が参加国間で共有されるなど、アジア各国における理解の増進と今後の積極的な取組の促進に寄与した。

（3）世界中の「追加議定書」等未締結国に対する他のG8諸国との共同での働きかけや二国間協議等の機会を捉えた追加議定書締結の働きかけを実施した。

（4）また、我が国自身も、包括的保障措置協定及び「追加議定書」に基づく保障措置を誠実に受け入れることで、自国の原子力活動の透明性を確保するとともに、他国に対して模範を示してきた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

（1）イランのように核問題を抱えながら、あるいはブラジル等、大規模な原子力活動を行いながら追加議定書を締結していない国が依然として存在する。

(2) 我が国の安全保障上重要なアジア地域には、「追加議定書」を未締結の国が依然として多い。

(3) 「追加議定書」の締結には、国内法令の整備、専門家の育成など一朝一夕に対応できない手続等が存在するため、各国が締結に踏み切るには継続的な働きかけに加え、国内実施体制の整備に向けた具体的な支援を実施する必要がある。

(4) 「追加議定書」締結国の更なる増加を目指す。

【事務事業名】⑬原子力供給国グループ (NSG)、ザンガー委員会、オーストラリア・グループ (AG)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、ワッセナー・アレンジメント (WA) といった国際的輸出管理レジームの強化及び適切な輸出管理の実施

【事務事業の概要】

NSG (核兵器関連)、ザンガー委員会 (核兵器関連)、AG (生物・化学兵器関連)、MTCR (ミサイル関連)、WA (通常兵器関連) のそれぞれの国際輸出管理レジームでは、それぞれが対象とする兵器の開発に資するような資機材・技術等について参加国が認識を共有しそれを詳細にリスト化し、そのリストを基に各国が自国国内法に従って厳格な輸出管理を行っている。

各国が大量破壊兵器やその関連物資等の開発に用いられ得る資機材や技術を、規制なしに輸出しているのは拡散を防止できず、こうした国際的な取組によって初めて関連資機材等の拡散を効果的に防止することが可能になる。したがって、このような国際輸出管理レジームの強化に向けた取組は、大量破壊兵器等の不拡散、ひいては安全保障環境の改善のために必要な措置である。

【有効性 (具体的成果)】

我が国は、それぞれの国際輸出管理レジームの総会や種々の会合に積極的に参加し、議論の進展に貢献する一方、それぞれのレジームの非参加国に対するレジームのガイドラインの遵守への働きかけを積極的に行ってきた。また、北朝鮮の核実験を受けて採択された国連安保理決議1718やイランの核問題を受けて採択された国連安保理決議1737のように、普遍的な規範にレジームのガイドラインが反映されたことは、輸出管理の世界規模における適切な実施との観点から画期的な成果である。

(各レジームでの動き)

各レジームでは、国際情勢の変化や技術進歩にあわせ、輸出管理ガイドラインや規制リストの見直しが行われている。これは輸出管理体制の強化に資するものとして評価できる。近年の主な改訂は以下の通り。

(1) NSGでは、総会において保障措置協定に違反している国への原子力移転を停止することに関する手続の設立を決定した。

(2) WAでは、規制品目リストの見直し及び無形技術移転ベストプラクティス採択等に合意した。

(3) AGでは、規制品目リストの見直し及びアウトリーチの強化等について合意した。

(4) MTCRでは、新たに開発されている高性能な固体燃料を規制リストに含める等、技術進歩に合わせたリスト改訂を実施した。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 各国際輸出管理レジームにおいてはガイドラインの見直しが着実に行われているところである。しかし、我が国の安全保障に直結するアジア地域においては、こうした国際的な変化に対応した輸出管理体制の強化は勿論、基本的な法規制も整備されていない国が多く存在することから、国際的な輸出管理体制の強化という本件事業の目標の実現のためには、アジアにおける輸出管理体制を強化し、レジーム非参加国であっても各レジームのガイドラインを自主的に遵守できるよう、今後とも引き続き働きかけを実施す

る必要がある。

(2) 大量破壊兵器等の開発に用いられうる資機材・技術は技術進歩により変わりうるものであり、輸出管理体制の強化のためには随時見直し作業を行い続ける必要がある。

(3) 各レジームのガイドラインを各国が確実に遵守するとともに、各レジームの活動が我が国の安全保障に資するものとなるよう、各種会合での協議に積極的に参加する必要がある。

【事務事業名】⑭原子力供給国グループへの事務局機能の提供

【事務事業の概要】

原子力関連の資機材・技術に関する国際的な輸出管理の枠組みであるNSGに対して事務局機能（我が国のウィーン代表部が行っている）を提供し、その円滑な運営に貢献している。

国際的な輸出管理レジームの強化は国際的な不拡散体制の強化のため不可欠であるため、事務局機能提供によるNSGの円滑な運営は本件施策の目標に照らして必要なものである。

【有効性（具体的成果）】

企業からの輸出申請に対する参加各国政府の拒否通報や補足情報をまとめて各国に配布、各国に対する文書の改訂等に関する連絡、とりまとめ等を実施した。また、年に2回、実質的な議論を行う場である協議グループ会合の開催場所を提供し、議長を補佐し、同会合を円滑に運営した。円滑な事務局運営の結果、各国による情報共有が滞りなく行われた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

核不拡散に関わる輸出管理レジームにおける我が国の貢献として各国より広く認知され、評価を受けている。また、我が国が事務局機能の提供を停止すればNSGの運営上支障が生じ、本件施策の目標達成が困難となる。したがって、今後とも、引き続き事務局機能を提供しNSGの円滑な運営に貢献する。

【事務事業名】⑮弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）への参加国を増やすための努力

【事務事業の概要】

HCOCは、弾道ミサイル不拡散に関する初の国際的なルールであり、弾道ミサイルの拡散を防止・抑制する上で尊重されるべき原則とそのために必要な措置を示す政治的文書である。

HCOC参加国はHCOCに従い、弾道ミサイル活動の最大限の自制や大量破壊兵器拡散懸念国の弾道ミサイル活動を支援しないなどの政治的意思を示すことになるため、HCOC参加国の増加は国際的な弾道ミサイルの不拡散への取組を強化し、我が国の安全保障環境を向上させることにつながる。

【有効性（具体的成果）】

(1) HCOC参加国は平成18年3月には123か国だったが、平成19年3月には126か国に増えており、弾道ミサイルの不拡散に関する国際的な取組は一層強化された。

(2) 我が国は平成18年度には二国間での協議や平成19年1月に我が国が主催した第4回アジア不拡散協議（ASTOP）などの多国間での協議の場で、HCOC非参加国に対して、弾道ミサイル不拡散の重要性等を説明するとともに、HCOCへの参加を働きかけており、我が国自身も、HCOCに明記された各種措置（HCOC参加国に対する我が国の平和目的ロケットの事前発射通報、年次報告提出など）を誠実に実施している。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

HCOCは、平成14年11月に採択されてから、参加国が徐々に増加しており、引き続き積極的働きかけを行い、HCOCの普遍化を目指す必要がある。特に我が国の安全保障上特に重要であるアジア地域においては、HCOC参加国は我が国を除けば未だ5か国であり、引き続きアジア地域を含め各国に対する参加働きかけを実施する必要がある。したがって、今後とも、アジア地域を含む非参加各国に対する参加を働きかけていく。

【事務事業名】⑯拡散に対する安全保障構想（PSI）に対する貢献

【事務事業の概要】

国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の不拡散に関しては、NPT等国際条約に基づく不拡散体制が構築されるとともに、種々の国際的な輸出管理協力の枠組みも重要な役割を演じている。こうした国際的取組の存在は極めて重要であるが、関連条約を遵守しない国の存在などもあり、大量破壊兵器等の拡散を完全には防止できていないことから、従来の不拡散体制の抜け穴を埋めるべく、国際法・各国国内法の範囲内で参加国が共同してとりうる措置を検討する取組として、平成15年に「拡散に対する安全保障構想（PSI）」が立ち上げられた。

我が国は、輸送段階、輸出入管理、国内管理等のすべての過程において不拡散のための取組を強化する必要があるという考えの下、これまで我が国が行ってきた大量破壊兵器等の不拡散に関する取組に沿ったものとして、PSIに積極的に参加してきている。また、PSIの発展のみならず、前項の「アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組」の一環として、アジア諸国によるPSIへの理解と支持の拡大を目的とするアウトリーチ活動を重視している。

【有効性（具体的成果）】

- (1) 各種会合及び訓練への積極的な参加を通じて、他国との協働の下、PSIの活動基盤を強固にした。
- (2) 平成18年4月の豪州主催航空阻止訓練に、我が国警察及び税関の要員が初めて参加した結果、阻止活動に関する錬度が向上するとともに、参加各国間の相互の連携が強化された。
- (3) 我が国は、上記のように、自らPSIの諸活動に積極的に貢献する一方で、アジア諸国を中心とするPSI非参加国に対して、PSIへの支持と理解を促進するため、二国間の協議に加え、多国間の協議（我が国によるアジア不拡散協議の開催など）の機会を活用し、アウトリーチ活動を展開している。特に、平成19年1月に主催した第4回アジア不拡散協議（ASTOP）では、これまでPSIの活動に参加していない国に対し、PSI活動内容の具体的なイメージをつかんでもらう機会を提供し、参加各国から高い評価が得られた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

可能な限り多くのアジア諸国が大量破壊兵器等の拡散阻止活動に参加・協力することにより、我が国及びアジア地域全体の安全保障が向上するとの認識の下、アジア諸国によるPSIへの理解の促進と支持の拡大を目指す働きかけが引き続き必要である。

PSIの活動をより効果的なものとするためにも、関係各国、関係国内機関の連携強化を一層強化していくことが有益である。

引き続き各種会合及び訓練に積極的に参加していくほか、アジアにおけるアウトリーチ活動を一層進めていく。また、我が国PSI関係機関による連携を一層強化するための体制を整備していく。

【評価をするにあたり使用した資料】

○外務省HP

○ONPT日本セミナー（概要と評価）

○ジュネーブ軍縮会議（CD）における兵器用核分裂性物質生産禁止条約に関する集中討議＝概要と評価

○外務省軍縮不拡散・科学部編集『日本の軍縮・不拡散外交』第三版、太陽美術、2006年3月。

○IAEAホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－２－２ 地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化

【事務事業名】①対人地雷禁止条約（オタワ条約）の普遍化への取組

【事務事業の概要】

普遍化に向けた努力の強化は、平成16年12月に開催された第一回検討会議でも翌5年間の重要な課題として挙げられ、我が国として未締約国への働きかけやハイレベルでの発言を通じ、これに積極的に取り組む必要がある。

【有効性（具体的成果）】

アジア・太平洋地域の未締結国を中心に19カ国に対し、二国間協議や国際会議等の場において、我が国は、発言・ステートメント等を通じてオタワ条約普遍化促進の意義を強調し、加入を働きかけた結果、検討状況及び条約加入を困難にしている要因が明らかになった。更に、働きかけを行った国のうち、平成19年2月にインドネシアが批准した。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

（理由）現在、39カ国の未締結国が存在し、対人地雷の全面的禁止を実現するためには、一国でも多くの国が条約に参加することが重要。

（今後の方針）長期的な取組として、多国間や二国間の協議の機会を捉えて、未締結国のオタワ条約早期加入を働きかけていく。

【事務事業名】②小型武器等の非合法取引の防止に対する国連の取組への貢献

【事務事業の概要】

小型武器の分野では、国際的な枠組の整備が行われており、我が国としては、国連小型武器行動計画を中心とする制度的枠組作り積極的に提案・働きかけを行っていく。また、武器貿易条約についても作成に向けて検討が始まるところ、議論に積極的に参加していく。

【有効性（具体的成果）】

（1）国連小型武器履行検討会議では、行動計画を引き続き履行していくことについての各国の決意が改めて確認された。成果文書は合意に至らなかったが、様々な論点につき活発な意見交換が行われ、取組強化の必要性が指摘された。我が国は、美根軍縮代表部大使が同会議の副議長として議長を補佐するとともに、我が国が発案した「国際協力・支援及びベスト・プラクティス」に関する事項別討論の議事進行を行うなど、会議に積極的に参加して我が国の存在感をアピールした。

（2）我が国が英国等と共に提出した武器貿易条約決議が国連総会で採択されたことにより、武器輸出の国際共通基準を確立する包括的かつ法的拘束力のある文書の実現に向けて動き出した。

（3）我が国が例年に引き続き提出し、採択された小型武器決議により、国際社会が今後とるべき具体的指針（トレーシング国際文書の履行奨励、隔年会合の開催等）が示された。

（4）平成19年3月に我が国の主催で小型武器東京ワークショップが開催され、18カ国より計26名の政府関係者に加え、国会議員、国際機関関係者、国内外NGO関係者、有識者計29名が参加して活発な議論が行われた。同ワークショップでは、国際社会が引き続き国連小型武器行動計画に基づき取組を進めていく必要性が確認された。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

(理由) 武器自体の移転が容易であり、各国の安全保障上等の理由からも完全に規制することが難しい小型武器問題は、引き続き国際社会全体として取り組むべき課題。

(今後の方針) 今後とも、関連会合へ積極的に出席するとともに、小型武器決議案を含む関連決議案の国連総会への提出等を通し、国連を中心とする国際社会での小型武器問題への取組に貢献していく。

【事務事業名】③特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）への取組**【事務事業の概要】**

国防上及び人道上の観点を考慮しつつ、ある種の通常兵器（焼夷兵器等）を規制するため、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）における取組に貢献。近年は対戦車地雷や不発弾の問題について議論が行われており、我が国の安全保障上の利益を確保しつつ、人道的観点から実効性のある国際的な対応の早期実現に貢献するため、会議の場での提案や非公式協議などを通じて会議に貢献する。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度は、3回の政府専門家会合と運用検討会議が開催され、我が国は軍事専門家を含む代表団を派遣し、議場内外において積極的な発言や意見交換を行い、議論の前進に貢献した。その結果、不発弾の問題に関し、平成19年はクラスター弾に焦点を当てて議論を行うことが満場一致で決定された。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

(理由) クラスター弾やその不発弾がもたらす被害を軽減するためには、クラスター弾の主要な生産国及び保有国の参加を得て、人道上、技術上、安全保障上の様々な論点について議論を進める必要があり、幅広い国の参加が得られるCCWの取組を前進させることが必要。

(今後の方針) 引き続きCCWにおける議論に積極的に参加し、特定通常兵器の実効性のある規制の実現に貢献していく。

【事務事業名】④対人地雷・小型武器等による被害者への支援や武器の回収・除去といった現場での支援への取組**【事務事業の概要】**

被害国の現場において対人地雷や余剰小型武器を回収・廃棄するとともに、住民への啓発活動や税関・警察などの治安関係者の能力構築支援、犠牲者支援等を行うことで、地域の治安回復と住民の社会復帰を目指す。

【有効性（具体的成果）】

対人地雷・小型武器等による実際の被害の削減に直接寄与すると共に、紛争解決後の開発を阻害しているこれら武器を除去することにより、被害国（地域）の円滑な開発を促進することが可能となる。

小型武器の分野では、我が国がカンボジアで平成14年度より実施している「平和構築と包括的小型武器対策プログラム」（武器回収と組み合わせた開発、武器破壊、小型武器登録支援、啓蒙活動等を柱とするプロジェクト）において、平成19年2月までに2万6000以上の小型武器及び8万8000以上の弾薬を回収した。また、平成18年には我が国を含む関係諸国・機関の支援により、新規プロジェクトとして「中央アフ

リカにおける小型武器回収及びコミュニティベースの開発促進計画」及び「コンゴ共和国における開発のための小型武器回収及び元兵士の社会復帰計画」が開始された。

対人地雷の分野では、地雷問題に対処できる外務省内の資金スキームとして、国際機関を通じた資金協力、草の根・人間の安全保障無償、日本NGO支援無償などを有効活用しつつ、地雷除去や犠牲者支援のために、平成19年2月現在32件のプロジェクトを支援（約30億円）している。具体的には、例えばアンゴラに対し、国家の地雷除去機関の能力向上を通じて、同国の地雷除去活動の促進を支援してきている他、スーダンに対し、犠牲者支援の国家戦略策定のための行政官等を対象としたワークショップ開催や地雷による犠牲者への職業訓練、及び個人やコミュニティを対象とした地雷回避教育活動の支援を実施している。

【事業の総合的評価】

拡充強化 **今のまま継続** 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(理由) 対人地雷や小型武器は、未だ多数埋設・蓄積されており、地域社会の治安を脅かすとともに復興・開発の取組を遅延させる要因となっているため、引き続き支援を行うことが必要である。

(今後の方針) 被害国や関連国際機関・NGOと連携しつつ、必要な支援内容を検討し、効果的な支援の実施に貢献していく。

【評価をするにあたり使用した資料】

○国連ホームページ

- ・ 軍縮局通常兵器課：<http://disarmament2.un.org/cab/>
- ・ 第61回国連総会決議／決定文書：<http://disarmament.un.org/vote.nsf>

○ジュネーブ人道的地雷除去国際センター：<http://www.gichd.ch>

○カンボジア日本小型武器対策支援チーム：<http://www.online.com.kh/~adm.jsac/>

○外務省ホームページ

- ・ わが国小型武器決議案の国連総会本会議での採択について
- ・ オタワ条約第一回検討会議／概要と評価
- ・ CCW政府専門家会合概要
- ・ 小型武器東京ワークショップ／概要と評価

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策目標Ⅱ—3 原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力

施策

Ⅱ-3-1	原子力の平和利用のための国際協力の推進	167
Ⅱ-3-2	科学技術に係る国際協力の推進	171

Ⅱ－３－１ 原子力の平和利用のための国際協力の推進

【事務事業名】①放射性物質輸送の安全で円滑な実施のための外交的対応

【事務事業の概要】

(1) 資源に乏しい我が国は、原子力発電によるエネルギー供給に活動の多くを依存しており、エネルギーの長期的な安定供給の確保が不可欠である。そのため、原子力発電所の使用済核燃料を再処理し、再度燃料として利用する「核燃料サイクル政策」を基本政策としている。我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており、再処理の結果回収されるプルトニウムはMOX燃料として、また、高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として順次我が国に返還されることになっていることから、海上輸送の円滑な実施が不可欠となっている。

(2) 放射性物質の海上輸送の実施にあたり、国際法の原則として、すべての国の船舶は、領海においては無害通航権が、排他的経済水域及び公海においては航行の自由が認められている。しかしながら、万一の輸送中の事故の悪影響を懸念する沿岸国より、現行国際法の枠組みを超える情報提供や補償措置の一層の拡大についての要求や安全性についての放射性物質の海上輸送に対する懸念が表明されてきている。このため、これら沿岸国に対し、我が国にとっての放射性物質輸送の必要性及び安全性につき説明を行う、緊密な対話を通じて理解を増進する等、外交上の措置を継続する必要がある。

(3) 沿岸国との協議については、平成18年7月にニュージーランド、同年10月に太平洋諸島フォーラム(PIF) 諸国、同年11月にチリとの協議の機会に、我が国の立場及び輸送の安全性につき説明を行っている。また、同年9月のウィーンでの沿岸国との対話及びIAEA総会並びに同年12月の国連総会等の機会に沿岸国との協議を行っている。

(4) 放射性物質輸送沿岸国の在京大使館関係者の我が国原子力関連施設への視察を実施。平成18年10月には中南米諸国在京大使館関係者の、また、平成19年3月には大洋州諸国在京大使館関係者の視察を実施した。

(5) 平成18年12月、ロベルト・オフマン・ギニエルマン・チリ鉱業エネルギー省核エネルギー委員会委員長訪日の機会を利用し、我が国の放射性物質輸送の必要性及び安全性につき説明を行った。

【有効性（具体的成果）】

(1) 国際原子力機関(IAEA)、国連等の場において、放射性物質輸送に対し沿岸国より懸念が表明されているが、輸送の必要性や安全性については一定程度の理解を得られてきている。

(2) 我が国の原子力関連施設を視察した沿岸国の在京大使館関係者や訪日したチリ核エネルギー委員会委員長からは、本視察が、安全確保に向けた我が国の原子力活動全般及び放射性物質輸送の安全性を理解する上で有意義であった旨、また、今後ともかかる視察を継続して欲しい等のコメントを得ている。

(3) 平成19年2月～3月に欧州より我が国に向けた高レベル放射性廃棄物の海上輸送が安全かつ円滑に実施された。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

放射性物質の海上輸送は、これまで安全裡かつ円滑に実施されてきており、今後も継続的に円滑に実施していくためには、輸送沿岸国の懸念への対応に向けた長期的な取組などが必要であり、本事業を継続していく必要がある。

【事務事業名】②原子力の平和的利用に関する多数国間の法的・制度的な枠組策定に向けた取組及び協力の推進

【事務事業の概要】

(1) 原子力の平和的利用のためには国際協力に係る多数国間条約の締結（現行条約改正を含む）等の法的枠組策定及び義務の着実な履行が必要である。具体的には条約締結・改正等に向けた交渉、条約締結・改正受諾等のための国内官庁との調整作業等。平成18年度に行った主な取組は以下のとおり。

- (イ) 「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」締結のための国会提出。
 - (ロ) 改正された核物質防護条約締結に向けた国内省庁との調整、及び諸外国の検討状況調査。
 - (ハ) 原子力損害賠償関連条約加入を引き続き検討。
- (二) 平成18年5月、第二回廃棄物等安全条約締約国会合への参加。

(2) 欧州復興開発銀行が実施・管理するチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトに対する資金的な貢献。

(3) 国際的核セキュリティ対策強化に関し、IAEAが核セキュリティ基金を通じて実施している活動に対する資金的・技術的な貢献、平成18年7月に米露両大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」への参加。カザフスタン等に対する核セキュリティ強化支援。

【有効性（具体的成果）】

(1) 核セキュリティ分野の法的整備において主要な懸案となっていた「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」と核物質防護条約改正の早期締結について平成18年度に進展が見られた。

(イ) 「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」については、平成10年に草案の交渉が行われて以来大きな進展がなかったが、我が国も交渉妥結に向けて他のG8諸国と協調し、平成17年4月13日には国連総会にて採択された。我が国は、平成17年9月、国連首脳会議の開催に併せて同条約が署名開放された際に、小泉内閣総理大臣が署名した。その後、関係省庁とも検討を行った結果、同条約の締結に関し、国会の承認を求めることが閣議決定され、同条約が国会に提出された。

(ロ) 核物質防護条約強化のための改正については、我が国を含む共同提案国の改正案が、平成17年7月にウィーンで行われた「改正の検討のための外交会議」にて採択されたところ、IAEA総会決議及び第6回欧州会合議長声明において早期発効の重要性に関する記述を盛り込むとともに、関係省庁との調整、及び諸外国の検討状況調査を実施し、我が国の早期締結に向け、作業を進めた。

(2) IAEAによる核セキュリティ活動については、我が国の資金拠出を継続し、この一環として平成18年11月、東京において、アジア諸国を対象にした核セキュリティをテーマにした初めての国際会議となる「アジア地域における核セキュリティ強化のための国際会議」をIAEAと共催した。

(3) チェルノブイリ・シェルター・プロジェクトについては、新規のシェルター計画を進めるにあたり、資金不足が障害となっていたが、5月にロンドンで拠出国総会プレッジング会合が開催され、日本を含む各国による追加資金拠出誓約が行われた結果、同計画に進展が見られた。我が国の専門家もメンバーとなっている国際諮問グループにより新規シェルターに係る評価が行われている。

(4) 平成18年7月に米露首脳より発表された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」の当初参加国として、第一回会合（平成18年10月）及び第二回会合（平成19年2月）に参加。第一回会合での「原則に関する声明」の採択、第2回会合における活動計画の策定に積極的に貢献した。また、平成18年8月の小泉総理（当時）がカザフスタン訪問した際に作成した「原子力の分野における協力の促進に関する覚書」のフォローアップとして、平成18年12月カザフスタンに原子力協力調査ミッションを派遣し、視察結果を踏まえ、カザフスタンの核セキュリティ強化のための具体的支援を行うことを決定した。

【事業の総合的評価】

- 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

核セキュリティ対策の強化は喫緊の課題であり、我が国としても国際的取組(条約、イニシアティブ等)と連動し、適切な対応を実施することが求められている。このような状況下において、平成18年度に国会に提出された「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」は平成19年度に国会の承認を求める予定である。核物質防護条約改正については、早期の締結に向けた国内調整を行っていく必要がある。また、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」の具体的活動が2008-9年度に本格的に開始されることを受け、我が国としても国際的取組みに連動した対応が一層求められる。右に加え、IAEA及びG8原子力安全セキュリティ関連会合への対応、及びこれまで我が国が累計で5500万ドルの拠出をコミットしたチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトのフォロー及び追加拠出の必要性等を巡るG8間の調整作業、IAEA核セキュリティ活動(人的・財政的)に対する一層の貢献、今後原発の新規導入・増設が予定されているアジア地域の核セキュリティ確保(カザフスタンの核セキュリティ支援の実施を含む。)、さらに、原子力損害賠償関連条約加入を視野に入れた情報収集・対応等の作業がある。

【事務事業名】③二国間原子力協定締結に向けた取組、協定に基づく協力の推進及び二国間原子力協議の実施

【事務事業の概要】

(1) 日ユーラトム原子力協定の締結に向けた国内調整及びユーラトム側との同協定の運用に係る調整を実施した。

(2) 我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。これは、我が国にとって重要なエネルギー供給源である原子力発電を実施するための核燃料の輸入等に不可欠なものである。

(3) 我が国から原子力関連品目及び技術の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。これは、我が国由来の核物質、原子力関連資機材及び技術の平和的利用等を確保した形での移転を行う上で不可欠である。

(4) 日露原子力協力協定に基づき、第6回日露原子力協議を開催した。

【有効性(具体的成果)】

(1) 日ユーラトム原子力協定の締結については、平成18年6月に国会承認を受け、その後の国内調整を経て、同年12月に同協定が発効した。これにより、我が国とユーラトム加盟国との間で移転される原子力関連品目の平和的利用を確保する法的枠組みが整備された。

(2) 二国間原子力協定等に基づく我が国から原子力関連品目及び技術の移転に係る外交手続の実施は、原子力の平和的利用を確保する上で有効。平成18年度も、100件以上の原子力関連品目及び技術の輸出入の際に、二国間原子力協定等に基づく外交手続を実施し、円滑な輸出入を確保した。

(3) 第6回日露原子力協議においては、日露の二国間協力、多国間協力につき協議し、原子力分野での協力についての互いの立場についての認識をより深めることができた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

今後、ロシアとの間で二国間原子力協定の締結に向けた協定交渉を開始することで合意している。また、二国間原子力協定の運用等により、原子力発電所用の核物質等の輸入や原子力関連品目及び技術の輸出入に当たって平和的利用を確保することは、我が国が原子力の平和的利用を継続的に推進していく上で必要である。その他の国々との間では原子力の平和的利用の確保、核不拡散、原子力安全、核セキュリティ体制の整備状況等を勘案しつつ、引き続き適切な形での協力を行う。

【事務事業名】④「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定」(RCA)

【事務事業の概要】

(1) 本協定は、IAEA活動の一環として、アジア・太平洋地域の開発途上国を対象とした原子力科学技術に関する共同の研究、開発及び訓練の計画を、締約国間の相互協力及びIAEAとの協力により、適当な締約国内の機関（我が国の場合は、群馬大学、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等）を通じて、促進及び調整することを目的としている。我が国は本協定及びIAEA技術協力を通じ、原子力平和利用のための国際協力を推進している。

(2) 平成19年3月、オーストラリアにおいて政府代表者会合が開催され、我が国代表が出席し、2009-11年プログラムの策定に貢献した。

【有効性（具体的成果）】

(1) RCAは、保健・医療、農業、工業、環境、エネルギー／研究炉／廃棄物管理、放射線防護等の分野において、各種セミナー、トレーニング・コースの開催等を行っており、その中で、我が国は特に保健・医療分野の活動を重視しており、平成17年よりはリードカントリーとして同分野、特に子宮頸ガンの放射線治療分野での事業の発掘・形成、評価、実施計画の策定を行い、RCA関係国により評価されている。平成18年度中には、我が国が4件のトレーニング・コース等をホストした。

(2) 我が国がリードカントリーとしての役割を円滑に実施できるよう、国内におけるリードカントリー・コーディネーターの指名及び国内対応委員会を設立し、平成18年度中には、4回の会合が開催され、保健・医療分野におけるRCAの活動に関する調整が行われた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 **今のまま継続** 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国は、引き続き保健・医療分野におけるリードカントリーを務めることが求められており、また、域内における放射線治療先進国として、協定加盟国の放射線治療技術の高度化に一層資するためトレーニング・コース等の開催を我が国で引き続き行う必要がある。国内のサポート体制と併せ、今後とも本プログラムを着実に実施する必要がある。また、平成20年度にRCA議長国となることが予定されていることから、引き続き原子力先進国として、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティに留意しつつ、原子力技術の移転を円滑に実施することを支援する必要がある。

【評価するにあたり使用した資料】

IAEA ホームページ (www.iaea.org)、RCA ホームページ (www.rca.iaea.org)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－３－２ 科学技術に係る国際協力の推進

【事務事業名】① 米、英、仏、豪等との科学技術に関する二国間政府間対話の推進

【事務事業の概要】

我が国は、41カ国との間で27の科学技術協力協定を締結しており、協定に基づく定期的な政府間会合等を通じて、科学技術政策に関する意見交換や、具体的な協力案件についての協議を行っている。外務省は個別の協力案件を実施する国内関係省庁をとりまとめて相手国との協議枠組みを調整・提供し、対話を主導している。科学技術協力協定を通じた協力は二国間の科学技術協力に制度的枠組みを与えて実施していく重要な手段であり、協定に基づく実施取決めや二国間で合意する他の協力枠組み（例えば特定分野の協力のためのワークショップの開催等）を通じた協力活動の実施、対話を通じた情報交換・認識の共有・課題の確認など、我が国及び国際社会の科学技術発展という政策目的の達成に欠かせない手段である。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度には、米国、英国、ドイツ、オーストラリア、ノルウェー、フランス等との間で協定に基づく科学技術関連の会合を行い、例えば、エネルギー分野の協力、安全・安心な社会の構築に資する科学技術、ライフサイエンス、ナノテクノロジー・材料、産学連携、気候変動、持続可能な開発、二酸化炭素の回収・貯留技術、海洋科学技術、極地研究、食の安全など、我が国と相手国が課題を共有する多彩な科学技術分野における協力について議論が行われた。これらは、将来の我が国の科学技術の発展に役立つことが期待される。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

二国間の合同委員会は各国毎に概ね2～3年間隔で開催されており、安定した実績を維持している。我が国としては、引き続き各国との合同委員会を開催して二国間協力を促進する。

また欧州共同体（EC）との科学技術協力協定を交渉中であるほか、スイスとの間でも協定締結交渉が行われ、その他の国との科学技術協力協定の締結の可能性も含め、一層の協力促進を探求している。

【事務事業名】② 核融合分野における科学プロジェクト（イーター計画及び二極間プロジェクト）等のメガサイエンスプロジェクトの実施に向けた国際協力の推進

【事務事業の概要】

イーター事業は、燃料が豊富で地域的偏在のない、そして安全かつ環境への負荷が少ないエネルギー源として、核融合エネルギーの科学的、技術的可能性を実証することを目的とする国際協力プロジェクトである。資源の少ない我が国は、人類の恒久的なエネルギー源として期待される核融合エネルギーの研究開発において主導的な役割を果たしてきており、米、ロシア、欧州原子力共同体（ユーラトム）とともにイーター工学設計活動を実施するなど、イーター事業の立ち上げにも積極的に関わってきた。

また、今後我が国は、ユーラトムと協力して、イーターを支援するとともに将来の核融合原型炉建設をも視野に入れて「より広範な取組を通じた活動」（ブローダー・アプローチ活動）を我が国において実施することとなっている。ブローダー・アプローチ活動を通じ、我が国とユーラトムは、核融合エネルギーの実現に向けた研究開発分野における主導的役割を果たし続けることを目指している。

【有効性（具体的成果）】

平成17年6月にイーターをフランスのカダラッシュに建設することが決定され、イーター事業実施に関する法的枠組みの策定交渉が再開された後、集中的な交渉の結果、平成18年11月、日本、中国、ユーラトム、インド、韓国、ロシア及び米国は、パリに於いてイーター機構設立協定等に署名を行った。

ブローダー・アプローチ活動実施に係る法的枠組みに関しても、平成19年2月に東京において麻生外務大臣とリチャードソン駐日欧州委員会事務局代表部大使との間で署名式が行われた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

イーター事業及びブローダー・アプローチ活動の実施に関する協定交渉が終了し、各国の国内手続が進められている。順調にいけば、平成19年中にも発効する可能性が高い。外務省としても、関連協定の締結に向けた国内手続の早期終了を目指す。また、イーター機構の正式な設立に先立ち、イーター機構設立協定の暫定的適用を実施していく。

また、イーター機構設立協定及びブローダー・アプローチ協定発効後、実施体制の整備や各種内部文書の策定等、様々な課題に対処することとなるが、国際協力という側面と我が国の国益という側面のバランスを考えつつ、外務省としても積極的に交渉に参加していく。

新たなメガサイエンスプロジェクトとして、リニアコライダー（電子・陽電子衝突型加速器）プロジェクトが模索されており、他国の動向を踏まえつつ政府としての対応を進める上で、外務省としても右作業に参加することが求められる。

【事務事業名】③ 国際宇宙基地（ISS）等の多国間宇宙協力、及び宇宙に関する法的枠組を通じた科学技術協力の推進

【事務事業の概要】

現在、国際宇宙基地協力協定の下、我が国、米、露、加、欧州15か国の共同プロジェクトとして国際宇宙基地計画が進められているが、同計画により微少重力環境を活用した科学研究が可能となるなど、我が国の総合的な科学技術力向上にとっても大きな成果が期待されることから、ISSの早期完成に向けた外交上の施策実施が引き続き不可欠である。こうした外交上の施策の実施は、今後将来の国際協力の課題としての比重を増すと考えられる月・火星探査において我が国が適切な役割を果たす上でも重要である。また、各国との宇宙に関する法的枠組調整では民間主体による宇宙活動の拡大、商業利用の一般化など、宇宙活動が多様化していく中、我が国は宇宙先進国として宇宙の秩序に係る法的側面からの議論に参加することが必要であり、国連及び各国間におけるルール作りには貢献することが求められる。

【有効性（具体的成果）】

ISS計画の見直しとその結果を受けて、我が国が不利益を被ることがないように、外交ルートを通じた働きかけを行うとともに、多数者間調整委員会や宇宙機関長会議での動向を現行の法的枠組の観点から注視するよう努めた結果、法的枠組に則った活動が行われている。宇宙に関する法的枠組については国連の中で、宇宙物体登録制度、スペースデブリ（注：いわゆる「宇宙ゴミ」）低減ガイドライン等の扱いについて議論されているが、我が国の宇宙活動を制限する等、不利益が生じないように対応してきている。更に、民間主体の参入・宇宙の商業利用等、近年の宇宙活動の多様化を踏まえ、専門家等を招いて「宇宙法等検討会」を開催し、国際条約に合致した宇宙活動を行うための国内体制について検討を行った。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

ISSの主要輸送手段であるスペースシャトルの飛行回数が削減されるなど、米国がISS計画活動の縮小の方向性を打ち出しており、更に飛行回数が減少する可能性も排除されないことを踏まえた対応が必要。また宇宙に関するルール作りでは各国の利害が必ずしも一致しない中で、宇宙先進国としての指導的地位を維持しつつ、我が国が不利益を被ることのように対応することが必要。

我が国の実験棟「きぼう」の打上げ確保など、スペースシャトル飛行回数の制約から我が国が不利益を被ることのないように引き続き注視していく。また宇宙に関するルール作りでは我が国の利益が確保されるような法的整備に努める。また宇宙分野において、より一層他国との協力関係を深めつつ、我が国の当該技術力をアピールしていくことで、本分野での指導的地位維持に役立てる。

我が国も加盟している国際移動通信衛星機構（IMSO）と国際電気通信衛星機構（ITSO）において条約改正が採択された。IMSO条約を適切に遵守するために、本改正による国内手続きを進めることが肝要であり、具体的には国会での批准作業に着手することが求められる。宇宙に関する国内法（議員立法）の動きもあり、国際法との整合性等を確認する作業も求められる。

また我が国が主導するアジア太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）の地域内での重要性を維持するとともに、同会議を通じ推進しているアジア防災危機管理システム「センチネル・アジア（アジアの監視員）」プロジェクトの有効性を高めるため、これら枠組みへ各国が引き続き積極的に参加することを確保すべく、外交努力を行う必要がある。

【事務事業名】④ 国際科学技術センター（ISTC）の活用を通じた科学技術協力の推進

【事務事業の概要】

国際社会において、懸念国・テロ組織への、大量破壊兵器・関連技術の拡散防止が喫緊の課題となっている。

ISTCでは、ロシア・NIS諸国の大量破壊兵器に関する技術及び専門知識の拡散を防止するため、関連研究者・技術者による、平和目的かつ将来の自立に繋がるプロジェクトの研究・技術開発を支援している。この施策はISTCを通じて関連研究者・技術者に支援を行うもので、上記目的の推進のため直接的影響を与える。

我が国はISTCの原署名国であり、外務省より資金拠出も行っている。またISTC理事会等の意思決定機関に外務省代表が参加してISTCの運営に積極的に関与している。引き続きISTCを支援することで、国際社会の平和と安全の確保、我が国自身の安全確保に効果があり、国際社会への貢献の観点からも重要であると言える。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度は、事務局経費の負担及び、プロジェクト経費に対する追加支援を行った。また、コラボレーター（政府資金プロジェクトに資金支援を行う民間人）、パートナープロジェクト（民間企業による直接の資金的貢献）を通じて、関連研究者・技術者の知識・技術、関連施設を活用することにより、我が国の科学技術の発展にも効果がある。支援極全体では、これまでに7億ドル以上の支援が行われ、延べ約6万7千人の大量破壊兵器関連研究者・技術者が平和目的のプロジェクトに従事することができ、関連技術の不拡散・ロシア・NIS諸国の平和的発展に貢献した。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

ISTCは東西冷戦終結時の大量破壊兵器の拡散防止に多大な貢献があったが、ロシア、NIS諸国の研究者・技術者の置かれた研究環境、経済状況は未だ大きくは向上しておらず、技術・知識の流出の危険性は依然として高く、テロリスト及びその他の非国家主体への拡散の可能性は脅威に新たな次元を追加している。従って、軍縮・核不拡散の取組の一つとして、ISTC支援を継続する。

各国政府が資金を投入するレギュラープロジェクトに加え、民間企業の資金を活用したパートナープロジェクトの活性化を図る。また、研究者・技術者の自立化に向けた取組を行うと共に、将来に向けての戦略を検討する。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 平成19年版 外交青書 第3章1節(5) 科学技術分野の国際協力
- ITER計画について
- 国際宇宙基地協力計画 (ISS計画) について
- 国際科学技術センター

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策目標Ⅱ—4 国際経済に関する取組

施策

Ⅱ-4-1	多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	177
Ⅱ-4-2	グローバル化の進展に対応する国際的な取組	179
Ⅱ-4-3	重層的な経済関係の強化	182
Ⅱ-4-4	経済安全保障の強化	185
Ⅱ-4-5	海外の日本企業支援と対日投資の促進	191

Ⅱ－４－１ 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

【事務事業名】① ドーハ・ラウンドの最終妥結に向けた取組

【事務事業の概要】

日本の経済発展の拠って立つ柱である多角的貿易体制を維持・強化するため、WTOドーハ・ラウンド交渉の最終妥結に向けて取り組む。

【有効性（具体的成果）】

早期にドーハ・ラウンド交渉を妥結させるべく、我が国は主要国の一員として積極的に交渉に関与。平成18年7月の交渉中断後も、各種の関連会合への出席や関係各国との意見交換等に加え、民間の経済団体等にも働きかけるなど、交渉再開に向けて積極的に取り組み、11月からの実務レベルの交渉再開に大きく寄与。平成19年1月末の非公式閣僚会合では、各国は交渉を本格的に再開することで一致。これを受けた非公式貿易交渉委員会を経て、交渉は本格的に再開されることとなった。現在は、交渉の早期妥結に向け、包括的でバランスのとれた合意を目指して各国間及び多数国間での交渉に積極的に取り組んでいる。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成19年1月にドーハ・ラウンド交渉は本格的に再開した。現在、ジュネーブでの交渉会合や主要国間の二国間協議を通じて、ブレークスルーを模索する様々な動きが出ている。農業、非農産品市場アクセス（NAMA）、サービス等の主要各分野における交渉力の強化及び各分野にまたがる総合的な交渉力強化を通じて我が国の利益を確保していく必要がある。また、ラウンド交渉が妥結した場合には、その成果を協定に盛り込む協定改正の作業が必要となるため、人的資源及び専門的知見の充実が不可欠。

【事務事業名】②経済連携協定／自由貿易協定等を通じた二国間・地域間の経済連携の積極的な推進

【事務事業の概要】

現在交渉中の国々との間での経済連携協定交渉（EPA）締結に向けた交渉と今後のEPAを含む経済連携強化に向けた方途についての政策的検討の推進及び可能な作業の着手

【有効性（具体的成果）】

（総論）フィリピン、チリとのEPA署名やインドネシア、ブルネイとのEPA大筋合意達成をはじめとして、大いに進展があった。

（各論）

（１）我が国と各国の経済連携強化に向けた取組の成果としては、以下のとおり。

（２）日・マレーシアEPAが平成18年7月に発効し、発効後6か月間の両国間の貿易額は前年同期比で15.5%増加した（発効前10年間（平成8年～平成17年）の平均伸び率は2.3%）。また、平成17年の日本製造業の対マレーシア投資は、平成16年比3.7倍の約1100億円となっており、過去5年間で最も高い水準である。これは、協定発効を見越した日本企業の投資増大とも見られる。

（３）日・フィリピンEPAは平成18年9月に署名に至った。本協定が発効すると、往復貿易額の約94%の関税が無税となる。これにより両国の経済が一段と活性化され、両国間の経済上の連携が強化され、ひいては両国間の関係が一段と緊密化されることが期待できる。さらに本協定はサービス貿易、投資、知的財産、競争、ビジネス環境の整備、協力、人の移動など幅広い範囲を対象としており、二国間経済関係を包括的に強化する内容となっている。また、同協定は、我が国のEPAとしては初めて看護師・介護福祉士候

補者の受入れを規定したものとなっている。

(4) 日・チリEPAは平成19年3月に署名に至った。本協定が発効すると、往復貿易額の92%が無税となる。同協定は、日本企業の対チリ貿易・投資環境を改善し、銅を始めとする鉱物資源の安定供給確保に寄与し、我が国から南米地域への経済進出拠点の確保に資すると考えられる。

(5) また、平成14年に発効した日・シンガポールEPAの改正議定書につき平成19年3月に署名し、平成17年4月に発効した日・メキシコEPAの追加議定書につき平成18年9月に署名した。

(6) 日・インドネシアEPAは平成18年11月、日・ブルネイEPAは平成18年12月にそれぞれ大筋合意に至り、現在署名に向けた条文確定作業等を進めている。

(7) ベトナムについては平成18年10月、インドについては平成18年12月にそれぞれEPA交渉の立ち上げに合意し、いずれの国とも平成19年1月に第1回交渉を開催した。

(8) スイス・豪州との間では、平成18年12月にEPA交渉を開始することに合意し、日・スイスEPAについては既に平成19年3月に準備会合が行われており、日・豪EPAについても平成19年4月に第1回会合を行うことが決定している。

(9) 現在交渉中のGCC諸国・ASEAN全体との交渉についても早期妥結を目指し交渉を進めている。

(10) 平成16年11月以降交渉が中断している韓国とのEPAについては、我が国は首脳レベルを含めて韓国側に交渉再開を働きかけている。

(11) また、アジア太平洋地域において、二国間さらにはASEANを一方の当事者とするEPA/FTAが形成されつつある中、ASEAN+3構想、ASEAN+6構想、あるいはアジア太平洋自由貿易地域(FTAAP)等の地域ワイドの経済連携のあり方の検討も進めている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成18年3月に行われた経済連携促進に関する関係閣僚非公式会合において、EPA交渉の加速化とそのための方策の検討につき確認されたのを受け、平成18年度には新たにGCC諸国、インド、ベトナムとのEPA交渉が開始され、スイス、豪州とのEPA交渉を開始が決定している。今後交渉が本格化するこれらの国・地域との交渉及び地域ワイドの経済連携のあり方の検討にも注力していく必要がある。

【評価をするにあたり使用した資料】

外務省ホームページ

自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)

平成19年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II-4-2 グローバル化の進展に対応するための国際的な取組

【事務事業名】① G8サミットにおける積極的貢献

【事務事業の概要】

G8サミットは、国際経済を含めた国際社会の直面する種々の重要な課題をG8首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしており、我が国としてもその議論に準備段階から積極的に参加し、貢献する。これにより、グローバルな国際経済の枠組みを強化し、対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を作る。

【有効性（具体的成果）】

G8サミットについては、国際経済の枠組み強化のためにはG8諸国による協調的な対応が強い影響力を有しているため、その対応のあり方を決めるG8サミットの準備プロセスへの積極的参加、及び各種作業グループへの積極的貢献が有効。またその結果、サンクトペテルブルク・サミットにおいて発出された成果文書に北朝鮮問題等我が国の考え方を反映させた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

G8サンクトペテルブルク・サミットにおいて我が国は積極的に貢献し、発出されたそれぞれの成果文書に以下のとおり我が国の考え方を反映させた。

(1) 主要議題の一つであるエネルギー安全保障においては、我が国より主張した、省エネルギー、エネルギー資源の効率向上を徹底し、G8各国が経済発展におけるエネルギー集約度を低減するための国別目標につき検討することに合意した。

(2) 北朝鮮問題については、小泉総理（当時）より、北朝鮮の弾道ミサイル発射問題の重要性を指適し、安保理決議が全会一致で採択されたことに対する関係国の協力に対して謝意を表した上で、北朝鮮が六者会合に即時かつ無条件に復帰すべきであること、また、ミサイル、核、拉致問題を包括的に解決する必要があるとした。特に拉致の問題については、我が国のみならず国際的な広がりを持つ問題であり、その解決には国際的な連携の強化が必要であるとした。これに対し各国より、我が国の立場を支持する発言が行われ、議長総括及び不拡散に関する成果文書に我が国の主張が盛り込まれた。

【事務事業名】② OECDにおける国際的なルールメイキングおよび政策協調への積極的参画（含むOECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進）

【事務事業の概要】

経済協力開発機構（OECD）は、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界貿易の拡大に加え、新たな課題にも、意欲的に取り組んでおり、「先進国標準」が醸成されていくことや、政策提言を行う先導的役割を果たすことにその特色がある。それら活動は、国際的なルールメイキング政策協調に直結しており、我が国にとって有利な形に導くことが極めて重要である。

【有効性（具体的成果）】

(1) ルールメイキング及び政策協調への参画

(イ) 平成14年に行った我が国の提案に基づく「開発のための投資戦略プロジェクト」の一環として策定中の、「投資環境改善のための政策ガイドライン」に関する作業が我が国を議長とする作業部会のもとで進展し、平成18年5月に完成。

(ロ) OECD 模倣品被害報告書案は、平成 18 年度において OECD 会合で事務局案が作成された。

(ハ) OECD が作成した「外国公務員贈賄防止条約」の効果的な履行を確保するため、贈賄作業部会では締約国間の相互審査（ピア・レビュー）が進展。平成 18 年度においては、フェーズ 2 審査（担保法の実効性審査）勧告に関するフォローアップ、並びに効果的な捜査・訴追の障害に関する自己評価（フェーズ 2 追加審査勧告に基づくもの）について、我が国として書面報告を行った。

(2) 非加盟国協力活動の支援・促進

(イ) MENA-OECD（中東・北アフリカの 18 カ国を対象とし、投資プログラム及びガバナンスの 2 つのプログラムより構成）については、平成 18 年度末から第 2 フェーズに入り、国別投資政策案が作成されている。NEPAD（我が国が平成 17 年 OECD 閣僚理において提案したもので、サブ・サハラ地域を対象とし、開発の促進・貧困削減等を目的としている。）に関しては、平成 18 年にコンゴ共和国で第 1 回ラウンド・テーブル会合が開催された。

(ロ) 平成 18 年度に我が国の提起により開始された「中国等主要非加盟国を国際規範に取り込むことの重要性に関する議論」は、平成 18 年 4 月の執行委特別会合に引き継がれた上、平成 18 年 5 月の OECD 閣僚理事会で議論され、議長サマリーにも盛り込まれた。

(ハ) 平成 15 年に我が国の提案により作業が開始された投資環境改善のためのガイドライン（投資政策枠組み：(PFI) Policy Framework for Investment）が平成 18 年 4 月に完成し、同 5 月の閣僚理事会にて承認された上、今後の課題として (PFI) の普及・活用活動を行うことが確認された。

(ニ) 平成 18 年 7 月、我が国の提案により、ベトナム・ホイヤンにて OECD・APEC 合同セミナーを開催し、「投資政策枠組み (PFI)」をアジア太平洋地域の投資政策担当者や現地ビジネス界等に周知した。

新たにインドに対する経済審査を開始した（平成 18 年 4 月第 1 回の OECD-インド間対話を実施）。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **○今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) ルールメイキング及び政策協調への参画

OECD におけるルールメイキング及び政策協調への参画は、グローバル化の進む国際社会において、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うとの観点より有効である。また、我が国の各分野における政策立案を行う上で参考とするため、加盟国間で知見を共有し合うとの観点より、これに積極的に参加し貢献することが必要である。よって、今のまま継続することが望ましい。

(2) 非加盟国協力活動の支援・促進

OECD 加盟国が一丸となり非加盟国に対して国際水準の規則・規範を理解せしめ、責任ある行動を求めることや、投資環境改善等の政策の実施を促すことは、地球規模の経済成長を促すとの観点より有効である。また世界標準の対等な競争環境を創造することを通して我が国企業の利益となる。よって、今のまま継続することが望ましい。

【評価をするにあたり使用した資料】

平成 19 年版外交青書

外務省ホームページ (G8) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/index.html>

外務省ホームページ (OECD) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/index.html>

OECD 東京センターホームページ <http://www.oecdtokyo.org>

OECD ホームページ <http://www.oecd.org>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－４－３ 重層的な経済関係の強化

【事務事業名】① APECを通じた域内の貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進

【事務事業の概要】

APEC首脳会議、閣僚会議等で、貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力を推進する。

【有効性（具体的成果）】

以下の取組を含む施策の展開により、APECを通じた貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進に貢献した。

（１）WTO・DDA交渉再開に向け、APEC域内にも呼びかける力強いメッセージを発出すべきとの認識で一致し、平成18年11月の首脳会議において、WTO・DDAに関する独立文書が採択された。

（２）アジア太平洋の自由貿易圏構想については、長期的展望として、地域経済統合を促進する方法及び手段についての更なる研究を実施し、平成19年のAPEC首脳会議に報告することとなった。

（３）先進エコノミーは2010年までに、途上エコノミーは2020年までに、自由で開かれた貿易及び投資を自主的に達成するという目標（ボゴール目標）の達成に向けた今後の道程を具体化する行動計画である「ハノイ行動計画」が承認された。

（４）物品貿易など6分野に関し、FTA交渉の参考となる具体的措置を列挙したモデル措置が承認された。

（５）平成17年に策定した「APEC模倣品・海賊版イニシアティブ」にある取組の具体的措置として、平成17年に合意した水際措置等3つのガイドラインに加え、公衆周知及び供給チェーンに関する2つのガイドラインが合意された。

（６）我が国及び豪州が中心となり、投資に関するセミナーの開催等の具体的な作業計画を定めた。

（７）北朝鮮の核実験に関する口頭の声明が発出された。

（８）APEC事務局強化などを柱とするAPEC改革案が承認された。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

先進エコノミーにとってはボゴール目標の達成期限であり、我が国がAPECの議長国となる2010年に向けて、貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進を拡充強化する必要がある。

【事務事業名】② ASEM各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進

【事務事業の概要】

（１）ASEM首脳会合、外相会合等の各種会合において、アジア・欧州間の政治、経済、社会・文化その他の課題について欧州の対話と協力を促進する。

（２）ASEMの将来についての検討等、ASEMの個別の活動へのイニシアティブを発揮する。

【有効性（具体的成果）】

以下の取組を含む施策の展開により、ASEMを通じた具体的な対話と協力の促進に貢献した。

（１）第6回首脳会合：平成18年9月にフィンランドで開催。ASEMの10周年を記念する会合であり、アジ

ア・欧州が共に直面するグローバルな課題に効果的に対処する方策を中心に議論。日本はフィンランドと共同で、過去10年間の国際情勢の変化を踏まえてASEMの実績や課題を評価し、今後のASEMのあり方を検討する「ASEMの10年」報告書を作成。また、ASEMヴァーチャル事務局が、日本の貢献により立ち上がり、運用を開始

(2) ASEFへの貢献：アジア欧州財団（ASEF）第19回理事会を、平成18年11月に東京で開催。ASEFはASEM各国の知的交流、文化交流、人的交流を促進する様々な事業を実施しており、本件理事会では2007年度予算案およびプロジェクトの承認が行われた。また、ASEFの事業をいかにASEMの優先分野と関連づけて行っていくかについても活発な議論が行われた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 第6回首脳会合で示されたASEMの将来の方向性の具体化に向け、第8回外相会合主催国であるドイツとも協調しながら各種会合への対策等を継続する必要がある。

(2) グローバルな課題への対応、文化面での対話等の課題へ対応するための具体的協力を引き続き推進する必要がある。

【事務事業名】③ 日・EU間及び二国間の各種経済協議、官民連携等を通じ貿易投資、ビジネス環境の整備を推進

【事務事業の概要】

日・EU定期首脳協議、日・EUハイレベル協議、日・EU規制改革対話、日・EU行動計画運営グループ会合、二国間経済協議等各種協議の場を通じてのEUや欧州各国との二国間経済関係の強化および協力案件の推進。日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）、日欧経済関係強化戦略会議をはじめとするビジネス界との経済分野における（官民）連携の推進。

【有効性（具体的成果）】

以下を含む成果があげられた。

(1) 日・EU規制改革対話の枠組の下で、ビジネス環境改善の観点から我が国が提出した電子機器の関税分類、特許制度、会計基準、商法、環境規制、滞在労働許可等の対EU要望に対するEU側の取組について進展ないしは一定の前向きな反応が得られた。

(2) 日・EU間および欧州各国との二国間の枠組みを通して、EUおよび二国間レベルにおいて、例えば、我が国企業が大きな影響を受けるEUの規制（新たな化学品規則案（REACH）、会計基準等）について必要な働きかけを行うこと等を通じて、ビジネス環境の整備、貿易・投資関係の強化に貢献した。

(3) 日欧経済関係強化戦略会議において在欧州日本企業の要望を聴取し、それを日・EU規制改革対話における対EU要望に反映させた。また、BDRTを通じ、民間側の要望を十分に吸い上げ、対EU経済政策に反映させた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

日・EU規制改革対話等の場を活用して、在欧日本企業にとってのビジネス環境向上のための改善を引き続き要望していく必要がある。また、我が国企業の意見や要望を反映した実効的な政策決定のため、引き続き、ビジネス界との連携を強化する必要がある。

【事務事業名】④ 日・EU間の共通の国際的関心事項への取組みを強化

【事務事業の概要】

国際貿易（WTO）、エネルギー、環境等、共通の国際的関心事項について、協力して取り組む。

【有効性（具体的成果）】

以下を含む成果があげられた。

（１）第15回定期首脳協議において、WTOに関し、すべての加盟国の利益となるような野心的かつバランスのとれた合意達成に向けた交渉を強化することを目的として緊密に協力することで意見の一致を見た。

（２）平成18年4月10日に東京で日・EU環境ハイレベル会合を開催し、環境問題に関する幅広い項目についてEU側との意見交換を実施。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

拡大・深化に伴い、国際社会において発言力・影響力を増大させているEUとの協力は、ますます重要になっているため。

【評価をするにあたり使用した資料】

【APEC】

- APECハノイ閣僚会議（概要と評価）（外務省ホームページ）
- APECハノイ首脳会議（概要と評価）（外務省ホームページ）

【ASEM】

- アジア欧州会合第6回首脳会合（ASEM6）（概要）（外務省ホームページ）
- 「ASEMの10年」に関する日本・フィンランド共同報告書について（外務省ホームページ）

【EU】

- 日・EU規制改革対話ブリュッセル会合（概要）（外務省ホームページ）
- 第15回日・EU定期首脳協議（概要と評価）（外務省ホームページ）
- 第9回日・EU環境高級事務レベル会合（外務省ホームページ）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－４－４ 経済安全保障の強化

【事務事業名】① 我が国のエネルギー安全保障を強化するための協調、協力関係の強化

【事務事業の概要】

エネルギー等の安定供給のための国際協力の推進のため、以下の取組を行い、エネルギーの持続可能な形での安定供給の確保に寄与した。

- (1) エネルギーの安定供給の確保
- (2) エネルギー効率向上の世界への伝播
- (3) 多国間協力とルールの強化
- (4) 鉱物資源の安定供給の確保

【有効性（具体的成果）】

- (1) エネルギーの安定供給の確保

エネルギー市場の安定化を目指し、エネルギー生産国との関係強化、中東地域の安定等の環境整備や、エネルギー輸送路等の安全確保に努めた。また、新たな輸入先を開拓するため、ロシア等との関係強化にも力を入れてきた。

平成 18 年 4 月のサウジアラビア皇太子の訪日、8 月の小泉総理（当時）のカザフスタン及びウズベキスタン訪問、11 月の APEC 首脳会合での日露首脳会談、ユドヨノ・インドネシア大統領の訪日等の機会を捉えて、首脳レベルで生産国との二国間関係の一層の強化に努めるとともに、エネルギー資源の安定供給確保のための外交努力を行った。

- (2) エネルギー効率向上の世界への伝播

我が国は、世界で最もエネルギー効率の高い国のひとつであり、急激な経済成長に伴いエネルギー需要が増大する中国、インド等に対するエネルギー効率改善のための協力は喫緊の課題。平成 18 年 12 月、中国の呼びかけにより、五カ国エネルギー大臣会合が開催され、緊急時対応策の強化、投資環境の改善、エネルギー・インフラ保全の確保、エネルギー源の多様化等の他、省エネ及びエネルギー効率向上についても議論、共同声明を採択した。また、この他、平成 19 年 3 月、外務省において、アジア太平洋におけるエネルギー安全保障セミナーを開催し、APEC、ASEAN+3 等における協力の強化を呼びかけた。

平成 19 年 1 月に開催された東アジア・サミット（EAS）においては、エネルギー効率の向上や多様化、再生可能エネルギーの開発・利用促進等が盛り込まれたエネルギー安全保障に関するセブ宣言が採択され、我が国より協力イニシアティブを提案し、各国より高く評価された。また、セブ宣言のフォローアップのための EAS エネルギー協力タスクフォースにおいて、我が国は副議長を務めるとともに、エネルギー効率向上の分野での調整国を務め、我が国の豊富な知見やノウハウの EAS 各国への共有に努めている。

- (3) 多国間協力とルールの強化

平成 18 年 4 月のエネルギー生産国と消費国の対話の枠組みである国際エネルギー・フォーラム（IEF）に出席、それぞれの国の実情に合わせた地域や村落をカバーする支援（小規模水力発電、風力、太陽光発電等のテラーメイドの支援）が重要であるとの考えを主張し、各国の理解を深めた。

また、平成 18 年 7 月の G8 サンクトペテルブルク・サミットでは、エネルギー安全保障が取り上げられ、我が国の主張も踏まえつつ、「世界のエネルギー安全保障」文書（含む「サンクトペテルブルク行動計画」）に合意するなど、世界のエネルギー安全保障の強化に向けて、国際社会の連携を一層強化することが出来た。

国際エネルギー機関（IEA）は緊急時の石油備蓄協調放出、環境とエネルギーの両立のための技術研究等、エネルギー安全保障の強化のため重要な活動を行っているが、平成 18 年 12 月、我が国の候補である

田中伸男 OECD 事務局科学技術産業局長が次期事務局長に選出された（平成 19 年 9 月より就任予定）。

更に、エネルギー分野の貿易・通過の自由化及び投資の自由化・保護等の促進のための国際的枠組の強化として、平成 19 年 1 月に、エネルギー憲章条約の最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議において、河村武和欧州連合日本政府代表部大使が議長に就任した。我が国は、パイプライン等に関する投資環境の強化を通じてエネルギー安定供給を確保するとの目的をもって、ロシアによる同条約の批准の働きかけ、アジアへの加盟国の拡大に向けて貢献している。

（４）鉱物資源の安定供給の確保

銅をはじめとする非鉄金属や鉄鉱石等の鉱物資源についても、中国、インド等の経済成長に伴う需要の拡大を主な要因として、価格が高騰するとともに世界的な供給の逼迫が懸念される事態となっており、関連する国際機関を通じて、生産・消費・輸出入動向の把握に努めた。また、平成 19 年 2 月に開催された APEC 鉱業大臣会合において、我が国は「輸出制限は WTO ルールに基づく例外的な場合のみ課されるべき」との提案を行い、APEC 鉱業原則に盛り込まれた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

- （１）エネルギー供給国との関係強化に努めつつ、エネルギー供給源の多様化を検討する。
- （２）平成 20 年 G8 日本サミットも視野に入れつつ、アジア地域を中心に、エネルギー効率向上のための協力を強化する。
- （３）多国間協力とルールの強化を行う。
- （４）我が国の産業の基盤となっている鉱物資源の安定供給確保のため、資源供給国との関係強化に努めつつ、G8 や APEC を利用して多国間の協力を行う。
- （５）エネルギー憲章条約を通じたエネルギー分野における投資の拡大を推進することが、安定供給を確保するために有益であり、ロシアの批准を引き続き求めていくとともに、アジア地域の加盟を働きかける。

【事務事業名】②食料安全保障の推進、特に国連食糧農業機関（FAO）の改革等

【事務事業の概要】

食料の持続的な生産と安定的な供給を確保するためには、人類の栄養・生活水準を向上させ、食料・農産物の生産・分配の効率を改善することが重要である。食料の多く（カロリーベースで約 6 割）を海外からの供給に依存する我が国としては、食料・農業に関する国際的な基準の策定への関与や関連する情報の収集などを通じて、食料の安定供給の確保に向けた取組を推進することが必要である。

- （１）我が国は、FAO への資金拠出を通じて、国際条約・基準の策定・運用（FAO/WHO 合同食品規格委員会（Codex）、国際植物防疫条約（IPPC）等）、国際問題に関する意見交換（違法伐採、違法・無報告・無規制（IUU）漁業問題）、関連する情報の収集・提供などを実施した。
- （２）更に、FAO の効率的・効果的な運営を実現するため、我が国の主導により、関係国と FAO の改革に向けた意見交換を行った。
- （３）一次産品については、国際穀物理事会（IGC）、国際コーヒー機関（ICO）等において、需給状況等に関する情報・意見交換を行った。

【有効性（具体的成果）】

- （１）国際的条約・基準の策定・運用については、ルールの策定に当たり、我が国として関心を有する事項につき、関連会合の場で積極的な主張を行うことにより、我が国に不利とならない条件を確保することが可能となった。

(2) 国際問題に関する意見交換については、我が国として関心を有する事項につき、関連会合の場で積極的な主張を行うことにより、関係国の関心を高めることが可能となった。

(3) 関連する情報の収集・提供については、FAOの提供するデータベース（FAOSTAT）を活用することにより、関係省庁において、政策の検討・実施を行う際に必要となる基礎データを収集することが可能となった。

(4) 一次産品については、平成18年2月、IGCに初の日本人事務局長が着任、また、平成19年12月に理事会を我が国にて開催することを提案し、承認されるなど、同理事会における我が国の発言力を高めることができた。

(5) ICGでは、次期協定作業部会に参加し、我が国にとって重要な食の安全の観点から、コーヒーの安全性の確保等について次期協定に盛り込むよう主張を行い、最終作業部会案として取り上げられた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 国際的条約・基準の策定・運用については、ルールの方針に当たり、我が国として関心を有する事項につき、関連会合の場で積極的な主張を行うことにより、引き続き我が国に不利とならない条件を確保する必要があるため。

(2) 国際問題に関する意見交換については、我が国として関心を有する事項につき、関連会合の場で積極的な主張を行うことにより、引き続き関係国の関心を高めることが必要であるため。

(3) 関連する情報の収集・提供については、FAOの提供するデータベース（FAOSTAT）を活用することにより、関係省庁において、政策の検討・実施を行う際に必要となる基礎データを引き続き収集する必要があるため。

(4) 一次産品については、IGC及びICGにおける我が国の発言力を引き続き維持する必要があるため。

【事務事業名】③海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進

【事務事業の概要】

(1) 我が国は世界有数の漁業国かつ水産物輸入国である。世界の漁業資源の4分の3は上限まで利用されているが、それを超え乱獲状態にあるとの懸念が国際的に広まりつつある。また、近年、台湾のマグロ延縄漁船によるIUU（違法・無報告・無規制）漁業が世界各地の漁場で行われており、右による漁業資源の悪化が懸念されている。こうした中、海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保のため、国際漁業管理機関での資源保存と利用に関する交渉への積極的参加等に取り組む必要がある。

(2) 捕鯨に関しては、近年、国際捕鯨委員会（IWC）の場において、鯨類資源について、資源保護に偏重して持続可能な利用を阻害する主張を行う国が少なくない。こうした中、IWCにおける捕鯨推進派の加盟国との協調、及び持続可能な利用の原則の支持の積極的働きかけ、捕鯨問題に関する「反捕鯨国」（特に米国）との対話等により、鯨類資源の保存と持続可能な利用の確保を図る必要がある。

【有効性（具体的成果）】

（１）平成18年8月、タラ、カレイ等のストラドリリング魚類資源（分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源）及びマグロ、カツオ等の高度回遊性魚類資源の保存・管理のための一般原則等について定めた「国連公海漁業協定」を批准した。また、マグロ類については、海域によっては資源量の減少が顕著になりつつある中で、我が国は南半球におけるミナミマグロや大西洋におけるクロマグロの漁獲量の削減に積極的に協力している。

（２）捕鯨については、平成18年6月の第58回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合で、鯨類の持続可能な利用を支持する国がわずかながら反捕鯨国を上回り、商業捕鯨モラトリアムはもはや必要ない等の内容が盛り込まれたセントキッツ宣言が採択された（同宣言には法的拘束力はない）。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

（１）引き続き、我が国漁業の長期的・安定的な発展を確保するため、責任ある漁業国として国際漁業管理機関での資源保存と利用に関する交渉に積極的に参加すること等を通じ、海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保のための国際協力を推進する必要がある。

（２）一部の鯨類資源は持続可能な利用が十分可能なレベルまで回復しているにもかかわらず、一部政府、NGOが非科学的かつ感情的な鯨類保護を強硬に主張しており、依然として商業捕鯨再開への道筋はついていない。また、鯨が大量の海洋生物を補食していることによる漁業と鯨との競合は広く我が国水産業全体に影響を及ぼす問題であるため、海洋生物資源全体の適切な管理・保存のため、科学的根拠に基づく鯨類資源の持続可能な利用という我が国の立場について引き続き理解を求めていく必要がある。

【事務事業名】④我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応

【事務事業の概要】

我が国は四方を海に囲まれており、石油や鉱物等のエネルギー資源の輸入を海上輸送に依存した海洋国家である昨今の海賊事件の発生に見られるように、近年、東南アジアにおいて海賊事件は急増しており、我が国の海上輸送の脅威となっているだけでなく、この地域全体の安定と経済の発展にも大きな影響を及ぼしている。このような背景を踏まえ、アジアにおける海賊対策を一層効果的ならしめるため、国際協力を推進する必要がある、我が国は特にアジア海賊対策地域協力協定の枠組みでの協力強化に積極的に取り組んでいる。

【有効性（具体的成果）】

（総論）

アジア海賊対策地域協力協定が平成18年9月4日に発効した。また、11月に開催された同協定第1回総務会において、同協定に基づく国際機関である情報共有センターが設立され、同センター初代事務局長に伊藤嘉章国際連合我が国政府代表部公使が選出された。今後、同センターを通じてアジア地域における海賊情報の共有体制や各国協力網が整備されることとなる。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

アジア海賊対策地域協力協定は平成18年9月4日に発効したことから、今後は、同協定の下での協力を通じてアジアにおける海賊対策を一層効果的ならしめるため、引き続きイニシアティブを発揮する必要がある。また、引き続き国際社会全体に対しその重要性をアピールする必要がある。

【事務事業名】⑤我が国の海洋における経済的権益（海洋資源等）の確保

【事務事業の概要】

我が国は四方を海に囲まれた海洋国家であり、海洋の秩序を維持・増進することの重要性は大きい。その観点から、海洋の法的秩序を包括的に規定する国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献の必要がある。特に、国連海洋法条約では、沿岸国の 200 海里までの海底等をその大陸棚とするとともに、大陸縁辺部が 200 海里を超えて延びている場合には、海底の地形・地質等が一定の条件を満たせば、沿岸国は 200 海里を超える大陸棚を設定できるとしている。国土面積が小さいのみならず天然資源の乏しい島国我が国にとって、周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵される海底資源の経済的な重要性は大きい。海底資源の安定的確保を通じた経済的権益の確保のため、同条約に基づき我が国の大陸棚の限界を延長すべく、現在、内閣官房大陸棚調査対策室を中心に、関係省庁において周辺海域の海底地形・地質調査等が進められており、外務省も、可能な貢献を積極的に行う必要がある。

【有効性（具体的成果）】

（総論）

- （１）海洋法に関する各種会合への積極的な参加を通じて、他国との情報交換、意見交換が促進された。
- （２）各国の大陸棚限界延長申請に関し、他国の専門家との協議を通じて、将来的に我が国の参考となる他国の取組状況を把握することができた。
- （３）大陸棚限界延長に関する情報共有は各国の大陸棚延長準備に資するとの考えの下、第 60 回国連総会決議「海洋及び海洋法」の検討に際し、国連事務総長に各国の情報共有を促すよう取り組むことを求める提案を行い、決議の内容に反映させた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

地球上の石油、石炭、天然ガスの多くが大陸棚に埋蔵し、これまでの予備的調査で我が国の国土面積に匹敵する地域が我が国大陸棚として延長できる可能性が出てきている中、国土が狭く天然資源が乏しい島国日本の国益拡大・確保が必要である。また、本分野を主導するため、途上国へのキャパシティ・ビルディングに向けた取組も必要である。

【評価をするにあたり使用した資料】

○平成 19 年外交青書

○外務省ホームページ

（経済→エネルギー）

- ・日本のエネルギー外交
- ・各種枠組み・地域におけるエネルギー分野に関する取り組み

（外交政策→経済）

- ・国連食糧農業機関（FAO）
- ・国際商品機関 等

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II - 4 - 5 海外の日本企業支援と対日投資の促進

【事務事業名】①海外における知的財産権保護強化に向けた取組

【事務事業の概要】

模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組の提唱、在外公館における知財担当官の任命・対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けた取組。

【有効性（具体的成果）】

(1) 模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組構想の実現に向けて、関係国間で議論を行った。
(2) 日中、日韓、日米、日EU間の二カ国間の対話を継続することにより、海外の模倣品・海賊版対策を促進できた。また在外公館において知的財産担当官の対応力強化をすることにより、海外における日本企業支援及び各国との連携を促進することができた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

近年、模倣品・海賊版がアジア地域を中心に広く流通し、その被害は世界各国に拡大している。日本製品についてもその例外ではなく、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを継続していく必要がある。

【事務事業名】②日本企業支援窓口を通じた相談・支援など日本企業による海外展開の積極的なバックアップ

【事務事業の概要】

現地政府・当局への働きかけ、在外公館施設の活用、事業相手方とのトラブル解決のための支援等、個別案件への支援も実施。また、経済団体・メディアとの頻繁な意見交換も行っている。

【有効性（具体的成果）】

(1) 日本企業支援をより効果的に行うため、平成 11 年に策定した「日本企業の海外における活動支援の活動支援のためのガイドライン」を平成 17 年 12 月に改訂し、これまで以上に積極的な対応を可能とした。また、在外公館施設を可能な限り積極的に活用するために、官民それぞれが適切な形で経費負担をすることを可能とした。さらに、平成 18 年には一部公館（タイ、インド、チリ）において「日本企業支援センター」を設置し、企業側からの照会、相談への対応を強化した。

(2) 在外公館からの四半期毎の実績報告などにおいて、現地での情報入手、人脈形成への協力、現地政府に対する是正の申し入れ等のケースについて、多くの具体的な成果があり、企業支援が有効に行われていることが確認された。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。

(2) 一定の成果は出ているものの、我が国の EPA 推進等により、今後一層日本企業進出の可能性があり、これまで以上に細かい対応が期待され、このような期待に対応していく必要がある。

【事務事業名】 ③2001年末の対日直接投資残高を2006年末までに倍増させ、その後2010年までに更にGDP比で倍増させるための取組

【事務事業の概要】

「対日投資促進プログラム」(2003年3月策定)、「対日直接投資加速プログラム」(2006年6月策定)に基づき、種々の取組や施策を実施。外務省は、在外公館のネットワークの活用、種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介、租税条約や社会保障協定の締結や交渉等を通じて、対日直接投資の更なる促進に努めている。

【有効性(具体的成果)】

2006年末の対日直接投資残高(一次推計値)は前年比約4000億円増の12.3兆円となり、目標に向けて着実に進展していることが確認された。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

(1) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

(2) 今後も引き続き、平成18年3月に策定された、対日直接投資残高を2010年までにGDP比約5%にする計画の達成を目指し、鋭意取り組んでいく。

【評価をするにあたり使用した資料】

内閣府・対日直接投資推進室HP

<http://www.investment-japan.go.jp/jp/index.html>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策目標Ⅱ—5 地球規模の諸問題への取組

施策

Ⅱ-5-1	人間の安全保障の推進	195
Ⅱ-5-2	国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組	198
Ⅱ-5-3	地球環境問題への取組	201
Ⅱ-5-4	難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組	204

Ⅱ－５－１ 人間の安全保障の推進

【事務事業名】① 人間の安全保障の概念普及

【事務事業の概要】

国際社会における「人間の安全保障」の概念の普及のため、各種シンポジウムや国際会議を開催する他、各種フォーラムや二国間文書に「人間の安全保障」を反映させるため、各国・機関に働きかけを行う。

【有効性（具体的成果）】

平成 17（2005）年の国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップと人間の安全保障の関心国の拡大を目的に、平成 18（2006）年 10 月に、我が国主導で「人間の安全保障フレンズ」を立ち上げ、NY において 23 カ国及び 8 国際機関の出席を得て、第 1 回フレンズ会合を開催した。今後も引き続きフレンズを通じて対話を継続していく予定である。

また、平成 18（2006）年 12 月、東京で、緒方 JICA 理事長、グテーレス UNHCR、デルビシュ UNDP 総裁をパネリストに迎え、一般聴衆の参加も得て「国連加盟 50 周年人間の安全保障国際シンポジウム」を開催した他、平成 19（2007）年 3 月、同じく東京において 11 カ国及び 7 国際機関の出席のもと、「人間の安全保障高級事務レベル協議」を開催した。11 ヶ国及び 7 国際機関の出席のもと、活発で建設的な議論を行った。

また、EU や欧州安全保障・協力機構（OSCE）等の人間の安全保障関連の各種会議に出席・協力した。

日・EU 定期首脳協議の共同プレスステートメント、第 14 回 APEC 首脳会議ハノイ宣言及び第 18 回 APEC 閣僚会議共同声明、また、日ベトナム共同声明、日インドネシア共同声明、日英共同声明、日モンゴル共同声明、安全保障に関する日豪共同声明の二国間協力文書において「人間の安全保障」への言及を確保した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

人間の安全保障に対する国際社会の関心が一層高まる中、我が国が引き続き、同理念の普及・実践を主導していくことが適当である。特に、平成 20（2008）年に我が国が主催する TICAD IV 及び G 8 サミットにおいて、人間の安全保障に基づく我が国の国際協力理念を主流化し、我が国の考え方を国際的に力強く発信するためにも、人間の安全保障の更なる普及に向けた取組を強化することが適当である。

【事務事業名】② 人間の安全保障基金（基金の運営、拠出、概念の普及）

【事務事業の概要】

我が国のイニシアティブにより平成 11（1999）年に国連に設置された「人間の安全保障基金」に対し、平成 18 年度に約 20 億円を拠出。国連と我が国政府との間で合意された同基金のガイドラインに従い、現場における「人間の安全保障」の実践のため、国連機関から申請されるプロジェクト案を審査し、承認の可否を決定する。

【有効性（具体的成果）】

「人間の安全保障基金」を通じ、紛争、感染症等、人間の生存、生活、尊厳に対する多様な脅威から途上国の住民や地域社会を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上に取り組む国連機関のプロジェクトを支援した。

平成 18 年度に決定したプロジェクト数は 21 件（アフリカ 8 件、東アジア 1 件、東南アジア 2 件、南アジ

ア1件、中央アジア2件、オセアニア1件、中南米5件、中東1件)。プロジェクト総額は3千6百万ドル。プロジェクトの具体的な分野は、難民、紛争後の復興、医療・保健等。

「人間の安全保障基金」を通じて支援してきたプロジェクトは、人間の安全保障の概念の具体的な実践例として我が国の主導で立ち上げた「人間の安全保障フレンズ」等の多国間フォーラムで紹介され、各国の理解を深めるために有効であった。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

「人間の安全保障基金」を通じた具体的なプロジェクトの実施を通じて、現場における「人間の安全保障」の実践は着実に進んでいる。同基金に対する国連機関からの支援要請は引き続き多いため、今後とも、同基金を通じた具体的な事業の実施を継続することが適当である。

プロジェクトの事後評価制度を充実させる必要がある。

【事務事業名】③「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じたNGO等市民社会のプロジェクトの支援

【事務事業の概要】

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の支援対象である、途上国における草の根レベルの支援ニーズは多岐に亘り、その数も増加していることから、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の支援案件数も年々増加している。平成15(2003)年に、草の根レベルにおいても、「人間の安全保障」分野における取組の推進を目的に、従来の「草の根無償資金協力」を「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に改称した(平成15年度:150億円を計上)。これを通じて、引き続き個人や地域社会等、草の根レベルでの住民が裨益する案件に対して支援を実施する。

【有効性(具体的成果)】

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」は、「人間の安全保障基金」の供与対象でないNGO、地方公共団体、単独の医療・教育機関等を支援の対象としている。また、我が国の在外公館による直接実施のため、迅速な執行が可能であることから、原則1千万円以下の案件を中心に、比較的急を要する案件への支援に対応できる。

平成18年度の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」実施案件数は1,212件、総額約107億円。対ウガンダ「カムリ県における井戸及び公衆トイレ建設計画」等、「人間の安全保障」の目指す個人及び地域社会の自立に資する支援を行っている。これらの支援は、途上国において、草の根レベルのニーズに合致し、人々が直接裨益するきめ細かな援助として高い評価を得ている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」による支援を通じて、現場において「人間の安全保障」が着実に推進されている。世界各地において、同スキームに対する支援ニーズは引き続き大きいため、今後も同スキームによる支援の継続が適当である。

【評価をするにあたり使用した資料】

○外務省ホームページ（人間の安全保障）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－５－２ 国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組

【事務事業名】① 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への拠出

【事務事業の概要】

我が国は、九州・沖縄サミットが創設の契機となった世界基金に対し主要ドナーとして、平成18年末までに約4.8億ドルを任意拠出した。しかしながら、低中所得国の三大感染症対策に対する支援強化の要請に積極的に応えるべく、平成17年6月に小泉総理（当時）は我が国の世界基金に対する拠出を増額し、当面5億ドルの拠出を行う旨を表明した。これを受けて平成18年から数年内に5億ドルの拠出を行うことを目標に、益々需要が増大している世界基金への支援を強化すべく、平成18年3月に約1.3億ドル、平成19年3月に約1億8600万ドルを拠出した。

【有効性（具体的成果）】

平成18年に開始された第6ラウンド（第6次事業案件公募・承認）において、63カ国、87件の新規事業に対し約8.7億ドルを上限とする資金供与が承認され、また、過去の事業で当初の2年を終了した数十件の案件につき、第2フェーズ（残り3年）への更新が承認された。これにより、低中所得国における三大感染症対策が更に大幅に強化された。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

当面5億ドルの着実な実施のみ。ただし、感染症対策に要する資金需要の大きさ、我が国及び国民を感染症から守る必要性、国際社会における我が国に対する期待の大きさ、我が国として相応しい国際貢献等に鑑み、5億ドルの拠出を可能な限り早期に実現する。

また、平成20～22年を対象とした第2次増資プロセスが平成19年に開始された。同年9月にはベルリンで閣僚級の増資会合が開催されると見込まれ、世界における三大感染症対策への支援需要が急速に増大していることから、我が国としても応分の貢献をすることが求められており、今後拠出の拡充強化を図る必要がある。

【事務事業名】② 世界基金の最高意思決定機関である理事会における積極的関与

【事務事業の概要】

世界基金は過去5年間にわたり136カ国における400件以上もの三大感染症対策事業を支援してきた。一方、三大感染症対策の状況は、「HIV/エイズの蔓延を2015年までに阻止し、その後減少させる」とのミレニアム開発目標6ターゲット7の実現には未だ遠い。我が国は、低中所得国における三大感染症対策への世界基金による支援活動が効果的、効率的、そして透明性をもって実施されるよう、世界基金の最高意思決定機関たる理事会に積極的に関与する。

【有効性（具体的成果）】

次期事務局長の候補者を絞る「推薦委員会」に我が国理事もメンバーとして参加し、次期事務局長候補の選考に重要な役割を果たした。また、今後の世界基金の資金動員戦略（案）をまとめる資金動員タスクチームには、財政監査委員会における我が国メンバーが参加し、世界基金の中期戦略の方向性を決める議論に積極的に貢献した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国は世界基金設立当初から一貫して単独理事席を維持してきており（他には米及び伊のみ）、eメールや電話による緊急のものも含め年間数十回に及ぶ理事会における意思決定プロセスに欠かさず参加し、積極的に発言をしてきている。また、政策・戦略委員会及び財政・監査委員会という最も重要な2つの委員会にも参加し、現在進行中の戦略策定プロセス、包括的財政原則の堅持、事務運営費の増加抑制などの面で、主要ドナー国の一つとして相応の貢献を果たしている。保健分野のミレニアム開発目標の達成に向けて、世界の人々が叡智と努力を三大感染症対策に傾注している。設立から5年が経過した世界基金は、世界の三大感染症対策支援において一層積極的な役割を果たし、効率的かつ効果的な支援を行うため、制度的に新たな段階に移行しつつある。我が国としては世界の三大感染症対策がますます拡充されるよう、世界基金に対して資金面のみならず各種議論でも引き続き有効な貢献を行う。

【評価をするにあたり使用した資料】

(1) 邦字紙報道多数

(2) ウェブサイト

外務省

The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria

世界基金支援日本委員会

Global Health Reporting.org

World Health Organization

Joint United Nations Programme on HIV/AIDS

The World Bank

エイズ予防財団

United Nations

Stop TB Partnership

結核予防会

Roll Back Malaria

薬事日報

日本製薬工業協会

日本製薬団体連合会

USAID

Department for International Development (UK)

国立感染症研究所

医薬産業政策研究所

国連広報センター

(3) 世界基金資料

世界基金理事会資料 GF/B10、GF/B11、GF/B12

世界基金政策・戦略委員会資料 GF/

世界基金資料：

Partners in Impact - Results Report 2007

Investing in Impact - Mid-Year Results Report 2006

Sustaining Performance, Scaling Up Results: Third Progress Report 2005

Investing in the Future: The Global Fund at Three Years

Technical Note 1: Contribution Scenarios in Selected Replenishments

2008-2010 - Funding the Global Fight Against HIV/AIDS, Tuberculosis and Malaria

Technical Notes for the Mid-Term Replenishment Review

Funding the Global Fight Against HIV/AIDS, Tuberculosis and Malaria

Mobilizing Additional Resources for the Global Fund: A planning Guide for the Private Sector

Closing the 2005 Funding Gap

Technical Note 3: Promissory Notes and Encashment Schedules

Annual Report 2005

Brochure 2005

(4) その他資料

UNAIDS 年次報告及び追加報告 (2006 年版、英文)

外務省「2006 年版 ODA 政府開発援助白書」

外務省「平成 19 年版外交青書」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II-5-3 地球環境問題への取組

【事務事業名】①国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組

【事務事業の概要】

- (1) 国際熱帯木材協定の早期発効
- (2) イラク南部湿原環境管理支援事業の支援
- (3) 適切な化学物質管理の推進
- (4) 遵守問題への取組
- (5) 責任 (liability) への取組

【有効性 (具体的成果)】

- (1) 熱帯林保有国の持続可能な開発の実現に貢献する国際熱帯木材協定が、平成 18 年 1 月に妥結し、我が国は、同協定の早期発効を目指し、平成 19 年 2 月に署名を行った。
- (2) 国連環境計画 (UNEP) の国際環境技術センター (IETC) が実施するイラク南部湿原環境管理支援事業 (湿原の保全のために環境適正技術を導入するプロジェクト) を支援し、環境が悪化したイラク南部湿原の環境管理を担当するイラク政府関係者、技術者等に対する研修事業、パイロットプロジェクト立ち上げ等を行い、関係者の能力構築及び生活環境の改善に大きく貢献した。
- (3) 地球環境保全等を目的とした化学物質管理について、多数国間条約を通じた取組に加え、平成 18 年 2 月に化学物質対策全般に関する国際的なイニシアティブとして「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM)」が承認され、我が国も議論に貢献した。
- (4) ルール策定が一段落した多数国間環境条約においては、策定したルールの実施が重要な課題となっている。この遵守問題について、我が国は、遵守メカニズム構築において先行している「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」の遵守委員会に委員を派遣してメカニズム構築と運営をリードしている。この経験をふまえて、現在、遵守委員会等の設立交渉を行っている化学物質に関するストックホルム条約及びロッテルダム条約、ワシントン条約を含む多数国間環境条約の遵守メカニズム構築の議論に積極的に貢献している。
- (5) 同じく多数国間環境条約において課題となっている責任 (liability) 問題について、我が国は、南極条約及びカルタヘナ議定書の下での議論に積極的に貢献している。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

今後とも、優先度の高い取組を中心に継続していく。

【事務事業名】②持続可能な開発に係わる新たな課題に対する取組 (含む違法伐採問題)

【事務事業の概要】

- (1) 国連持続可能な開発のための教育の 10 年の推進
- (2) 水と衛生の問題にかかる議論の促進
- (3) 違法伐採にかかる議論の促進

【有効性 (具体的成果)】

- (1) 小泉総理 (当時) の提案に基づいて平成 17 年 1 月に開始された国連持続可能な開発のための教育

の10年(DES D)については、国連内の主導機関であるUNESCOにより、同年9月にDES Dの国際実施計画が採択されたことを受け、同年12月、内閣に関係省庁連絡会議を設置し、広く関係者・国民の意見を取り入れた我が国の実施計画を平成18年3月に策定したことにより、国内でのDES D実施体制を整えた。また、平成18年6月、アジア協力対話(ACD)のプロジェクトとして我が国において環境教育推進対話を開催し、アジアの21カ国及び国際機関より約150名の参加を得たほか、各国との政策対話においてDES D実施につき意見交換を行い、アジア各国の官民の取組の加速化に貢献した。

(2) 水と衛生問題に関しては、従来、アナン前国連事務総長と小泉前総理のイニシアティブで発足した国連水と衛生諮問委員会に我が国から議長(橋本元総理)を輩出してきたところであり、同委員会が採択した「橋本行動計画」の推進に貢献した。また、同計画を踏まえ、平成18年11月の国連総会において平成20(2008)年を「国際衛生年」とする決議を行うことに貢献するなど、水と衛生問題への国際的な関心の高揚に貢献した。

(3) 違法伐採については、平成19(2007)年3月に東京において違法伐採国際専門家会議を主催し、生産国・消費国17カ国から55名の参加を得て率直な意見交換を行い、議論を主導した。国際熱帯木材機関(ITTO)の行う各種途上国支援プロジェクトを財政面・内容面から支援し、違法伐採を含む持続可能な森林経営に対する取組を促進した。また、国連森林フォーラム(UNFF)において、世界規模の持続可能な森林経営促進に向けた枠組構築に向けた議論において、違法伐採問題の取扱、地域的取組の強化を主張するなど積極的に参画し、平成27(2015)年までの法的拘束力を伴わない枠組に関する国際的な合意形成に貢献した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

違法伐採をはじめとする喫緊の課題に対する取組を加速すべきであるため。

【事務事業名】 ③気候変動に関する対話の推進

【事務事業の概要】

地球温暖化に対する国際的な取組の推進

【有効性(具体的成果)】

(1) 平成17年2月に発効した京都議定書の第2回締約国会合(COP/MOP2)が平成18年11月にナイロビで開催され、京都議定書の運用が議論された。

(2) 我が国主催で平成19年1月に東京で開催した第5回「気候変動に対する更なる行動に関する非公式会合」には、世界の温室効果ガス排出量の70%近くを占める米国を含む主要先進・開発途上国(合計21カ国及びEC)が参加し、公式な交渉の場では議論されることが殆どない新たな発想や様々な仮定を行った上での議論を行うことができ、極めて活発かつ有意義な意見交換を行うことができた。

(3) 「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ(APP)」が京都議定書を補完する官民合同の取組として平成17年7月に米・中・韓・豪・印・我が国の6カ国をメンバーとして発足した。平成18年10月には、韓国・済州島にて第3回政策実施委員会が開催され、8つのタスクフォースのアクションプランが承認された。我が国はセメントと鉄鋼の2つのタスクフォースの議長を務めた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

これらの取組を継続することで、国際的ルール作りに向けて我が国がリーダーシップを発揮し、京都議定書の第一約束期間以降の枠組み交渉の進展を促進していくことができる。

【事務事業名】④防災分野における国際協力の推進、我が国の考え方の発信

【事務事業の概要】

「兵庫行動枠組」の推進による持続可能な開発の実現

【有効性（具体的成果）】

（１）平成17年1月に神戸で開催された国連防災世界会議の成果文書「兵庫行動枠組2005-2015」の世界的な実施に向けて、国連内の主たる推進機関であり、防災に関する情報・知見を普及する役割を担う国連国際防災戦略（UN/ISDR）に対する財政面及び知見面からの支援を行った。

（２）「兵庫行動枠組」の実施の一環として平成17年5月に設置された国際復興支援プラットフォーム（IRP）の設置・運営について積極的支援を行い、平成19年1月の国際津波・地震フォーラムの共催、IRPの復興データベースの作成、大規模災害後の早期復旧活動の調整への参加等の活動を通じて、復興段階への防災の観点の統合を世界的に普及させることに貢献している。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

大規模自然災害が続く中で、平成17(2005)年から10年間の指針として採択された「兵庫行動枠組」の世界的実施を一層促進し、被害の実質的な減少を通じた持続可能な開発を達成するためには事業の拡充強化が必要。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 「気候変動枠組条約第12回締約国会議、京都議定書第2回締約国会合（概要と評価）」
(<http://www.mofa.go.jp/>)
- 「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合(<http://www.mofa.go.jp/>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II-5-4 難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組

【事務事業名】人道支援を行う国連・国際機関、関係国政府との連携による現地のニーズに基づいた人道支援の実施

【事務事業の概要】

(1) 国連総会、安全保障理事会、経済社会理事会等の国連の人道支援分野における政策への積極的参加。また国連人道支援活動の政策面での企画立案及び国連の各種会合の事務局としての機能、効果的・効率的な人道支援を確保するための関連機関の調整業務を行う国連事務局（人道問題調整部）への支援、人道支援活動の情報源であるリリーフウェブへの財政支援を行うこと等を通じた、人道支援分野における国際協力への積極的参加。また以下に掲げる国際機関への拠出を通じた難民・国内避難民、被災民への人道支援の実施。

(2) WFPの活動支援を通じた、避難生活を余儀なくされている人々に対する食糧支援の実施。また、国際社会全体における効果的な食糧支援の実施のためにWFPの各種会合への積極的参加、更に、我が国の政策を反映させるためにWFPとのハイレベルでの政策協議の実施。

(3) 難民（除：パレスチナ難民）に対する支援、保護及び難民問題の恒久的解決を行う唯一の国際機関であるUNHCRに対する支援の実施。右支援、各種会合への参加、政策対話の実施等を通じて、当事国、周辺国等と共に難民問題の解決を図る。

(4) パレスチナ難民の救済を実施する唯一の国際機関であるUNRWAに対する支援の実施。右支援を通じて、歴史上及び宗教上中立的な立場である我が国が積極的に中東地域の安定維持を図ることにより国際社会の平和と繁栄に対する我が国の責任を果たしていく。また、中東地域の安定は、我が国のエネルギーの安定供給確保に資するものでもありパレスチナ難民への支援に積極的に参加。

(5) 地雷対策に係わる国連組織内のフォーカスポイントかつ調整機関であるUNMASへの支援を行う。右支援及び各種会合への参加を通じて、地雷対策に関する国連機関内における効率性及び有効性を高め、我が国の地雷対策についての意向を反映させると共に、二国間での支援実施が困難な途上国に対する地雷対策支援において展開能力を有するUNMASを通じた支援を行うことにより、国際社会の一員としての責務を果たしていく。

(6) 国際的な人の移動の問題を専門的に扱うIOMに対する支援の実施。IOMへの支援を通じて、非自発的移住者への緊急人道支援、人身取引対策等の国際的な移住の管理行政、移住問題に関する地域協力の促進を行うことにより、国際社会の平和と安定を目指していく。

(7) 国際人道法に基づき武力紛争の犠牲者の保護・救援活動等を行っているICRCに対する支援。紛争犠牲者等に必要の支援を行うことにより、我が国の国際的な責任を果たしていく。

(8) 各国赤十字・赤新月社の国際連合体であるIFRCへの支援。被災民、難民、国内避難民等の社会的弱者に対し人間の安全保障に基づいた基礎的且つきめ細かな支援を行うためにも、IFRCの活動支援を行うことで、我が国としての国際的な責任を果たしていく。

【有効性（具体的成果）】

(1) 難民・国内避難民等に対する人道支援の実施は国際社会の共通の課題であると共に、国際社会において責任ある地位を占め国際平和の構築に積極的に貢献していくべき立場としての我が国の責務である。この観点から、平成18年度は、UNHCR、WFP、UNICEF、IOM、UNRWA、UNMAS、UNOCHA、ICRCの各人道関連国際機関に対し、総額約1千億円を拠出し、これら機関の活動支援を行った。

(2) また、国際機関への拠出を通じて人道支援に対する貢献を行っていく一方で、人道支援を行う国際機関との政策対話、意見交換を通じて、我が国が人道支援を行っていく上での根本的な理念である「人間

の安全保障」についての考え方について国際機関側の理解の促進に努めると共に、我が国の人道支援政策を国際機関の活動に反映させることに努めた。更に、UNHCR、WFP、IOM、UNRWAの人道支援関連国際機関の執行理事会及び各種会合へ参加し、我が国意見の反映、加盟国との協調関係の強化に努めると共に、我が国の苦しい財政事情の中、我が国拠出の適正な執行、無駄のない効果的・効率的な支援についての実施を要請した。また、支援現場における各国際機関の支援状況の把握のために、各種現地会合にも積極的に参加し適正な執行の確保に努めた。

(3) 各国際機関の長の訪日の際には、援助協調、「人間の安全保障」パートナーシップの構築、人道支援に対する協力関係の構築に努めると共に、各国際機関より実施の報告を受けるなど、適正な執行を国際機関に要請している。特に、我が国拠出金の効果的な実施及び我が国の顔の見える支援の確保は、我が国が支援を行うための必要な条件であることから、平成18(2006)年3月にWFP及びUNICEF、7月にUNHCRとの政策協議の開催(於:東京)、12月にグテーレス国連難民高等弁務官を外務省賓客として招待する等、効果的な支援の実施及び我が国との連携の強化を現場レベルに拡充させつつお互いに顔の見える援助を行っていくことを確認した。

(4) 上記国際機関への拠出金に加え、我が国は国際機関を通じて緊急人道支援を行っているが、平成18年度は、アフリカの平和の定着に向けた取組に対する支援として、UNICEF経由でブルンジ、ウガンダ、リベリアに対し約674万ドル、UNHCR経由でリベリア及びコンゴ民主共和国に対し総額約1千万ドルの支援を行った。更に、スーダンにおける難民・国内避難民に対し、UNHCR、WFP、UNICEF、ICRCを通じ、テント、食糧、医薬品等、総額5500万ドルの人道支援を行った。中東地域においては、UNRWA他を通じて社会的弱者支援として1月に「人間の安全保障基金」を通じて約530万ドル、3月にはWFP等を通じてパレスチナ難民及び住民を対象とした食料援助として6億6千万円、7月にはパレスチナ人の人道状況改善のための緊急支援としてUNRWA、UNICEF等に約2,500万ドル、8月にはレバノン危機に対する人道支援として、WFP、UNHCR、WHOを通じて、医薬品、食糧、テント、毛布等の供与として総額200万ドルの人道支援を実施した。また、東ティモールにおける政情不安への対応として、3月にWFPを通じ1億円の食料援助を、7月にUNICEF、UNHCR、IOM、UNDPを通じ、水、衛生、保健、栄養、シェルター、短期雇用創出、輸送等総額500万ドルの支援を行った。

(5) これら緊急人道支援を行うに当たっては、国際機関に対し、適切な支出の実施や我が国の拠出で行われた支援であることの明記及び適切な広報活動・活動報告を行うように要請しており、各機関とも我が国のこうした要請に、我が国の支援であるとの明記やインターネットを通じた活動報告を行う等可能な限り応えている。

(6) 平成16年12月に開催された「日米人道支援パートナーシップ会合」は、双方の人道支援政策を理解し、具体的な協調関係の構築を図っていく上で効果が上がったことから、平成17年6月に引き続き、平成18年6月に第3回パートナーシップ会合を実施し、国連人道支援システム、アフリカ諸国、難民問題等について情報の共有、人道支援の基本的な理念の整理、人道支援に対する現状認識を行うことが出来た。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 地球規模で発生している人道危機に対する人道支援は、我が国が国際社会の一員として果たすべき責務であり、我が国外交上の重要な柱の一つである。また、人間の個人としての生存の尊厳を守り、能力強化を図るという「人間の安全保障」の考えに基づいた具体的な取組として、我が国が今後も重視していくべき課題である。

(2) 近年の我が国の厳しい財政事情により、国際機関に対する拠出金は大幅な減額を余儀なくされており、今後もこの傾向が続くと考えられる。しかしながら、国際社会においては、依然人道危機への対処が

必要とされており、右対応の遅れは、国際社会の平和と安定そのものを脅かしかねないことから、我が国が今後も大幅な削減を続けていくことは、人道支援分野を重要視していないとのメッセージを人道危機に瀕している人々また国際社会に対して与える可能性がある。そのため、適切かつ効果的な人道支援の実施を確保し多くの人に支援が行われるよう目を配りつつ、国際社会の一員としての責務及び積極的な姿勢を示すためにも、国際機関への支援の拡充強化を図っていく必要がある。

【評価をするにあたり使用した資料】

- UNHCR、WFP、ICRC、IFRC、IOM、UNRWA等の国際機関の年次報告及びホームページ記載の情報。
- リリーフウェブ（人道支援に関するインターネットウェブサイト）記載の各種情報。

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策目標Ⅱ—6 国際法の形成・発展に向けた取組

施策

Ⅱ-6-1	国際法規の形成への寄与と外交実務への活用	209
Ⅱ-6-2	政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	213
Ⅱ-6-3	経済分野における国際約束の締結・実施	216
Ⅱ-6-4	社会分野における国際約束の締結・実施	219

Ⅱ－6－1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

【事務事業名】①国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合における国際法規の形成及び発展の促進。

【事務事業の概要】

個別の条約策定作業とは別に、国連国際法委員会(ILC)及び国連総会第六委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)、ヘーグ国際私法会議、私法統一国際協会(UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)、国際刑事裁判所(ICC)に関する各種会合等に参加した。

【有効性(具体的成果)】

(1) 国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程の締結に向けた努力を積み重ねた結果、平成19年2月の閣議決定によりICCローマ規程及び関連国内法案を国会に提出した。

(2) 国連第六委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)、ヘーグ国際私法会議、私法統一国際協会(UNIDROIT)会合、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行った。

(3) 国連国際法委員会(ILC)委員選挙において、山田中正候補(外務省参与)がアジア・グループ第1位で再選(4期目)された。

(4) また、ILCにおいては、山田中正委員(外務省参与)が、共有天然資源に関する特別報告者として条文草案の作成に積極的な貢献を行っており、平成18年度には共有天然資源のうち地下水に関する条文草案(第一読)を提出したところ、日本政府としても同委員の活動を積極的に支援した。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

国際法は不断の発展をとげており、政府として国際社会の各種フォーラムにおけるルール作りに我が国の立場から積極的に関与していくことは国益に直結する施策である。引き続き、各種会合の機会を活かして一層積極的に国際法規の形成に貢献していく。特にICC規程や国際私法分野の条約の締結に向けて必要な国内法整備について一層の検討を進めつつ、各種会合にも参加して新しいルール作りに貢献していく。

【事務事業名】②国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施

【事務事業の概要】

各国の外務省の国際法局長と、主要な国際法上の問題につき二国間で意見交換を行うことが、様々な分野における国際法の発展に資することから、主要国との間で二国間の国際法局長協議を開催した。平成18年度は、シンガポール（5月）、ベトナム（5月）、仏（10月）との間で開催した。また、各国の国際法局長・法律顧問が一堂に会する欧州評議会国際公法法律顧問委員会（CAHDI）に外務省国際法局関係者が出席するとともに、国連総会第六委員会の際の法律顧問会合にも出席し、この機会を捉えて、国際法上の問題につき各国の国際法担当部局との間で意見交換を行った。

【有効性（具体的成果）】

各種国際法局長協議の主催・参画についても積極的に取り組み、国連総会第六委員会の際の法律顧問会合や欧州評議会国際公法法律顧問委員会（CAHDI）等の主要国の国際法担当局長の会合に参加した。また、シンガポール、ベトナム、仏等の各国際法局長と二国間の意見交換を行い、海洋法やICC等に対する我が国の立場を説明するとともに、各国の国際法上の諸問題に関する意見を得ることができた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

今後とも、各種の国際的な議論の場で、我が国の意見を表明するとともに、各国の考え方を聴取し、今後の国際法の潮流を見極めることは、きわめて重要である。平成18年度に実施できなかった主要国を念頭に引き続き国際法局長協議を実施していく。

【事務事業名】③国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的な検討への取組と外交実務への活用

【事務事業の概要】

政府として国際法を的確に解釈し、国際法の発展に主体的に関与するために、「国際法研究会」（6回）、「国際法勉強会」（4回）、「UNCITRAL研究会」（1回）、「UNIDROIT研究会」（3回）等、国際法の諸分野について知見を蓄積し、法的な検討を実施するために、取り扱う分野や参加者のバランスをとりつつ、効果的に研究会を実施している。その結果も踏まえ、我が国が、外交案件に対処するにあたり、国際法との整合性を確保する観点から、一般国際法をはじめとする国際法規に基づく解釈を提示し、案件の的確な処理に資する指針を提示している。

【有効性（具体的成果）】

（1）国内の研究者と「現代国際法研究会」（6回）、「国際法研究会」（4回）等を実施し、海洋法、安保理決議に伴う国際法上の論点、一般国際法における「武器の使用」、ICCなど、我が国にとり重要度の高い問題に関する法的論点を検討し、様々な視点や意見を聴取した。

（2）国内の研究者、各省担当者、実務関係者等を交え「UNCITRAL研究会」（1回）、「UNIDROIT研究会」（3回）を実施し、国際私法分野に関する問題を検討した。こうした機会を通じて蓄積した知見を、UNCITRALやUNIDROITの各種会合の対処方針等に反映させた。

（3）さらに、国際法委員会（ILC）において検討されている「共有天然資源」分野につき研究会を定期的に関催し、ILC第58会期に向けて、特別報告者（山田中正委員）を支援した。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

（1）重要な外交案件として取り扱われることが予想される事項について法的論点を整理する作業を一層強化していく。あらゆる国際的な問題には、法的な側面が存在するといっても過言ではなく、我が国が様々な外交案件に適切に対処し、国際法の発展に積極的に関与していくためには、国際法上重要な論点を把握し、検討することが不可欠である。

（2）種々の具体的外交案件における国際法に係る事項について、蓄積された知見に基づき的確な国際法の解釈を提示することを通じ主管局を補佐し、また、国内・国外での裁判において、我が国としての国際法の解釈を示し、我が国の国益を確保することは、国際法課の中心的業務の一つである。現在、海洋法等に係る問題についての事務が急増している状況を踏まえ、より一層、この取組を強化していく必要がある。

【事務事業名】④要請に基づいた公開講座や大学における臨時の講義の実施。研究者、学生等との意見交換及び交流の実施。我が国の国際約束に関する情報の継続したとりまとめ。

【事務事業の概要】

国際法の知識を普及させることを通じ、国際法に関係する人口の裾野を広げ、国際法の発展の基盤を形成する観点から、国内大学の要請に基づき、平成18年度は中央大学、神戸大学等において通年及び各講座別での国際法に関する講義を実施。国際法学会、九州国際法学会等、学者・研究者の研究会に積極的に参加。また、我が国が締結した国際約束に関するインターネットによるデータベース作成作業を継続中。

【有効性（具体的成果）】

中央大学での講義では受講者の多くが国際法の実務が身近に感じられたとのアンケート結果を寄せ、立教大学でも同様の声が多く聞かれた。こうした講義やデータベース等による情報提供を通じて、国際法が現実の外交や国際社会の場でどのように活用されているかを学生や若手研究者に広く実感してもらうことは、国際法分野の裾野を広げ、その普及を図るために極めて重要である。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

今後も、国際法上の論点に関する政府の見解について、国際法学者を含む国民の理解を促進するとともに、国際社会における「法の支配」に我が国及び我が国国民が貢献していくとの観点からも、我が国の国際法分野の裾野を広げ、その普及を図ることは引き続き重要である。

【評価をするにあたり使用した資料】

- ・ 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)
- ・ 平成 19 年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－６－２ 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

【事務事業名】① 日朝間の諸問題、日ロ平和条約交渉に適切に対処（法的な検討及び助言を含む。）

【事務事業の概要】

六者会合や日朝協議の開催、サンクトペテルブルク・サミットやAPECの際の日露首脳会談の開催等を通じ、日朝間の諸問題や日ロ平和条約交渉に適切に対処し、また、対米武器・武器技術供与取極の締結等により、日米安保体制の信頼性向上に向けて主体的に取り組み、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みの構築に少なからず寄与した。詳細は下記各論参照。

【有効性（具体的成果）】

（総論）日朝間の諸問題や日ロ平和条約交渉に適切に対処し、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みの構築に少なからず寄与した。

（各論）

日朝関係においては、核問題について平成19年2月に開催された第5回六者会合第3セッションにおいて、北朝鮮による寧辺の核施設の活動停止及び封印等の「初期段階の措置」や、北朝鮮によるすべての核計画の完全な申告の提出やすべての既存の核施設の無能力化にまで踏み込んだ初期段階の「次の段階における措置」などからなる「共同声明の実施のための初期段階の措置」が採択され、朝鮮半島の非核化に向けた第一歩を踏み出した。また、平成19年3月には第1回「日朝国交正常化のための作業部会」が開催され、我が方より、「日朝平壤宣言に則り、拉致、核、ミサイル等の懸案事項を包括的に解決し、不幸な過去を清算することを基礎として国交正常化を実現するという基本方針の下、積極的に作業部会に取り組む用意がある」との基本的立場を表明し、作業部会での作業を日朝平壤宣言に則って行うことを日朝間で確認した。

日露関係においては、平成18年7月のサンクトペテルブルク・サミットの際の日露首脳会談において、平和条約問題の解決に向けた環境整備を進める観点から、北方四島を含む隣接地域において、日露両国が共同で地震・津波対策等、防災分野で協力していくことで一致した。また、同年11月のAPECの際の日露首脳会談においても、北方領土問題に関し、これまでに達成された諸合意・諸文書に基づき双方に受入れ可能な解決策を見いだすため、政治レベル、事務レベルで更に精力的に交渉していくことで一致した。平成19年2月のフラトコフ首相の訪日の際には、領土交渉進展の環境整備にも資するものとして、四島を含む日露の隣接地域において防災分野の協力を具体化させることで一致し、覚書が署名された。

日米安保体制関連では、平成18年7月に、同年度から実施が予定されている弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発に必要な武器を米国へ供与するための枠組みを確立する「対米武器・武器技術供与取極」が締結された。また、平成19年3月のハワード豪首相の訪日の際には、「安全保障協力に関する日豪共同宣言」が作成された。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

日朝国交正常化を始めとする日朝間の諸問題の解決及び北方領土問題の解決による日ロ平和条約締結の実現は、日本の周辺諸国とより安定した関係を築くことにより我が国を取り巻く国際環境を安定化し、我が国における一層の安全や我が国の繁栄を確保するという、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みを構築する観点から益々重要な意義を有するようになってきており、より積極的に取り組む必要がある。日米安保条約に基づく日米安保体制は、我が国、アジア太平洋地域の平和と繁栄を実現していくための基軸として有効に機能しており、日米安保体制の信頼性向上に向けて主体的に取り組んでいくことは、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みを構築する観点から、益々重要となってきている。

【事務事業名】② テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関する条約の締結・実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組

【事務事業の概要】

「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロ防止条約」について国内法の成案を得た上での国会提出の締結に向けた作業の継続、「国連国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約改正議定書」の締結に向けた作業の継続、「アジア海賊対策地域協力協定」発効に際しての取組及び未締約国に対する締結の促進、香港・ロシア・中国との刑事共助条約交渉の実施等を通じ、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け着実な成果があった。詳細は下記各論参照。

【有効性（具体的成果）】

（総論）テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け着実な成果があった。

（各論）

テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関する条約の一環として、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を犯した個人を国際法に基づき処罰するための常設の国際刑事法廷である国際刑事裁判所への加盟を目的とした「国際刑事裁判所ローマ規程」に関し、懸案であった国内法の成案を得た上で国会に提出した。また、「核テロ防止条約」についても、国内法の成案を得て国会に提出した。「国連国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約改正議定書」の締結のための作業も引き続き行った。

また、刑事事件の捜査、訴追等に必要な証拠の提供等を条約上の義務として規定する刑事共助条約については、香港、ロシア及び中国との間で精力的に交渉を行い、刑事分野における共助の一層確実な実施及び効率化、迅速化に向けて取り組んだ。

さらに、近年深刻な状況となっている海賊問題について、我が国が提唱した「アジア海賊対策地域協力協定」が平成18年9月4日に発効したところ、我が国は、その発効に向け、各国による締結の促進に努めるとともに情報共有センターへの事務局長派遣を含めその発効後の取組に積極的に参画した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約については、「国連国際組織犯罪防止条約」、包括テロ防止条約、「核物質防護条約改正」、「海洋航行不法行為防止条約改正議定書」、香港・ロシア・中国との刑事共助条約等につき締結に向けた準備を進めていくことは、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去という観点から益々重要な意義を有するようになってきており、より積極的に取り組む必要がある。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 平成19年版外交青書
- 各国概況（外務省HP）
- 国会へ提出した条約（外務省HP）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－６－３ 経済分野における国際約束の締結・実施

【事務事業名】① WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。WTO の紛争解決手続における日本の主張・立証に際しての法的な検討及び助言。

【事務事業の概要】

(1) 平成 13 年 11 月のドーハ閣僚会議で始まった WTO 新ラウンド交渉は、平成 18 年 7 月、各国の立場の乖離が埋まらないことから一旦中断された。その後、我が国からの再開に向けた働きかけもあり、11 月から各国間で実務レベルでの議論が再開され、平成 19 年 1 月以降本格的に交渉が再開した。現在、交渉の早期妥結に向けた協議がジュネーブ等で行われているが、国際約束の改正等の具体的な成果は未だ得られていない。今回の交渉においては、農業、漁業補助金、アンチ・ダンピング、貿易円滑化などの WTO ルールの明確化をはじめとする論点が交渉対象となっており、これらの新しい問題が農業交渉、非農産品市場アクセス交渉、サービス交渉等の自由化に向けた交渉分野と絡み合っており、全体として極めて複雑な交渉となっている。このため、交渉全体の成功のために努力し、さらにその中で我が国の立場を実現していくためには、法的な観点からの検討・助言を行っていくことが極めて重要である。

(2) WTO の紛争解決手続制度は、GATT 時代に比べ、加盟国によって積極的に利用されており、その中には我が国が提訴したり、提訴されたりする事案も多い。このようないわば「WTO の司法化現象」とも言い得る事態の中、我が国が当事国として主張・立証を行うにあたって法的な観点から検討・助言を行うことがますます重要になってきている。

【有効性（具体的成果）】

(1) WTO 新ラウンド交渉については、平成 18 年 7 月に中断したものの、平成 19 年 1 月以降本格的に再開している。しかし、未だに、これまでの国際約束の改正等の具体的な成果は得られていない。

(2) 紛争解決手続に関しては、「米国のゼロイング及びサンセットレビュー」（我が国提訴）等の事案について、我が国が当事国として行う主張・立証を行うにあたり、法的な観点から検討・助言を行った。この結果、上記事案については、WTO 上級委員会において、我が国の主張を認める報告書が発出された。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) WTO のドーハ・ラウンド交渉については、各分野での交渉及び分野横断的な交渉が進んでいるが、その結果が条文化されていく中で、法的な検討・助言が必要とされている。

(2) 紛争解決手続については、我が国を当事国とする案件につき継続して審議がなされており、また、今後新規案件が発生する可能性もある。よって、我が国が当事者として主張・立証を行うにあたって法的な観点から検討・助言を行うことが引き続き必要である。

【事務事業名】② 東アジア諸国等との自由貿易協定・経済連携協定の交渉・締結及びその実施（法的な検討及び助言を含む。）

【事務事業の概要】

(1) WTO を中心とする多角的自由貿易体制を補完するものとして WTO で実現できる範囲を超えた或いは WTO では取り扱われていない分野における連携を強化する手段として、EPA/FTA を推進する意義は大きい。

(2) また、EPA は、東アジア共同体の構築に向けた重要な機能的協力の 1 つであり、政治・外交戦略上、我が国にとって有益な国際環境を形成することに資する。物品及びサービスの貿易のみならず、投資、政

府調達、競争、ビジネス環境整備、相互承認、協力といった広範な内容を含み得る EPA の交渉においても必然的に法的な観点からの十分な検討・助言を必要とする。

(3) このような広範な内容を含む EPA においては、テキストの分量は膨大なものとなる。その中で誤りなきよう法的整合性と統一性を確保し、平仄を整えた上で交渉から署名、国会承認、協定発効までの手続（締結手続）を完了させるためには、通常の条約締結に比しても非常に多くの労力を必要とする。また、発効後の実施の段階においても、法的助言が求められることが少なくない。このため、十分な体制を整える必要がある。

【有効性（具体的成果）】

以下の具体例にあるとおり、東アジア諸国等との経済連携の交渉が進展した。

- 平成 18 年 9 月にフィリピンとの間で EPA に署名、メキシコとの間でも議定書に署名（その後、双方につき平成 18 年 12 月に国会の承認を得た。）。
- また、平成 19 年 3 月にシンガポールとの間の EPA 改正議定書及びチリとの間の EPA に署名し、タイとの間の EPA への署名の準備を整えた（平成 19 年 4 月に署名。その後 4 月中に 3 件とも国会提出。）。
- 加えて、平成 18 年度においては、ASEAN 全体及びインドネシアとの交渉を継続するとともに、ブルネイ、GCC、ベトナム、インドとの交渉を開始するなどの進展が見られた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成 19 年度は、フィリピン、シンガポール（改正議定書）、チリ、タイとの協定の締結に万全を期すとともに、大筋合意に達しているブルネイ及びインドネシアとの協定の早期署名・発効に向けて尽力する。更に、引き続き ASEAN 全体、GCC、ベトナム、インドとの交渉を継続するとともに、豪州、スイスとの交渉に当たり、必要な作業を拡充強化させる必要がある。

EPA の交渉・締結・実施については、これまでも法的な観点からの検討・助言を行ってきたが、対象となる EPA の数が増えるに際しても十分に対応する。

【事務事業名】③ 社会保障・投資関係の協定への取組等海外における国民の利益を守る法的枠組みの構築及びその適切な実施（法的な検討・助言を含む。）

【事務事業の概要】

(1) 国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存は益々高まっており、我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の重要性は増大している。このような中、海外におけるこうした経済活動を保護・促進していくための取組は不可欠になってきており、特に、これら活動のための法的基盤の提供は重要である。

(2) 例えば、(イ) 経済発展等に伴う人的交流の活発化により大きな問題となっている年金制度への二重加入等の問題につき解決を図る社会保障協定、(ロ) 我が国の国民や企業が海外において経済活動を行う際に生じる二重課税の問題の解決や課税関係の明確化を図る租税条約、(ハ) 我が国の国民や企業が行う投資の保護を法的に確保することを図る投資協定等の分野において、今後とも取組を推進していく必要がある。

【有効性（具体的成果）】

以下の具体例のとおり、国民の利益を保護・促進することに繋がる条約の締結に向けた進捗が見られた。

(1) 平成 18 年度は、以下の条約の締結につき国会の承認を得た。「日・加社会保障協定」、「日・印租税条約改正議定書」、「日・英租税条約」

(2) 平成19年通常国会では、以下の条約の締結につき承認を求めている。

「日・豪社会保障協定」、「日・仏租税条約改正議定書」及び「日・フィリピン租税条約改正議定書」

(3) この他に現在、下記の国との間で協定交渉を行っている。

(イ) 社会保障協定：オランダと交渉中。

(ロ) 租税条約：アラブ首長国連邦、クウェート、オランダ、豪州及びパキスタンと交渉中。

(ハ) 投資協定：カンボジア、ラオス及びサウジアラビアと交渉中。日中韓協定についても交渉中。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存は益々高まっており、我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の重要性は増大している。このような中、海外におけるこうした経済活動を保護・促進していくための取組は不可欠になってきており、特に、これら活動のための法的基盤の提供は重要である。我が国の国民や企業が海外で行う経済活動の保護・促進に資する国際約束の交渉を促進し、速やかな締結を目指す。

【評価をするにあたり使用した資料】

- ・ 外務省ホームページ
- ・ 平成19年版外交青書
- ・

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－６－４ 社会分野における国際約束の締結・実施

【事務事業名】① 環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組

【事務事業の概要】

（１）グローバル化の進展とともに、環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健その他新しい分野において、国民生活に直結するような国際的ルール作りが活発化し、また、その適切な実施が重要になっている。（例：京都議定書の国内実施、次期枠組みに向けた検討、障害者権利条約作成交渉、ユネスコにおける各種取組、国際海事機関における各種取組、漁業分野での関係条約についての検討）

（２）これらにおいて、交渉・締結・実施のいずれの段階においても、法的な観点からの検討・助言は不可欠である。

【有効性（具体的成果）】

以下の具体例にあるとおり、国民に影響を与える分野での国際的ルール作りに参加するとともに、そのようなルールに日本が参加するよう努めた。

（１）平成 18 年度は、以下の条約につき国会の承認を得た。

「国際民間航空条約改正議定書」、「国際水路機関条約改正議定書」、「国連海事機関条約 1991 年改正」、「国連公海漁業協定」、「2000 年危険・有害物質汚染事件に関する議定書」

（２）平成 19 年度は、以下の条約につき国会の承認を求めている。

「ロンドン条約 1996 年議定書」、「職業安全衛生枠組条約」

（３）その他、個別の条約作成交渉において、必要に応じて国際法局から法律専門家を交渉代表団に加え法的な観点からの検討・助言を行ってきている。例えば、平成 18 年には、我が国が積極的に交渉に参加してきた強制失踪条約や障害者権利条約が採択された。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

本件施策が対象とする分野における国際約束作成の動きは、新しい現実に適用しようとする国際社会の努力を示すものである。そのような現実に直面する我が国国民の利益に直結するものである。かかる動きに積極的に関与し、我が国国民の利益や関心を十分に反映させる必要がある。また、こうしたルールが国際社会全体で実施され、我が国自身も締結・実施することによって、国際社会全体においても我が国の国民の利益や関心に沿った取組がなされることとなる。したがって、これら社会分野での様々な国際的ルール作りへの積極的参画に際し、法的な検討・助言を行い、我が国として締結する意義があると認められる国際約束については速やかな締結を目指す。

【評価をするにあたり使用した資料】

- ・ 外務省ホームページ
- ・ 平成19年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策目標Ⅱ—7 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の
政策決定ラインへの提供

施策

Ⅱ-7	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの 提供	223
-----	---	-----

Ⅱ－７ 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供

【事務事業名】①在外公館に対する情報収集に関する重点課題・指針の提示及び支援の提供等、在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施

【事務事業の概要】

在外公館に対する本省側の重点事項や問題意識を伝える訓令電の発出、特定のテーマに関する本省及び在外公館双方の関係者による会議の実施等により、在外公館に対し収集すべき情報は何か、本省側の問題意識は何かを適時かつ的確に伝えることができ、在外公館が効率的かつ的確な情報収集活動を行う上で必要性は高い。

【有効性（具体的成果）】

(1) 特定地域の在外公館の政務担当者及び本省・関係省庁関係者による会議を開催し、特定重要テーマに関する本省側問題意識の提示、本省及び参加公館との情報の共有、共通認識の提示等の成果が得られた。
(2) 必要に応じて収集すべき情報について随時訓令を発出、出張調査等を指示することにより、在外公館の情報収集活動に指針を与えるとともに、情報収集経費や出張経費の支援等ロジ支援も行うことで、在外公館の活発な情報収集活動に寄与した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

一定の成果を得たものの、対外情報収集の基本は在外公館における情報収集活動にあり、また情報収集活動が一定の成果を得るためには長期的なスパンが必要であるところ、平成19年度以降も施策を継続または拡充していく必要がある。

我が国にとり情報収集能力の強化が急務である分野・地域は多岐に及び、平成18年度において成果のみられた同様の事業を平成18年度の施策の対象となった以外の分野・地域に対しても実施する。

【事務事業名】②情報収集手法の開拓及び整備

【事務事業の概要】

本省及び在外公館における情報源の開拓や、各情報源に対する評価の実施、衛星画像の効果的活用、公開情報の効率的利用、電子化の促進等による情報収集手法の開拓及び整備は、情報収集能力の向上に不可欠である。

【有効性（具体的成果）】

(1) 在外公館において新たな情報源を獲得でき、既存の情報源との比較・対象を可能とした。
(2) テロ関連声明のデータベースの強化等を含め、既存の公開情報のより効果的な活用のための改善策を検討した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

一定の成果を得たものの、入手された情報や各情報源に対する評価については不十分な面もあり、今後、情報源の評価をいかに行うか更に検討する必要がある。公開情報の活用については、省内における共有体制の強化、一層の電子データ化、既存の公開情報の整理・統合等、改善を必要とする点もある。

今後は、公開情報収集の外部委託、情報の電子データ化、衛星画像活用のための一層のインフラ整備、在外における情報収集要員の増強等をさらに進めるべく、予算・定員要求に反映していく。

【事務事業名】③情報分析能力強化のための諸措置の実施

【事務事業の概要】

近年の不確実性や多様なリスクが増大する国際情勢の中で、重要な国際情勢に係わる時宜に適った情報を分析・評価し、結果を成果物として政策決定ラインに適時に提供することにより外交政策の立案・実施に寄与する。また、特に最近では国際テロ問題、大量破壊兵器の拡散問題等の安全保障分野や、北東アジア、中東、旧ソ連圏等の我が国関心地域に関する対外情報分析能力を一層強化する必要性が認識されており、諸外国との協力強化や外部有識者等の知見の活用が分析能力の強化のために必要である。

【有効性（具体的成果）】

- （１）政策部局の打ち合わせ会合への国際情報統括官組織関係者の定期的出席を確保し、また、分析ペーパーに添付する評価シートを通じて政策部局等の意見を聴取することを通じて、政策部局のニーズを把握するとともに、適時性のある的確な分析課題を設定することに努めた。
- （２）分析担当官の人数を若干増加させ、情報分析能力の向上を図った。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

一定の成果を得られたものの、専門分析員等を一層活用する必要がある。政策部局との公式、非公式の意見交換を拡充して政策部局との一層の連携強化をさらに図る必要がある。

政策部局との連携は強化されているものの、政策部局との公式、非公式の接触を増大させ、分析結果への政策部局による意見の聴取や、政策部局の情報分析のニーズの把握を行うこと等により政策部局との連携を一層強化することが必要。

外部有識者等の知見の活用についても、特定テーマに関する調査の外部委託等により施策の拡充を図る必要がある。

【事務事業名】④分析要員のための研修の実施

【事務事業の概要】

近年の不確実性や多様なリスクが増大する国際情勢の中で、政策決定ラインが的確な外交政策を立案・実施するためには、重要な国際情勢に係わる時宜にかなった情報を分析・評価することが必要である。特に最近では、テロ・大量破壊兵器拡散等の安全保障分野や、北東アジア、中東、旧ソ連圏などの我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化する必要性が認識されており、そのためには、諸外国との協力強化や分析要員の能力強化のための研修等を実施することが必要。

【有効性（具体的成果）】

- （１）政府内外の専門家との意見交換を増加させ、種々の見方を聴取し、このような見方を比較検討させることで分析力の向上を図った。
- （２）分析要員による人的情報の分析、及び画像情報の解析能力向上のため、国内外で研修を実施し、情報分析の具体的手法を学ぶことにより、分析要員の能力強化を図った。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

情報分析には、高度な専門知識や幅広い知見が必要であり、新たな分析官の育成には不断の努力が必要

なところ、情報分析の能力・確度のさらなる向上のため、国内外の専門家との分析に関する意見交換の機会を増大させること、また、海外の研究機関が提供している有益な研修に参加できるようにすることが必要である。

【事務事業名】⑤政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供

【事務事業の概要】

近年の不確実性や多様なリスクが増大する国際社会において、重要な国際情勢に係わる時宜にかなった情報を収集、分析し、情報及び分析結果を政策決定ライン及び関係機関にタイムリーに提供することは、我が国が、国際社会が直面する様々な課題に迅速に対応し、戦略的な外交を展開していくために必要不可欠。

【有効性（具体的成果）】

省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席、関連情報を提供する他、大臣、政務官等幹部への各種ブリーフを増加させ、右幹部ブリーフへの政策部局からの積極的参加を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

外務省が行っている国際情勢に関する情報の収集は、外交政策の立案・実施に即した問題意識に基づいて行われ、情報収集・分析の結果が外交政策の立案・実施に適時・適切に活用されることが重要であり、一定の成果が得られている政策決定ラインへ適時の情報及び分析結果の提供は、今後とも継続することが必要である。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 平成19年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策

施策目標（施策）

Ⅲ-1	海外広報	229
Ⅲ-2	国際文化交流の促進	233
Ⅲ-3	文化の分野における国際協力	243
Ⅲ-4	効果的な外国報道機関対策の実施	248
Ⅲ-5	適切な国内広報・報道機関対策の実施	250
Ⅲ-6	効果的なIT広報の実施	254

Ⅲ－１ 海外広報

【事務事業名】① 政策広報（特に、理解と信頼を目指した戦略的広報及び、国益擁護のための情報発信）

【事務事業の概要】

我が国外交の遂行を容易にするため、外交政策をはじめとする我が国政府の政策や立場についての広報を行うことにより、これらへの諸外国国民による理解を増進する。

インターネットを通じた広報として、外務省ホームページ（英語版）や在外公館ホームページ等がある。平成18年度は、日本海呼称問題に関する動画資料を作成し外務省ホームページに掲載するなどした。また、教科書問題への対応の一環として、平成17年度に引き続き、我が国の中学校用歴史教科書の近現代史の近隣諸国関係部分を英語、中国語、韓国語に翻訳してウェブサイト（外部業者に運営委託）に掲載する事業を行った。

また、イラク復興支援、国連改革、北朝鮮による日本人拉致問題、アフガニスタン支援等の各種政策広報パンフレットの作成と配布、定期刊行物（「ジャパンエコー」誌及び「英語版外交フォーラム」誌）の購入と配布を行った。

在外公館においては、我が国から派遣する有識者や館員による講演会を行っている。また、諸外国のオピニオン・リーダー（政党指導者、国会議員、地方自治体の長、経済界要人等）の訪日招待を実施した。

【有効性（具体的成果）】

インターネットを通じた広報は、同時に多くの対象に情報を伝達することが可能であり、非常に有効な手段である。平成18年度は、年間合計で、外務省ホームページ（英語版）は合計約2,260万ページビューと対前年度比8.9%増加するとともに、在外公館ホームページは合計約8,495万ページビューで対前年度比9.6%増加した。また、教科書翻訳ウェブサイトでは、平成18年度1年間で合計約32万5千ページビューを記録した。

政策広報パンフレットは合計51,000部、定期刊行物（ジャパンエコー誌、英語版外交フォーラム誌）を合計81,668部配布した。これら印刷物資料は、政策の説明に当たっては不可欠であるのみならず、インターネットでのアクセス機会増にもつながるものであり、アンケート結果でも一定の評価を得ていることから、有効であったと評価できる。

在外公館においては、平成18年度に約1,400件程度の講演会を実施したと見込まれる（うち在外公館長等による講演会は約140件）。また、我が国から計30人の有識者を派遣し、世界各国において講演会を行った（講師派遣事業）。在外公館からの報告によれば、講師派遣事業による講演者の9割は、派遣国のメディアにおいてその講演内容等が報道されていることが確認されており、また聴衆の多くが講演内容に対し肯定的な評価をしていることから、広報効果があったものと考えられる。他方、海外広報予算の減少に伴い、講師派遣事業による派遣人数は減少している（平成13年度計57人→平成18年度計30人）。

平成18年度は、諸外国から計40人のオピニオン・リーダーを我が国に招待した。これらの招待者の多くは、日本滞在が有意義であった旨を述べており、また帰国後、我が国に対する理解に基づく発言をしている例も報告されていることから、有効であったと考えられる。他方、海外広報予算の減少に伴い、オピニオン・リーダーの我が国への招待数も近年減少している（平成13年度計60人→平成18年度計40人）。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

民主化・グローバル化が進む世界において、我が国が外交政策を遂行するに当たって、外国国民の理解

を得る必要性は増大しており、必要な人員・予算を確保しつつ一層の努力を行う必要がある。特に、各国において影響力の大きい政策決定者、有識者等を主たるターゲットとして、これら有識者等の関心や情報入手手段の動向を捉えて我が国の政策を効果的に発信することが必要である。

【事務事業名】② 一般広報（含む、日本の魅力の発信を通じたビジット・ジャパン・キャンペーンの推進）

【事務事業の概要】

政策広報を行う前提としての、我が国に対する基本的な理解の促進や、親近感・好感情を醸成するための、我が国の一般事情に関する広報活動。また、我が国の様々な魅力を発信することにより、ビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC）にも貢献した。

このため、一般広報用ウェブサイトWeb Japanでは我が国に関する基本情報を掲載するとともに、ファッションやテクノロジーなど、海外から関心の高い現代日本事情の紹介を行った。なお、中国国民に対する情報発信を強化するため、平成18年度から、Trends in Japan（日本新潮流）、Kids Web Japan（日本児童網）、Japan Fact Sheet（日本縦覧）の中国語訳を新たに掲載した。

また、印刷物資料として、食文化やポップ・カルチャーを含む身近な話題や美しい写真を通じて日本を紹介する季刊誌「にっぽにあ」を14カ国語、合計約17万部配布する等した。

さらに、毎月3～4トピック、15分程度の映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」を在外公館に送付し、現地のTV局に提供した。

また、外国TV局の取材チームを本邦に招待し、帰国後日本特集番組を制作・放映させる事業も実施している。

観光誘致の観点からは、VJC重点市場における、在外公館長を会長とするVJC現地推進会の開催、見本市におけるブース設置等のイベント参加、在外公館主催行事（プロモーション・パーティ、セミナー、講演会等）、メディアを通じた広報等を実施した。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度、Web Japanへのアクセス数は、年間約3,342万ページビューと対前年度比7.7%増加し、これまでの最高値を達成した。「にっぽにあ」誌については、在外公館に対して行ったアンケートの結果では90%以上の公館が現地において好評であると評価しており、有効であったと評価できる。ジャパン・ビデオ・トピックスは世界100カ国以上、200近いテレビ局に提供され、推定延べ40億人に視聴された。TVチーム招待事業では、招待した10チームの全てが日本特集番組を放映している。VJCに関しては、平成18年の訪日観光客数が過去最大の733万人となるなど、効果を上げている。

なお、途上国を中心に、世界の多くの地域においては、依然として在外公館が一般広報を行わない限り、我が国に関する情報流通が乏しいことから、基本的な対日理解の進展が期待できないことに留意が必要である。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

若年層を中心とする世界的な我が国のアニメやマンガをはじめとするポップ・カルチャー人気の機会を捉え、息の長い対日関心を醸成するべく、各種媒体（インターネット、映像、印刷物）の特色を活かした広報活動を強化することが必要である。

【事務事業名】③ 教育広報**【事務事業の概要】**

教師あるいは学生・生徒を対象に、日本一般事情を紹介する広報事業。一般的に青少年は外国に対する観念が固まっていないものであることから、この時期に広報事業を行うことにより、将来的な親日派・知日派の育成を図る。

【有効性（具体的成果）】

経済関係の深化やポップ・カルチャーの人気を背景に、青少年の対日関心は高まっており、在外公館はこれに応える教育広報事業を実施した（約2,000件程度）。これらの事業の多くは対象となった教師・学生・生徒や受け入れ校から好意的な反応を得ている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 **今のまま継続** 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

教育広報は一定の成果を上げているが、準備等に多くの時間を要することもあり、対象を絞る等、効率的な実施に心がける。

【事務事業名】④ 広報環境調査（対日世論調査等）**【事務事業の概要】**

広報事業を実施するに当たっては、そもそも諸外国における対日意識を把握することが必要であるが、第三者が実施する世論調査のみでは十分な情報が得られないため、自ら対日意識調査を実施する。平成18年度は米及びEU（英、仏、独、伊）において世論調査を実施した。

【有効性（具体的成果）】

外務省が実施した対日世論調査の結果、米における調査では、有識者の91%、一般回答者の74%がそれぞれ日本を信頼出来ると回答し、EU（英、仏、独、伊）における調査では、有識者の86%が日本を信頼できると回答するなど、我が国に対して好意的な見解が示されていることが判明した。

これらの調査結果は対象地域に対する広報文化交流計画の策定において活用されており、有効であったと考えられる。

なお、平成18（2006）年11月から平成19（2007）年1月にかけて英国BBCワールド・サービスが世界27カ国で行った世論調査では、25カ国において、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした回答が、悪い影響を及ぼすとした回答を上回っている。また、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は全体で54%であり、評価対象となった13カ国・地域中、カナダと同率で最も高く、我が国に対する高い評価が見られる。ただし、中国及び韓国においては、我が国が悪い影響を及ぼすとする回答が過半数を占めている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 **今のまま継続** 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

対日意識の的確な把握のため、今後とも調査を実施する必要がある。調査対象については政策的重要性和、過去行った調査からの変化の把握の双方を勘案して決定する。

【評価をするにあたり使用した資料】

○米国における対日世論調査

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/yoron07/index.html>

○EUにおける対日世論調査

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe/pdfs/chosa07_g.pdf

○BBCによる世論調査

http://www.globescan.com/news_archives/bbcntryview/

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅲ－２ 国際文化交流の促進

【事務事業名】① 文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信（在外公館文化事業・国際交流基金事業等）

【事務事業の概要】

日本文化、思想、価値観等の魅力を諸外国国民に伝え、対日理解や信頼を深め、我が国への共感を醸成し、ひいては知日家・親日家を養成していくことを目的として、在外公館や（独）国際交流基金を通じて、公演事業、展示事業、ワークショップ、映画祭等といった日本文化の海外での紹介事業を実施している。

また、各国の共通課題や国境を越えた問題について、我が国の有識者の意見を発信することによって、解決に向けた貢献を行うと共に、人的ネットワークの構築を図り、国際的な知的対話の展開において我が国のプレゼンスを示すことを目的として、シンポジウムの開催やフェローシップの供与といった知的交流事業を実施している。

さらに、我が国全体として諸外国市民の対日理解促進、親日感の醸成、相互理解の促進に取り組むために、民間や地方自治体といった文化・知的交流の担い手と広く対話をし、情報を分かち合い、意見交換を行うための取組を実施している。

【有効性（具体的成果）】

（１）在外公館文化事業

在外公館文化事業については、平成18年度上半期において、主催・共催事業を1114件実施した。地域別の内訳は以下の通り。

年度	地域	主催・共催事業
平成 18 年度上半期	北米	227
	中南米	181
	欧州	323
	大洋州	71
	アジア	183
	中近東	24
	アフリカ	21
	ロシア・CIS	84
	合計	1114
平成 17 年度	北米	449
	中南米	484
	欧州	922
	大洋州	187
	アジア	462
	中近東	109
	アフリカ	79
	ロシア・CIS	256
	合計	2948

（２）（独）国際交流基金事業

(イ) 文化事業

(a) 平成 18 年の「日豪交流年」を記念して、同年 8 月から 10 月に、オーストラリア各地（メルボルンなど 11 会場）において主催展「Rapt! 20 contemporary artists from Japan」を開催した。本展は現代日本文化の特徴を美術作品を通じ提示する本格的な展覧会であり、また同展に合わせて日豪のキュレータ（博物館・美術館館長、管理人）・学者 15 名の交流、及びオーストラリア 5 都市におけるアーティスト・イン・レジデンス（6 名参加）なども実施された。本展は日本の若手作家を豪州に紹介する好機となるとともに、日豪の美術関係者にとり交流促進の機会となった。

更に「日豪交流年」の一環として、巡回展「Painting for Joy - 90 年代の日本の絵画」展（シドニー、メルボルン、キャンベラ、ブリスベン）、工芸展「手仕事のかたち」（キャンベラ、ヌーサ、メルボルン、パース）、「ワンダーバス・ジャパン」（ケアンズなど 7 都市）、及び「第 10 回日本映画祭」（キャンベラ、メルボルン、ブリスベン、パース、シドニー）などの各種文化行事をオーストラリア各地において展開した。特に「手仕事のかたち」展は日本の伝統的な素材や技術を生かした工芸品職人の技が高く評価された。また「第 10 回日本映画祭」においては「スウィングガールズ」、「父と暮せば」等計 19 本の日本映画が上映され、観客総数は 5,000 人を超えた。

(b) 平成 18 年の「中東との集中的文化交流事業」の一環として、日本の戦後の歩みを子供に焦点を当て振り返る写真展「日本のこども 60 年」を制作し、スーダン、ヨルダン、レバノンを巡回した。

また、「新世代アーティスト」展（クウェート）、「手仕事のかたち」展（イエメン、サウジアラビア）、からくり人形師の派遣（アルジェリア、シリア）などの各種文化事業を中東各地で実施した。特に、「手仕事のかたち」展では、多くの来場者が寄木細工などの工芸品の制作過程を実際に体験し、日本人職人の優れた技に対する理解を深めた。また、からくり人形師の派遣では、からくり人形とアイボのデモンストレーションを通じ、多くの観客が伝統文化と先端テクノロジーが共存する日本文化に対する理解を深める機会となった。

(c) 平成 19 年の「日タイ修好 120 周年」及び「日本マレーシア国交 50 周年」を記念し、日本を代表する和太鼓グループ「東京打撃団」と「炎太鼓」の特別競演コンサートを平成 19 年 1 月にタイ、マレーシア、及びブルネイの 3 カ国で実施した。特にタイ及びマレーシアでは周年事業の開幕行事として実施され、祝賀的雰囲気大きく盛り上げた。また、巡回した 3 カ国すべてにおいて、入場定員数を上回る大勢の観客より、太鼓奏者の躍動感溢れる演奏や演出の質の高さに、満場の拍手喝采を受けた。

(d) 平成 19 年の「日中文化・スポーツ交流年」を記念し、同年 3 月に我が国から邦楽グループ Rin' とビデオ・アーティスト松井夢壮を中国に派遣し、北京、上海、西安の 3 都市でマルチメディアを駆使した邦楽公演を実施した。特に北京と上海では若者に人気のライブハウスで行われたほか、上海東方電視台の音楽番組で同公演の様子が放映された。

(e) 上記の周年事業に関連した文化事業に加え、イラクにおいては、(独) 国際交流基金からイラク・メディア・ネットワークに対しサッカー・アニメ「キャプテン翼」のアラビア語吹き替え版を提供し、平成 18 年 8 月より放映が開始され、現地で好評を博している。

(f) 平成 18 年 9 月から 11 月にかけて開催された「第 10 回ヴェネチアビエンナーレ建築展」において、(独) 国際交流基金は「藤森建築と路上観察 - 誰も知らない日本の建築と都市 -」展を実施した。同展を通じ、日本現代建築の「もうひとつの顔」として、藤森氏の作品は高い評価を得、同ビエンナーレ審査員より「卓越した功績をあげた 3 展」の筆頭に挙げられた。

(g) 平成 18 年度の重点分野の 1 つとして「日本食文化」紹介事業を世界各国で展開した。フランス、ブラジル、韓国などにおいて、「日本の食材入門シリーズ」、「日本酒試飲会」、「日本料理フェローシップ」、「寿司レクチャー・デモンストレーション」などの各種行事を実施し、各国の専門家及び一般の参加者より高い評価を得た。特に、平成 19 年 2 月に韓国で開催した「料理と漫画で本格的日韓食文化に

親しむ」では、日本料理専門家によるワークショップ、日韓の料理漫画家の対談、上映会、原画展等を実施した結果、韓国側参加者より大変好評を博し、約 1500 名の参加を得たほか、50 件の報道があった。

(ロ) 知的交流事業

(a) 平成 18 年 7 月に、韓国国際交流財団及び中華全国青年連合会と共同で「日中韓次世代リーダーフォーラム 2006」を実施した。日中韓 3 カ国の各界若手リーダー 17 名が集まり、11 日間にわたって 3 カ国をともに訪問しながら「北東アジア共同体構築のための日中韓協力」という総合テーマのもと、参加者同士で率直な討論を行った。中国では、青島日報、中国青年報、青島テレビ、国内では宮城テレビ、東北テレビ、産経新聞で報道され、(独) 国際交流基金刊行の「遠近」(14 号) にも掲載した。

(b) 平成 18 年 7 月に、メキシコ国家文化芸術庁等との共催により「第 2 回日墨文化サミット」を金沢市で実施し、日墨双方から参加した 18 名の有識者がグローバル化時代における日本とメキシコの役割に関し、「自然との共生」、「文化的多様性の尊重」、「文化、芸術における伝統と現代」などの観点から討論を行った。メキシコではレフォルマ紙に関連記事が掲載され、国内では北国新聞、北陸中日新聞、NHK 金沢等により報道された。討論の内容は、(独) 国際交流基金より報告書として刊行した。

(c) 平成 18 年 10 月に、(独) 国際交流基金日米センターと京都大学防災研究所等との共催により、米国ニューオーリンズのハリケーン・カトリーナ被災地から、行政、学界、市民活動などの関係者 8 名を招聘した。被招聘者は、神戸において視察、意見交換を行ったほか、東京では「災害復興」、「防災」等をテーマとした公開シンポジウムに参加し、日米の参加者の間で専門知識や経験の共有が図られた。また、本プロジェクトの様子は NHK で 1 時間半の特集番組として放送され、大きな反響があった。

(d) 平成 18 年 9 月に、ベルリン日独センターとの共催でシンポジウム「民主主義の諸相—その前提、発展過程と現代の課題」をベルリンで開催した。10 カ国 16 名の研究者が、日本、ドイツ、ポーランド、イラン等 6 カ国の例を取り上げながら、異なる政治、宗教、文化の中で見られる民主主義の事例を比較・検証し、現代の民主主義が持つ課題について、活発な討論を行った。とりわけ、イランの事例報告には会議参加者及び聴衆から高い関心が集まり、本テーマについては今後もフォローがなされるべきとの意見が多く出された。討論の内容は、報告書として出版される予定。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

1. 理由

(1) 既存の取組の成果について

上記のように、在外公館文化事業及び(独) 国際交流基金事業については、入場者数、報道件数、裨益者の反応等の点において良好な結果が得られている。また、(独) 国際交流基金事業については、(イ) 各事業分野についてそれぞれの国・地域の実情に沿った重点事業を明確化した中長期基本方針、(ロ) 国際交流基金海外事務所所在国及びロシア・中東等重点地域における国・地域別基本方針、また相手国との交流の節目に行われる周年事業、(ハ) 在外公館が実施を強く要望する事業のうち、特に外交上の必要性が高いと思われるものを取りまとめた「特記事項」を外務省から(独) 国際交流基金側に伝達することを通じて、相手国からのニーズに応じた事業の実施を通じた親日感の醸成や、現地公館における人脈形成等、相手国外交上の必要性の高い事業を実施することを確保している。

(2) 新たなニーズについて

他方、下記のような新たなニーズが発生しており、そのために事業を拡充強化していく必要がある。

(イ) 情報化の進展や世界各地における民主化の進展を契機として、一般大衆が外交に与える影響が増加している。在外公館文化事業においては、現地公館における人脈形成のための活用や、要人往来等短期的

に生じた外交上のニーズに応じた機動的な事業の実施に重点がおかれていたが、今後は、一般大衆をも対象にした在外公館文化事業の実施が必要になっている。このため、①単に公演や展示等、「見る」「聞く」といった裨益者が受け身となる事業だけではなく、日本語スピーチ大会、日本食料理講習会、マンガの書き方教室等、日本文化を身をもって「体験する」事業の実施、②大衆に対して訴求力を有する「ポップカルチャー関連」の事業実施、③首都のみならず「地方」における事業の展開が必要である。

(ロ) また、中国や韓国等、歴史に関連した種々の摩擦が生じやすい国については、単年の周年事業等のみならず、それらの大型文化事業で生じたモメンタムを有効に活用し、継続的なフォローを実施していくための事業の展開が必要である。

2. 今後の方針

(1) 国際交流基金事業については、引き続き、外務省と国際交流基金の間の不断のコミュニケーション、外交上の状況の変化に応じた方針の改善等を通じて、外交上の必要性の高い事業が実施されることの確保に努める。

(2) 在外公館文化事業については、上記1. (2) の記述に基づき、市民参加型事業、ジャパン・クール事業及び地方展開型事業の拡充を行い、さらに執行方法の見直しを図ることによって、同スキームの多面的機能の強化・拡充を図る。

知的交流事業については、多くの成果が挙げられているものの、我が国からの知的発信の弱さがなお指摘されているので、引き続き我が国からの知的発信の強化に努めていく。

(3) 文化交流の担い手との連携に係る取組も引き続き実施していく。特に、ポップカルチャー分野について、産業関係者や関連団体等との連携を深め、効果的かつ効率的に関連事業を企画・実施していく。

【事務事業名】② 人物交流事業の実施

【事務事業の概要】

外務省及び(独)国際交流基金は、我が国の政治、経済、文化、社会等について正しい理解を深めてもらうことによって、各国における知日家・親日家層の形成を促進し、もって中・長期的に我が国と諸外国との外交関係の円滑化を図ることを目的として、以下をはじめとする人物交流事業を実施している。

(1) 留学生交流の推進

(イ) 在外公館を通じた国費留学生の募集・選考

(ロ) ウェブサイト「日本留学総合ガイド」等を通じた日本留学広報及び留学生アドバイザーによる相談業務の実施

(ハ) 「元日本留学者の集い」の開催や帰国留学生会の組織化支援等を通じたフォローアップ事業

(2) 招へい事業の実施

諸外国の政・経・官・学・メディア・文化・芸術・スポーツといった分野において、一定の影響力を有する人材もしくは将来指導的な立場に就くことが見込まれる者を我が国に招へいし、正しい対日理解を促進するため、関係者との意見交換や産業・文化施設の視察等を実施

(3) 「語学指導等を行う外国青年招致事業」(JETプログラム)の実施

(イ) 在外公館を通じた参加希望者の募集・選考及び渡日前オリエンテーションの実施

(ロ) 世界15か国に50支部あるJET同窓会組織(JETAA)の活動支援を通じたフォローアップ事業の実施

【有効性（具体的成果）】

（１） 留学生交流の推進

（イ）平成18年5月1日現在、我が国に滞在する留学生数は、11万7927人（前年比3885人減）である。

（ロ）在外公館では、国費留学生の質の確保、選考の透明性の確保のため、平成17年度の選考実施に際して導入された、基礎学力の最低合格ラインの設定、全世界共通の語学試験（英語、日本語）の実施及び現地学識者等の外部委員を加えた選考委員会の設置を通じて、引き続き優秀な大使館推薦国費留学生の募集・選考に努めた。

（ハ）募集要項及び申請書フォームをウェブサイト「日本留学総合ガイド」に掲載することにより、国費留学生の募集・広報を効率化した。

（ニ）約50の在外公館では留学生アドバイザーを委嘱して日本留学に関する広報・相談業務を行った（公館によっては、一般からの照会数は年間2万3千件以上にのぼった）。

（ホ）ウェブサイト「日本留学総合ガイド」によって日本留学に関するさまざまな情報を提供し、日本留学の広報に努めた。同サイトは、平成19年3月には、約220万件の月間アクセスを得た（うち日本語47万件、英語101万件、中国語17万件、韓国語3万件）。

（ヘ）留学生受入れのフォローアップ事業として、各国の元日本留学生の組織化の促進や帰国留学生会の活動支援を行っている。平成18年度は、東南アジア・中国、南西アジア・中東・中央アジア・モンゴルの24か国・64人の帰国留学生を招へいして「元日本留学者の集い」を開催した。また、平成18年度には、新たにハンガリー、サウジアラビアで帰国留学生会が発足するなど、各地で帰国留学生の組織化が進展している。JICA研修生の同窓会組織等を含めた帰国留学生会の数は、平成17年度末から23増加し、世界98か国、274組織となった。さらに、帰国留学生のフォローアップに活用するため、平成18年秋より、帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取し、各在外公館に通報することとしたほか、平成19年3月より、連絡先を聴取した元留学生を対象としてメルマガを発行することとした。

（２） 招へい事業の実施

（イ）21世紀パートナーシップ促進招へい

招へい事業を一層戦略的かつ効果的に実施していくため、既存のスキームを統合して平成17年度より新たに立ち上げたスキームである「21世紀パートナーシップ促進招へい」により、平成18年度には世界117か国、4国際機関より472人を招へいした。

本邦滞在中は、被招へい者と官民の関係者との意見交換や関連施設の視察、市民との交流等を内容とするプログラムが組まれた。帰国後、被招へい者からは、「日本とは今後とも人的交流を続けて、良好な関係を築くとともに、あらゆる分野で協力していきたいと考えている」、「友好議連の会長に就任する予定であり、今後とも両国の関係改善に貢献していきたい」、「今後、今次訪日で得た印象を整理し、また、所有する日本関連書籍を改めて読み返すなどし、日本に関する自分なりの見方を機会を得て発信していきたい」等の感想が寄せられているほか、在外公館からも「例年、同プログラムに対する参加者からの評価は非常に高く、加えて、今回の参加者に見受けられたように、友人にも日本訪問を勧めたいとの考えを抱かせるに至っていることから、若手世代に対日理解を深めてもらい親日家を育成するばかりでなく、参加者帰国後の波及効果についても期待できる大変有意義なプログラムであるといえる」等の報告を受けている。また、被招へい者の本国において、本招へい事業について新聞で報じられたり、帰国後に被招へい者が自らの訪日成果や所感について寄稿する等の副次的な広報効果もあった。

更に、招へい終了後も、在外公館による情報提供、各種文化行事への招待等を通じた恒常的な接触を維持するとともに、被招へい者のフォローアップを図るため、被招へい者に関するデータを体系的に管理する被招へい者管理システム構築の準備作業を進めた（平成19年度より運用開始予定）。

(ロ) スポーツ交流支援事業

我が国の伝統スポーツを通じて対日理解の促進を図る「スポーツ交流支援事業」として、平成18年度は、イラクから空手関係者8名を招へいした。一行は、(財)全日本空手道連盟、防衛庁等の協力を得て、都内大学及び自衛隊体育学校における練習、第45回全自衛隊空手道選手権大会における演武披露等を行った。全自衛隊選手権大会における演武披露に対して会場が大きな拍手に包まれる場面を中心に、本事業は我が国のメディアで報じられ、イラク側でも、アッサバーハ紙(全国紙)に、「友好的な諸会見、合同練習、外務省による温かい歓迎」という見出しの下、本事業に対して相当好意的な記事が掲載された。また、事業実施後には、一行代表者及びサマーワ県評議会会長より我が国関係者に対して謝意が表明されるとともに感謝状が発出された。本事業は、一行の対日理解の促進に資するとともに、我が国のイラク復興支援の一環としても印象づけるものとなった。

(ハ) 日中21世紀交流事業【国際交流基金、日中交流センター事業】

【中国高校生中長期招へい事業】平成18年度は、次世代を担う中国人高校生に我が国での直接的な体験、日本の同世代の青少年との交流を通じ、日中間の相互理解を促進するために、日中21世紀交流事業を開始し、約80名の中国人高校生を中・長期プログラム(それぞれ約1カ月、1年間)で招へいした。

【市民交流「担い手」ネットワーク事業等】市民交流「担い手」ネットワークにて平成18年度より国際交流基金のホームページに「心連心ふれあいハウス」を立ち上げ、同事業で滞在している中国人高校生同士や日本人関係者がウェブ上にて交流を行っている。同サイトでは、長期招へい事業で我が国に滞在中の中国人高校生の日本滞在記(ブログ)や意見交換の場を提供しており、高校生の我が国に対する新鮮な感触を知ることができ、好評を博している。

【ふれあいの「場」の設置】また、我が国に関する情報が少ない中国の地方都市を中心に、中国人がJ-POP、日本の書籍、ファッション等に触れ、日本人と出会い交流する場を提供するために、平成18年度はふれあいの「場」の設置、運営事業の準備を開始した(実施運営機関は中国側)。第一号は平成19年4月10日、成都の広島四川友好会館に設置され、第二号は平成19年11月頃、南京の金陵図書館内に設置予定である。これらのふれあいの「場」では小さな交流事業等も実施し、誰もが気軽に立ち寄り楽しめる場所を目指す。

平成19年度より「21世紀東アジア青少年大構想」の一部として招へい事業が大幅に拡大するところ、今後ともこれらの三つの柱を連携させ効果的な実施に努めていく。

(3) 「語学指導等を行う外国青年招致事業」(JETプログラム)の実施

(イ) 平成18年度JETプログラムに参加して日本各地で語学指導等に従事する外国青年は、約5500名にのぼり、昭和62年度の事業開始以来の累計招致者数は、4万6000人を突破した。

(ロ) 平成18年は、本事業開始20周年にあたり、11月に東京において記念式典を開催した。式典では、皇太子殿下の御臨席を得たほか、総務大臣、外務大臣、文部科学副大臣、各界著名人、JETプログラム関係者等の出席を得て、パネル・ディスカッションや元JET参加者等への外務大臣功労者表彰などを実施した。JETプログラムは、式典の基調講演においてフライ駐日英国大使が「日本と英国、そして諸外国との相互理解に多大なる貢献をしている」と述べたように、世界最大規模の交流事業として海外での評価も高く、親日家・知日家として育った元JET青年は、我が国の貴重な外交資産となっている。

(ハ) 20周年を契機にJETプログラムを一層効果的なものとするために改善強化策が検討され、平成18年度には、小学校ALT(外国語指導助手)の資格要件の緩和、JET参加者の勤務状況の在外公館へのフィードバック等を決定した。

(ニ) 世界15か国に50支部あるJET同窓会組織(JETAA)の活動支援を通じ、若い世代を中心とした対日理

解の促進、親日感の醸成に努めた。特に、在外公館においては、JETAAとの共催により、各種日本文化紹介・広報事業、日系企業関係者との懇談会等を活発に実施した。11月にシドニーで開催されたJETAA国際委員会では、JET20周年を契機に、JETプログラムをより充実した事業とするという目的意識が共有された。昨年度より外務省の支援を受け、JETAA会員の包括的データベース（CMS）の構築に向けた作業が進められており、平成19年度の運用開始を目指している。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

1. 理由

人物交流事業は、各国における知日家・親日家層の形成を促進する上で効果が高く、上記のように、効果の高さを示す各種事例も報告されている。よって、今後も中・長期的な視野から継続的に実施していく必要がある。

2. 今後の方針

特に、以下の点に留意しつつ、人物交流事業のより一層の効果的かつ効率的な実施を図る。

（1）留学生交流の推進

（イ）より質の高い留学生の確保に向けて、在外公館の情報提供機能の強化、ウェブサイトの充実等により引き続き積極的に日本留学に関する広報を実施する。

（ロ）平成19年3月より発行を開始したメルマガの充実等、元日本留学生のフォローアップを引き続き強化する。

（2）招へい事業の実施

（イ）平成19年度より運用開始予定の被招へい者管理システムを活用しつつ、在外公館を通じた被招へい者のフォローアップの強化を図る。

（ロ）官民の関係者との意見交換、関連施設の視察等のプログラムを盛り込んだ招へい事業の実施により知日家・親日家の裾野の拡大を引き続き図るとともに、被招へい者の専門分野をテーマとしたセミナーや討論会等、より研修的要素の高いプログラムを盛り込んだ招へい事業も実施し、将来政策決定に関与し得る親日的な次世代指導者の育成に努める。

（ハ）特に相互理解の向上が求められる中国との関係では、平成19年度より「東アジア青少年大構想」の一部として招へい事業が大幅に拡大されること、
「日中21世紀交流事業」、「市民交流『担い手』ネットワーク事業」、「ふれあいの『場』」とを効果的に連携させて実施していく。

（3）「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」の実施

（イ）親日家・知日家の拡大・深化を目指したJETAAに対する支援の強化、20周年を契機としたさまざまな改善強化策についての検討・実施を進める。

（ロ）CMSの運用開始により、元JET参加者の我が国との結びつきを維持し、元参加者間の情報共有、ネットワークの形成を推進する。

【事務事業名】③日本語の普及、海外日本研究の促進（（独）国際交流基金事業）

【事務事業の概要】

海外における日本語の普及は、諸外国における日本語学習を支援することによって、日本の政治、経済、社会、文化に対する諸外国の関心を高め、日本に造詣の深い海外の専門家を育成し対日関心層を増大することにより、諸外国における日本の対外発信力を高める上で重要である。外務省は、各国における日本語教育及び日本研究の一層の振興を目的として、主に（独）国際交流基金を通じて、日本語教育専門家の派

遣、現地日本語教師の育成、教材寄贈、日本語能力試験の実施、日本研究拠点への支援等を行っている。

【有効性（具体的成果）】

（１）日本語普及の政策に関する取組

海外の日本語学習者数は着実に増加している（平成 15 年度調査では、10 年前の調査より約 45%増の約 235 万人）一方で、増大する需要に応えるために、限られたリソースの一層効果的な活用が必要となってきた。このため、外務省は、（独）国際交流基金との戦略協議の実施や同基金の年度計画策定への助言等を通じて、同基金の事業が時宜の外交課題に柔軟に対応できる体制の確保に努めた。

例えば、同基金が海外における日本語教育の現状をより一層正確に把握し、それをもとに日本語教育事業を効果的に展開するため、全世界における「日本語教育機関調査」の実施頻度を増やし、18 年度に全世界調査を実施した。また、インドにおいては、平成 17 年 4 月の日印首脳会談において設定された日本語学習者数を今後 5 年間で 3 万人に増加させるとの目標の下、18 年度には中等教育における日本語科目の本格的な導入に向け、同基金の支援により中等教育段階 6 及び 7 年生の教科書が開発された。ベトナムにおいては、平成 17 年の「ベトナム文化交流使節団」の提言及び平成 18 年 10 月の日越首脳会談における共同宣言を踏まえ、同国における国際交流基金の拠点設置に着手した。また、米国においては、平成 16 年度からの同基金の支援により、平成 19 年 5 月から「AP テスト（注）」科目に日本語が導入される予定である。また、中国をはじめ各国において日本語能力試験の受験需要が大幅に増加していることを踏まえ、それに対する取組を強化した。18 年度には新たに世界 10 都市で同試験の実施を開始するなどして、海外 46 カ国・地域の計 127 都市において 451,667 名（17 年度比約 29%増）の日本語学習者に受験機会が与えられた。

更に、全世界の日本語学習者の半数以上が中等教育機関在籍者であることを踏まえ、平成 18 年度に同基金において若手俳優とアニメーションを駆使したテレビ放映用日本語講座シリーズ「エリンが挑戦！にほんごできます」を開発した。

（注）「AP テスト」：AP は The Advanced Placement Program の略。高校生が大学の教養課程科目の一部を先取りできる制度であり、日本語がテスト科目となることで、学習者数の増加につながることが見込まれる。

（２）海外日本研究の支援に関する取組

（独）国際交流基金は、平成 18 年度には韓国、東南・南アジア、欧州において日本研究実態調査を実施するとともに、前年度までに調査を実施した米州（北米・中南米）の調査結果を刊行した。また、中国においては、これまで拠点であった北京日本学術センターの自立化努力を引き続き促した。また、17 年度に策定した「中国における日本研究支援方針」に基づき、特に地方に日本研究ネットワークが拡大しつつあることを念頭に、地方の拠点となる日本研究機関の選定を行い、平成 18 年度よりこれらの機関に対する支援を開始した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

1. 理由

海外における日本語学習者が着実に増加し、またその学習目的も多様化していることに対応すべく、拡充強化する。

2. 今後の方針

日本語普及体制の大幅強化を図り、従来の教員養成支援だけではなく、直接教育の拠点を拡充していく。また、日本語運用能力を多国間で比較する基準としての日本語教育スタンダードを策定し、拠点増加に活用する。新日本語能力試験を実施し、複数回実施の早期実現を目指す。更に、日本語教育分野における関係機関との横断的連携を強化し、問題解決策を検討する。

【事務事業名】④大型文化事業の実施

【事務事業の概要】

「大型文化事業」とは、政府首脳レベルでの決定や合意等に基づき具体的に文化事業等を実施する周年事業に際して、政府として内容、規模の充実した根幹となりうる事業を実施するものである。周年事業においては特にオープニングやクロージング、外交上意義ある日を中心にした集中的事業の実施など、人目を引く事業実施に配慮するとともに、地方自治体や民間団体、市民レベルの活動を含めた文化事業・交流事業を周年事業として認定することによって、オール・ジャパンとして特定国・地域との文化交流を集中的・戦略的に展開する。これにより、対日理解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築といった効果について、単独の文化事業の積み重ねでは達成し得ないレベルで、実現しようというものである。

政府が内容・規模の充実したメインとなりうる大型文化事業を実施することによって、魅力ある日本文化を大いにアピールし、対日理解の促進・親日感の醸成を図ると共に、政府として周年事業等への深い関心とコミットメントを示し、他団体や市民レベルでの事業を慫慂する上での「呼び水」とすることが重要である。

平成18年度においては、「日印交流年」、「日中文化・スポーツ交流年」、「日タイ修好120周年」の事業について大型文化事業を行った。

【有効性（具体的成果）】

(1) 日印交流年

平成19(2007)年は日印交流年であるところ、大型文化事業予算については、平成19(2007)年3月にデリーにて観世清和氏(観世流宗家)他、重要無形文化財総合指定保持者多数を含む総勢29名による能公演を実施し、予定していた会場1階の客席1300席は満席となり、2階の客席をオープンとせざるを得なくなるなど多数の来場者を得て成功裏に終了した。右模様は、家元インタビューを含め現地紙でも大きく取り上げられ、対日理解促進に寄与した。

また、オープニング公演としては、国際交流基金事業として、大江戸助六太鼓をデリー等主要3都市に派遣し、好評を博した。

平成18年度在外公館文化事業予算については、能装束講演会を開催した他、湯葉、豆腐を中心とした日本料理紹介、森山良子コンサート、宝塚OGレビュー・ショーを国際交流基金等の協力を得て、親日感の醸成及び対日理解が促進され、人と人との交流強化に大きく貢献した。

(2) 日中文化・スポーツ交流年

平成19(2007)年「日中文化・スポーツ交流年」のオープニング事業として、大型文化事業予算で、日中の若手アーティストによるポップコンサート「日中スーパーライブ・イン・北京」を平成19(2007)年3月に開催した。2700の観客席は全国各地からの中国の若者で満席となり、また、チケットを入手できなかった若者が会場周辺に集うほど好評を博した。また、本コンサートの模様は後日、日中両国においてNHKBS、CNNにて放送された。本事業は、日中両国の国民に「日中文化・スポーツ交流年」を広く周知できる機会となり、交流の雰囲気盛り上げるためのオープニング事業として有意義な事業となった。

(3) 日タイ修好120周年

平成18年度大型文化事業の予算を活用し、ユネスコの第1回「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」に宣言された我が国を代表する無形文化財である能楽公演を観世流宗家が行った。会場はほぼ満席となり、また、観客の多くから高い評価が寄せられ、相互理解の促進に寄与するとともに、現地紙でも大きく取り上げられるなど広報効果の高い事業となった。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ○今のまま継続 内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

1. 理由

「日豪交流年」については、周年事業期間が終了したので廃止する。「日印交流年」、「日中文化・スポーツ交流年」、「日タイ修好120周年」については、オープニング事業等につき、大きな成果を挙げているので、今後とも更に事業を推進する。

2. 今後の方針について

平成20(2008)年は、ブラジル移住100周年を記念した「日伯交流年」として、ブラジルと我が国との二国間関係全般を戦略的観点から推進するため、本件事業を推進していく。

また、ASEAN内で大きな影響力をもち、我が国とも緊密な経済関係を有するインドネシアとの友好関係強化は、我が国の東南アジア外交にとり非常に重要であるところ、平成20(2008)年の国交樹立50周年の機会を捉え、本件事業を実施する。

また、平成18年10月の安倍総理訪中を機に日中関係が新たな局面を迎え、未来志向の関係構築に向けてより一層の発展が期待される今日、外交や民間の経済活動、積極的な文化交流、人物交流を通じた国民レベルでの対日理解の促進が必要であるために、国交正常化35周年記念「2007日中文化・スポーツ交流年」を前面に押し出し文化活動を引き続き実施していく。

更に、「日印交流年」、「日タイ修好120周年」についても、目的の達成に向け、同事業の終了する平成19年12月末まで事業を継続し、さらに一層の推進を図っていく。

【評価をするにあたり使用した資料】

平成19年版外交青書

文化外交の推進に関する懇談会報告書

海外交流審議会ポップカルチャー専門部会報告書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅲ－３ 文化の分野における国際協力

【事務事業名】①ユネスコ、国連大学を通じた協力

【事務事業の概要】

1. ユネスコを通じた協力全般

教育、科学、文化を通じて諸国民間の協力を促進することにより、世界の平和と人類の発展に貢献することを目的とするユネスコでは、それらの分野において新しい時代のニーズに合わせた国際協力を推進するための様々な決議及び多数国間条約が交渉され、採択されている。我が国として、右決議及び条約において確立される国際支援及び協力体制において我が国の国際社会における立場に相応しい役割を果たし国際社会に貢献していくため、決議及び条約に係る交渉に積極的に参加し、交渉の場で我が国の意見が可能な限り決議案及び条約草案に反映されるよう対応する。

2. ユネスコ日本信託基金事業

我が国は、3つのユネスコ日本信託基金（文化遺産保存信託基金、無形文化財保存・振興信託基金、及び人的資源開発信託基金）を設置しユネスコとの密接な協力を通じ各種事業を展開している。

文化遺産保存信託基金は重要な価値を有する途上国の歴史的建造物や考古学遺跡といった有形文化遺産の保存や修復を目的としており、また、無形文化財保存・振興信託基金では社会構造の変化や貧困などが原因で消滅の危機に瀕している途上国の無形文化財の保護・保存・振興に努めている。国際社会は、これら有形・無形の文化遺産を人類共通の遺産として位置付け、ユネスコ等が中心となった国際的取組により保存・修復・振興といった協力を進めており、我が国は右信託基金を通じて、この取組の極めて重要な一翼を担っている。人的資源開発信託基金を通じては、ユネスコの所掌である教育・科学を中心に、一部は文化分野においても人材育成を行い、途上国の持続的開発に寄与することで、これらの国々の文化環境の向上にもつなげている。

3. 国連大学を通じた協力

我が国に本部を置く国連大学は、国連憲章の目的と原則を追求・実現するために、知識の創出と普及、及び個人と組織の能力強化を行う機関であり、国連とその加盟国が関心を寄せる、緊急な対応を必要とする地球規模の諸問題の解決に研究と能力構築を通じて寄与することをその使命としている。我が国は、国連大学に対する拠出を通じて、こうした国連大学の教育、研究、知識普及、能力育成の活動を支援し、結果として各国国民が直面する問題解決に資する知識・能力を獲得できるようにすることを以って、各国の経済社会開発の一助となるよう協力を行っている。

【有効性（具体的成果）】

（1）ユネスコを通じた協力全般

（イ）ユネスコ関係会議への積極的な参加・貢献

第174回及び第175回執行委員会、第30回世界遺産委員会、政府間海洋学委員会執行理事会等のユネスコ国際会議に参加し、とりわけ第174回及び第175回執行委員会においては、ユネスコ執行委員国として、あわせて計90以上の議題の協議に積極的に貢献した。

（ロ）無形文化遺産条約

我が国が条約の作成段階から議論を主導した無形文化遺産条約が平成18年4月に発効し、6月に第1回締約国総会が開催され、我が国は同条約に基づく政府間委員会委員国に選出された。11月には第1回政府間委員会が開催され、その場において第2回政府間委員会が平成19年9月に我が国にて開催されることが決定された。

(ハ) ドーピング防止規約

我が国は平成18年12月、その起草段階から積極的に交渉に取り組み、その採択に大きく貢献したドーピング防止規約を締結した。我が国政府はこれまで世界ドーピング防止機構(WADA)の理事国としてドーピングの防止に向けて積極的に貢献してきており、平成19年2月に開催された同規約の第1回締約国会議にも原締約国として参加し、国際的なドーピング防止活動に貢献した。

2. ユネスコ事業(ユネスコ日本信託基金事業)

(イ) 実施実績

- ①ユネスコ文化遺産保存日本信託基金：約178万ドルを実施(アンコール、パーミヤン等)。
- ②ユネスコ無形文化財保存・振興信託基金：約198万ドルを承認(ドラメツェの仮面舞踏(インド)、タキールの伝統織物技術伝承(ペルー)、パウルの歌(バングラデシュ)等)。
- ③ユネスコ人的資源開発日本信託基金：約366万ドルを承認(アフリカ、中南米諸国における教師訓練への支援やエイズ予防教育への支援等)。

(2) 有効性

(イ)文化財保護の分野で高い知見を有している我が国の存在感を最も直接的に示す有効な手段であり、受益国ははじめ国際的にも高い評価を得て、重要性はますます高まっている。各プロジェクトに可能な限り日本人専門家の参加を得る等、我が国の存在感や知名度を高め、親日感をより一層醸成するよう工夫をしている。

(ロ)ユネスコが行う途上国における教育分野等での人材育成事業を積極的に支援することで、被援助国ははじめ国際的にも高い評価を得ており、重要性はますます高まっている。プロジェクトの開始・署名式を行い、プレスに公開するなど、可能な限り我が国の存在感や知名度を高める工夫をしている。また、本件信託基金による教育支援は、ユネスコを最大限に活用することで、教育分野における二国間支援を多国間の側面から補完し、我が国の国際協力に厚みを加えている。

3. 国連大学

理事会等の場に加えて、平成18年5月より、日本政府・国連大学間の局部長・学長レベルの定期協議メカニズムを発足させ、平成18年度中に4回の会合を催し、そうした意見交換の機会を通じて相互理解を深めるとともに、我が国大学・研究機関との交流促進等、強化すべき国連大学の活動のあり方等についての当方の考え方を伝えた。大学側は、政府との共催事業の実施等に積極的に関与し、我が国における文化分野を含む知識普及・アウトリーチ活動においても顕著な成果を得た。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

1. 理由

(1) ユネスコを通じた協力全般

ユネスコにおける決議及び条約等の策定については、我が国の利害を反映させるためにも交渉段階から積極的に参加し、さらに決議及び条約の採択後の国際協力体制に積極的に貢献していくことが必要であるとする。平成19年度は、2カ年予算等重要議題につき討議するユネスコ総会や世界遺産条約締約国総会等が開催される予定であり、また、無形文化遺産条約についても、我が国が第2回政府間委員会の議長国を務める予定である。これらの国際会議に積極的に参加することにより、ユネスコを通じた国際協力をこれまで以上に強化する必要がある。

(2) ユネスコ日本信託基金事業

平成元(1989)年に開始された途上国の文化遺産保存修復協力は、知名度も高く受益国のみならず先進国を含めた国際社会からも高い評価を得ている。また、平成5(1993)年に開始された無形文化財保存振

興協力についても、無形文化遺産条約が平成18年4月に発効し、国際的に無形文化遺産保護への気運が高まる中、その意義はますます重要性を増している。ユネスコを通じた文化分野での国際協力を実現し国際社会に貢献することは、長期的・継続的な取組を必要としており、国際社会の期待と要請に応えるためにも、支援を強化拡大する必要がある。また、教育についてもミレニアム開発目標やEFA（万人のための教育）目標の達成のために、引き続きユネスコの取組を支援していく必要がある。

（3）国連大学を通じた協力

国連大学と我が国の学界組織、大学・研究所等との連携協力による途上国研究者への支援等を通じて、我が国高等教育機関の学術研究分野での国際協力、国際交流が促進され、いずれの関係者よりも高い評価を得た。また、平和構築、アフリカにおける能力開発等のテーマについて、外務省の企画の下に、国連大学との共同事業を行い、知的交流分野における国際協力に資する貢献を行った。国連大学のこうした学術分野、知識普及分野での活動は、高い評価を得ると同時に、これまでも増して係る活動拡大への需要が高まりつつある。外務省としても、その維持・拡大に向け、今後予算措置を行っていくことが強く求められている。

2. 今後の方針

（1）有形・無形の文化遺産の保護、教育支援等の分野において、ユネスコを通じた協力を積極的に推進する。特に、平成18年4月の無形遺産条約の発効及び同条約の第2回政府間委員会の我が国における開催予定（平成19年9月）を踏まえ、無形文化遺産保護に関する協力を拡充する。

（2）今秋、国連大学に新学長が就任することも踏まえ、更なる連携の強化に努め、現在の協力関係を一層発展させていく。

【事務事業名】②文化無償資金協力

【事務事業の概要】

文化無償資金協力は、開発途上国の文化・高等教育振興、文化遺産保全支援を目的として創設された無償資金協力スキームであり、「一般文化無償資金協力」、「草の根文化無償資金協力」からなる。

「一般文化無償資金協力」は、その国民全体に裨益するという幅広い考え方に立って、開発途上国の国家機関に対して文化・高等教育、遺産保全に資する機材供与・施設整備支援を行うものである（供与限度額：3億円）。これに対して、「草の根文化無償資金協力」は、資金的には小規模（原則1000万円以下）ながらも、現地で活動中のNGOや地方自治体等の草の根レベルの機関を対象として機材供与・施設整備・輸送支援（例えば、日本側民間団体より寄付される中古柔道着等を我が国から現地まで輸送する支援）を行うことにより、草の根レベルの一般住民に対してより直接的に裨益効果がもたらされることを目的としたスキームである。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度において、文化無償資金協力案件は、合計68件を実施した（「一般文化無償資金協力」21件、「草の根文化無償資金協力」47件）。具体例を挙げれば、ギニア、ネパールに対して、日本事情・教育等を内容とする番組ソフトを各国テレビ局に供与することで、各国国民の対日理解・親日感の向上を図った。また中国、エジプト、ケニア、ルーマニア、ブルガリアの教育機関に対して日本語教育機材を供与することで、日本語の普及のみならず、今後の我が国との関係発展を担う人材育成に貢献した。更に、コスタリカ、ポーランド、パラグアイ、ベトナム、ブルガリア、マケドニア、ベネズエラ、トルコなどに対して柔道、合気道、剣道、空手器材の供与を行った他、中国の青島市及びグルジアの首都トビリシ市において我が国との友好柔道場といった名称の武道場整備を行うなど、被供与国における日本の国技を含む日本伝統武道の振興に留まらず、対日理解・親日感の更なる向上に繋がりを、まさに「日本の顔」を前面

に出す支援を実施した。これらの案件はいずれも被供与国側より高い評価を受けたところである。

以上の他、アジア、中南米、CIS、東欧バルト諸国に対して文化施設や教育機関における文化・教育活動に使用される視聴覚機材等を供与し、今後我が国と各国との文化交流を更に深化させていく上での拠点を拡充した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

1. 理由

現在、文化無償資金協力は、開発途上国の民主的国造りや経済・社会的安定の過程を歩む上で精神的な拠り所となる独自の文化や教育の振興のための、いわば、開発途上国に対する「配慮」としての支援に止まっていない。各被供与機関に対する機材供与等を通じて協力パートナーを増やし、我が国と開発途上国との間の文化交流や我が国に関する広報・情報発信の拠点を拡充することを通じての対日理解や親日感情の増進を図り、もって、国際場裏における我が国立場に対する各国からの支持を確保する上でも不可欠の外交手段となっており、こうした積極的な支援の効果が現れつつある。また、近年、戦争や天災を経験しその復興途上にある国々、現在も麻薬や内戦の絶えない国々もある中で、文化無償資金協力は、(1) こうした開発途上国の国民がその復興期において精神的安寧を得るための「癒し」効果、或いは、(2) これら国民が自らの「誇り」や「自信」の回復を手助けするための支援、更には、(3) 一度手に武器をした青少年が武器ではなく例えば楽器を手にするといった途上国の政策に沿った支援をすることによる平和国家の構築支援の分野においても十分に役割を果たしうると思われる。

2. 今後の方針

このため、今後は、従来の開発途上国の主要な劇場等文化施設に対する機材整備という従来の相手国の文化・高等教育振興のための支援はもとより、案件を実施するに際し、在外公館文化事業等のために会場提供等で協力を得られるようなパートナー・交流拠点の増大を目指しつつ、案件を発掘、形成、実施していくとともに、日本番組ソフト、日本語教育、日本武道といった分野での機材供与や我が国に関する情報発信の拠点となりうる施設の整備等、「日本の顔」のアピール、日本のプレゼンスの増大に直結する案件を積極的に実施し、もって、開発途上国における我が国の存在の重要性を強調しつつ、同国国民の対日理解と親日感情の更なる向上に努めていく。

また、紛争や天災で疲れた国民の精神的な疲れを癒し、国民としての「誇り」や「自信」の回復に貢献する案件を積極的に実施していくとともに、紛争を経験した国民が武器ではなく、スポーツ・文化・芸術に興味・関心を移すことにより、紛争で荒廃した国家の平和構築に貢献しうるといった案件を実施し、こうした開発途上国での復興・発展に占める我が国の重要性に対する理解を深めさせていく。

更に、今後、一般無償(世銀融資Ⅱグループ以下)からの卒業国が増加していく傾向が見られるが故に、開発途上国側で文化無償(世銀融資Ⅳグループ以下)に対する期待は逆に伸びていると言え、こうした国々に対する支援継続の重要性という観点からも、スキームの許す限り支援の拡充に努めていく。

【評価をするにあたり使用した資料】

平成19年版外交青書

ユネスコホームページ(<http://portal.unesco.org>)

国連大学ホームページ(<http://www.unu.edu/hq/japanese/index-j.htm>)

外務省広報文化交流部関連ホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅲ－４ 効果的な外国報道機関対策の実施

【事務事業名】① 外国報道機関に対する情報発信（記者会見、バックグラウンド・ブリーフィング、インタビュー、取材協力、説明用資料の送付、プレス・リリース）の実施及び報道の受信・分析（反論投稿）

【事務事業の概要】

外国メディアに対する情報発信を行うことは、我が国の外交政策について伝達し、海外における対日理解・対日親近感を醸成するにあたり極めて有効。また、外国メディア報道の受信・分析は、より質の高い広報を行う観点からも重要。なお、誤解に基づく外国報道機関の報道等があらわれた際、ただちに掲載社への申し入れ・反論投稿等の対策を講じることは、ダメージ・コントロールの観点からも重要。

【有効性（具体的成果）】

- (1) 外国報道機関関係者向けの記者会見（於・本省）：77回実施
- (2) 外国報道機関関係者向けのインターネット・チャット記者会見：17回実施
- (3) オープンハウス：10回
- (4) 総理インタビュー：23回、全29社、総理夫人インタビュー：4回
- (5) 我が国関係者によるインタビュー：488件（本邦：369件、在外：119件）
- (6) 英文プレス・リリース：546本発出
- (7) 歴史問題等に関する反論投稿：96件中63件が掲載社の紙面等に掲載された（掲載率66%）

【事業の総合的評価】

拡充強化 継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

北海道洞爺湖サミットやTICADIVを平成20年度に控え、我が国外交に対する国際的な注目が大きく高まるため、また、「主張する外交」の積極的推進の観点からも、より戦略的・効果的な対外発信が極めて重要となっており、今後とも本事務事業を実施する意義は大きい。

【事務事業名】② 報道関係者（ペン記者）招聘、ジャーナリスト会議開催、各国首脳同行記者への取材協力

【事務事業の概要】

外国メディアによる報道を促進させるとともに、対日理解・対日親近感を醸成するにあたり、外国記者を招聘するもの。

【有効性（具体的成果）】

- (1) 外国記者の招聘数及び同記者訪日後の対日関連記事執筆者数：63名、40名
- (2) プレス対策強化事業による招聘数及び対日関連記事執筆者数：30名、18名
- (3) ジャーナリスト会議実施回数：1回、招聘記者3名：出席した一般聴衆者数：182名
- (4) FPC（フォーリン・プレス・センター）による招聘実績：51名

【事業の総合的評価】

拡充強化 内容の見直し 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

戦略的・効果的な対外発信が極めて重要となる一方で、在京特派員の減少といった傾向に対応し、正しい対日理解に基づく公正な記事の執筆を促すために、今後とも本事務事業を実施する意義は大きい。

【評価をするにあたり使用した資料】

- ・ 外務省ホームページ（日本語版：www.mofa.go.jp/mofaj, 英語版www.mofa.go.jp）
- ・ （財）フォーリン・プレス・センターのホームページ（日本語版：www.fpcj.jp/j, 英語版：www.fpcj.jp/e/index.html）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅲ－５ 適切な国内広報・報道機関対策の実施

【事務事業名】①定期刊行物、放送番組への編集・制作協力やパンフレットの作成

【事務事業の概要】

- 我が国の外交政策及び外務省の役割を幅広く、丁寧に国民に発信するため以下の事業を実施している。
- (1) 広報テレビ番組の制作・放映及び内閣府による政府広報への協力
 - (2) 定期刊行物への各種協力及び誌面広告を通じた広報活動
 - (3) 外交政策、国際情勢、外務省の役割に関するパンフレットの作成・配布

【有効性（具体的成果）】

(1) 広報テレビ番組「日本を知りたい！中国からやってきた高校生」を制作し、同番組は平成19年2月にテレビ東京系全国6局ネットで放映された。平均視聴率は2.3%、瞬間最高視聴率は3.4%であり、約70万世帯が視聴。草の根レベルの青少年交流を紹介することにより、日中間の相互理解促進を図ることができた。

(2) 中央公論に誌面広報を3回（平成18年8月号、11月号、平成19年4月号）掲載し、外交政策や国際情勢に関し特定のテーマで、有識者、オピニオンリーダー層を中心に広く広報を行った。

外交政策や外務省の役割等を分かり易く説明するパンフレットを、22種19万5千部の新規作成、5種5万5千部の改訂・増刷を行い、各種講演会等で配布するとともに、外務省ホームページにも掲載し高い評価を得ることができた。（例：「国連における日本の取り組み」「日米安保」「テロとの闘い」「外務省の組織」「名探偵コナンー外務省を探る！ー」等。）人気アニメのキャラクターを活用した外務省広報パンフレット「名探偵コナンー外務省を探る！ー」は、各種メディアに取り上げられ、外務省ホームページへのアクセス数も6日間で約22万ビューを記録し、電話による問い合わせも殺到するなど好評を博した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

現在実施している定期刊行物、放送番組への編集・制作協力やパンフレットの作成による国民への情報提供は、必要性、有効性、効率性の観点から適切であると判断されるので、引き続き我が国の外交政策に対する国民の理解増進を図るべく、今後ともこれまでと同様に情報発信を行っていく。

【事務事業名】②外交フォーラム、講演会・シンポジウム等の開催

【事務事業の概要】

(1) 一般向けとして、外務大臣が、国民の関心の高い外交テーマについて国民と直接対話を行う「外交フォーラムー外務大臣と語る120分ー」（旧称：「外務省タウンミーティング」）、外務省幹部職員による「国際情勢講演会」を開催している。

(2) 若い世代の国際問題、外交課題に対する理解と関心を深めるため、大学生向けの「タウンミーティング『学生と語る』」、「国際問題討論会」及び「外交講座」、高校生向けの「高校講座」を開催している。

【有効性（具体的成果）】

(1) 平成18年度に行った外交フォーラム、講演会等の国民との直接対話は以下のとおり。

(イ) 一般向け

- ・外交フォーラム： 2回（参加人数2,559名）
- ・国際情勢講演会： 43回（参加人数約5,700名）

（注）外務省タウンミーティングは平成19年2月より名称を「外交フォーラム」に変更。

(ロ) 学生向け

- ・タウンミーティング「学生と語る」：3回（参加人数375名）
- ・大学生による国際問題討論会：1回（参加人数70名）
- ・外交講座：67大学（参加人数約12,000名）
- ・高校講座：126校（参加人数約55,000名）

(2) 外交フォーラム実施後のアンケートでは、84%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答しており、今後も継続すべきとの回答は85%に上った。その他の事業についても、実施後のアンケートを通じて、分かり易かった、理解が深まった等の回答を多く得ている。

(3) 上記外交フォーラム、各種講演会等は、国民に対する情報発信としてだけでなく、外務省職員が外交実務を遂行していく上で、国民の考えに直接触れる貴重な機会ともなっている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

現在実施している外交フォーラム、講演会・シンポジウム等の開催による情報発信は、必要性、有効性、効率性の観点から適切であると判断されるので、我が国の外交政策に対する国民の理解増進を図るべく、今後とも継続して実施し情報発信を行っていく。

【事務事業名】③外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施及び世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握

【事務事業の概要】

- (1) 多様な媒体（メール、電話、FAX、書簡）を通じた国民からの意見聴取。
- (2) 特定テーマに関する世論調査の実施による世論動向の把握。

【有効性（具体的成果）】

多様な媒体を通じた国民からの意見聴取及び世論調査を実施し、その結果を関係部局に迅速かつ適切に配布することによって外務省内で周知・共有し、外交・広報政策の企画立案・実施の参考とするとともに、外務省・在外公館の業務改善に役立てた。

- (1) 平成18年度に国民より寄せられた意見の件数は以下のとおり。

- ・外務省ホームページのご意見コーナーに寄せられたメールによる意見：約9,400件
- ・電話によって寄せられた意見：約3,500件
- ・FAX・書簡によって寄せられた意見：約2,800件

- (2) 平成18年度は以下の2件の対面式の世論調査を実施した。

- ・「日伯（ブラジル）関係」：平成20(2008)年にブラジル日本人移住100周年を迎えることを機にブラジルに対する日本国民の意識を調査。
- ・「海外安全」：日本国民の海外における安全対策等に関する意識を調査。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

現在実施している多様な媒体を通じた国民からの意見聴取及び世論調査の実施は、必要性、効率性、有効性の観点から適切であると判断されるので、今後ともこれまでと同様に取組を行っていく。

【事務事業名】④外務省首脳、外務報道官による記者会見等の実施、談話・外務省報道発表の発出

【事務事業の概要】

(1) 口頭による情報発信として、従来は週1回だった外務報道官の会見を週2回に増やし、情報発信力の強化を図った。原則毎日最低1回、外務省首脳等による記者会見を行っている他、テロ事件や大災害等の緊急外交案件が発生した際は臨時の記者会見を開催している。各種外交案件に際しては、主管局課長より、外務省詰め記者、各社論説・解説委員に対し、バック・グラウンド・ブリーフを実施している。

(2) 文書による情報発信として、国際情勢や外交案件についての我が国のメッセージを表明する「外務大臣談話」、「外務報道官談話」、並びに日本政府・外務省が関わる要人往来、会議、活動等に関する事実関係を中心に情報を提供する「外務省報道発表」を適時・適切に発出している。

(3) 発信力のある有識者に対して、郵送・メール・面談等を通じ、定期的に情報を提供している。

【有効性（具体的成果）】

(1) 外務報道官の会見を週2回に増やした他、外務大臣等が出張等の理由により定例記者会見を開催できない場合は、外務報道官が記者会見を行うこととしたため、外務報道官の記者会見は平成17年比25回増となった。

(2) 平成19年2月より、これまでの外務報道官発表、記事資料、貼り出しを「外務省報道発表」としてまとめ、デザインを刷新するとともに、図表等を用いた分かり易い発信に努めた。また、原則全ての外務省報道発表を報道機関に提供するのとほぼ同じタイミングで外務省ホームページに掲載し、国民が直接閲覧できるようにした（以前は、貼り出しは掲載せず。）。

(3) 発信力のある有識者に対し、これまで隔週で外交関連資料を郵送していたのに加えて、平成18年9月25日より、週2回のペースで外交関連情報のメール配信を開始した。

(4) 平成18年度に行った具体的な情報発信は以下のとおりであり、これらが報道内容に反映された。

(イ) 会見等の口頭による情報発信の回数

- ・ 記者会見：外務大臣 90回
外務副大臣 40回
事務次官 38回
外務報道官 69回
- ・ 外務省詰め記者へのブリーフ： 137回
- ・ 外務省詰め記者との懇談（オープンルーム）： 61回
- ・ 論説委員へのブリーフ： 46回
- ・ 解説委員へのブリーフ： 44回

(ロ) 談話、外務省報道発表等の文書による情報発信の件数

- ・ 外務大臣談話： 26件
- ・ 外務報道官談話： 67件
- ・ 外務報道官発表（4/1-1/31）： 30件
- ・ 記事資料（4/1-1/31）： 639件
- ・ 貼り出し（4/1-1/31）： 717件
- ・ 外務省報道発表（2/1-3/31）： 376件
- ・ 官邸が発出した貼り出しの参考配布（2/1-3/31）： 36件

(ハ) 郵送・メールによる有識者への情報発信の件数

- ・ 郵送： 26件
- ・ メール送信： 35件（平成18年9月25日より開始）

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

現在実施している報道機関に対する口頭及び文書による情報発信、有識者に対する情報提供は、必要性、有効性、効率性の観点から適切であると判断されるので、引き続き我が国の外交政策に対する国民の理解増進を図るべく、今後ともこれまでと同様に情報発信を行っていく。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 「世論調査の結果」(外務省HP)
- 外務省ホームページ／報道・広報

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅲ－６ 効果的なIT広報の実施

【事務事業名】① 外務省ホームページ（日本語、英語）の運営

【事務事業の概要】

インターネットの普及により、外務省ホームページは外務省の顔となり、正確で迅速な情報提供をすることは国内外への説明責任の面からも重要である。

【有効性（具体的成果）】

一日あたり46万件以上（日・英・携帯版合計）のアクセスがある外務省ホームページの運営により、多くの利用者に外交施策に関する情報を有効に伝えることが可能となっている。

（１）日本語版アクセス数（ページビュー）

平成17年度 1億3,284万

平成18年度 1億4,462万（前年比 8.9%増）

（２）英語版アクセス数（ページビュー）

平成17年度 2,025万

平成18年度 2,385万（前年比 17.8%増）

（３）携帯版（日）アクセス数（ページビュー）

平成17年度 38万

平成18年度 96万（前年比152.6%増）

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

インターネット上の情報量の増加と多様化によって、ホームページを通じた情報提供の必要性は引き続き高いため、最新技術や利用者の要望を的確に捉えて、更に有効な情報提供を目指す。

【事務事業名】② 在外公館ホームページ、Web Japan ホームページ等の運営

【事務事業の概要】

インターネットの普及により、在外公館ホームページ、Web Japanホームページは情報発信の有効なツールとなっており、正確で分かり易い情報提供をすることは重要である。

【有効性（具体的成果）】

在外公館ホームページおよびWeb Japanホームページの合計で一日あたり32万件以上のアクセスがあり、多くの利用者に正確で分かり易い情報を有効に伝えることが可能となっている。

（１）在外公館ホームページ アクセス数（ページビュー）

平成17年度 8,212万

平成18年度 8,495万（前年比 3.4%増）

（２）Web Japanホームページ アクセス数（ページビュー）

平成17年度 2,591万

平成18年度 3,192万（前年比 23.2%増）

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

インターネット上の情報量の増加と多様化によって、ホームページを通じた情報提供の必要性は引き続き高いため、最新技術や利用者の要望を的確に捉えて、更に有効な情報提供を目指す。

【評価をするにあたり使用した資料】

外務省ホームページ（日）(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)

外務省ホームページ（英）(<http://www.mofa.go.jp>)

在外公館ホームページ一覧 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai>)

Web Japanホームページ (<http://web-japan.org>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標Ⅳ 領事政策

施策目標（施策）

Ⅳ-1	領事サービスの改善・強化	259
Ⅳ-2	海外邦人の安全確保に向けた取組	272
Ⅳ-3	外国人問題への対応強化	282

IV-1 領事サービスの改善・強化

【事務事業名】① 領事事務のIT・システム強化

【事務事業の概要】

在留届電子届出システム（ORRNET）の運用により、在留邦人はインターネットを通じて在留届の届出や変更届・帰国届届出を行うことが可能となる。また、在留邦人向けメールマガジン配信システムの運用により、在外公館は邦人がインターネットを通じて登録したメールアドレスへ治安、保健・衛生等の必要な情報の提供を行うことが可能となり、海外邦人の利便性向上につながる。

【有効性（具体的成果）】

在留届電子届出システム（ORRNET）による電子届出件数及び在留邦人向けメールマガジン配信システム導入公館数は次のとおり年々増加している。

- (1) 在留届電子届出システム（ORRNET）による電子届出件数
平成16年度：18981件、平成17年度：19867件、平成18年度：24596件
- (2) 在留邦人向けメールマガジン配信システム導入公館数
平成16年度：43公館、平成17年度：65公館、平成18年度：88公館

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ○そのまま継続 内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

在留届電子届出システム（ORRNET）については、これまでどおり運用を継続する。在留邦人向けメールマガジン配信システムについては、運用公館数の増加ではなく、同システムの機能を利用し、海外におけるテロ・大規模自然災害等の緊急事態発生時、在留届を提出している在留邦人に対しメール・FAX・電話等を通じ緊急情報を一斉に通報するシステムを開発し、在留邦人に対する一層の支援強化を図る。

【事務事業名】② 領事出張サービスの拡充強化

【事務事業の概要】

在外公館所在地から遠隔の地に居住する在留邦人に対し領事サービス（旅券、証明等の発給申請の受付・交付、戸籍・国籍の届出受理、各種相談受付等）を提供するため、領事担当官が当該遠隔地に赴き同サービスを実施する。

在留邦人が海外において領事サービスを受けようとするときは、居住地を管轄する在外公館又は最寄りの在外公館へ赴き、申請、届出等の手続を行う必要がある。しかしながら、国内の市区町村役場等において行政サービスを受ける場合とは違い、在外公館の数は限られているため、居住地と在外公館との間の距離が相当離れていることも多く、この場合、在外公館に赴くのに相当の時間的・経済的負担を強いられることとなる。

したがって、可能な範囲で領事出張サービスを実施することにより、遠隔地に居住する在留邦人の負担を軽減し、利便性を向上させることが求められている。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度においては、98在外公館（平成15年度：69公館、平成16年度：90公館、平成17年度：101公館）において延べ711回（平成15年度：486回、平成16年度：497回、平成17年度：746回）の領事出張サービスを実施し、在留邦人から好評を得ている（平成18年度9月に在外15公館で実施したアンケート調査の結果、領事出張サービスを利用したことがある邦人の約82%が同サービスは有益である旨の回答を得てい

る。)

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ○**今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

在留邦人・日本人団体等より本出張サービスの継続及び拡充の要望が寄せられており、予算及び人的体制に限りはあるものの、サービスの維持・向上を図る必要がある。また、テロ・自然災害等の大規模緊急事態により邦人被害者(被災者)が発生した場合の危機管理上の観点よりも、平素より遠隔地に居住する在留邦人との連携を強化する必要がある。したがって、今後も少なくともこれまでと同等のレベルで本出張サービスを継続して実施していく必要がある。

成果重視事業

【事務事業名】③ 在外選挙人登録推進

【事務事業の概要】

[成果重視事業の目標]

平成16年4月1日から平成19年3月末までに海外の推定有権者数の約20%程度の登録者数を目標とする。

平成16年度： 15%前後

平成17年度： 17%前後

平成18年度： 20%前後

[目標設定の考え方]

在外選挙制度においては、在留邦人が投票を行うためには在外選挙人名簿への登録が必要であるが、日本国内では住民登録された市区町村の選挙管理委員会が職権により選挙人名簿に登録するのに対し、海外では出頭義務を課した任意登録制となっているため、時間、距離等諸般の事情から積極的な登録傾向にないのが現状である。また、在外選挙制度は海外に転出して初めて必要となることから、あらかじめ本件制度に係る知識を有している在留邦人は少数である。このため本事業により制度普及や登録推進広報を行い、登録受付出張サービスや日系企業等個別訪問サービスを通じて在留邦人の登録申請の便宜を図ることにより、在外選挙人の登録率を高めることは、在留邦人の国政選挙における選挙権行使の機会を確保するとともに、領事サービスの改善・強化に資するものである。

[事業計画期間及び平成18年度予算額]

(期間) 平成16年度から平成18年度まで

(予算額) 1億7千7百万円

[手段と目標の因果関係]

(1) 登録受付出張サービス

在外選挙人登録は出頭義務を課した任意登録制であるため、遠隔地に居住する在留邦人が登録申請のためだけに在外公館に出向くことについては、距離的、時間的、経済的理由から、これを躊躇する傾向にある。このため、在外公館から登録申請を受け付けることを主目的とする領事出張サービスを行い、申請手続きについて便宜を図ることにより地方に在住する在留邦人の選挙人登録を推進する。

(2) 日系企業等個別訪問サービス

在外公館の開館時間(平日の日中)に登録申請のために在外公館に出向く時間を確保できない在外公

館所在地近郊の日系企業等の社員等を対象に、登録受付のための企業訪問を行い、効率的な登録推進を図る。

(3) 各種広報媒体を活用した在外選挙制度の広報

在外有権者の選挙人登録については、年間約2万件の新規登録と帰国等による約1万件の登録抹消が行われており、また、毎年相当数の在留邦人が入れ替わっていることから、新規渡航者及び未登録者に対する制度広報を行い登録推進を図る。特に、平成18年6月の公職選挙法の一部改正による、3か月住所要件充足前における在外選挙人登録申請の受け付け、平成19年6月以降に実施される国政選挙から比例代表選挙に加えて、(小)選挙区選挙及び補欠選挙等への対象選挙の拡大等の制度改正につき、積極的に広報を行う。

(4) 在外公館における登録業務等の円滑な執行のための各種支援

管内に推定有権者の多い在外公館に事務補助員雇用経費を手当てし、領事窓口や日系企業等個別訪問サービスにおける登録申請の受付、広報、事務補助、各種照会に対応することにより、在外選挙事務の円滑な執行を行う。

(5) 予算配分等

管内に推定有権者5千人以上を擁する在外公館を中心とした事業展開及び予算配分(全体の4分の3)を行い、数値目標の達成と費用対効果の効率化を図る。

(6) 在外選挙事務担当者への研修・指導の実施

在外公館の領事担当官に対する赴任前研修や中間研修、将来の担当候補者への講習等の内容を拡充し人材を育成するとともに、専門知識や登録推進のためのノウハウの共有を図る。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

C

(判定方法)

従来、推定有権者数に対する在外選挙人名簿への登録者数の割合(登録率)に基づいて成果重視事業としての目標の達成度合いの判定を行ってきたが、この判定基準は在留邦人数の急激な増加、登録抹消者等の要因を前提とした基準となっていないものであった。このため、平成18年度においては、本件判定を補足し、かつ在外公館の業務量や費用対効果としての登録推進実績を評価する手段として、登録申請件数を加味した判定を行った。

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

【有効性(具体的成果)】

登録率は18年度末段階で13.06%(平成19年3月末時点)、最終目標の20%を達成していないが、(1)在留邦人数が当初の数量目標の設定時における想定を大きく上回ったこと(87.4万人(平成14年10月1日現在)→101.3万人(平成17年10月1日現在):約14万人(16%)増)、(2)帰国等による登録抹消(毎年約1万件)による相殺があり、結果として登録者の純増数は新規登録者数の約半分程度となっており、定量的な政策目標としての登録率は、在外公館における業務量や費用対効果としての登録推進実績

を正確に反映していないこと、(3) 本人出頭主義等登録申請手続き自体の利便性の悪さ等の理由から、政策目標である「推定有権者に対する在外選挙人名簿の登録率約20%」を達成するには至らなかった。

他方、在外選挙制度の広報、登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービス等の実施により、登録申請件数は本件成果重視事業開始前の平成15年度の実績と比して、増加傾向にある。特に、国政選挙が実施される年は駆け込み申請の増加により、平年より申請件数が増える傾向にあるが、国政選挙が実施されていない平成18年度においては、衆議院総選挙が行われた平成17年度を上回る申請件数を達成しており、これまでの成果重視事業の積み重ねによる成果が現れたと考える。

	15年度	16年度	17年度	18年度
推定有権者数	683,297人	720,980人	759,410人	759,410人(注)
登録者数	77,014人	82,555人	91,815人	99,173人
登録率	11.27%	11.45%	12.09%	13.06%
新規登録申請者数(年間)	13,810人	15,729人	20,839人	21,635人
(対平成15年度申請者数増加率)		+13.90%	+50.90%	+56.66%
登録抹消者数(年間)	9,647人	9,888人	10,022人	11,345人

(注: 推定有権者数は各年度の10月1日現在の在留邦人数の75%として算出。平成18年度の在留邦人数が確定していないため、平成17年度の推定有権者数を使用)

(実施状況・有効性評価)

(1) 登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービス

遠隔地に居住する在留邦人を対象とした登録受付出張サービスを他の領事サービス(旅券、証明、各種届出、領事相談等)と連携させて、事前広報や開催日時の調整等在留邦人の利便性に配慮し効果的な実施に努めたほか、在外公館所在地近郊の日系企業等に対する個別訪問サービスを実施し成果を上げてきているとともに、在留邦人からも領事サービス改善の一環として高い評価を得ており、利用者も年々増加している。

平成18年6月の公職選挙法の改正を受け、平成19年1月1日以降、3か月住所要件を満たしていない時期の登録申請の受け付けができるように申請手続きの改善が図られており、今後登録申請件数が増加することが見込まれる。なお、本件手続は、3か月住所要件充足後に改めて在外公館が申請者の住所を確認した上で、申請書を市区町村選挙管理委員会に送付するため、実際の効果が登録申請件数として現れるのは4月以降となる見込みである。

	15年度	16年度	17年度	18年度
(登録受付出張サービス)				
実施公館数	69公館	90公館	101公館	98公館
実施延べ日数	486日	497日	746日	711日
登録申請等件数	3,428件	2,999件	4,673件	6,101件
(日系企業等個別訪問サービス)				
実施公館数	—	—	32公館	33公館
訪問企業数	—	—	475社	626社
登録申請件数	—	—	3,179件	3,077件
(選挙人登録率)	11.27%	11.45%	12.09%	13.06%

なお、最近の在留邦人の傾向として、長期出張扱いでの海外赴任、国民健康保険や年金の関係等から住民票を日本に残しているため登録申請を断念したり、長期の海外生活や日本の政治ニュースの入手困難から選挙自体に関心がないとする有権者も少なからずあり、在留邦人の在外選挙に対する関心に相当の温度差が見受けられる。

(2) 在外選挙制度広報

海外では地理的要因等からすべての在留邦人に共通して利用できる広報媒体が少なく、また、広報対象者となる在留邦人が世界中に広範囲に散在しているため、広報の認知効果の評価・検証は困難である。しかしながら、毎年約1万人の在外選挙人が帰国等により登録を抹消されている一方で、新たに約2倍の新規登録者がいることから、新規渡航者及び未登録者への広報を中心に効果を上げているものと考えられる。

平成18年度は、6月の公職選挙法の改正を踏まえ、以下の媒体を利用して在外選挙制度の改正及び登録推進について広報を行っている。

- (イ) 邦字紙国際衛星版及び現地邦字紙
- (ロ) 日本人会や商工会等邦人団体の会報誌
- (ハ) 現地邦系生活情報誌
- (ニ) 現地ケーブルテレビ、ラジオ及び衛星放送
- (ホ) 在外公館のホームページ

(3) 予算配分等

選挙管轄区域内に推定有権者5千人以上を擁する37公館の合計有権者数が全世界の約8割を占めており、数量目標を達成する上でこれらの公館における積極的な登録推進が不可欠であることから、重点的かつきめ細かい査定・予算配分及び事務補助員の配置を行った結果、当該公館における登録申請件数が全体の約70% (15,121件) を占めた。

(4) 制度改正

平成18年6月の公職選挙法の改正により、在外選挙の対象選挙に(小)選挙区選挙等が加わり、海外居住3か月未満でも登録申請が出来るようになる等、投票制度の改善や登録申請手続きの利便性の向上等が図られたことにより、在外有権者の選挙に対する関心も一層高まったことが登録申請件数の増加につながったものと考えられる。

[予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 目の大括り化 目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

特定予算科目の不足による事業の停滞を防止するとともに、在外選挙人登録推進のために最大限予算を活用することが出来た。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

本件事業による登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスについては、在留邦人から高い評価を得るとともに年々利用者が増加しており、また、在留邦人数が急増する中、在外選挙制度の改正を踏まえた制度普及広報や登録推進広報を積極的に展開した結果、新規登録申請件数は国政選挙が行われた平成17年度を上回る実績となっている。

事業目標（20％）の達成については、在留邦人数の急増や帰国による登録抹消、市区町村への転出届を行っていない在留邦人の存在など目標値の設定環境が大きく変化したことから、数量的には不十分な実績（13.06％）となっているが、本件事業期間の3年間における新規登録申請件数は58,203件に達しており、これは平成17年10月1日現在の推定有権者数の7.66％に相当していることから、在外公館における登録推進事業として相応の成果を上げたものと評価される。ついで、今後も在外選挙人登録率を上げていくために本事業を一層拡充・強化していく必要がある。

【目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策】（理由と今後の方針）

（1）帰国等により国内選挙人名簿に登録されることによる在外選挙人名簿からの登録抹消（平成14年度以降毎年約1万件）により登録者数が相殺されるため、登録申請件数の伸びに比べて、実質的な登録者純増数は新規登録者の約半分程度となっている。このため定量的な政策目標としての登録率は、在外公館における業務量としての登録推進実績を正確に反映しない結果となっている。

（2）平成18年度末の達成目標（登録率20％）には至っていないが、本件事業開始後3年間で推定有権者数の約7.66％に相当する58,203件の新規登録申請件数があるとともに、申請件数は毎年上昇傾向にあることから、事業実績としては一定の成果を挙げていると考える。

（登録申請件数）

平成14年度： 10,942件

平成15年度： 13,810件（第43回衆院総選挙）

平成16年度： 15,729件（第20回参院通常選挙）

平成17年度： 20,839件（第44回衆院総選挙）

平成18年度： 21,635件（平成18年3月末現在）

（3）平成18年の在外選挙制度改正による対象選挙の拡大や登録申請手続きの改善による在留邦人の在外選挙への関心の高まりを背景に、在留邦人数の急増による新規渡航者や未登録者に対する制度普及広報や登録受付出張サービス等を引き続き実施し、選挙人登録の推進による在留邦人の選挙権行使の機会を確保するため、本件登録推進事業を平成19年度以降3か年計画により継続実施する。

事業目標については、以下のとおり計画策定当初における評価基準及び数量目標を固定することを中心として複合的な事業目標を設定し、端的に施策の効果を把握しやすい評価手法を導入する。

①平成17年10月1日現在の在留邦人数（101.3万人）に基づく推定有権者数（邦人数の75％＝75.9万人）の20％相当数の登録者数の15万人を平成21年度末における最終目標とする。

②年間の新規登録申請者件数（受け付けの件数）3万件を各年度ごとの目標とする。

【事務事業名】④ 海外子女教育体制の強化

【事務事業の概要】

海外の日本人学校（文部科学大臣が認定）及び日本語補習授業校（現地校等に通う日本人子女のために週末等に国語等の基礎的な科目の授業を行う。）に対し、一定の条件下で校舎借料や現地採用講師謝金等所要の援助を行う。これにより、保護者の負担が軽減され、在留邦人の子どもになるべく日本国内に近い条件下で義務教育を受けさせることを可能とし、憲法第26条（教育を受ける権利と受けさせる義務）の精神にも合致する。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度は、要望があった補習授業校3校に対する新規援助を実現した結果、援助の対象となる日本人学校は85校、補習授業校は187校となり、海外に在住する学齢児童・生徒のうち、日本人学校にも補習

授業校にも通学していない者を差し引いた約60%が政府援助の対象となった。これにより邦人支援策の向上に寄与した。

近年の援助対象学校数の推移は次のとおり

(1) 日本人学校

平成16年度：83校、平成17年度：85校、平成18年度：85校

(2) 補習授業校

平成16年度：189校、平成17年度：185校、平成18年度187校

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

現地日系企業の撤退等により学校の経営基盤が脆弱化し、保護者の負担が増大しているケースもあるため、政府援助の拡充を検討する。

【事務事業名】⑤ 在留邦人に対する医療・衛生面での支援の強化

【事務事業の概要】

海外において日本人が安全に渡航・滞在できる環境（医療面・衛生面）の整備

1. 巡回医師団の派遣

医療事情が悪く在留邦人が日常生活において健康維持のために苦勞を強いられている地域に日本人医師・看護師から構成される医師団を派遣し、日常の健康管理に当たっての留意点等の助言を中心とした在留邦人からの健康相談に応じることにより、海外在留邦人の福利向上を図る。

2. 感染症対策

海外において地域的に流行している感染症関連情報を提供し、渡航者・滞在者への注意喚起を行うこと、また、海外で鳥・新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生・世界的に流行した場合に備えた情報提供をはじめとする在留邦人支援体制の整備及び関係機関との連携強化を行うことにより、邦人の感染症予防の一助とする。

【有効性（具体的成果）】

1. 巡回医師団の派遣

平成18年度は12チームを37カ国59都市に派遣し、約1400人の在留邦人への健康相談を行った（相談者数前年度比約100人増）。各地の健康相談は、全般的に成人では生活習慣病関連、小児・婦人科分野では発達相談の他、現地の環境から心配される感染症、生活環境によるストレスなど相談内容は多岐にわたっていた。各医師団は在留邦人に対し、病気予防や慢性疾患を抱えての生活指導、現地医療機関で受けている治療内容や処方されている医薬品の説明などを行い、在留邦人からは日本語で、日本人医師に相談できて安心できたとの声が多く聞かれた。一部のチームでは、健康管理や生活習慣病、育児関連など様々な医療関係パンフレットを配布し、各個人の継続的な健康管理にも役立てられると考えられる。

今回は12チーム中10チームに女性看護師が同行、医師26名のうち4名が女性医師だったが、在留邦人にとって看護師は衛生管理から日常の不安まで幅広く相談しやすい存在であり、また、女性看護師や女性医師の派遣は特に女性相談者より喜ばれた。

2. 感染症対策

新型インフルエンザ発生の懸念により感染症関連情報への関心が高まっていることから、外務省ホームページや「海外安全ホームページ」や「感染症関連情報ホームページ」において、世界各地における感染症発生に関する情報提供・注意喚起を行った。また、「感染症関連情報ホームページ」では、医務官が作

成している「世界の医療情報」や各在外公館ホームページ、その他の関係機関のホームページとリンクを貼ることにより、世界の医療事情についてよりわかりやすい形で情報提供を行えるようにした。

新型インフルエンザについては、その発生に備え、在留邦人の関心も特に高いことから、「海外安全ホームページ」で鳥インフルエンザ関連の渡航情報を発出して最新の発生状況と注意事項に関する情報提供を行うとともに、各在外公館においてもホームページや在留邦人との連絡会等の機会を通じて任国内の鳥インフルエンザの発生状況や新型インフルエンザが発生した場合に想定される状況、安全対策、その他の関連情報を提供した。

平成18年度の感染症関連渡航情報発出件数は32件。このうち鳥インフルエンザ関連情報は9件。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

1. 巡回医師団の派遣

海外渡航者や在留邦人は今後も増加傾向にあり、地域によっては小児を伴って海外に長期滞在するケースや退職後の長期滞在が増えてきており、海外での育児やメンタル面での不安、在留邦人の高齢化など、巡回医師団健康相談へのニーズも多様化している。医師団は、①現地の生活環境下での病気予防、②慢性疾患における健康管理、③不安解消、④現地診療や処方薬の説明、など様々な側面から在留邦人の期待も大きく、今後も在留邦人のニーズに合わせた専門科の医師や看護師の拡充・派遣、医療用パンフレットの活用などを考慮に入れつつ、派遣事業を継続していく必要がある。

2. 感染症対策

近年、海外渡航者などの海外感染症発生状況への関心が高まっている。日本では過去の病気となった感染症でも世界各地で発生している感染症は多く、また、異常気象や天災などによっても感染症が発生・流行する可能性があるため、引き続き海外における感染症発生状況について情報収集を行い、必要に応じて適切に渡航情報の発出等により注意喚起を行う他、厚生労働省等関係機関と連携強化を図り、検疫所ホームページや検疫窓口など多方向からの情報提供を行う必要がある。

また、近い将来、発生・流行が懸念されている新型インフルエンザへの対策のため、引き続き在外公館での情報収集・提供体制の強化や発生時の館内体制の整備及び外務本省と国内関係諸機関との更なる連携強化が必要。

【事務事業名】⑥ 領事担当官に対する研修の強化

【事務事業の概要】

(1) 外務本省において、領事局主催の領事初任者研修(年2回)、領事中堅研修(年1回)及び在外行政サービス研修員に対する実務研修の実施、外務省研修所主催の研修(在外公館官房要員研修、在外公館警備対策官研修、在外公館赴任前研修等)における領事関係講義、領事担当官として在外公館赴任予定の職員に対する個別ブリーフを行った。また、在外公館においては、拠点公館における領事業務研修や領事研修会議(平成18年度は西欧地域)の実施及び現地職員を対象としたマナー研修を実施した。

(2) 外務本省における研修においては、本省領事局職員による講義、外部の専門家による講義(応接マナー、メンタルヘルスケア、遺体鑑識等)、関連施設の視察(矯正施設、窓口視察等)を実施した。

(3) 在外公館における研修においては、領事業務経験の深い在外公館領事担当官(領事広域担当官等)による若手職員に対する研修、本省職員や外部専門家による講義等を実施した。

(4) 領事業務に従事する者に対しては、次の理由により、必要な知識・専門性を修得させるための研修を実施することが不可欠である。

(イ) 領事業務の範囲は非常に広範であり、根拠法令や専門知識を習得することなしに業務に従事した結果的確な処理ができなかった場合、申請・届出等を行った国民に多大な不利益が生じるおそれがあること。

(ロ) 特に邦人援護業務においては、的確な処理を行うためには知識の習得のほか相当の経験・熟練を要すること。

(ハ) 海外在留邦人数・海外渡航邦人数は年々増加傾向にあること、邦人の海外滞在先・渡航先の多様化や生活様式の多様化などの要因により、領事サービスに対するニーズは増加とともに刻々と変化しており、時宜に応じた知識の習得が必要であること。

(ニ) 領事担当官に対し必要かつ時宜に応じた研修を実施することにより、領事担当官の能力が向上し、的確かつ国民のニーズに即した領事サービスを提供することが可能となり、海外に滞在する邦人の生活・活動基盤の支援につながる。したがって、領事サービスの改善・強化を図るためには、領事担当官に対する的確な研修の実施が不可欠である。

(ホ) なお、上記研修のうち領事初任者研修については、領事業務経験の浅い(又は経験のない)職員(他省庁からの出向者を含む。)に対し基礎知識を取得させることを目的としている。また、領事中堅研修については、相当の領事業務経験を有する中堅職員の専門性を向上させることにより、在外公館において領事業務の実施体制に遺漏なきを期すとともに、将来指導的役割を果たす職員を養成することを目的としている。このように、研修の実施に当たっては、職員の領事業務に対する習熟度にあわせてきめ細かく対応している。

【有効性(具体的成果)】

研修の実施により、受講者の領事業務に関する基礎知識(領事初任者研修等)やより高度な知識・専門性の修得・向上(領事中堅研修)が図られた。また、知識・専門性の向上等により、受講者の間で領事業務に対する意欲の高まりが見られた。主な研修の実施結果は次のとおり。

(1) 領事初任者研修(領事局主催)

年2回実施。受講者数合計68名。対象者は領事業務経験のない(又は経験の浅い)若手職員が中心(他省庁出向者を含む。)。受講者アンケートの結果、研修全般に対してはほぼ全員より有益であったとの回答があった。ただし、個々の講義については改善の余地ありとする意見もあり、カリキュラムの改善、講師による講義能力の向上等を図る等今後の改善のための参考としていく所存。また、外部講師(大学教授等)よりも、領事担当官に対しメンタルヘルス、遺体鑑識等必要な分野の研修を行うことは必要かつ重要であるとの評価があった。

(2) 領事中堅研修(領事局主催)

年1回実施。受講者数14名。対象者は相当の領事業務実施経験を有し、今後在外公館において領事担当官として指導的役割を果たすことが期待される中堅職員。受講者アンケートの結果、研修全般に対してはほぼ全員より「有益であった。」「能力向上が図られた。」等の回答があった。ただし、個々の講義については改善の余地ありとする意見もあり、カリキュラムの改善、講師による講義能力の向上等を図る等今後の改善のための参考としていく。また、外部講師(大学教授等)よりも、領事担当官に対しメンタルヘルス、遺体鑑識等必要な分野の研修を行うことは必要かつ重要であるとの評価があった。

(3) 在外公館警備対策官研修(外務省研修所主催)

年1回実施。受講者数81名。対象者は在外公館警備対策官として近く在外公館に赴任することが予定されている者(警察庁、防衛省、民間企業等からの出向者)。在外公館において警備業務のほか領事業務を担当する機会が多いため、警備業務等に係る研修のほか、領事局による領事初任者研修と同等の内容の講義を実施。受講者アンケートの結果、「領事業務の概略を理解でき、有意義であった。」「講師の熱意が感じられた。」等の肯定的な回答が多かった。一方、「広範に及ぶ業務をすべて理解するのに時間が足りなかった。」「更に具体的・実践的な内容としてほしかった。」等の意見もあり、これらを踏まえ、今後改善を

図ることとしたい。また、外部講師（大学教授等）よりも、領事担当官に対しメンタルヘルス、遺体鑑識等必要な分野の研修を行うことは必要かつ重要であるとの評価があった。

【事業の総合的評価】

拡充強化 **今のまま継続** 内容の見直し 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

海外在留邦人数。海外渡航邦人数は今後も増加することが予想され、領事業務のニーズはますます増加・多様化することが見込まれる。他方、昨今の厳しい財政事情の下、公務員の定員削減が今後も進んでいく状況において、将来的に領事担当官の人的資源不足の問題は解消する見込みはない。このような状況においては、個々の領事担当官の能力を向上させることが必要不可欠であるので、今後も継続して研修を実施する必要がある。

【事務事業名】⑦ 国際標準に準拠したIC旅券の発給・管理

【事務事業の概要】

国際民間航空機関（ICAO）の標準に準拠したIC旅券（平成18年3月20日の申請分より導入）の適正な発給・管理を行う。また、ICAOが主催する国際会議等に参加し、日本旅券の国際標準化を図るほか、諸外国の渡航文書の国際標準化・偽変造防止対策に対する国際協力を実施する。

我が国での不法就労等を目的とした日本国旅券の不正取得・不正行使事案は世界各地で毎年200件前後発覚している。また、テロリスト等国際犯罪人の国際間の移動を制限するため、旅券等渡航文書の偽変造対策を講じていくことが必要不可欠と考えられるところ、名義人の生体情報を取り入れたIC旅券を適切に発給・管理していくことにより、偽変造防止効果が高まり、日本旅券の信頼性が確保される。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度の旅券発給数は4,451,370冊であり、うち4,414,060冊（全発給数の約99.2%）のIC旅券を発給した。また、平成18年5月31日から6月1日ベルリンで行われた国際相互運用性試験において、我が国のIC旅券は約87%のIC旅券読取り装置で読み取ることができた（我が国と同仕様の平均は約85%）。

【事業の総合的評価】

拡充強化 **今のまま継続** 内容の見直し 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

日本旅券の信頼性を確保し、国民の円滑な海外渡航を確保するため、ICAO標準に準拠したIC旅券の発給を継続するとともに、今後想定される国際的なIC旅券の高度化・標準化作業への参加を継続する必要がある。

成果重視事業

【事務事業名】⑧ 領事業務の業務・システムの最適化事業

【事務事業の概要】

[成果重視事業の目標]

本件成果重視事業は4つの要素で構成され、平成18年度の目標とともにまとめれば以下のとおりである。

1. 在留届データ価値向上
 - (1) 在留届データ全公館相互管理（設計・開発）
 - (2) 個人情報保護—指紋認証（設計・開発）
2. 「オフライン版領事関連データ管理システム」の在留邦人数実態調査統計機能設計

3. 「オフライン版領事関連データ管理システム」の戸籍・国籍業務管理機能設計
4. 査証端末と旅券端末の共有と作成機の共有（設計）

[目標設定の考え方]

上記4つの構成要素について、設計段階、開発段階に分けて成果物の完成を目標とする。

[事業計画期間及び平成18年度予算額]

(期間)

上記4つの構成要素それぞれの計画期間は以下のとおり。

1. (1) 平成18年9月から平成19年3月末まで
(2) 平成18年9月から平成19年3月末まで
2. 平成18年10月から平成20年3月末まで
3. 平成18年10月から平成20年3月末まで
4. 平成18年11月から平成21年3月末まで

(予算額)

上記4つの構成要素それぞれの18年度予算額は以下のとおり。

1. (1) 1591万4千円 (2) 1344万3千円
2. 302万3千円
3. 408万2千円
4. 1億1千612万3千円

[手段と目標の因果関係]

上記4つの構成要素それぞれに手段と目標の因果関係をまとめれば以下のとおり。

1.

(1) 旅券法第16条の規定により、在留届を提出した者は届出事項に変更が生じた場合変更届（又は帰国届）を提出する義務があるにもかかわらず、提出しないまま帰国又は他国へ転居する者が後を絶たないため、年一回行う在留邦人数実態調査において、在留届に記載された住所への居住事実をダイレクトメールで確認している。確認の結果不在である場合、本邦連絡先に連絡をとり本人の所在確認を行うが、本邦連絡先が無い場合には本人へ連絡が取れないため、事実上不在と見なさざるを得ない。これらの問題を一部解消するため、変更届を提出しないまま他国へ転居し転居先で在留届を提出した場合、システム上において以前提出された在留届の身分事項と照合して同一人性を確認されれば、転居前に提出している在留届は自動的に変更された上で新たな在留届を受理するとの機能を付加することにより、在留届の二重登録の防止を可能とした。

(2) 現在在留届を管理する「オフライン版領事関連データ管理システム」はシステムログイン時にユーザーIDとパスワードを使用している。しかしながら、なりすましによるログインが可能であり情報漏洩の危険性があるため、生体認証によりユーザーと管理者に選別した業務の権限を持たせ、かつ操作履歴を管理し、かつ電子媒体にデータを出力する場合には、自動的に暗号化することにより情報漏洩を防止することを可能とした。

2. 毎年10月1日付で実施している在留邦人数実態調査において、在外公館においては在留届提出者にダイレクトメール等にて居住事実の確認調査を行っている。これら調査結果については、在外公館から送付されたデータを外務本省の職員（1名）が入力し直す作業を行っているところ、最終的な統計資料を作成するまでに70人日（試算値）を費やしており、非効率な作業を強いられている。この問題を解消す

るため、在外公館と外務本省の間をオンライン化することにより、外務本省においては入力作業なしにデータの自動集計を行い統計冊子の帳票を自動的に作成することを可能とし、最終調整時間を含めても10人日（試算値）まで短縮することを可能とする。

3. 現在、戸籍・国籍業務においては、在外公館から外務本省に送られてくる市区町村宛の届書等（年2万7000件）と法務省宛の届書等（年300件）を外務本省で受領した後、外務本省において市区町村又は法務省宛の宛の文書作成作業を手作業で行っている。その後更に省内の文書発出を担当する情報通信課において文書の件名等を手作業で端末へ入力する作業が行われており、非効率な作業を強いられている。これを改善するため、在外公館で入力したデータを既存のネットワークを通じ外務本省のサーバを経由して外務本省担当官の各端末にてデータを受信することで、在外公館・外務本省とも各担当官は自席の端末において個別案件の進捗状況を確認することが可能となり、照会への対応も迅速かつ円滑になるとともに、統計の自動集計・作成も可能となる。また、市区町村宛の文書をシステム上で自動作成（採番、電子押印、送付目録作成、宛名ラベル印刷）することにより、現在情報通信課で行っている文書作成に係る作業量を大幅に軽減する。

4. 現在、在外公館においては査証発給端末と旅券発給端末を別々に運用・管理しているところ、これにより、設置スペースを2台分確保する必要があり、保守料（両端末）及び借料（旅券発給端末のみ）のほか消耗品経費が個々に発生している。したがって、両端末を統合し、借料・保守料を一本化するとともに消耗品を同一部品とすることにより経費削減を図るもの（ただし、査証又は旅券を大量に発給する公館においては、両作成機の統合により逆に作業が非効率的になるため、これまでどおり査証発給端末と旅券発給端末を別々に運用・管理する。）。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

上記4つの構成要素それぞれの目標達成度合いは以下のとおりである。

1. (1) B、1. (2) B、2. C、3. C、4. D

(判定方法)

成果物による完成段階の判断（全体工程のうちの比率）

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

【有効性（具体的成果）】

上記4つの構成要素それぞれの目標達成度合いは前述のとおりであり、それぞれ次の段階に向け進展している。

1. (1) 開発は完了しており、試験運用と本運用（平成19年度）へ展開するための準備中。
(2) 平成19年度は認証機器を調達し、試験運用を行う。
2. 設計完了。平成19年度に開発予定。
3. 設計完了。平成19年度に開発予定。
4. 設計完了。平成19年度に一次開発、平成20年度に二次開発・製造（ただし、予算次第）を行う予定。

[予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

- 国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 ○目間流用の弾力化
(上記措置による効果)
特になし

【事業の総合的評価】

- 拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策] (理由と今後の方針)

概ね当初計画(複数年計画)のとおり目標を達成しており、今後もこれまでどおり作業を継続する。

【評価をするにあたり使用した資料】

在外選挙人名簿の申請者数・登録者数

領事出張サービスによる各種申請・届出実績

在外選挙人登録個別訪問サービス

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

IV-2 海外邦人の安全確保に向けた取組

【事務事業名】①海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化

【事務事業の概要】

- (1) 兼轄国等の安全情報の収集体制の強化
- (2) 海外安全ホームページ等の情報発信基盤の改善等により各種啓発媒体へのアクセス率を高め、もって安全対策情報の適切かつ的確な提供・普及
- (3) セミナー、キャンペーン、講演会を通じた啓発事業の展開により、国民・企業の安全対策及び危機管理のための意識・体制への取組促進

【有効性（具体的成果）】

以下の事業を通じ、国民の安全意識を啓発し、安全対策、危機管理への国民・企業の努力を従来促進してきた。ホームページへのアクセス数、海外安全相談センターにおける相談の件数などを含め、総合的に勘案すれば、事業は有効であったと考えられる。

(1) 安全情報収集体制の強化

在外公館がない兼轄国を中心に、海外邦人の安全対策に欠かせない情報を収集するための安全対策関係団体・個人等への業務委嘱を通じて、より漏れのない適切な安全情報の収集を図った。また、こうして収集した情報を基に、各在外公館では在留邦人に向けた情報の提供を行った。

(参考) 平成18年度の情報収集業務委嘱件数： 38公館 58件

(前年度からの改善：情報内容の見直しを通じて3件を廃止、新たに14件追加した)

(参考) 平成18年度の情報収集業務の成果： 報告数 320件

(主な活用方法：犯罪件数の推移・傾向等の把握を通じて、よりの確な安全対策を策定するとともに、在留・渡航邦人等に提供した。)

(2) 多様な情報のきめ細やかな発信

海外におけるテロ、騒擾、犯罪、治安、自然災害、感染症等の多様な情報を、内容、対象に配慮しつつ、危険情報、テロ概要、スポット情報、広域情報、安全対策基礎データに分類し、或いはより危険を身近に感じてもらうための海外事件簿として、海外邦人の安全な渡航、滞在のための情報をきめ細やかに改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて提供した。

(参考) 平成18年度内の主要情報発信（概数）

- ・危険情報（渡航先別総合的安全情報）：201国・地域／279回改訂・発信
- ・スポット情報（渡航先別事件・事故速報）：366回改訂・発信
- ・安全対策基礎データ（滞在先の各種危険情報、渡航手続等）：200国・地域

(3) 情報発信基盤の強化及び認知度の向上

海外安全ホームページは、こうした渡航情報等の発信基盤の最も有効的な手段であることから、この認知度を高め、より多くの国民のアクセスを確保することが肝要である。このため、国民の関心・ニーズを踏まえた情報をより見やすく提供しうるよう、ホームページ上での情報の配置、デザインの改訂を行う等アクセス数の向上を図った。また、海外安全ホームページ及び渡航情報の認知度を高めるため、海外渡航者の多い夏の時期（7月1日～31日）に、幅広い層に人気のある「オリエンタルラジオ」をイメージキャラクターにした「海外安全キャンペーン」を開催するとともに、「(海外安全ホームページを) しっかり見る！ しっかり安全！」を標語に掲げ、海外における最も大切な安全対策の一つである「自分の身は自分で守る」意識の醸成及び強化を図った。

(参考) 海外安全ホームページアクセス数の向上

平成18年度 42,332,582回(月平均約353万回) <前年比約7%増>

平成17年度 39,407,674回(月平均約328万回)

(参考) 海外安全キャンペーンの実施期間における国民のアクセス件数

海外安全HPアクセス数: 7月 約512万回(月平均353万回の1.45倍)

(その後の8月が1.37倍、9月が1.25倍と多くのアクセス数を維持した)

(4) 海外安全相談業務の実施

海外安全相談センターにおいては、ホームページの運営・管理のほか、国民からの相談窓口として、安全対策に関する電話照会に直接対応している。

(参考) 平成18年度の相談件数: 8,814件(月平均約734件)

平成17年度の相談件数: 8,402件(月平均約700件)

(5) 危機管理セミナー・講演会等の実施

テロ・誘拐等の危機への対応・管理啓発のため、国内外各都市において、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに安全対策・危機管理に関するセミナー、講演会を実施し、危機管理に関する意識、危機への対応策等の啓発に努めた。

(参考) 平成18年度の危機管理セミナー開催実績

海外: 5カ所(イスタンブール、テルアビブ、コロンボ、メルボルン、シドニー)(対象者: 199名)

国内: 4カ所(札幌、高松、大阪、東京)(対象者: 338名)

(参考) 平成18年度における講演会の実施

・平成18年4月25日

主催者: (財)全国修学旅行研究協会

テーマ: 海外教育旅行における安全対策・危機管理

・4月27日

主催者: (財)全国修学旅行研究協会

テーマ: 海外教育旅行における安全対策・危機管理

・5月17日

主催者: (社)海外邦人安全協会

テーマ: 海外での安全管理

・5月20日

主催者: (財)全国修学旅行研究協会

テーマ: 海外教育旅行における安全対策・危機管理

・5月22日

主催者: (独)国際交流基金

テーマ: 海外での安全管理

・5月23日

主催者: 関西学院大学

テーマ: 海外留学における安全対策

・5月24日

主催者: (財)全国修学旅行研究協会

テーマ: 海外教育旅行における安全対策・危機管理

・5月27日

主催者: (財)全国修学旅行研究協会

テーマ：海外教育旅行における安全対策・危機管理

・ 6月7日

主催者：東洋大学

テーマ：海外旅行の安全対策

・ 6月27日

主催者：東京外国語大学

テーマ：海外安全管理

・ 7月20日

主催者：(社)海外邦人安全協会

テーマ：海外での安全管理

・ 7月22日

主催者：(株)JTB

テーマ：海外における安全管理

・ 7月27日

主催者：早稲田大学

テーマ：海外留学における安全対策

・ 9月7日

主催者：(財)全国修学旅行研究協会

テーマ：海外旅行における安全対策・危機管理

・ 10月28日

主催者：(独)日本学生支援機構

テーマ：安全な海外留学のために

・ 11月9日

主催者：(社)海外邦人安全協会

テーマ：海外進出企業での鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ対策

・ 12月6日

主催者：(独)国際交流基金

テーマ：海外生活の安全管理

・ 12月8日

主催者：(社)日本私立大学連盟

テーマ：海外における日本人留学生をめぐるリスクの現状とトラブル事例・対策方法

・ 平成19年1月12日

主催者：(社)日本在外企業協会

テーマ：外務省の新型インフルエンザ対策

・ 1月17日

主催者：(株)ファミネット

テーマ：海外安全対策の心得

・ 2月7日

主催者：(社)日本海外ツアーオペレーター協会

テーマ：中東及びアフリカにおける安全対策

・ 2月20日

主催者：(財)公共政策調査会

テーマ：海外在留邦人を取り巻く環境と安全対策

・ 2月22日

主催者：（財）公共政策調査会

テーマ：海外在留邦人を取り巻く環境と安全対策

・ 3月16日

主催者：（社）日本海外ツアーオペレーター協会

テーマ：北米における安全対策

・ 3月16日

主催者：（社）日本海外ツアーオペレーター協会

テーマ：オセアニアにおける安全対策

（6）政府広報との連携

多角的かつ効果的な広報・啓発の一環として、政府広報との連携の下、海外安全対策に関する広報・啓発を実施した。

（参考）平成18年度 政府広報

- ・平成18年4月17日 新聞突き出し広告（海外安全対策一般（海外旅行の心構え等））
- ・4月26日 政府広報オンライン（インターネット）
（海外安全対策一般（海外旅行の心構え、鳥インフルエンザ対策等））
- ・4月6日 明日の架け橋（朝日ニュースター）
（海外安全対策一般（海外旅行の心構え、海外安全ホームページ紹介等））
- ・5月14日 グッドモーニングジャパン（TBSラジオ）
（海外安全対策一般（鳥・新型インフルエンザ対策等））
- ・5月26日 政府広報オンライン（インターネット）（平成18年海外安全キャンペーン）
- ・6月3日 中山秀征の愛してJAPAN（東京FMラジオ）
（ドイツワールドカップに際する安全対策等）
- ・6月8日 政府広報オンライン（インターネット）（東ティモールに対する渡航情報）
- ・6月29日 政府広報オンライン（インターネット）（平成18年度海外安全キャンペーン）
- ・7月8日 ニッポン早わかり（テレビ神奈川）
（海外安全ホームページ・海外安全相談センター紹介、麻薬の危険性等）
- ・7月15日 Cabi ネット（政府広報誌）（平成18年海外安全キャンペーン）
- ・7月24日 新聞突き出し広告（海外安全対策一般（海外旅行の心構え））
- ・7月24日 The News（モバイル）（海外安全対策一般（海外旅行の心構え））
- ・8月3日 政府広報オンライン（インターネット）（レバノンに対する渡航情報の発出）
- ・8月11日 キク！みる！（フジテレビ）（海外の犯罪手口、海外安全ホームページ紹介）
- ・10月25日 政府広報オンライン（インターネット）（トルコにおけるバス事故の発生）
- ・12月6日 政府広報オンライン（インターネット）（ドーハ・アジア競技大会についての渡航上の注意）
- ・12月6日 政府広報オンライン（インターネット）
（「全米・カナダ邦人安否確認システム」の試験的運用）
- ・平成19年1月31日 政府広報オンライン（インターネット）（ロシア入国に際する注意）
- ・2月13日 政府広報オンライン（インターネット）（ギニアに対する渡航情報の発出）
- ・2月23日 政府広報オンライン（インターネット）（春の海外旅行安全キャンペーン）
- ・2月26日 Cabi ネット（政府広報誌）（春の海外旅行安全キャンペーン）
- ・3月4日 グッドモーニングジャパン（TBSラジオ）

(海外安全対策(卒業旅行、年配層の旅行に際する安全対策啓発))

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

海外における国民の安全確保に向け、効率的・効果的な安全情報の収集及び提供は国民のニーズに合致しており、海外安全キャンペーン、危機管理セミナー等を実施することによる国民に安全対策の重要性及び海外安全ホームページの利便性の啓発は不可欠である。こうした観点から、平成18年度には、危険情報の改訂が279回、スポット情報の発出が366回、安全対策基礎データが200国・地域において改訂された他、新たな脅威として鳥・新型インフルエンザの予防・対応策に関する情報の提供を行うなど、時代、社会情勢の変化に応じた情報提供が的確に行われたと考えられる。また、海外安全キャンペーン、危機管理セミナー等を実施し、国民に安全対策の必要性につき累次啓発に努めてきたこと等により、海外安全ホームページのアクセス数が、4233万2582回(月平均約353万回) <前年比約7%増>と増加したこと等を総合的に勘案すれば、本件事務事業が国民の安全対策・危機管理意識の醸成・強化に効果あったと判断される。しかしながら、平成19年度以降、団塊の世代の多くが定年を迎え、新たな潜在的な海外渡航者が増加することが予想されることから、今後とも更に一層広報・啓発努力を継続する必要がある。

【事務事業名】②在外公館援護体制の更なる強化

【事務事業の概要】

(1) 海外における様々な危険・危機に効率的かつ効果的に対応しうよう、在外公館領事担当官の能力向上を図りつつ、時間・場所の制約なく対応しうる体制あるいは専門的対応を必要とする事態へも適切に対応しうる体制の強化・拡充を図るとともに、右に向けた予算要求への反映を図る。

(2) 鳥・新型インフルエンザ等の新たな脅威への対応に向けた対策策定等の取組を図る。

【有効性(具体的成果)】

以下の事業を通じ、多様な状況下における在外公館援護体制を強化すると共に、事務の効率化のためのアウトソーシングを進めた。こうした事業の実績などを総合的に勘案すれば、それぞれの事業は在外公館援護体制の強化に有効であったと考えられる。

(1) 休館時緊急電話対応サービスの拡充

夜間・休日等在外公館閉館時においても、海外邦人からの緊急連絡に可能な限り確実かつ的確に対応しうよう、在外公館休館時の緊急電話受付業務のアウトソーシング化を推進し、平成18年度には(予算の制約はあったものの)導入公館を平成17年度の40公館から1公館追加導入し、41公館に拡充するとともに、平成19年度において東南アジア地域への更なる拡充に向けた予算要求を行った。

(2) 兼轄国及び遠隔地において、在外公館所在地から領事担当官が現地に赴くまでの間にも、援護を必要とする邦人への支援を迅速に行いうよう、初動における協力者の支援を得るに必要な謝金及び管轄公館の領事担当官が可能な限り迅速に現場に赴くための旅費について、平成19年度予算を増額した。

(3) 多様なトラブルに遭遇した邦人への援護体制の強化

・平成18年において事件・事故等に巻き込まれた邦人に対しては、全在外公館において総件数で1万6,109件、また総援護人数では1万8,553人に対する援護を実施した。

・海外で精神的障害を生じた邦人事案が増加していることに鑑み、拠点地域における精神科医との顧問契約を通じ、的確な支援の提供を図った。

(参考) 平成18年度における精神科顧問医契約数 6件

・鳥インフルエンザの世界的感染拡大及び新型インフルエンザ出現という世界的規模での新たな脅威に大して、関係府省庁との連携を図りつつ、医療専門家を交えた会合を通じて在外公館の対策ガイドラインを

策定した。また、鳥・新型インフルエンザの予防、対策に関する情報を外務本省（海外安全ホームページ）及び在外公館ホームページにおいて提供している。

（参考）鳥・新型インフルエンザ対策に関する医療専門家会合の開催

- 第1回会合（平成18年12月1日）：「外務省が発出する感染症渡航情報の検討」
第2回会合（平成18年12月22日）：「外務省がなすべき海外の在留邦人支援の検討」
第3回会合（平成19年1月29日）：「感染拡大防止のための査証発給制限等のあり方」

- 委員会メンバー
- ① 国立感染症研究所 岡部信彦 感染症情報センター長
 - ② 国際医療センター 工藤宏一郎 国際疾病センター長
 - ③ 外務省診療所 山口寛 診療所長
 - ④ 外務省多国間協力課 山本太郎 課長補佐
 - ⑤ 海外勤務健康管理センター 濱田篤郎 所長代理

- 関係府省庁
- ① 厚生労働省健康局 正林督章 感染症対策企画調整官
 - ② 国土交通省航空局 岩田賢 航空保安対策室課長補佐
 - ③ 経済産業省 新川達也 大臣官房総務課課長補佐

（4）領事担当官を対象とする研修の実施

領事担当官が海外での多様な危機に的確に対応するための能力向上を目的として、平成18年度においては、

・本邦においては、平成18年6月及び平成19年1月の領事初任者研修（在外公館から計31人参加）において、また、11月の領事中堅指導者研修（在外公館から12人参加）において、邦人援護に関する研修を行った。

・海外においては、10月2日から5日間、ロンドンにおいて「危機管理要員研修」を開催し、在外公館から11名が参加した。この他、平成18年10月16日から22日にかけて、中東、南西アジア、大洋州地域（イスタンブール、テルアビブ、コロンボ、メルボルン、シドニー）において危機管理セミナーを開催し、領事担当官研修を実施した。さらに、危機管理につき高い知見を有する国連難民高等弁護官事務所（UNHCR）及び危険地域で活動を共にする可能性のある国際協力機構（JICA）と連携し、6月の危機管理要員研修（UNHCR、JICA共催）に本省及び在外公館より4名参加したほか、平成19年3月には、外務省と両機関の共催により、アンマンで同様の研修を開催し、在外公館より10名が参加した。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成18年度においては、政情不安、テロの拡大、新たな感染症の脅威等が見られる中、在外公館による邦人保護を行う体制も、時代の要請に応じて進化していくことが求められている。こうした中、多様化する危険・危機に対応しうよう、国内外における研修を通じて領事担当官の能力向上及び休館時の緊急電話対応のアウトソーシング化、精神科医との顧問契約等専門性を活かした行政サービスに向上は時宜を得ていると考えられる。また、鳥・新型インフルエンザという新たな脅威に対しては、関係府省庁の連携を図りつつも、医療専門家会合を通じて、医療的見地からの情報をより分かり易く、効果的な対策ガイドラインを策定し、こうした新たな脅威に対する在外公館の対応体制を強化したことは時代の要請に込えていると言える。こうした活動を総合的に勘案すれば、本件事務事業は、在外公館の邦人援護体制の強化に向けて相当な効果を上げたと判断される。今後とも、世界における脅威の出現、変化を慎重に見極めつつ、それぞれ事業における取組は継続するとともに、危険・危機の世界的広がりに対応すべく、休館時の緊急電話対応サービス、精神科顧問医等の更なる拡充・強化を図る必要がある。

【事務事業名】③海外邦人の安全対策に向けた多様な取組

【事務事業の概要】

海外における邦人の安全対策及び邦人援護を効果的に実施するに際しては、政府による施策の実施のみならず、広く官民の知見や経験を集め、相互の協力関係を構築することが重要であることから、国内外の関係団体等との協力関係を構築・強化し、安全対策上の連携（ネットワーク化）を図る

【有効性（具体的成果）】

以下の事業を通じ、より確実な海外邦人の安全確保に向けて、在外公館の限りある体制を補完するため、内外関係団体・機関との連携・協力を推進した。こうした事業の実績などを総合的に勘案すれば、それぞれの事業は海外邦人の安全確保に向けた多様な取組に有効であったと考えられる。

（１）海外で活躍する民間の企業・団体と外務省（在外公館）との間で相互の情報・意見交換を深め、海外邦人の活動の環境・対策の整備・向上に向けて、海外においては、安全対策連絡協議会を199公館において設置し、平成18年度においては395回開催した。また、本邦においては海外安全官民協力会議を設置し、平成18年度においては、本会合の開催に加え、実務者会合である幹事会を5回開催した。

（２）邦人の海外旅行における安全対策への取組を助長するため、旅行業界との意見交換の場である外務省・トラベルエージェンシー会合を設置し、平成18年度においては6回開催し、治安情勢等についての情報提供を行うとともに、意見交換を行った。

（３）鳥・新型インフルエンザという新たな脅威への対策の策定に際しては、国内にあっては、厚生労働省はじめ関係府省庁及び感染症関係機関等と連携・協調し、また、在外にあっては、各国政府との情報共有を図った。

（４）外務省における地方との連携強化の一環として、海外における邦人保護について、地方自治体との意見交換を行った。

（５）海外で邦人が事件・事故あるいはテロ・誘拐等のトラブルに巻き込まれないための対策及び巻き込まれた際の的確な支援の実施に向けて、在外公館と現地治安関係機関との連携・協力関係を強化するため、平成18年度において、ネパール、トルコ及び中央アジア5カ国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン）から治安担当者を招聘し、我が国事情の理解、治安情勢にかかる情報・意見交換、又は海外進出企業関係者との交流等協力関係の増進を図った。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

海外における邦人の安全確保の取組には、国民のニーズを的確に把握する必要があることに加え、邦人海外渡航者が年々増加し、また渡航先が拡大（秘境旅行等）する中で、在外公館及び領事担当官数等には一定の限界があることから、政府の取組を補完し、より効果的な対応を行うためには、国内外の協力機関・団体等との協力関係の構築（ネットワーク化）及び強化は不可欠である。平成18年度においては、国内外における官民の取組を継続的に行い、危険・危機の変容及び新たな脅威の出現に関する危機感を共有し、相互かつ相関的な連携・協力を推進したことの意義は大きい。また、外国政府当局関係者の我が国取組に関する理解を促進し、海外邦人の保護における連携・協力関係を構築したことは有効であった。こうした活動を総合的に勘案すれば、本件事務事業は、海外における邦人の安全対策及び援護体制の強化に効果があったと判断される。今後とも、それぞれ事業における取組は継続するとともに、海外におけるより有効なネットワーク構築に向けた具体的な取組を継続する。

【事務事業名】④緊急事態対応の強化

【事務事業の概要】

世界的に、テロの拡大、自然災害の大規模化、急激な政情悪化等が顕在化する中、いかなる大規模緊急事態の発生に際しても、在外公館の有限資源を効率的に活用し、迅速かつ的確に邦人援護・支援を行うよう、各在外公館の実施体制を整備するとともに、右に必要なシステム及び体制を構築・拡充する。

【有効性（具体的成果）】

以下の事業を通じ、大規模緊急事態対応の強化を図っており、それぞれの事業の実績などを総合的に勘案すれば、それぞれの事業は緊急事態対応の強化に有効であったと考えられる。更に、漏れのない海外邦人の援護・支援体制を確立するために、IT 技術の進展を見極めつつ、これまでの事業を更に拡充・強化すべく、事業の見直しを行っている。

（１）安否確認システムの整備・拡充

海外において、テロ、大規模自然災害、クーデター等の大規模緊急事態が発生した際には、本人及び関係者からの大量の安否照会が集中的に外務本省及び関係在外公館になされることになる。外務本省及び在外公館がこうした照会への対応に忙殺されると、援護・支援業務を行う上で支障を来すことになるため、効率性を保ちつつ、安否を心配する関係者にできる限り丁寧に対応することが大きな課題となっている。

また、安否確認は、一般的には在留届等を通じて行うことになるが、短期の個人旅行者については連絡先の把握が困難であることから、既存の緊急連絡先に依らず災害関連情報を提供し、また本人と本邦家族との間で安否確認が円滑に行えることが重要である。

このため、平成 18 年度においては、以下のシステムの構築・運用を行うとともに、必要な予算を確保した。

平成 16 年 12 月 26 日に発生したスマトラ島沖大地震・インド洋津波への対応の経験を踏まえ、同様な大規模災害に際して、邦人及びその家族等からの安全確認の問い合わせに確実に、効率よく対応できるよう、外務本省と在外公館との間の連携と情報共有を目的に、WEB サイト上でオンライン安否情報確認システムを構築するとともに、常時確実に使用しうよう維持・管理の検討を行った。

（参考）平成 17 年 8 月の米国南部のハリケーン被害に引き続き、平成 18 年 5 月のジャワ島中部地震に際しては、本省及び在インドネシア大使館との間で安否照会及び確認情報を共有・交換でき、安否確認を行う上で極めて有効であった。

全世界の約 40%の海外邦人が在留・滞在し、緊急事態発生時の安否確認が最も困難となる北米地域において、平成 18 年 9 月 8 日、北米地域における邦人用災害伝言ダイヤルである「全米・カナダ邦人安否システム」をニューヨークベースで設置した。以降、幸いにも北米地域における緊急事態は発生していないが、本件システムがいざという時に有効に利用されるよう、在米・カナダの大使館・総領事館との間でシステム運用に関する各種調整を行うとともに、国民の間に馴染み深いものとなるよう、米・カナダに旅行する或いは在住する邦人及び本邦の留守家族等が緊急事態の発生に備え、年末・年始の海外旅行シーズン（同年 12 月 24 日から平成 19 年 1 月 8 日まで）にかけて一般国民向けにテスト運用を実施し、計 3,000 件を超えるアクセスを得た。

（２）大規模緊急事態対応要員・機材整備

大規模緊急事態が発生した際の即応体制の整備として、平成 18 年度において、外務本省・拠点公館における現場作業用資機材（通信機器、作業服、携帯歯型 X 線等）の配備を行うとともに、遺体鑑定、心のケア等の専門家を含む邦人援護要員の派遣等の現場での機動的な対応を可能とするための体制の構築を図った。また、この体制を更に拡充すべく、平成 19 年度予算要求に反映させた。

緊急事態発生時、特に有線通信回線の崩壊時には不可欠となる緊急無線の有効的な運用・管理を図るた

め、平成18年度において各在外公館の保有台数の見直し及び新たな配備に関するガイドラインを策定し、在外公館に周知した。

近年のテロ、大規模自然災害の世界的な発生傾向を踏まえ、これまで発展途上国に限り配備していた災害等に巻き込まれた邦人短期滞在者向け緊急用食料等の備蓄を、平成18年度において、予算の効率的執行を図りつつ、緊急事態の発生が危惧される一部先進国・地域においても配備した。

(3) 緊急事態マニュアル等の整備状況

在外公館の危機管理・緊急事態対応を強化すべく、平成18年5月、在外公館に対し、緊急事態対応マニュアルの作成・更新を促した。平成18年度においては66の在外公館が緊急事態対応マニュアルを更新した。

(4) 緊急事態対応要員の育成

平成16年のインド洋津波及びその後の大規模緊急事態の経験を踏まえ、大規模緊急事態に際して、より迅速かつ確実な体制の立ち上げと適切な運営を可能とする知識と経験を有した担当官を養成・研修するため、平成18年度において定員増を実現した。

本邦においては、平成18年6月及び平成19年1月の領事初任者研修（在外公館から31人参加）において、また、11月の領事中堅指導者研修（在外公館から12人参加）において、大規模緊急事態対応の研修を行った。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

テロ、大規模化する自然災害、急激な政情不安等の大規模緊急事態は、今や一部の国・地域に止まらず、時間・場所を限定せず発生していることに加え、海外における渡航・在留邦人も年々増加していることもあり、邦人がこうした緊急事態に巻き込まれる蓋然性は高くなっていることから、こうした際の邦人援護は迅速に大量の資源を投入し、活動基盤のないところにおいても的確に対応する能力・体制が求められている。

こうした観点から、平成18年度においては、緊急事態対応要員の養成に加え、全米・カナダ邦人安否確認システムの構築をはじめ安否確認システムの整備・拡充が行われたこと、また、緊急展開用備品・予算確保への取組が行われたこと等を総合的に勘案すると、本件事務事業は大規模緊急事態への対応の強化に向けて、効果があったと判断される。

しかしながら、かかる大規模緊急事態への対応は未だ緒に就いたばかりであり、世界いずれの地においても、機動的かつ確実に邦人保護業務を行いうるよう、人材の育成、安否確認システムの拡充、予算要求にも反映させる等拡充・強化を図って行く必要がある。

【評価をするにあたり使用した資料】

- ・ 外務省海外安全ホームページ（渡航情報）：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 危機管理セミナー：http://www.anzen.mofa.go.jp/seminar/relay_seminar.html
- ・ 内閣府ホームページ（政府広報）：<http://gov-online.go.jp/index.html>
- ・ 外務省海外安全ホームページ（鳥・新型インフルエンザQ&A）：
http://www.anzen.mofa.go.jp/kai_an_search/sars_qa.html
- ・ 海外安全官民協力会議：http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/kanminkyoo.html
- ・ 全米・カナダ邦人安否確認システム：<http://www.cgj.org/jp/p/01.html>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

IV-3 外国人問題への対応強化

【事務事業名】① 査証審査の適正化

【事務事業の概要】

問題のない外国人に対する査証緩和措置を実施し、観光・ビジネスを含む人的交流の促進を図るとともに、出入国管理、犯罪対策等治安面に留意し査証審査を厳格化して、好ましからざる外国人の入国を未然に防止するため、メリハリのある査証発給を行う。

【有効性（具体的成果）】

(1) 査証緩和措置としては、韓国人に対し、平成18年3月から、それまで暫定的に実施していた短期滞在の査証免除措置を期間限定なしに実施するとともに、中国人に対し、平成18年8月から、団体観光査証の受付を在重慶総領事館においても開始するなど査証手続きの円滑化を図るための措置をとった。これらの効果もあり、特にアジアを中心として、外国人入国者数は顕著に増加した（平成18年の短期滞在新規入国者総数は641万人と対前年比11.5%増（平成17年575万人）。うち韓国人は197万人で同24.5%増（同158万人）、中国人は48万人で同33.3%増（同36万人）。）。また、平成18年から韓国人に対するワーキング・ホリデー査証の年間発給枠を1,800件から3,600件へ拡大するとともに、平成19年1月からアイルランドとのワーキング・ホリデー制度を開始した。

(2) 一方、査証審査の厳格化として、中南米地域から日系人になりすまして入国すること等を防止し、犯罪歴のある日系人が定住者として入国することを防ぐため、本人であるか否かの確認を徹底する、また、外国人女性等の重大な人権侵害につながる人身取引を防止するため、慎重な査証審査を行う、といった措置を講じている。これらの効果もあり、不法残留者数が大幅に改善するとともに（平成19年1月1日現在の不法残留者数は約17万人と対前年比11.8%減（平成18年1月1日現在では約19万人）。）、犯罪検挙人員数も減少した（平成18年の刑法犯検挙人員は8,167人と対前年比4.1%減（平成17年は8,505人）。）。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

外務省としてはこれまで査証緩和及び厳格化措置を通じて、観光・ビジネスを含む二国間の人的交流の拡大と出入国管理・犯罪対策等厳格化の両方の要請に応えてきており、今後とも両者の観点を総合的に踏まえ、適切な査証審査を実施していく。また、これを可能とする適正な査証発給体制を整備するため、努力を継続していく。

【事務事業名】② 査証WANシステムの拡充

【事務事業の概要】

査証WANシステムは、査証審査、発給情報等のデータベース管理及び偽変造対策を強化した査証の作成を行うシステムを在外公館に設置し、外務本省及び在外公館等の同システムをネットワーク化することで査証審査・発給情報等の即時共有を行うシステムである。

【有効性（具体的成果）】

平成14年度から在外公館に本システムの整備を開始し、現在ほぼ全ての在外公館とネットワーク化を行っている。右ネットワークをさらに拡充することにより、好ましからざる外国人の入国を未然に防止する体制を強化するとともに、問題のない外国人に対する円滑な査証発給を行うための体制を整備している。また、査証シールについては、平成19年1月から偽変造対策をさらに強化した査証を発給している。これ

らの取組の効果もあり、人的交流の拡大と出入国管理等厳格化の両方の要請（統計面では事務事業①を参照）に応えることができた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

各国のインフラ等を勘案しつつ、現在オフラインとなっている全ての在外公館とのネットワーク化を進め、査証WANシステムの更なる拡充・整備を進める。

【事務事業名】③ 領事当局間協議の拡充

【事務事業の概要】

諸外国との人的交流の促進、来日外国人による不法滞在・犯罪対策に関する相手国政府への申し入れ、在留邦人からの相手国政府に対する要望の実現等のため、領事局長級による領事当局間協議を開催し、問題解決のための二国間の政府間協力を促進する。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度には、トルコ（平成18年4月）、中国（6月）、韓国（9月）、ベトナム（12月）、タイ（平成19年3月）、フィリピン（3月）の6カ国との間で領事当局間協議を開催した。このうち、トルコとタイは新たに協議の枠組みを立ち上げ、本年度が第1回の協議であった。

(1) 日トルコ協議では、両国間の人的交流拡大を歓迎しつつ、日本側よりトルコ人の不法滞在を防止するための対応を求めたのに対し、トルコ側は両国間の協力を強化したい旨応じた。

(2) 日中協議では、査証や団体観光に関する問題に加え、日本側より特に中国人の留・就学生、研修生の不法残留・犯罪が多いことへの懸念と一層厳格な審査を行う方針を伝達したところ、中国側は十分な努力を払う旨述べた。

(3) 日韓協議では、日本側より査証免除措置実施後の人的交流の拡大を評価しつつも、スリ犯等の問題を指摘したのに対し、韓国側は日本との協力を通じて取締を強化し、人的交流の健全化に努力する旨説明した。

(4) 日ベトナム協議では、ビジネス交流拡大のため査証簡素化を検討するとともに、ベトナム人研修生の失踪・不法残留の問題解決に向け、互いに協力し適切な対応をとる必要性につき一致した。

(5) 日タイ協議では、人身取引対策の強化に向けた一層の協力に加え、観光及びビジネス促進のための双方の査証緩和措置についても協議を行った。

(6) 日フィリピン協議では、人身取引撲滅、フィリピン人の不法残留、偽造旅券等の問題への対策強化を申し入れ、フィリピン側は一層の対策強化に努める旨答えた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

外国人にかかる問題を解決する上で、相手国政府の対応は不可欠であり、協力関係を構築することが重要であることから、今後とも積極的に各国政府との協議を積み重ねていく。

【事務事業名】④ 在日外国人・日系人問題対策への対応

【事務事業の概要】

日本における外国人の在留者数は200万人を超え、外国人を日本社会の構成員として受け入れていくた

めの総合的な取組が喫緊の課題となっているところ、その受入れのあり方についての各方面での議論・様々な動きを受け、外務省としても外交的な観点から積極的に取り組んでいく必要がある。

【有効性（具体的成果）】

（１）平成18年7月に開催されたG8サンクトペテルブルグ・サミットにおいて、在留外国人の言語教育の重要性、また社会統合を進めるに当たって各国の知見を共有することの必要性について、我が国からも訴えたのに対し、各国間で共通の認識が形成された。

（２）海外交流審議会において、平成16年に提出された答申「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」のフォローアップを行うため、外国人問題作業部会を設置し、同答申発表後における政府の外国人問題に対する取組状況等についての調査を行った。平成18年度には、3回の部会を開催し、平成19年2月20日の海外交流審議会において中間報告を行った。

（３）平成19年3月9日、外務省と国際移住機関(IOM)との共催により「外国人問題に関する国際シンポジウム（第3回）－移民の社会統合における国際的経験と日本の課題－」を開催し、内外の有識者、メディア関係者等の出席を得て（約300人）、各国における移民の社会統合に関する社会的取組の事例についての報告と意見交換が行われ、今後の我が国がとるべき政策についての議論を深めることに寄与するものとなった。

（４）内閣官房主催の「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」（平成18年12月19日犯罪対策閣僚会議において「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討状況」を公表。）、「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」（平成18年12月26日経済財政諮問会議において「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」を公表。）等で議論に参加し、関係省庁との連携を強化することができた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

在日外国人問題は中長期的な取組が必要な問題であるため、今後とも、諸外国の取組に関する情報提供等、在留外国人が多く居住する地方都市との連携を強化し、この問題に積極的に対処していく方針である。

【評価をするにあたり使用した資料】

- ・ 平成18年における外国人入国者及び日本人出国者の概況について（速報）（法務省入国管理局、平成19年1月）
- ・ 本邦における不法残留者数について（平成19年1月1日現在）（法務省入国管理局、平成19年2月）
- ・ 来日外国人犯罪の検挙状況（平成18年）（警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官、平成19年2月）
- ・ 海外交流審議会答申「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」平成16年10月

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標Ⅴ 外交実施体制の強化

施策目標（施策）

V-1	ITを活用した業務改革・・・・・・・・・・・・・・・・	287
V-2	外交実施体制基盤の整備・強化・・・・・・・・	292

V-1 ITを活用した業務改革

成果重視事業

【事務事業名】①内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築事業

【事務事業の概要】

[成果重視事業の目標]

「ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画」に則り、ホストコンピュータ上で運用している各種業務・システムを、オープンなシステムへの移行を前提として再構築を行うことにより、システムの維持経費を年間3億円削減し、業務処理時間を年間1500時間削減する。

業務・システムの再構築完了比率は、平成17年度及び平成18年度においては各々30%を目指し、平成19年度末までに100%とする。

[目標設定の考え方]

ホストコンピュータ上で運用している全ての業務・システムの再構築を完了し、ホストコンピュータから脱却した後の平成20年度以降において、システムの維持経費の削減を実現する。

また、ホストコンピュータ上で運用している「人事・給与等業務・システム（外務省人給システム）」については、府省共通の「人事・給与関係業務情報システム（人給共通システム）」へ移行・導入することにより再構築を行って、業務処理時間の削減を実現する。

[事業計画期間及び平成18年度予算額]

(期間) 平成17年度から平成19年度まで

(予算額) 5億935万5千円

[手段と目標の因果関係]

IT技術の進展に応じて、プラットフォームのオープン化、パソコン等で利用可能な汎用パッケージの利用や、「外務省人給システム」を「人給共通システム」へ移行・導入することにより、業務・システムの再構築を行い、目標を達成する。

[目標の達成度合いの判定方法・基準]

A

(判定方法)

ホストコンピュータ上で運用している全ての業務・システムの再構築が完了した後において、システムの維持経費及び業務処理時間の削減目標の達成度合いを判定する。ただし平成18年度においては、再構築の完了比率（30%）により判定する。

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

【有効性（具体的成果）】

ホストコンピュータ上で運用している全ての業務・システムの再構築が完了した後においては、システムの維持経費の削減目標を達成することが見込まれる。

また、「外務省人給システム」を「人給共通システム」へ移行・導入することにより、業務処理時間の削減目標を達成することが見込まれる。

[予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

平成18年度までの業務・システムの再構築完了比率において、目標を達成することができた。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ○今のまま継続 内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

平成18年度までに、ホストコンピュータ上で運用している45業務・システムのうち、28業務・システムの再構築を完了（62%完了）し、平成18年度までの再構築完了比率目標を達成した。

しかし、「人給共通システム」は、システム集中化の検討等により、平成19年6月を目処に最適化計画の見直しが行われることとなったため、「外務省人給システム」を「人給共通システム」へ移行・導入し、再構築を平成19年度末までに完了することが不可能な見込みである。

従って、今後、本件事業期間において「外務省人給システム」の再構築方法及び成果重視事業の目標を見直すことが必要となっている。

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策]（理由と今後の方針）

平成18年度までの成果重視事業としての目標は達成した。

しかし、上記のとおり、「外務省人給システム」について、平成19年度末までに「人給共通システム」へ移行・導入することが不可能な見込みとなったため、今後、「外務省人給システム」をホストコンピュータから切り離して、一般サーバ等を利用する環境に再構築することを検討する。

【事務事業名】②外務省情報ネットワーク最適化事業

【事務事業の概要】

「外務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に則り現行のネットワークを見直し、外交活動を効果的に実施できるよう、政府統一基準に沿ったセキュリティを保ちつつも他の政府機関や国際機関との連携を可能とするネットワークと、極めて高いセキュリティを持つ外部からのアクセスが不可能な内部専用のネットワークの2系統を整備する。

本計画は平成20年度から22年度までの3年計画であり、計画完了時には年間1億7000万円の経費削減、及び1万7000時間の業務時間短縮が見込まれる。

なお、平成18年度、19年度については本最適化計画の前倒し実施分として、外務本省と在外公館を結ぶ基幹通信網、秘匿IP電話の設置作業を行う。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度中に183公館に基幹通信網を整備し、187公館に秘匿IP電話を設置した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 ○今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

情報ネットワークの整備は外務省の情報通信業務及び業務のIT化の基盤となるものであり、新たなIT技術動向をも踏まえつつ、優先的に取り組むことが業務の合理化にとっても不可欠である。

平成19年度においては、18年度に引き続き基幹通信網、秘匿IP電話未整備公館への整備事業を展開するとともに、平成20年度からの最適化計画の実施段階への以降がスムーズとなるよう、新たなIT技術の動向をも踏まえつつ計画内容を精査するとともに、可能な限り早期の完了を目指す。

成果重視事業

【事務事業名】③在外経理システムの再構築事業

【事務事業の概要】

[成果重視事業の目標]

平成19年度末までに「在外経理システムの業務・システム最適化計画」を実施し、外務本省及び在外公館の会計担当者の負担軽減及び業務支援機能の強化による在外経理業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。

[目標設定の考え方]

適正な勤務時間を年間で約20万時間以上(サンプリング調査による推定値)上回っている在外公館の会計担当者の業務量は、「在外経理システムの業務・システム最適化」により平成20年度以降年間約66,700時間(目標試算値)の削減が見込まれる。また、業務・システムの維持・運用経費については、平成18年度から平成20年度まで、年平均2082万4000円の経費の低減に相当する効果が見込まれる。

[事業計画期間及び平成18年度予算額]

(期間) 平成18年度から平成19年度まで

(予算額) 1億7755万5000円

[手段と目標の因果関係]

1. 在外経理業務にかかるシステムの最適化

(1) 在外経理システムの機能拡張

在外経理システムにより作成する各在外公館の歳入・歳出の経理データは、在外公館から電子媒体(MO)を用いて3カ月毎に公信により本省に送付しているため、本省との経理情報の共有に時間を要している。また、同システムのプログラム更新などは、プログラムデータなどを納めたMOを本省から全在外公館に公信により配布して作業を行っているため、全在外公館分のMOを準備するなど送付のための作業に時間を要している。

現状が抱えるこれらの問題点を解消するため、ネットワーク経由で経理データの送付やプログラムデータの更新作業を可能とし、経理情報共有の迅速化やプログラムデータ送付の省力化などを図ることとする。

(2) 在外経理データの集計

在外公館から四半期毎等に送付される経理データを本省側在外経理業務サーバに蓄積し、本省側では右サーバ上の送付された経理データを活用して集計を行うことができるようになり、在外公館に対して行っていた配賦額の執行状況などの調査、報告業務を省略化することが期待できる。

2. 在外経理業務にかかる業務の最適化

(1) 計算証明規則により整備する証拠書類の合理化

計算証明規則により整備する書類の編纂方法や原本証明について、取扱を明確にすることで、事務を削減する。

3. その他

(1) 営繕業務の維持管理にかかる手引きの作成

在外公館の会計担当者が従事している公邸、事務所及び館員宿舍などの建物の維持管理等の営繕業務に関し、建物の維持管理のポイント等を実態に即してわかりやすく記載した手引きを作成し在外公館に配布するなどして、適切な維持・管理を行うことにより、建物の緊急修繕の未然防止や早期の修繕対応を可能にするとともに、専門知識が必要な維持管理を含む営繕業務の負担を軽減する。

(2) 会計担当者等のスキル向上

会計法令等の理解及び遵守に対する認識のさらなる向上を図るため、在外公館において経理等の業務に携わる職員に対する研修につき、予算の範囲内で研修対象者の拡充や実施頻度の拡充を行い、スキル向上を図り、業務遂行の迅速性・正確性を向上させる。

[目標の達成度合いの判定方法・基準]

B

(判定方法)

業務・システム再構築の完了比率

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

【有効性（具体的成果）】

在外経理システム用データベースの構築や在外経理業務にかかる業務の合理化の取組により在外経理業務の一層の円滑化が見込まれることから、施策を実施する際、とられた手段としては適切かつ効率的であった。

(実施状況・有効性評価)

(1) 在外経理システム用データベースの構築

外務本省側に在外経理用データベースを構築することで、在外公館より送付された経理データを活用して各公館の予算の執行・経理状況を把握することにより適正な経理の確保を図る上で大きな助けとなり、また、四半期毎に送付された経理データの集計を行うことができることから、在外公館に対して行っていた配賦額の執行状況などの調査、報告業務を省略化することが期待できる。

(2) 在外経理業務にかかる業務の合理化

在外公館では、我が国国内とは異なる法制度、商慣習、勤務・生活環境等の下で、我が国会計法令に則した厳格・適正な経理を確保することが求められており、在外公館における経理業務について、我が国会計法令上要求される適正さを確保しつつ、実際に生じている業務の錯綜・重複を排除し、業務の合

理化を図った。

[予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 ○目間流用の弾力化
(上記措置による効果)

平成18年度においては、上記措置を実施しなかった。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策] (理由と今後の方針)

「在外経理システムの業務・システム最適化計画」を、早期に実現可能なものは順次運用を開始することとし、平成18年度実施予定目標を概ね達成している。なお、同計画は平成19年度末までに実施することとしていること、また、予算の事項別支出管理に対応する在外経理システムの機能拡張を実施する必要等から、ITを活用した業務改革を推進し、継続的な最適化を推進していく。

【評価をするにあたり使用した資料】

- ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画
- 外務省情報ネットワーク最適化計画
- 在外経理システムの業務・システム最適化計画

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

V-2 外交実施体制基盤の整備・強化

【事務事業名】① 世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力

【事務事業の概要】

外務省が直面する新規業務に対応するための人的資源の確保や機構を整備することにより、世界の主要国としてふさわしい外交実施体制を強化する。

【有効性（具体的成果）】

現在の外務省の定員・機構は世界の他の主要国に比し大きく見劣りするものであり、外務省の業務がますます増大している中で、世界の主要国としてふさわしい外交実施体制の実現に向け、定員を増強し、機構を整備した。具体的な成果は次のとおり。

平成18年8月、外務本省では、経済協力局の国際協力局への改組、地球規模課題審議官の設置、アジア太平洋州局における南部アジア部の新設、総合外交政策局の再編、国際法局における経済条約課などの新設などの機構改革を行った。

平成19年度定員要求では、51人の定員増を達成するとともに、定員外の人員増と併せて実質151人の実質的マンパワーの増を実現した。

平成19年度機構要求では、6大使館（マリ、ボツワナ、マラウィ、リトアニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ミクロネシア）、2駐在官事務所（バンガロール（インド）、ナッシュビル（米国））を設置し、1総領事館（ニューオリンズ（米国））を廃止した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

激動する国際社会の中で、外務省の業務はますます拡大しており、外交実施体制を更に整備・強化する必要がある。

【事務事業名】② 在外公館警備体制の一層の強化

【事務事業の概要】

過去、ペルー日本大使公邸占拠事件（平成8年）、瀋陽事件（平成14年）、外務省員殺害事件（平成15年）などの事件が発生している。在外公館は外交活動の拠点であり、適切な警備対策を実施することで、不法な攻撃から館員の生命及び身体の安全確保を図るとともに、これら攻撃を抑止する。

【有効性（具体的成果）】

平成18年度においても、上記のごとき事件の再発を防止すべく、在外公館に対する各種の物的な警備措置を強化するとともに、在外公館及び移動中の館員の安全確保のための警備体制強化を推進した。

警備対策官及び警備専門員に対し在外公館警備に関する専門的知識を施すための研修を充実させたほか、赴任前研修等様々な機会を捉えて、館長を含むその他の館員を対象に警備関係講義を実施した。また、特に危険度の高い公館に赴任する者に対しては、銃器使用犯罪等につき、正しい理解と知識に基づく対策を習得せしめることを目的に安全講習を実施した。

さらに、在外公館においては警備訓練を実施させるとともに、大規模行事実施に際しても、その安全な実施に万全を期した。以上のような警備措置を講じた結果、全ての行事を無事終了させた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

テロリストの攻撃は年々威力を増すと共に、その形態も多様化している。このため、適切な措置を施さないと甚大な人的・物的被害を蒙ることは避けられない。これら攻撃から、我が国の在外公館の安全を確保するためには、在外公館の警備体制を更に強化する必要がある。

【事務事業名】③緊急事態への対応強化

【事務事業の概要】

在留邦人の安全確保及び我が国の権益の保護のため、外務本省及び在外公館における危機管理体制を整備・強化する。

【有効性（具体的成果）】

緊急事態の発生に備えた体制整備については、例えば、(北朝鮮によるミサイル発射)事件のような緊急事態発生時に外務本省における連絡体制や基本マニュアルを活用し、成果を収めた。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

緊急事態は多様であり、かつ予見することも困難である。外務省としては、このような事態に備え、常に最善の体制を整備しておく必要があるため、今後も本事業は継続することが必要である。

【事務事業名】④若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直し

【事務事業の概要】

英、仏、独、西、露、中国、アラビア語を研修語とする I 種及び専門職若手職員の語学力を検証し、現在行われている語学研修の改善策を検討する。

【有効性（具体的成果）】

検証結果に基づき、以下のような語学研修の改善策を打ち出し、順次実施している。

- ・ 具体的な語学研修目標を設定し、関係者の間で共有する
- ・ 在外研修期間中、民間語学試験を義務化する
- ・ 研修関係者の間で連携を強化し、情報を共有する
- ・ 各研修毎に授業内容、達成目標、各講師の役割分担等を記載した講義要領を作成する
- ・ 大使館による在外研修に関する情報収集を強化する
- ・ 通訳研修を拡充する
- ・ 統一語学試験の改善（採点基準の徹底、作文試験から翻訳試験への変更、実務的内容とする）

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

今回行った主要7言語（英、仏、独、西、露、中国、アラビア語）の事業は終了したので、残る34研修語及び皿種職員の語学力及び語学研修について今後、検証及び見直しを行う。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 外務省ホームページ：我が国の重点外交政策「平成18年度 我が国の重点外交政策： 凜とした志の高い外交」
- 外務省ホームページ：我が国の重点外交政策「平成19年度 我が国の重点外交政策」
- 平成19年版（第50号）外交青書：「第5章 世論の理解と支持を得た日本外交 第2節 外交実施体制の強化」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標VI 政府開発援助

施策目標（施策）

VI-1	対ベトナム国別援助政策	297
VI-2	対ブータン国別援助政策	299
VI-3	対モロッコ国別援助政策	301
VI-4	対ザンビア国別援助政策	304
VI-5	対マダガスカル国別援助政策	307
VI-6	農業・農村開発に関する我が国の援助政策	310
VI-7	地球的規模問題への取組（環境・森林保全）に関する我が国の援助政策	312
VI-8	地域協力（中米地域）に関する我が国の援助政策	315
VI-9	体制の強化による効果的・効率的な国際協力の実施	317

VI-1 対ベトナム国別援助政策

【事務事業名】①経済成長促進のための支援

【事務事業の概要】

投資環境整備、中小企業・民間セクター振興、運輸交通、電力、情報通信、成長を支える人材育成、国営企業改革等経済分野の諸改革。

【有効性（具体的成果）】

投資環境改善、国営企業改革等について、PRSCを通じて能動的、重点的に関与し、支援を実施した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

開発ニーズの増大により、事業の効率性、有効性を高めても、未だ投入資源（予算・定員等）の増加が必要。大規模インフラ案件が増大傾向にある。昨年（平成18年12月）に発表した日・メコン地域パートナーシップイニシアティブにおいてもベトナムを含むメコン地域に対するODAを優先することとしている。

【事務事業名】②生活・社会面での支援

【事務事業の概要】

教育、保健医療、農業・農村開発・地方開発、都市開発、環境、生活・社会面の改善にかかる横断的事項。

【有効性（具体的成果）】

保健医療に関し、郡・コミュニティ、省、中央レベルの三層により構成されているベトナムの医療施設に対し、各レベルでの医療機能改善を実施している。また、他ドナーの支援事業と連携させることにより三層をつなげ、病院同士の専門医への推薦等のリファラルシステムを整備する動きが進められるようになった。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

必要性、効率性、有効性の観点から、本事務事業は今後とも継続することが適切である。

【事務事業名】③制度整備のための支援

【事務事業の概要】

法制度整備、行政改革への支援。

【有効性（具体的成果）】

法制度整備については、法的文書が官報で公開されるなど、透明性が高まった。行政改革については、行政手続きが簡素化されつつある。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

必要性、効率性、有効性の観点から、本事務事業は今後とも継続することが適切である。

【評価をするにあたり使用した資料】

第三者評価「ベトナム国別評価報告書」

資料は、外務省ODAホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html>)をご覧ください。

VI-2 対ブータン国別援助政策

【事務事業名】①農業・農村開発のための支援

【事務事業の概要】

農業技術開発・普及、農業機械化、農道拡張等を通じたブータンの農業・農村開発支援。

【有効性（具体的成果）】

食糧増産援助（2KR。現在「貧困農民支援」）で供与された耕耘機を購入・借上により使用している農民より、農作業の効率化が図られていることや、所得の向上により生活レベルが向上していること等が確認された。また、2KRによって積み立てられた見返り資金は、農道及び灌漑の整備等に有効に活用されている。さらに、日本の技術支援は、果物や野菜等の高付加価値作物栽培技術の向上・普及に貢献している。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

ブータンにとって基幹産業であることから、重点分野として支援の必要性が認められる。

【事務事業名】②経済基盤整備のための支援

【事務事業の概要】

道路・橋梁の整備、地方電化の促進、情報通信インフラの整備等を通じたブータンの経済基盤整備支援。

【有効性（具体的成果）】

道路改修整備に必要となる機材供与や橋の架け替えを通じて同国の交通容量の改善・安全性に貢献した。同国が2020年までに電気の完全供給を目標に掲げているのに対し、我が国は地方電化のマスタープランを作成しその目標達成のための計画作りを支援した。情報通信分野への支援は1991年から1998年にかけて集中的に行った後、現在でも技術協カプロジェクトで支援した教材を用いたIT人材の育成が継続されている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

内陸国で山がちな地形であり、最大の課題である民主化や貧困削減を後押しする観点からも、経済基盤整備は重要である。

【事務事業名】③社会開発支援

【事務事業の概要】

雇用創出に向けた人材育成、保健医療サービスの改善、教育サービスの量的・質的改善等。

【有効性（具体的成果）】

保健分野では、UNICEFとのマルチ・バイ協力を通じ過去10年間にわたりワクチン等予防接種関連機材を供与し、有効に活用されている。教育分野では、小規模の草の根・人間の安全保障無償資金協力や文化無償による支援が中心であり投入額は少ないが、同国教育省よりは、供与機材は概ね有効活用されているとの報告と共に、対象校の教育環境整備に対する貢献への評価がある。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

貧困削減にとって重要な分野であるが、これまでの支援は限定的。選択と集中の観点も踏まえ、今後の支援内容につき検討する必要がある。

【事務事業名】④良い統治のための支援**【事務事業の概要】**

地方分権強化、E-ガバナンス構築支援等。

【有効性（具体的成果）】

ブータンが地方分権をはじめとする行政改革、民主化を進めているのに対応し、我が国は「地方行政支援プロジェクト」（技術協力）を実施し、複数の県知事等の研修員受け入れなどの支援を行ってきた。2008年の新憲法下での最初の総選挙に向け、本分野での支援の重要性は増しており、類似の活動を行っているUNDPと協調する等、時宜にかなったものである。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

2008年の民主化に向けて、地方行政支援等によりブータン政府の取組を支援していく必要がある。

【評価をするにあたり使用した資料】

第三者評価「ブータン国別評価報告書」

資料は、外務省ODAホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html>)をご覧ください。

VI-3 対モロッコ国別援助政策

【事務事業名】①農業及び水産業の開発・振興の支援

【事務事業の概要】

農村開発支援、農業機械技術普及。水産研究・訓練施設の建設整備、水産技術の開発と普及等。

【有効性（具体的成果）】

農業分野では「農業機械研修センタープロジェクト」（技術協力）を実施し、農業機械技術普及職員の育成等を通じて農作業の効率化や農業従事者の農業副収入・農業外収入の創出に貢献した。

水産業において我が国の漁業協力の果たしている役割も大きく、「水産専門技術協力センタープロジェクト」ではセンターの教育水準向上、学生・卒業生の技術水準向上及び卒業生の高い就職率が確認された。また、他の類似教育機関でも当センターのマニュアル・カリキュラムが採用された他、モロッコはアフリカ最大の漁業国の1つで、南南協力にも供与された教育・訓練施設は活用されている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

農業は重要産業であるものの、降雨量の多寡により、大きく影響を受ける。又、水産業ではマグロ漁業に代表される漁業分野での我が国との良好な関係もあり、過去から一貫して協力実績が大きい。引き続き支援を継続させることが望ましい。

【事務事業名】②水資源開発支援

【事務事業の概要】

水利全般の改善、農業用供給（灌漑）、飲料水供給、下水道の改善。

【有効性（具体的成果）】

「上水道セクター整備計画」により衛生の改善・水くみ労働の軽減等、住民の生活状況の改善に貢献している。飲料水供給についても水資源に恵まれない地方を中心に支援を実施しており、飲料水アクセス率の上昇が確認されている。また、下水道整備では、現在実施中の「下水道整備計画」によりこれまで下水施設がなかった3都市の住民の生活状況改善も見込まれている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

モロッコ側のニーズに適合した援助を実施してきており、モロッコ側からも高い評価を得ている分野である。地域間格差の是正にも資するものであり、支援を継続させる必要がある。

【事務事業名】③基礎インフラ整備分野への支援

【事務事業の概要】

道路・橋梁の整備、情報通信インフラの整備等を通じたモロッコの経済基盤整備支援。

【有効性（具体的成果）】

インフラ整備分野の事業数・規模における我が国のプレゼンスは大きい。特にカサブランカーラバトー

メクネスーフェズまでの地域はモロッコの経済発展の軸であり、物流の活性化に貢献している。村落部においては、①コミュニティの発展、②病院等へのアクセス改善等を含む生活状況の改善、③他地域へのアクセス改善、④孤立していた地域への道路網のリンク等のインパクト（中・長期的な効果）が確認されている。また、「道路保守建設機械訓練センター」に対し技術協力も行っており、モロッコへの道路整備技術向上における貢献も高く評価されている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 **今のまま継続** 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

当分野については、援助の事業数・規模だけでなく、高い技術力がモロッコ側からも評価されており、日本の比較優位性の高い分野である。引き続き、支援を継続させることが望ましい。

【事務事業名】④地方開発分野への支援

【事務事業の概要】

貧困度の高い地域での電化、給水施設整備、教育支援、妊産婦ケア支援。

【有効性（具体的成果）】

案件毎に貧困度、給水率、就学率、電化率等を分析した上で、特に必要性の高い地域で草の根・人間の安全保障無償協力の多くが実施されており、就学率の向上、妊産婦ケアへのアクセス向上など各事業に関連した側面で、事業対象地域住民の生活向上が確認されている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 **今のまま継続** 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

当分野は平成17年（2005）に、モハメット6世国王が発表した「人間開発に係る国家イニシアティブ（INDH）」のプログラム「地方部貧困対策」に資するものであり、引き続き支援を継続させることが望ましい。

【事務事業名】⑤環境分野での支援

【事務事業の概要】

下水道整備、環境分野の専門家派遣及び研修生の受け入れ。

【有効性（具体的成果）】

現時点では下水道整備事業以外は専門家派遣・本邦研修による支援のみに限定されているものの、日本の専門家による研修は国土整備・水資源・環境省の能力向上に貢献している。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

モロッコの経済発展に伴い、大気汚染、廃棄物処理、下水処理等の課題が顕在化してきているものの、現時点での我が国援助は限定的である。我が国が比較優位を有する分野でもあり、今後は積極的に支援していくことが望ましい。

【事務事業名】⑥社会開発支援**【事務事業の概要】**

保健医療サービスの改善、教育サービスの改善等、ジェンダー格差の是正等。

【有効性（具体的成果）】

保健分野では、医療人材の増加及び妊産婦ケアにかかる能力・意識向上、医療施設・機材の改善、医療機関で出産する妊婦の増加等の効果が出てきている。教育分野では、円借款協力及び技術協力により、地方での教育普及やドロップアウト率の低減等が確認された。ジェンダー分野については、各案件にジェンダーの視点が勘案されており、水くみ労働の軽減、学校教育・インフォーマル教育・職業訓練の推進等、様々な面で女性の生活状況改善に貢献している。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

貧困削減にとって重要な分野であり、引き続き支援を継続させる必要がある。

【評価をするにあたり使用した資料】

第三者評価「モロッコ国別評価報告書」

資料は、外務省 ODA ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiiko/oda/index/shiryo/hyouka.html>) をご覧ください。

VI-4 対ザンビア国別援助政策

【事務事業名】①農村開発を中心とする貧困対策への支援

【事務事業の概要】

灌漑設備等の整備、畜産振興、農産物増産技術の導入等農業生産性の向上に資する支援や持続的な農村開発に資する支援。

【有効性（具体的成果）】

現在「孤立地域参加型村落開発計画」プロジェクト（2002～）を通じて、市場から遠く離れた農村地域住民の問題解決能力の育成とそれを支える組織の強化を目的として、住民参加による村落開発と持続的農業の普及のための支援を行っている。また、特定地域で村落開発モデルを作り、それを他の地域に広げていく予定であり、限られた資源の中で効果的な支援となるよう努めている。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ○そのまま継続 内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

農村開発、農業生産量の拡充を通じ、貧困削減を目指すことは重要であるものの、国別援助計画改定に併せ内容の見直しを行う。

【事務事業名】②保健医療サービスの充実

【事務事業の概要】

HIV/AIDSをはじめとする感染症対策、プライマリ・ヘルス・ケアの拡充、及び、給水システムの拡充のための協力。

【有効性（具体的成果）】

90年代より、首都ルサカの特定期間層集住地区を対象として、①技術協力を通じたコミュニティの子供の成長促進活動や環境衛生サービス改善やレファレル活動改善、②無償資金協力による給水施設建設による清浄な水の供給などを行ってきた。このように、技術協力と無償資金協力を組み合わせ、かつ特定地域に集中して支援を行うことにより費用対効果の高い成果があった。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ○そのまま継続 内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

高いHIV/AIDS感染率をはじめとする保健医療に関する多くの課題に対して支援する意義は高いものの、国別援助計画改定に併せ、内容の見直しを行う。

【事務事業名】③均衡のとれた経済構造形成の努力に対する支援

【事務事業の概要】

経済活動を支えるインフラ整備支援、中小企業の育成のための協力。

【有効性（具体的成果）】

平成17（2005）年4月に拡大HIPC（重債務貧困国）イニシアティブ完了時点に到達したことにより、我が国をはじめとする主要債権国による債務削減が行われ、ザンビアの財政状況を好転させた。また、ルサ

カ市の道路整備計画を通じて首都の交通網を整備し、我が国の国旗を用いた広告看板も随所に見られ現地での高い認知度と評価が得られている。さらに、「南南協力を通じた貿易・投資促進プロジェクト」によって海外民間直接投資の促進を行っている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

持続的成長を下支えしていくために、ザンビアの経済インフラ整備とともにソフト面でも支援をしていく意義は高い。今後の支援については、国別援助計画改定に併せ、内容の見直しを行う。

【事務事業名】④自立発展に向けた人材育成・制度構築

【事務事業の概要】

初等・中等教育関連施設の整備、職業訓練、行政能力向上に資する人材育成等への支援。

【有効性（具体的成果）】

「ルサカ市小中学校建設計画」（2004～2006）を通じて首都の学校数の増加に寄与した。また、ソフトの技術協力による支援として「SMASTE理科研究授業支援プロジェクト」（2005～）を実施中であり、教師の再訓練等に貢献している。さらに、平成14（2002）年から平成16（2004）年までに15名のシニアボランティアを派遣し、ザンビアの若年技術者の能力向上に協力している。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

無償・技協の連携による教育をはじめとする人材育成は効果を上げており、支援の必要性が認められるものの、国別援助計画改定に併せ、内容の見直しを行う。

【事務事業名】⑤域内相互協力の促進

【事務事業の概要】

南部アフリカ地域全体に裨益する効果的な経済協力。

【有効性（具体的成果）】

ケニアで実施している教員再教育プロジェクト「中等理数科教育強化計画」での研修にザンビア人研修員15名を参加させ、第三国研修を行った。また、「ザンビア・イニシアティブ地域における農村開発プロジェクト」（2006～）を通じ、アンゴラ難民の受け入れ地域である西部州において在住難民と地域住民を対象に農業を軸とした支援を行っている。なお、現在ジンバブエの政治経済状況が不安定であるため、域内協力が主要な課題とはなり得なかった。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

南部アフリカ地域を念頭においた域内協力は分野横断的課題であり、事業を検討・実施していく上で反映させる必要があり、国別援助計画改定に併せ、内容の見直しを行う。

【評価をするにあたり使用した資料】

第三者評価「ザンビア国別評価報告書」

資料は、外務省ODAホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html>)をご覧ください。

VI-5 対マダガスカル国別援助政策

【事務事業名】①農業開発及び環境開発（重点分野1-①、1-③に対応）

【事務事業の概要】

農薬・肥料・農機具の供与、農業機械訓練施設の整備、農村開発計画、植林計画、農業技術の普及等

【有効性（具体的成果）】

我が国は、貧困農民支援を通じた肥料の供給を継続的に実施しており、全国的な農産物の収量等に貢献してきたものと評価できる。主要穀倉地帯の一つであるアロチャ湖地方では、「流域管理及び農村開発計画調査」（開発調査）が進行中である。右開発調査では、農業生産基盤強化、流域管理強化、森林資源改善に係わるパイロット・プロジェクトを実施中であり、マダガスカル側から今後の事業化への期待が寄せられている。また、農業分野では、インドネシア人専門家がマダガスカルに派遣され（アジア・アフリカ協力）、小規模農民に対し自ら作製・修理が可能な農機具の開発指導を行っている等、適正な農業技術の移転に貢献している。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

同国の基幹産業かつ高いポテンシャルを有する農業分野の開発について環境にも配慮しつつ支援を行う意義は高いものの、援助計画策定に併せ内容の見直しを行う。

【事務事業名】②水産開発（重点分野1-②に対応）

【事務事業の概要】

「エビ養殖開発センター」の建設・整備、養殖振興に関する技術協力、専門家派遣

【有効性（具体的成果）】

我が国は、エビ漁業の代表的な拠点であり、また、人口の7割近くを貧困層が占めるマジunga地方に対し、「エビ養殖開発センター」の建設（無償資金協力）と養殖能力強化事業（技術協力）を実施してきた。また、農業・牧畜・水産省へ水産行政アドバイザーも派遣している。我が国のこうした取組は、マダガスカルの水産業振興、外貨獲得、貧困削減に貢献していると評価できる。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

同国における食糧自給、雇用創出、所得向上を目指し、水産業の発展に資する支援を行う意義は高いものの、援助計画策定に併せ、内容の見直しを行う。

【事務事業名】③保健・医療事情の改善（重点分野1-④に対応）

【事務事業の概要】

地方基幹病院の整備、医療機材供与、母子保健施設の整備、母子保健改善のための技術協力、感染症対策

【有効性（具体的成果）】

保健医療分野においては、地方基幹病院の整備・強化、母子保健、感染症（マラリア）予防の分野で無償資金協力及び技術協力を実施している。日・仏の協調で支援が行われたマジュンガ大学病院センターに関しては、我が国が無償資金協力により機材整備を行い、フランスが病院運営・医療技術面からの技術協力を実施するという双方の優位性を生かした協調が行われ、プロジェクト終了後に行われた合同評価でその有効性が確認されている。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ○そのまま継続 内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

保健・医療の改善は、同国計画の中でも急務の課題として位置づけられており、特に母子保健及び地域保健医療の改善を支援していく意義は高いものの、援助計画策定に併せ、内容の見直しを行う。

【事務事業名】④安全な水へのアクセス改善（重点分野1-⑤に対応）**【事務事業の概要】**

水供給施設の整備、水供給計画の策定、行政・住民の能力強化等

【有効性（具体的成果）】

我が国は、マダガスカル南部、南西部で無償資金協力による地下水開発、及び南部での水供給計画の検討、行政・住民に対する人材育成・運営能力向上を目標とした南部地域における自立的・持続的飲料水供給に係る調査（開発調査）を実施している。南部・南西部地域は年間降水量も少なく、公共水道も未発達なため特に安全な水へのアクセスが制限されている。この地域における我が国の支援は、飲料水へのアクセス向上というマダガスカル側の目標の達成に貢献してきたものと評価できる。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ○そのまま継続 内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

安全な水のアクセス人口は特に農村部で低く、引き続き飲料水の確保と衛生環境改善への支援を行っていく意義は高いものの、援助計画策定に併せ、内容の見直しを行う。

【事務事業名】⑤初等教育へのアクセス改善（重点分野1-⑥に対応）**【事務事業の概要】**

小学校・中学校建設・増設・改修、機材供与、専門家派遣

【有効性（具体的成果）】

教育分野では、一般無償資金協力及び草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた小学校建設及び機材供与を実施しており、就学率及び修了率の向上に見られるように、初等教育へのアクセスを保証するというマダガスカル側の開発目標の達成に貢献している。また、マダガスカル政府関係者には、建設された設備は高品質で耐久性が高いと評価されている。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ○そのまま継続 内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

国家計画において「国民全てへの教育」が優先課題である同国において、引き続き初等教育への支援の意義は高いものの、援助計画策定に併せ、内容の見直しを行う。

【事務事業名】⑥民間セクター開発・貿易投資促進（重点分野2に対応）

【事務事業の概要】

道路・橋梁建設、専門家派遣

【有効性（具体的成果）】

我が国は、民間セクター開発、貿易・投資の促進に資する経済インフラ整備の一環として、無償資金協力を通じ、南部から国土を縦断し首都へ繋がる国道七号線と、東部のトアマシナ港と首都を繋ぐ国道二号線を効率的に接続するバイパスの建設事業を実施した（平成18（2006）年完工）。このバイパスの完成により、交通量の増大と車両の大型化により悪化している首都の交通渋滞の緩和、穀倉地帯・鉱業生産地と輸出港間の物流効率化など広範囲な経済効果が見込まれる。

また、適切な貿易・投資の促進策を助言するための大統領府経済開発顧問として、平成18（2006）年4月からJICA専門家を1名派遣している。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

経済成長を通じた貧困削減達成のために、民間セクター開発や貿易・投資の促進が重要であり、政策策定、制度整備、経済インフラ整備を重視した支援の意義は高いものの、援助計画策定に併せ、内容の見直しを行う。

【評価をするにあたり使用した資料】

第三者評価「マダガスカル国別評価報告書」

資料は、外務省ODAホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html>)をご覧ください。

VI-6 農業・農村開発に関する我が国の援助政策

【事務事業名】①農業関連政策立案支援

【事務事業の概要】

開発途上国における自国の国家レベルにおける農業及び食糧需給の状況を的確に捉え、それらに即した適切な農業政策を立案するための支援を行う。

【有効性（具体的成果）】

我が国の灌漑稲作主体の農業体系と類似している国に対して、食糧安全保障政策立案に向けた技術協力を実施している。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

政策・制度への支援は、農業生産性の向上、食糧安全保障、農民の生計向上、全てに関わる支援であり重要。農民が直接的、間接的に行政サービスを受可以享受できるよう政策立案への支援を引き続き実施する。

【事務事業名】②灌漑や農道等の生産基盤の強化のための支援

【事務事業の概要】

技術協力、円借款等を通じて灌漑開発事業支援、農村道路整備、橋梁の建設・改修を実施することにより、農業生産性の向上、生計向上を促すもの。

【有効性（具体的成果）】

灌漑施設の整備により、特にタイ、ガーナでは米や主要食糧作物の生産性が向上した。例えばタイでは、灌漑事業開始前の収量数が一期作で350キロ/1600平方メートルから、プロジェクト後には、三期作となり、平均収量は900-1000キロ/1600平方メートルに増加した。また、道路の建設・舗装により、雨期には洪水によって通行出来なかった道が通行可能になったケースも見られるなど、生活・ビジネスの利便性向上に貢献した。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

農業生産を行う上で、水の適切な利用は重要である。安定的な水の確保は農業生産性の向上に直接繋がるほか、農業用水だけではなく農村の多目的用水の確保を通じて、生活環境の改善にも繋がることから、今後とも継続していくことが重要。

【事務事業名】③生産技術の普及及び研究開発のための支援

【事務事業の概要】

適正な技術開発、普及は農業生産性の向上及び食糧安全保障に欠くことが出来ないことから、作物の品種改良、栽培技術の改善、食品安全、動植物検疫等のための支援を行う。

【有効性（具体的成果）】

家畜疾病防除計画の実施により、被援助国への支援のみならずその周辺国への第三国研修が実現され

た。また、関係国の必要機材を低費用で修理することが可能になる等、費用対効果が高かった。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

国境を越えた人や食物、家畜の移動が増大する中で、有害な病害虫等の侵入を防ぐことは重要であり、食品安全、動植物検疫等の分野における支援は引き続き重要である。

【事務事業名】④住民組織の強化のための支援

【事務事業の概要】

農村金融や、住民参加型農村開発支援により、農村住民の開発への参加を確保すると共に、継続的な農業生産向上や生計向上を目指すもの。

【有効性（具体的成果）】

農村金融を通じて、女性たちが、親類縁者以外の男性に対して物怖じせず話ができるようになったという回答が得られる等、女性のエンパワメントに貢献した。また、住民参加による水路建設・水管理のパイロットプロジェクトの実施により、建設計画策定、意志決定プロセスへの参加、工事管理も含めた農民参加が促進され、相手国政府にも高く評価されている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

持続可能な開発を実現するためには、開発の計画段階から農民が参加すること、農業施設の維持・管理や水利用を農民自身が行うことが重要である。農業施設の維持・管理を農民自身が行うことを目的とした農民組織化支援等、引き続き我が国の知見を活用した支援を行う。

【評価をするにあたり使用した資料】

第三者評価「農業・農村開発に関わる我が国ODAの評価報告書」

資料は、外務省ODAホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html>)をご覧ください。

VI-7 地球的規模問題への取組（環境・森林保全）に関する我が国の援助政策

【事務事業名】①環境問題への取組に関する能力の向上

【事務事業の概要】

途上国関係者の環境問題への取組に関する能力向上のための人材育成支援。的確な環境監視、政策立案、制度構築、機材整備などに対する協力。

【有効性（具体的成果）】

多くの案件で乾燥地や荒廃地への植林についての技術面や施工面での技術移転を行った。砂漠などの乾燥地での植林に適した種子・苗木の生産の支援、植林・土壌流出防止などの技術向上を支援するプロジェクトも実施している。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

長期的な管理を必要とする森林保全の分野においては、途上国の政府関係者や地域住民の参加が極めて重要である。今後も継続して森林管理の知識・技術等の向上を支援することが有益である。

【事務事業名】②環境要素の積極的な取り込み

【事務事業の概要】

我が国が策定する開発計画やプログラムなどに環境保全の要素を組み込むとともに、適切な環境社会配慮が実施又は確認された途上国の事業に対し協力を行う。

【有効性（具体的成果）】

ODA大綱では、地球温暖化をはじめとする地球的規模の問題への取組が重点課題として位置づけるとともに、「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」（2002）や「京都イニシアティブ」（1997）を上位政策として打ち出し、これらの指針も踏まえた案件形成を行っている。またJICA及びJBICではそれぞれの環境社会配慮ガイドラインに基づいて環境社会配慮が実施されているかを確認している。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

森林保全、植林事業の環境社会影響は通常あまり大きくない。植林と併せて住民の生活向上のためのマイクロファイナンス（小規模融資）を実施すること等により、自然環境及び社会環境の改善が期待される。

【事務事業名】③我が国の先導的な働きかけ

【事務事業の概要】

政策対話、各種フォーラムなどの適切な協力方法を通じて途上国の環境意識の向上を図り、環境問題に対する取組を奨励する。

【有効性（具体的成果）】

我が国は、「京都イニシアティブ」（1997）や「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」（2002）等を打ち出し、国際社会での環境保全、森林保全への取組に先導的な働きかけを行っている。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

地球環境問題は、貧困等現在開発途上国が直面している問題と比べ、後回しになりやすく、その重要性についての意識向上等を今後も積極的に行っていく。森林保全分野の支援に関しては、インドの事例では、植林による長期的便益の確保と短期的な生活改善を組み合わせる事業を支援するとの日本の意向を明確に示して植林事業に取り組んでいる。事業の意義について両国関係者間で共通の認識が形成され、有意義である。

【事務事業名】④総合的・包括的枠組みによる協力

【事務事業の概要】

地域レベルや地球規模の環境問題の解決のために、多様な形態の協力を効果的に組み合わせる総合的・包括的枠組みによる協力を実施する。

【有効性（具体的成果）】

環境・森林保全分野での異なる援助スキーム間の連携については多くの事例で確認されている（第三者評価の対象55件中17件）。中国山西省での植林事業の事例では、①技術協力で植林の適正技術の開発と人材の育成がなされ、②それを活用して無償資金協力で日本の専門家主導での植林の実施体制を構築し、③有償資金協力によって日本の専門家なしで中国側が主体的に植林事業を行う、といった各スキームの特徴を効果的に生かしながら段階的に実施するなど、包括的な取組を行った。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

効果的な援助スキーム間の連携がなされており、今後とも継続していくことが重要。

【事務事業名】⑤我が国が持つ経験と科学技術の活用

【事務事業の概要】

我が国が環境問題を克服してきた経験・ノウハウや複雑化する環境問題に対する科学技術を活用した途上国支援を行う。

【有効性（具体的成果）】

JICAやJBICの調査団の一員として国内省庁関係者や大学の研究者等を参画させ、我が国が持つ経験と科学技術を活用する取組を行っている。また、各プロジェクトの実施にあたっては、砂漠などの乾燥地での植林に適した種子・苗木の生産の支援、植林・土壌流出防止などの技術向上といった、我が国が持つ経験と科学技術を活用する取組を行っている。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

森林管理・施工に関するきめ細かな日本のノウハウが事業成功に有益であり、今後とも継続していくことが重要。

【評価をするにあたり使用した資料】

第三者評価「地球的規模の問題への取組（環境・森林保全）」

資料は、外務省ODAホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html>)をご覧ください。

VI-8 地域協力（中米地域）に関する我が国の援助政策

【事務事業名】①複数国に跨る広域的な援助の実施

【事務事業の概要】

複数の国を対象に、地域機関に対する直接的な支援、地域機関を「窓口」とした支援、地域機関との合意を得た、域内複数国への支援等を各種分野にて実施。地域機関を「窓口」とし、各国に対して実施した協力では、地域別特設研修事業や技術協力プロジェクト、具体的には防災分野における地域別研修「中米防災対策」、また、「中米広域防災実施体制強化」のための中米防災センターへの個別専門家の派遣が行われた。

【有効性（具体的成果）】

域内の主要設備であるインフラ整備への支援により、域内物流を促進し、各ドナーが同地域の優先課題としている「自由貿易や開放経済の推進」を促進させることにも役立った。また、各国間の技術者や関係者のネットワークを強化し、人的交流を活性化する効果のある技術協力を活用したことにより、域内の人的交流に資する成果が得られた。更に、中米各国を各案件の拠点として支援を実施した結果、拠点となった域内の後進国の自信を喚起し、その国の自立や発展、格差是正を促すことにより、域内の他の国々との足並みが揃い、域内統合が深化される方向に向かうことにも貢献する等、「地域の安定」をもたらしている。特に防災分野においては、我が国の対地域協力支援は有効であることが先方政府からも確認された。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

ODA全体の予算が低減する中、本事務事業は言語、歴史、文化を共有する中米諸国に対する効果的な援助手法であることから、今後とも地域統合の推進に資する協力を行っていく。

【事務事業名】②ODAの効果的・効率的な運用の観点から、他ドナーとの連携の強化

【事務事業の概要】

防災対策、インフラ整備、感染症対策、算数指導力向上への支援等、地域機関を「窓口」とした支援及び地域機関との合意を得た域内複数国への支援を実施している。

【有効性（具体的成果）】

災害への支援等、各ドナーの目的意識が一致した支援において、援助協調が進展したことが確認された。感染症対策、算数指導力向上においては、協力の企画段階から相互補完を目的とした連携が実施される一方で、我が国の協力により得られた成果品の普及への取組においても連携が見られる国もあり、様々な形でのドナー協調が追求された。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
(理由と今後の方針)

我が国ODA全体の予算が低減する中、効率性を高めることがより必要とされており、本事務事業はドナー協調を通じ、一層効率的な支援を実施することに役立つ。現地ODAタスクフォースと他ドナーとの意見交換と情報交換を進め、連携強化に努める。

【事務事業名】③地域の共通課題への取組支援**【事務事業の概要】**

感染症対策、算数指導力向上への支援、港湾建設、固形廃棄物総合管理等、特定の国に対する協力成果を近隣国に普及、伝播することを目的とした技術協力プロジェクト等を実施している。

【有効性（具体的成果）】

域内の主要設備であるインフラ整備への支援により、域内物流を促進し、中米統合や、各ドナーが同地域の優先課題としている「自由貿易や開放経済の推進」を促進させることにも役立った。また、各国間の技術者や関係者のネットワークを強化し、人的交流を活性化する効果のある技術協力を活用したことにより、域内の人的交流に資する成果が得られている。更に、中米各国を各案件の拠点として支援を実施した結果、拠点となった域内の後進国の自信を喚起し、その国の自立や発展、格差是正を促すことにより、域内の他の国々との足並みが揃い、域内統合が深化される方向に向かうことにも貢献する等、「地域の安定」をもたらしている。また、感染症対策支援に長期的に取り組むことにより、同地域の特定の感染症の撲滅が実現されつつある。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 **今のまま継続** ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国のODA予算全体が低減する中、本事務事業は効果的な援助手法となっている。我が国の支援が効果をあげ現地で評価を受けている分野でもあり、今後、フォローアップや広報にも力を入れる。

【評価をするにあたり使用した資料】

第三者評価「地域協力への支援に関する我が国の取り組みの評価報告書」

資料は、外務省 ODA ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html>) をご覧ください。

VI-9 体制の強化による効果的・効率的な国際協力の実施

【事務事業名】① 実施体制強化事業

【事務事業の概要】効果的・効率的なODAを行うため、その実施の体制について強化する。

【有効性（具体的成果）】

戦略的ODAの活用を実施するための司令塔、政策立案、実施のそれぞれの機能を強化することで、我が国の援助をより効果的・効率的に実施するための体制を強化した。

具体的には以下の事項を行った。

(1) 総理官邸の海外経済協力会議を頂点とする、ODA戦略・企画立案・実施の一体的運用体制の整備

平成18年4月、我が国の海外経済協力（政府開発援助、その他政府資金及びこれらに関連する民間資金の活用を含む。）に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済援助の効率的な実施を図るため、内閣に内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣を構成員とする海外経済協力会議が設置された。平成18年度中に海外経済協力会議は7回開催され、アジア、中国、インド、イラク、資源・エネルギー、貿易・投資、ODAについての量及び質、対日理解の促進等に関する海外経済協力について審議された。

(2) 二国間・多国間連携の強化を含め、外務省の企画立案機能強化を意図する国際協力企画立案本部の設置及び国際協力局の創設

外務省が担うODAの企画立案機能を強化するため抜本的な体制強化を行い、平成18年4月に外務大臣を長とする国際協力企画立案本部を設置するとともに、同年8月、旧経済協力局と旧国際社会協力部の関連部局を合わせ、国際協力局へと組織を大幅に編成替えした。国際協力企画立案本部は、随時開催され、イラク、貿易・投資、アジア、アフリカ、中央アジア、中南米等について審議された。

(3) 3援助手法のJICAへの統合を決定（「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（JICA法改正法）成立）

今般のODA改革を受け、平成18年の臨時国会（第165回国会）においてJICA法改正法が成立した。これにより、平成20年10月に発足する新JICAは、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の3つの援助手法を一体的に実施することとなる。新JICAは資金規模からみて世界有数の援助実施機関となる。また、調査や案件形成・実施の段階で援助手法間の連携が有機的に促進され、より効果的・効率的な援助の実施に資する。また、3つの援助手法に総合的に精通した人材が育成されることが期待される。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

ODAは外交の重要な手段であり、様々なODA事業を積極的に展開してきているが、ODA大綱及び中期政策に基づき、一層効果的・効率的なODAの実施に資するための体制整備を行う必要があるため。

【事務事業名】② NGOとの連携強化事業

【事務事業の概要】効果的・効率的なODAを行うため、NGOとの連携を強化する。

【有効性（具体的成果）】

以下の事項を行った。

(1) NGOが参加可能なODA事業の拡充及び新たなNGOの能力強化

ODA実施体制の一層の強化のため、今後5年間でNGOが参加可能なODA事業を飛躍的に増大させることを目的として、NGOが参加可能なODA事業を拡充しつつ、新たなNGOの能力強化を図る。

具体的には従来の各種事業に加え、追加的に主に以下の事業を予算化し、平成 19 年度より実施予定。

(主な NGO が参加可能な ODA 事業の拡充)

- ・ 草の根技術協力の拡充
- ・ 民間提案型プロジェクト形成調査の新設

(主な能力強化事業)

- ・ NGO 長期スタディ・プログラム (NGO 中堅職員向け)
- ・ 国際協力人材インキュベーション・プログラム (NGO 若手職員向け、JICA 事業)
- ・ NGO 効果検証プログラム

(2) 「NGO 連携タスクフォース」の設置

上記 (1) の事業を局横断的に推進する取り組みとして、国際協力局内に設置。

(3) 「国際協力広報連携タスクフォース」

NGO との広報における連携強化を目的として設置し、広報パンフレット作成、NGO 広報 TV 番組放映等の所定の目的を達成の後、解散。

(4) NGO を中心としたマルチ・バイ連携の拡充と NGO の能力強化推進

(イ) 南部スーダンにおいて緊急人道支援活動を実施する日本の NGO 5 団体に対し、ジャパン・プラットフォームを通じ政府資金による事業実施経費を供与。日本 NGO 5 団体は活動現場において事業展開能力を実証し、諸国際機関 (UNHCR、WFP、UNICEF) との事業連携を推進。

(ロ) 国際機関との定期協議等の機会を利用し、日本 NGO との事業連携に対する働きかけ。

(ハ) 在京の国際機関事務所と関心を有する日本の NGO との間で、事業連携に向けた各種セミナー、シンポジウムを開催。

(5) 「NGO 職員受け入れ研修プログラム」の実施

「NGO インターンシップ・プログラム」が平成 14 年に創設されて以来、現在まで約 80 名の当省職員が NGO へ派遣され勤務した実績があるが、逆に外務省が NGO 職員を研修生として短期間受け入れるプログラムを本年 4 月に実施。

(6) NGO との活発な意見交換の実施

「NGO・外務省定期協議会」(年 7 回)等の開催を通じ NGO の声に耳を傾けると共に、NGO の能力強化等に関する活発な意見交換を実施。

【事業の総合的評価】

拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

ODA 実施体制の一層の強化のため、今後 5 年間で NGO 参加型事業を飛躍的に増大させることを目的とした「NGO との連携強化に向けた 5 カ年計画」の下、NGO 参加型事業を拡充しつつ、NGO の能力強化を図ることなど、取り組みを行う必要があるため。

【評価をするにあたり使用した資料】

「ODA の点検と改善 2006」(外務省)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

外務省

Ministry of Foreign Affairs

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>